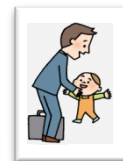


平成 27 年度～平成 31 年度

静岡市子ども・子育て支援プラン

静岡市は子どもをたいせつにします



平成 27 年 3 月

静岡市

はじめに

静岡そして世界の未来を創る子どもたちが、健やかに、たくましく、しなやかに生きる力を持ち育つことは、私たち市民が共有する願いです。輝く未来を切り拓くため、すべての子どもたちがすくすくと笑顔で成長できるよう、また、子どもを生み育てることに安心と喜びを感じることができるよう、私たちの総力を結集して子ども・子育て支援をはじめとする取組を推進しなければなりません。

静岡市では、平成27年度からの国の「子ども・子育て支援新制度」のスタートを機に、これを最大限活用して子ども・子育て支援を充実させていくため、新たに「静岡市子ども・子育て支援プラン」を策定しました。

このプランでは、私が子ども施策を考える際に基本としている「子ども本位」の視点、すなわち「100センチの目線から物事を考える」ことを大切にしています。例えば、子ども目線で見れば、小学校入学前の生活や学びの場が、親の就労状況によって幼稚園と保育園に分かれており、親の働き方が変わると園を変わらなければならないのは不思議なことです。そのため、やはり新制度の認定こども園が望ましいと考えました。このように、子ども本位の視点に立って今後の静岡市の子ども・子育て支援の充実の方向性を決めました。

この新プランのポイントは、「ひろげる、つなげる、ささえる」の3つにまとめられています。「ひろげる」とは、ニーズに応じた支援を拡げていくこと―認定こども園の普及をはじめとした幼児期の教育・保育の推進です。「つなげる」とは、子どもの育ちに沿って支援をつなげていくこと―総合的な放課後子ども対策の推進です。「ささえる」とは、すべての子どもの育ちを支えていくこと―子どもの貧困対策の推進です。

今後、これらの取組を中心とした新プランに沿い、子ども本位の視点を大切に子ども・子育て支援を推進し、すべての子どもたちが将来に夢や希望をもって健やかに成長できるまち、子どもを生み育てやすいまちの実現に向けて取り組んでいきます。

最後に、計画策定に当たり、ご尽力いただいた静岡市子ども・子育て会議の委員の皆様、また、貴重なご意見をいただきました市民の皆様に、心から厚くお礼を申し上げます。

平成27年3月



静岡市長 田辺 信宏

目次

第1章 静岡市子ども・子育て支援プランについて	1
1 計画の趣旨と背景	1
2 計画の位置付け	2
3 計画期間	2
4 計画の対象	2
第2章 静岡市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題	3
1 子どもと家庭の状況	3
2 ニーズ調査結果からみた現状	18
3 市民意見提出手続（パブリックコメント）	53
4 前プランの評価	54
5 現状の課題	60
第3章 計画の基本的な考え方	61
1 基本理念	61
2 基本目標・施策目標	62
3 関係者の役割・責務	63
4 施策の体系	65
第4章 施策の展開	66
1 子どもの心身の健やかな育ちを支える環境づくり	66
2 子どもの「生きる力」をはぐくむ教育環境づくり	83
3 喜びと安心感をもって生み育てることができる環境づくり	90
4 子育てと仕事の両立を支援する環境づくり	101
5 地域全体で子どもと子育て家庭を支える環境づくり	110
第5章 子ども・子育て支援新制度の取組	145
1 提供区域の設定	145
2 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策	150
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策等	169
4 幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保と資質向上のための取組	203
第6章 計画の推進（PDCAサイクルの確保）	204
参考資料	205

第1章 静岡市子ども・子育て支援プランについて

第1節 計画の趣旨と背景

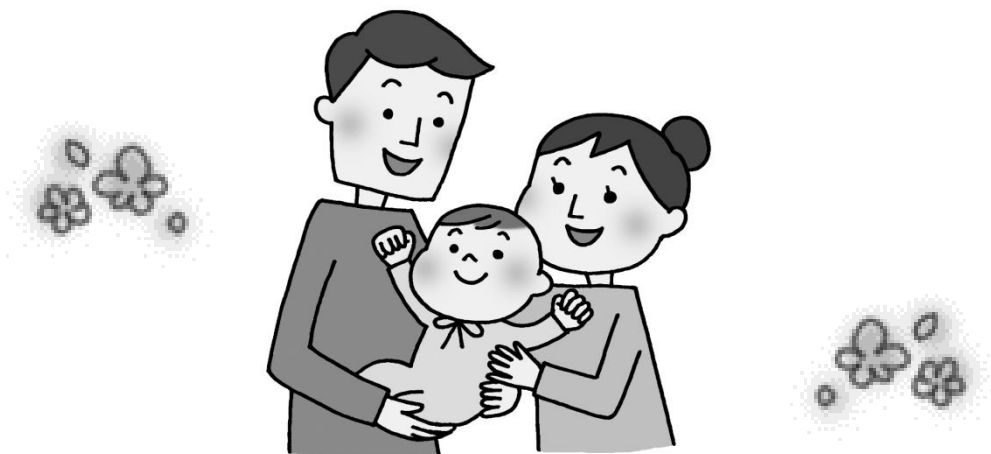
子どもは、社会の希望であり、未来をつくるかけがえのない大切な存在です。子どもが家庭や地域のぬくもり、豊かな自然環境の中でのびのびと育っていくこと、子どもを安心して生み育てることができること、子育てに生きがいを感じられるようになることは、社会全体の願いです。

しかしながら、現在の我が国では、子どもの数が減少する中、深刻な待機児童問題、子育て家庭の孤立感と負担感の増加、仕事と子育てとの両立の困難、非正規雇用の増加など雇用の不安定化、児童虐待や子どもの貧困の問題、女性の活躍促進のための環境整備の必要性など、子どもと子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化し、課題が山積しています。

こうした中、平成24年(2012年)には、幼児期の学校教育・保育(以下単に「教育・保育」といいます。)、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するために、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付の創設、認定こども園制度の改善、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実などを内容とする「子ども・子育て関連3法」(子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正法、児童福祉法の一部改正等関係法律の整備法)が制定され、平成27年4月から本格施行されることとなりました(子ども・子育て支援新制度)。

本市では、これまで「しずおか☆未来をひらく子どもプラン」(平成22年度~26年度)に基づき子ども・子育て支援施策を進めてきましたが、子どもと子育て家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ、山積する課題の解決に向けて、来年度からの子ども・子育て支援新制度の施行を機に、これまで以上に子ども・子育て支援に力を入れ、子育てしやすいまちを実現するため、新たな「子ども・子育て支援プラン」を策定することとしました。

静岡市では、この計画に沿い、すべての子育て家庭が安心して子育てができ、すべての子どもが健やかに成長することができるよう、子ども本位の視点に立ち、社会全体で支えていくまちづくりを進めてまいります。



第2節 計画の位置付け

本市では、本計画を次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけます。

また、本計画の一部を母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「静岡市ひとり親家庭等自立促進計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律の趣旨を踏まえた「静岡市子どもの貧困対策推進計画」として位置づけます。

本計画の目的を達成するためには、子ども・子育て支援のほか、教育、雇用・労働（ワーク・ライフ・バランスなど）、保健医療など分野を超えた取り組みが必要不可欠です。そのため、本市の基本計画であり、本計画の上位計画である「第3次静岡市総合計画」をはじめ、「第2次静岡市子ども・若者育成プラン」、「第2期静岡市教育振興基本計画」、「第3次静岡市男女共同参画行動計画」などの各分野の計画に基づく施策と連携を図りながら、施策の展開を図ります。

第3節 計画期間

本計画の期間は、平成27(2015)年度から平成31(2019)年度までの5か年とします。

26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度以降
計画策定	静岡市子ども・子育て支援プラン					次期計画策定
						次期計画

第4節 計画の対象

本計画は、市内のすべての子どもとその家族、地域・市民、事業主などを対象とします。本計画の内容は、静岡市が、認定こども園、幼稚園、保育所などの民間事業所、子育て支援団体、また、地域や企業などと密接に連携・協働して取り組んでいくものです。

また、計画において「子ども」とは、おおむね18歳未満の者を指しますが、本計画では主に小学生以下の子どもを、「第2次静岡市子ども・若者育成プラン」では小学生以上の子どもをプランの施策の主な対象として整理しています。



第2章 静岡市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題

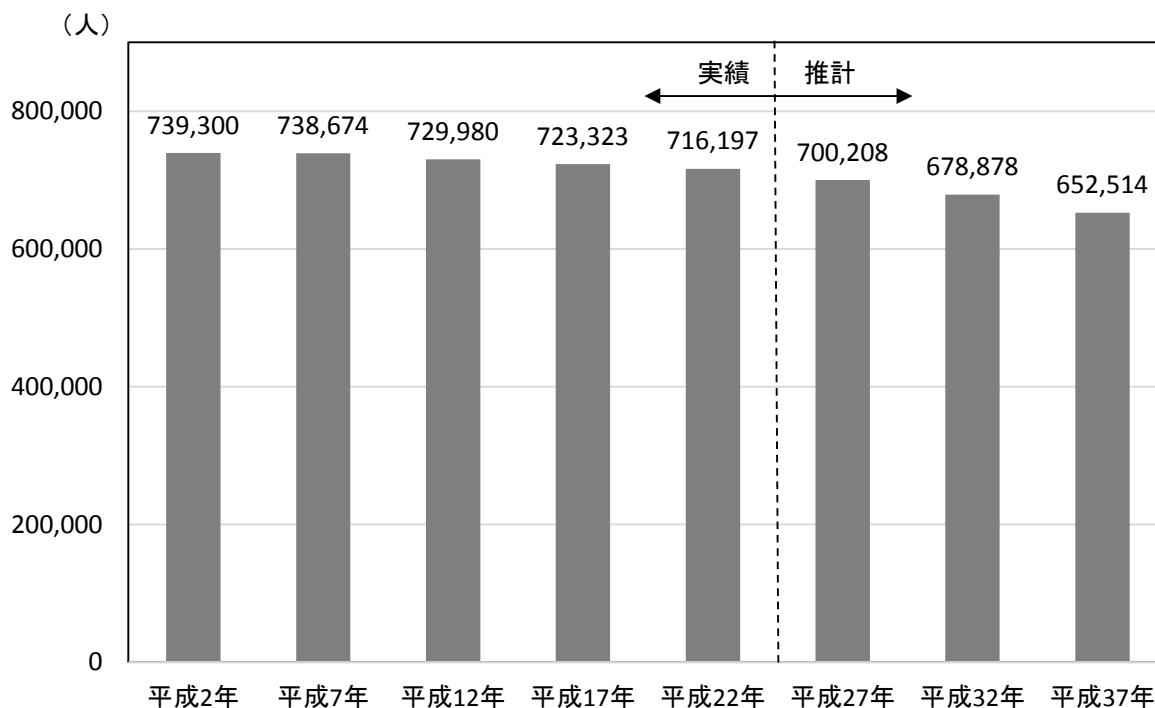
第1節 子どもと家庭の状況

1 人口の推移

本市は、平成15年（2003年）に旧静岡市と旧清水市が合併して70万人都市として新たに誕生し、平成17年（2005年）には指定都市となりました。その後、平成18年（2006年）に旧蒲原町、平成20年（2008年）に旧由比町と合併しましたが、人口は平成2年（1990年）をピークに減少し続けています。

今後も人口は減少傾向にあり、平成37年（2025年）には、約65万人になると推計されています。（図1参照）

〈 図1 静岡市の将来推計人口の推移 〉

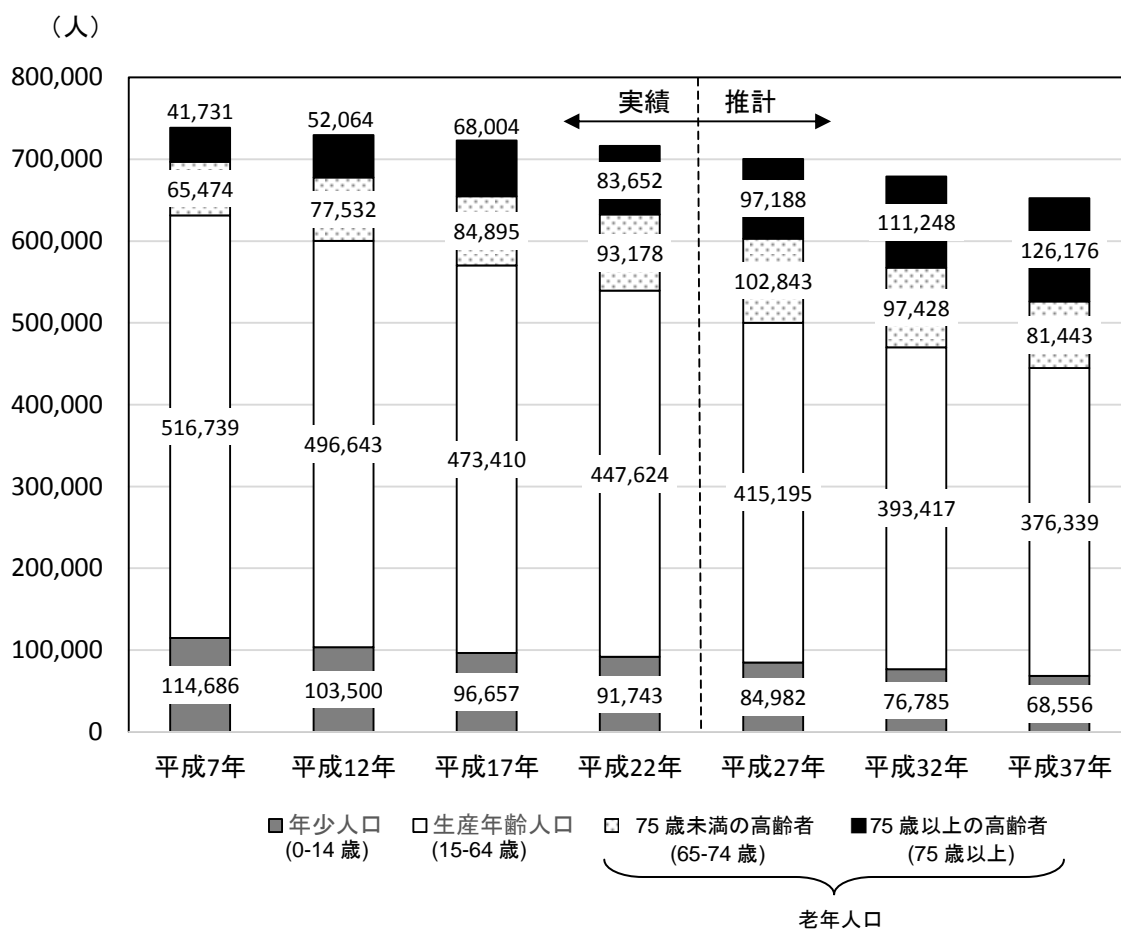


資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」を基に作成

また、年齢別（3区分）でみると、年少人口（0～14歳）は、平成7年（1995年）は114,686人で総人口の15.5%でしたが、平成22年（2010年）には91,743人と総人口の12.8%まで減少しています。今後も同様の傾向が見込まれており、平成37年（2025年）には年少人口は総人口の10.5%まで減少することが推計されています。

一方、老年人口（65歳以上）は、平成22年（2010年）は176,830人で総人口の24.7%でしたが、平成37年（2025年）には207,619人と総人口の31.8%にまで増加し、ますます少子高齢化が進んでいくことが推計されています。（図2参照）

〈 図2 静岡市の将来推計人口の推移（3区分別） 〉



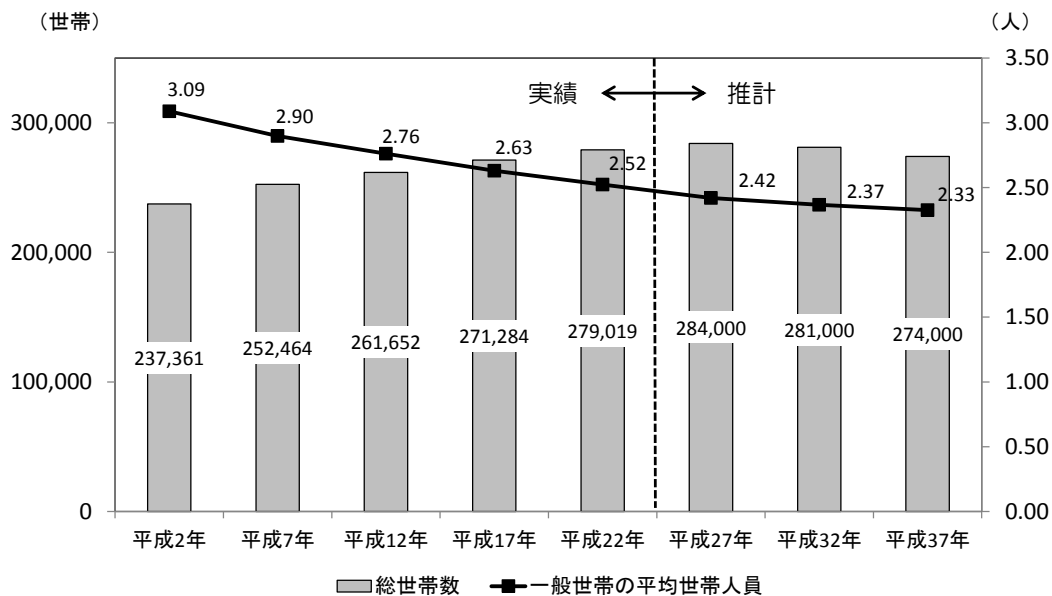
資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」を基に作成

2 世帯数の推移

本市の世帯数は、平成2年（1990年）から平成22年（2010年）にかけて毎年増加傾向にある一方で、平均世帯人員は減少傾向となっています。また、平成27年（2015年）以降では世帯数及び世帯人員ともに減少していくことが推計されています。（図3参照）

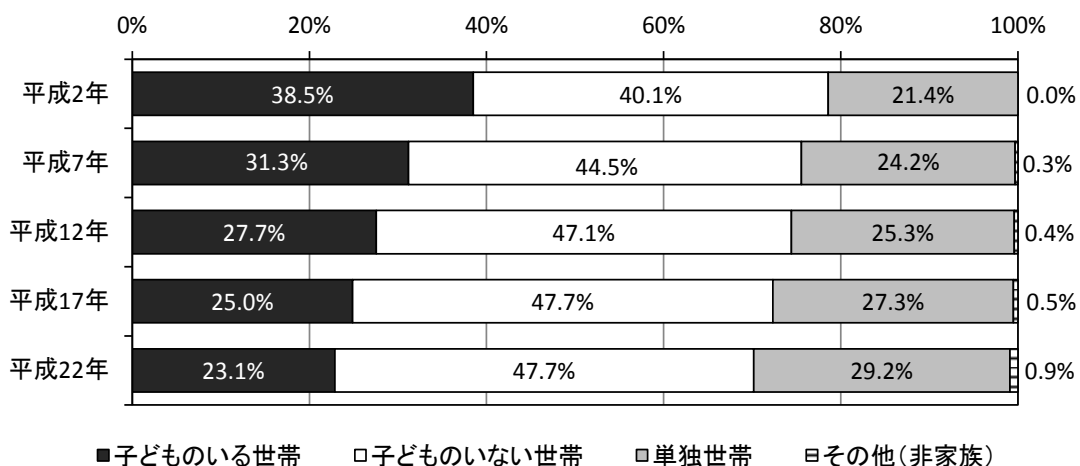
また、一般世帯の世帯構成をみると、子どものいる世帯の割合が減少しています。（図4参照）さらに、子どものいる世帯の構成では、核家族世帯の割合が増え、祖父母・両親・子どもで構成される3世代等の核家族以外の世帯の割合が減少しています。（図5参照）

〈 図3 世帯数と平均世帯人員の推移 〉



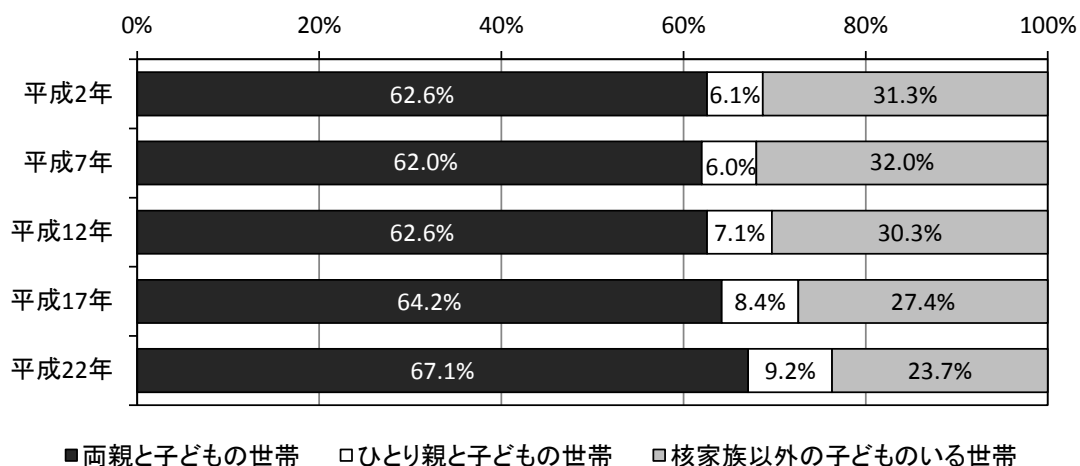
(注) 総世帯数：一般世帯のほか施設等の世帯全てを含む
 資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」を基に作成

〈 図4 一般世帯の世帯構成の割合 〉



(注) 子どもは18歳未満。また、施設等世帯は除く
 資料：総務省「国勢調査」

〈 図5 子どものいる一般世帯の世帯構成の割合 〉



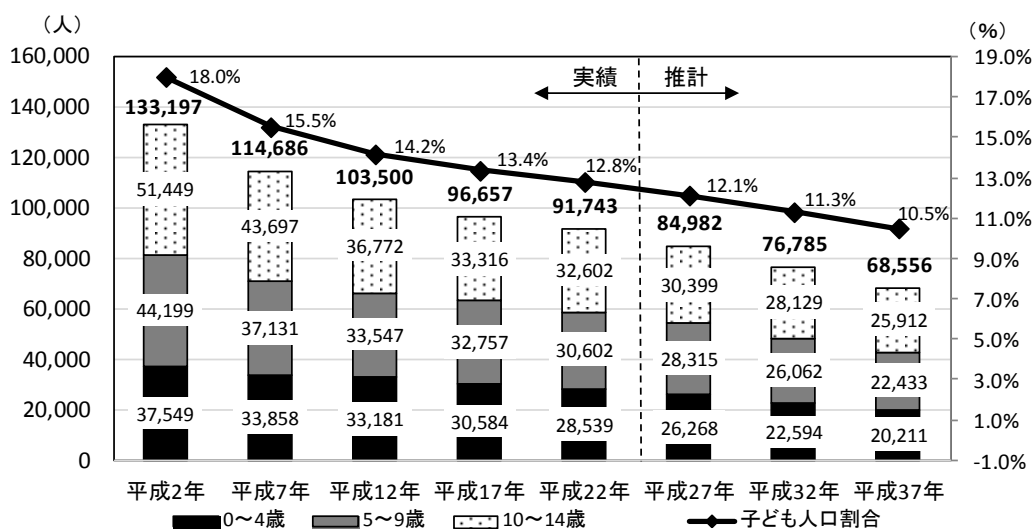
(注) 子どもは18歳未満。また、施設等世帯は除く
資料：総務省「国勢調査」

3 子どもの数の推移

本市の子どもの数(14歳以下)は、平成2年(1990年)の133,197人(総人口の18.0%)から平成22年(2010年)には91,743人(12.8%)まで減少しています。さらに平成37年(2025年)には68,556人(10.5%)まで減少することが推計されています。

また、年齢(5歳階級)別の子どもの数を平成2年と平成22年とで比較すると、0~4歳で△23.9%の減、5~9歳が30.7%の減、10~14歳で△36.6%の減となっており、年齢区分が高いほど減少割合が大きくなっています。今後は平成22年と平成37年の推計とで比較すると、0~4歳で△29.1%の減、5~9歳で△26.6%の減、10~14歳で△20.5%の減が見込まれています。(図6参照)

〈 図6 静岡市の子どもの数の推移 〉



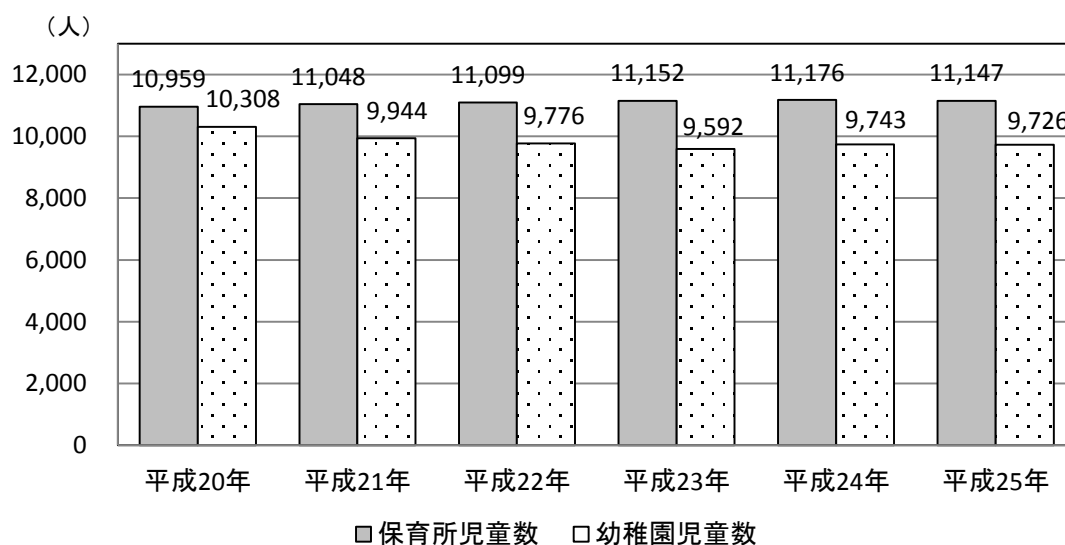
資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」を基に作成

4 保育所・幼稚園・学校の児童数・生徒数の推移

平成25年（2013年）における保育所の児童数は、平成20年（2008年）から微増しながら推移しています。一方、幼稚園の児童数は、平成22年以降、増減を繰り返していますが、平成25年（2013年）と平成20年（2008年）を比較すると、582名の減少となっています。（図7参照）

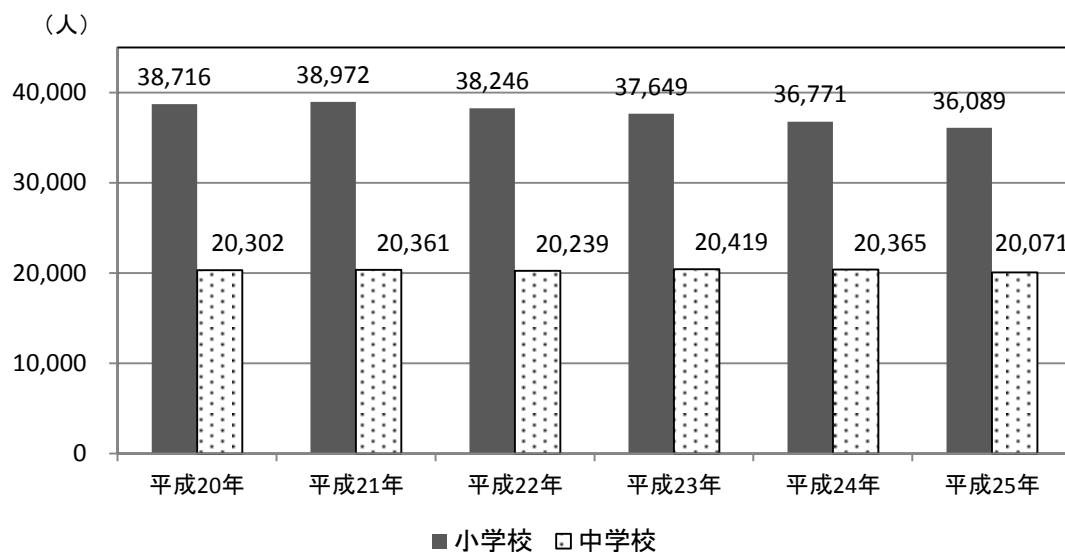
また、中学校の生徒数はここ数年は横ばいで推移していますが、小学校児童数は平成21年以降、減少傾向となっています。（図8参照）

〈 図7 保育所・幼稚園の児童数の推移 〉



（注）保育所児童数は各年4月1日現在、幼稚園児童数は各年5月1日現在
資料：静岡市「静岡市統計書」（平成24年版）、静岡市保育課

〈 図8 小学校・中学校の児童、生徒数の推移 〉



（注）市内にある国公私立小・中学校の児童数で、各年度5月1日現在の数値
資料：静岡市「静岡市の教育」

5 出生数の推移

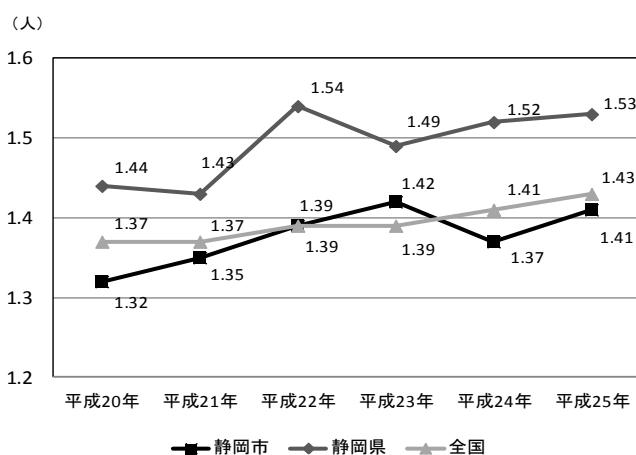
本市の合計特殊出生率は、県及び全国と比較して低い数値で推移しており、平成25年（2013年）は1.41（全国1.43）となっています。（図9参照）

出生数をみると、平成21年（2009年）から23年（2011年）では毎年5,800人程度でしたが、平成25年（2013年）には5,533人に減少しています。（図10参照）

また、人口自然増加率について各指定都市と比較してみると、本市の人口増加率は最も低い状況にあります。（図11参照）

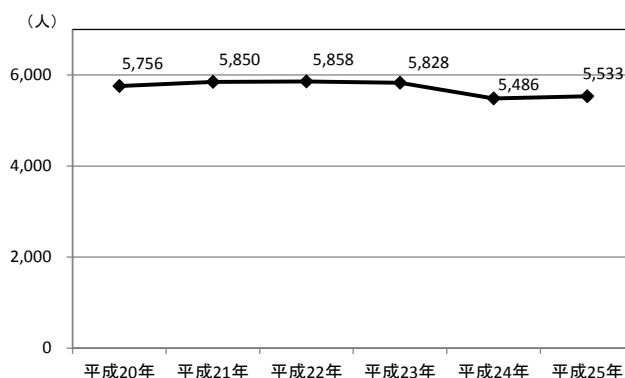
※合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別の出生率を合計したもので、一人の女性が平均して一生の間に何人の子どもを生むかを表している。合計特殊出生率が2.08を下回ると、人口は減少に転ずるといわれている。

〈 図9 合計特殊出生率の推移 〉



資料：厚生労働省「人口動態統計」等

〈 図10 出生数の推移 〉



資料：静岡市「静岡市統計書」

〈 図11 各指定都市の人口自然増加率 〉

(単位：人口千対)

指定都市	出生	死亡	自然増加	指定都市	出生	死亡	自然増加
札幌市	7.5	8.7	△ 1.2	名古屋市	8.6	8.9	△ 0.3
仙台市	9.1	7.6	1.5	京都市	7.6	9.4	△ 1.8
さいたま市	8.7	7.7	1.1	大阪市	8.4	10.2	△ 1.8
千葉市	7.9	8.0	△ 0.1	堺市	8.4	9.3	△ 0.9
横浜市	8.2	7.8	0.3	神戸市	7.9	9.6	△ 1.6
川崎市	9.9	6.9	3.0	岡山市	9.4	9.0	0.4
相模原市	7.8	7.2	0.6	広島市	9.4	8.2	1.3
新潟市	7.8	10.2	△ 2.4	北九州市	8.3	11.0	△ 2.6
静岡市	7.7	10.4	△ 2.7	福岡市	9.8	7.2	2.6
浜松市	8.8	9.5	△ 0.7	熊本市	9.6	8.7	0.9

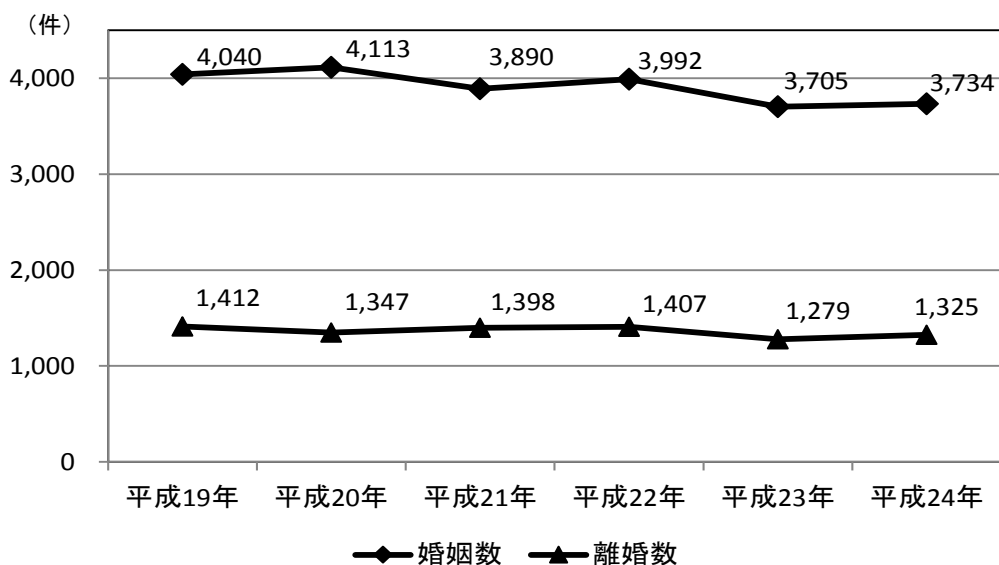
資料：厚生労働省「人口動態統計」（平成25年）

6 婚姻・離婚数の推移

本市の婚姻数は、平成20年（2008年）をピークに減少傾向にあり平成24年（2012年）は平成20年（2008年）と比較して379件減少しています。離婚数は増減を繰り返していますが、大きな変化は見られず、ほぼ横ばいとなっています。（図12参照）

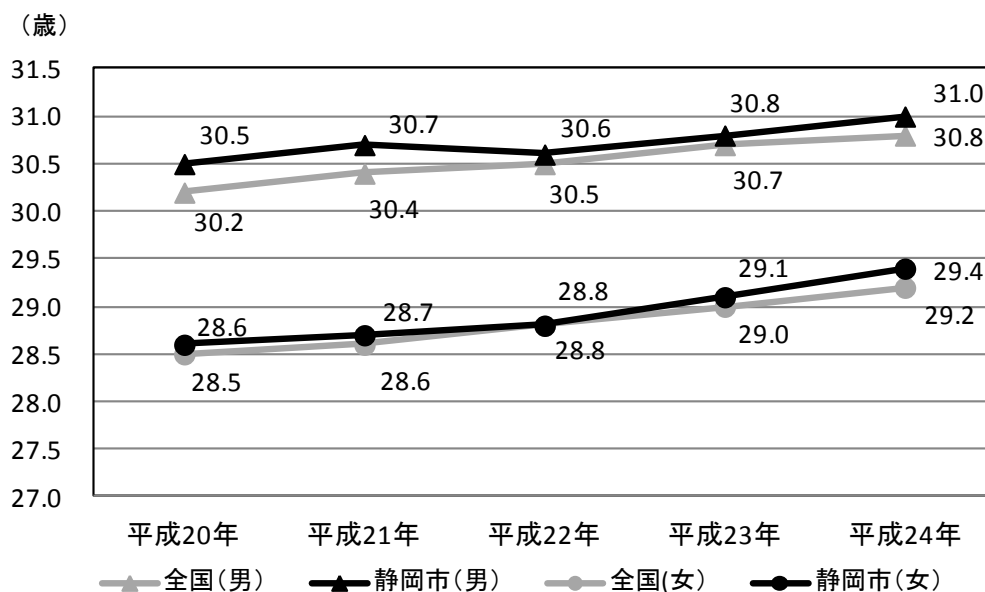
また、平均初婚年齢は、平成24年（2012年）では男性が31.0歳（全国30.8歳）、女性が29.4歳（全国29.2歳）となっており、全国と同様で男女とも上昇傾向にあり、晩婚化が進んでいます。（図13参照）

〈 図12 婚姻・離婚数の推移 〉



資料：静岡市「静岡市統計書」（平成24年版）

〈 図13 平均初婚年齢の推移 〉



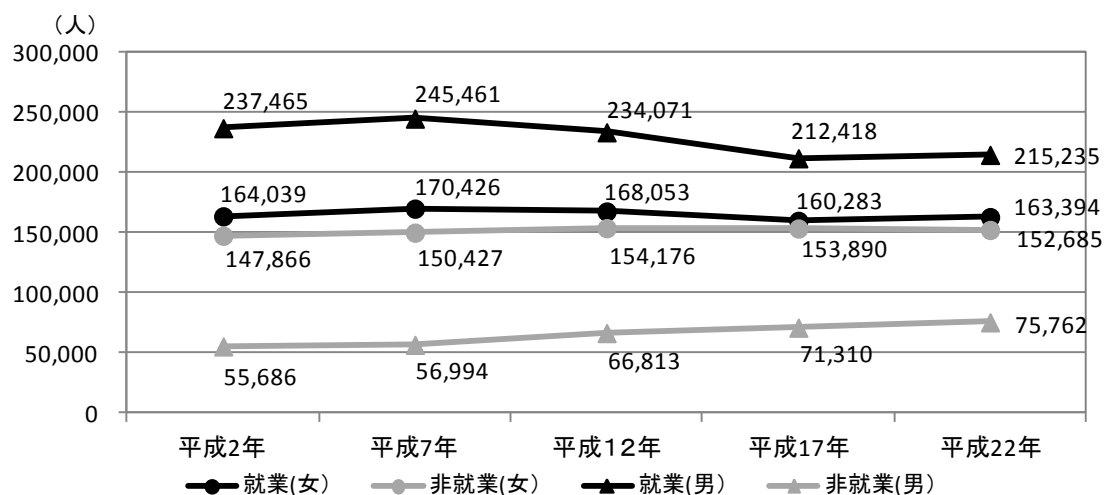
資料：厚生労働省「人口動態統計」

7 就業の推移

本市の就業人口は、平成7年（1995年）をピークに男女ともに減少しており、男女別にみると男性の就業・非就業の人口数が大きく離れているのに対して、女性の就業・非就業の人口数は同程度にあることが特徴として上げられます。（図14参照）

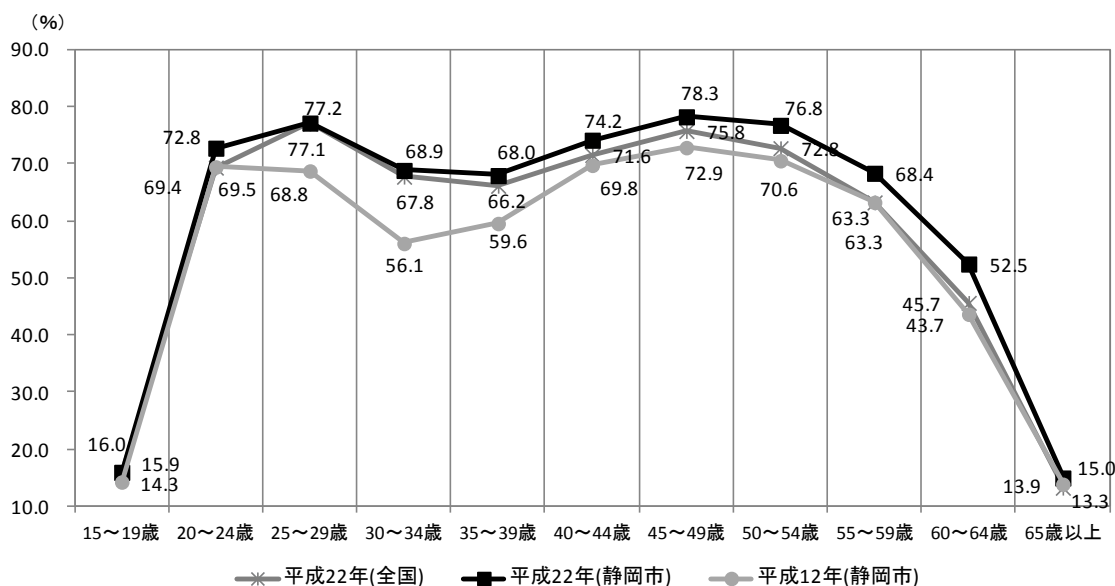
また、女性の年齢別就業率をみると、30代を谷とするいわゆるM字カーブとなっています。これは結婚・出産・育児等の要因により一旦離職した女性が、子育て等が一段落すると再び職に就くという傾向が背景にあるとされており、全国の動向と類似した傾向を示しています。M字の底は、平成12年（2000年）では30～34歳であったのに対して、平成22年（2010年）は35～39歳へと移っており、晩婚化が背景にあると考えられます。（図15参照）

〈 図14 就業・非就業人口の推移（男女別） 〉



（注）就業には、失業者（就職活動中）を含む
資料：総務省「国勢調査」

〈 図15 女性の年齢別就業率 〉



資料：厚生労働省「平成23年度版働く女性の実情」、総務省「国勢調査」

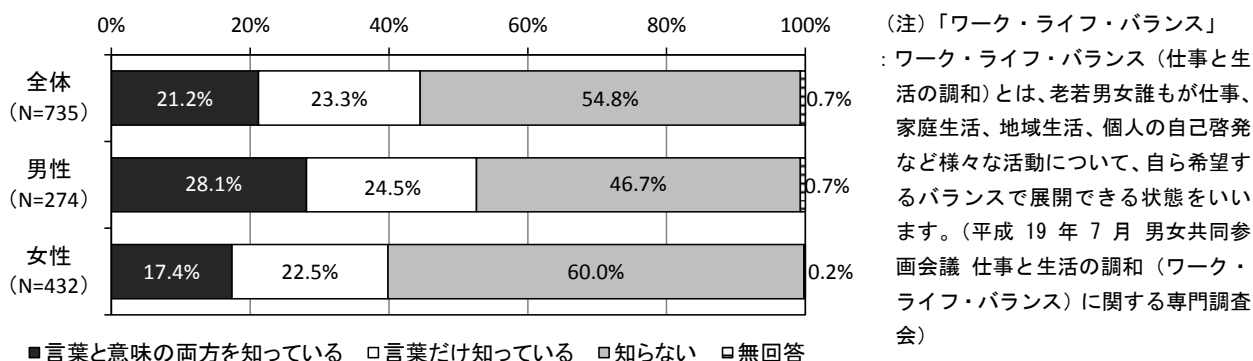
8 労働実態

仕事や生活に対する意識やニーズの多様化により、「ワーク・ライフ・バランス」（仕事と生活の調和）（※）の重要性が叫ばれていますが、その認知度はまだ低く、全体で「知らない」と回答した方が半数以上を占めており、男性より女性の認知度が低くなっています。（図 16 参照）

勤務先の「働き方の見直し」に関する取り組み状況では、「従業員の意見等を取り入れ、多少は取り組んでいる・積極的に取り組んでいる」が半数を占めていますが、「全く取り組んでいない」が 13.1%あるなど、未だ十分とは言えない状況となっています。（図 17 参照）

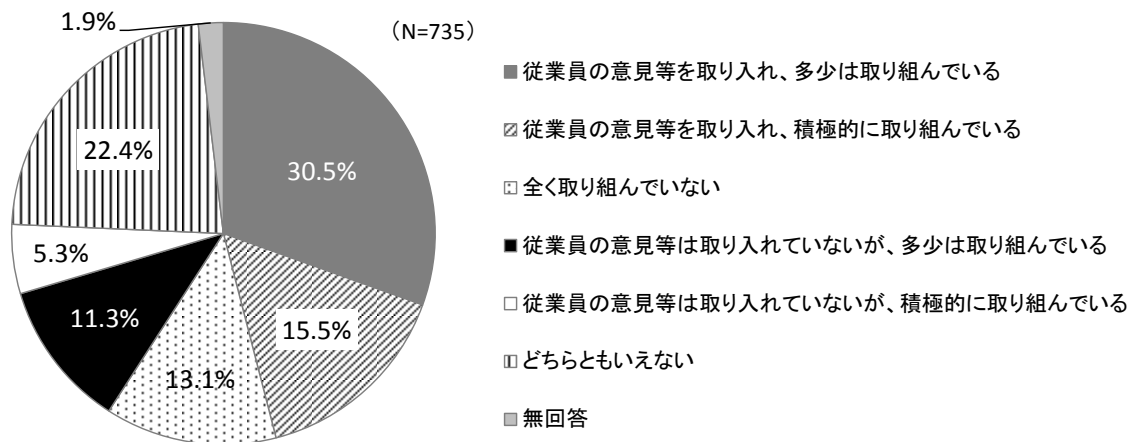
なお、勤務先に望む制度としては、「年次有給休暇の取得促進」、「長期休暇制度の導入」などの要望が高くみられます。（図 18 参照）

〈 図 16 ワーク・ライフ・バランスの認知度 〉



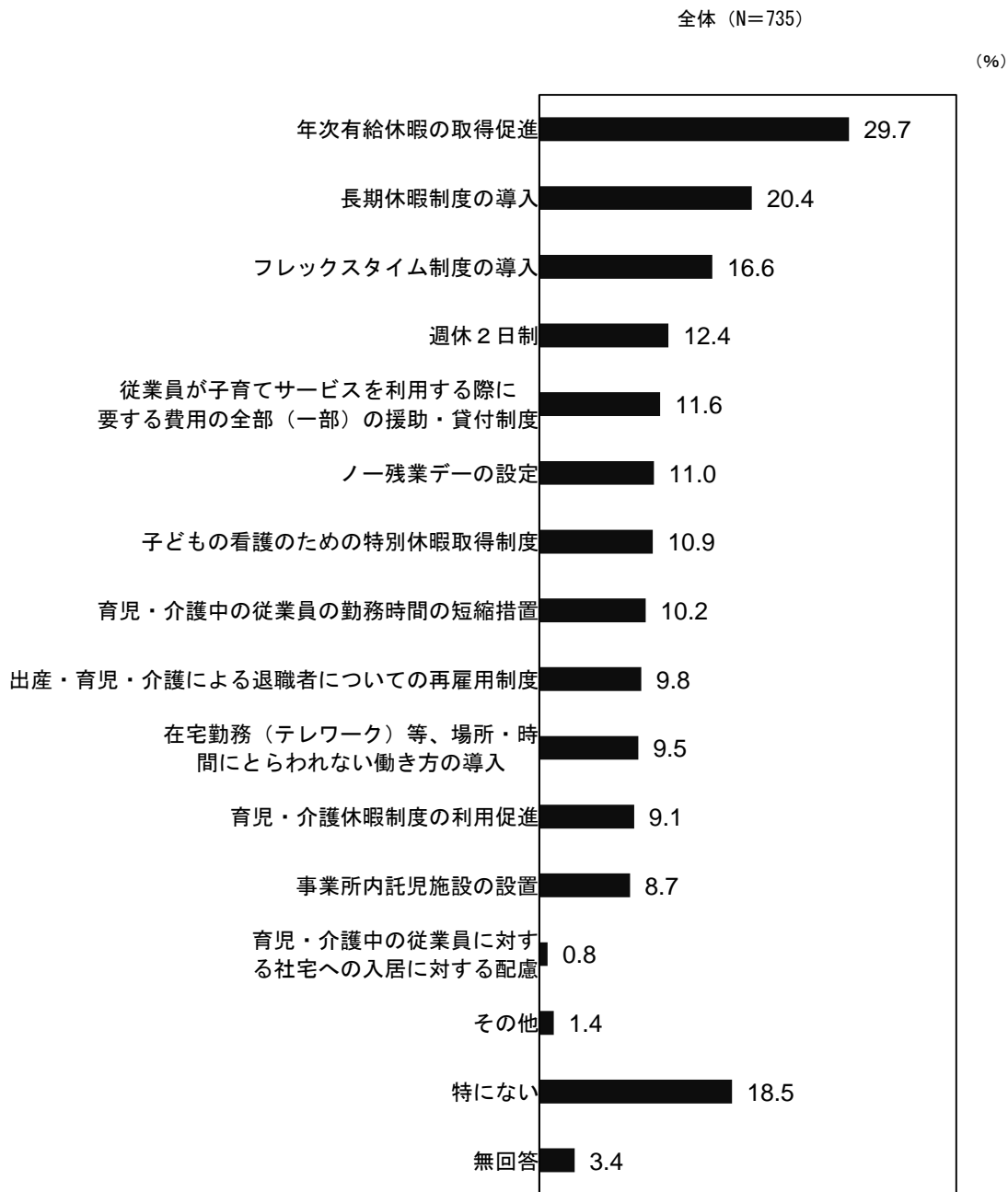
資料：静岡市「平成 25 年度静岡市女性の労働実態調査報告書」

〈 図 17 勤務先が「働き方の見直し」について取り組んでいる状況 〉



資料：静岡市「平成 25 年度静岡市女性の労働実態調査報告書」

〈 図 18 勤務先に望む制度（複数回答） 〉



資料：静岡市「平成 25 年度静岡市女性の労働実態調査報告書」

9 ひとり親家庭の状況

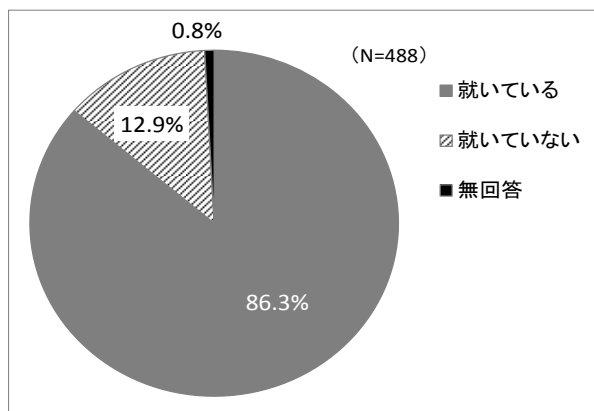
本市のひとり親家庭の親の就業状況をみると、全体の86.3%が職に就いています。（図19参照）職に就いている親の雇用形態をみると、正社員の36.8%に対し、パート・アルバイト等の非正規雇用が57.3%と多くなっています。（図20参照）

また、ひとり親家庭の年間の所得額は100～200万円未満の割合が38.7%と最も多く、全体の8割以上が300万円未満となっています。（図21参照）

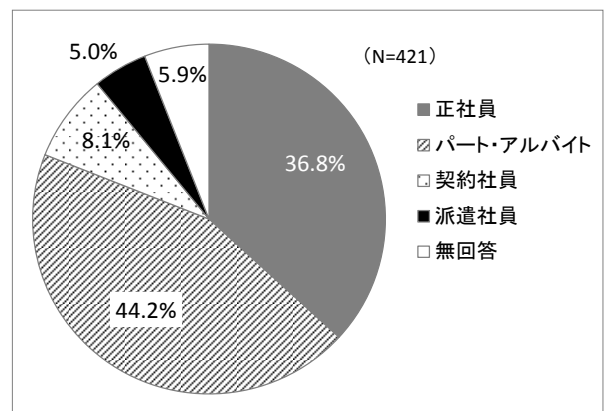
ひとり親家庭の悩みをみると、「生活費」が78.3%で最も高く、「教育費」、「仕事」、「子ども」と続いています。（図22参照）

ひとり親家庭では賃金の低い非正規雇用が多く、生活や教育に関する費用面での不安が大きいことがうかがえます。

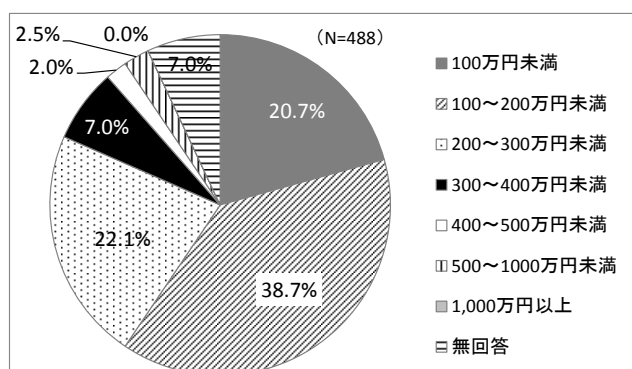
〈 図19 ひとり親家庭の親の就業状況 〉



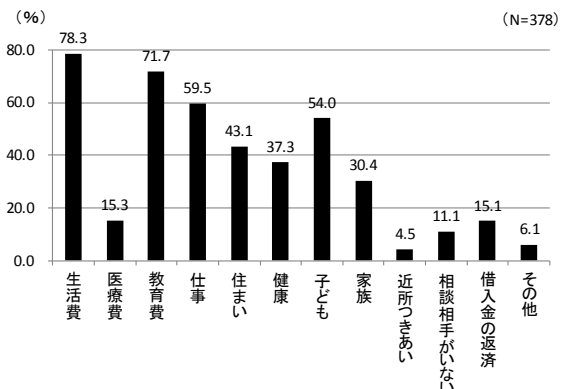
〈 図20 ひとり親家庭の親の雇用形態 〉



〈 図21 ひとり親家庭の年間の所得額 〉



〈 図22 ひとり親家庭の悩み（複数回答） 〉



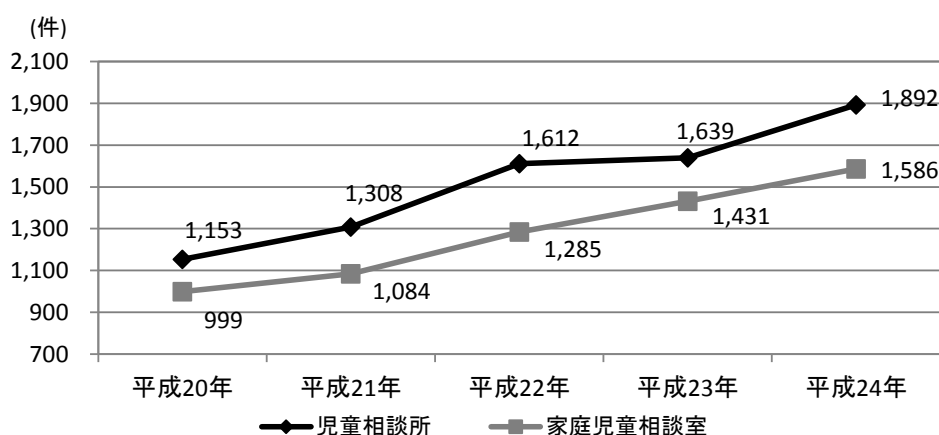
資料：静岡市「静岡市ひとり親家庭等自立促進計画策定に係るアンケート調査」（平成25年）

10 社会的養護の状況

本市の児童相談所及び家庭児童相談室における養護や子どもの育成等の相談件数はいずれも増加傾向にあります。(図 23 参照)

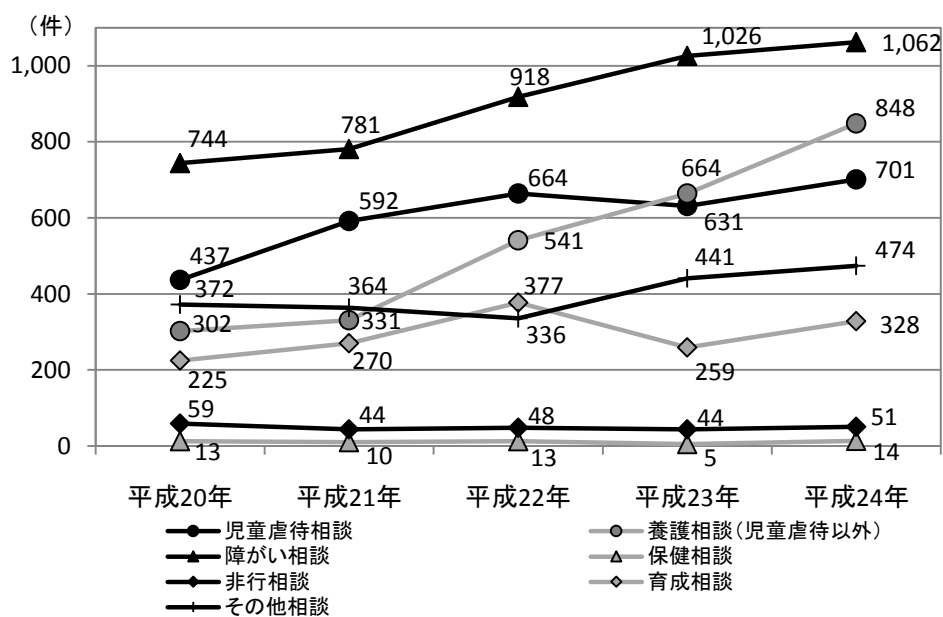
相談内容別では、障がい相談が最も多く、次いで養護相談(児童虐待以外)、児童虐待相談となっており、いずれも増加傾向にあります。特に、養護相談については、平成 20 年(2008 年)から平成 24 年(2012 年)にかけて 2.8 倍と大きく増加しています。適切な養育が受けられない子どもや子育て家庭の孤立化、子育てに関する不安や悩みの高まりが件数の増加につながっていることが考えられます。(図 24 参照)

〈 図 23 児童相談所・家庭児童相談室における相談件数の推移 〉



注) 児童相談所相談件数には、家庭児童相談室からの通告分を含む
資料: 静岡市子ども家庭課、児童相談所

〈 図 24 児童相談所・家庭児童相談室における相談内容別にみた相談件数の推移 〉



資料: 静岡市子ども家庭課、児童相談所

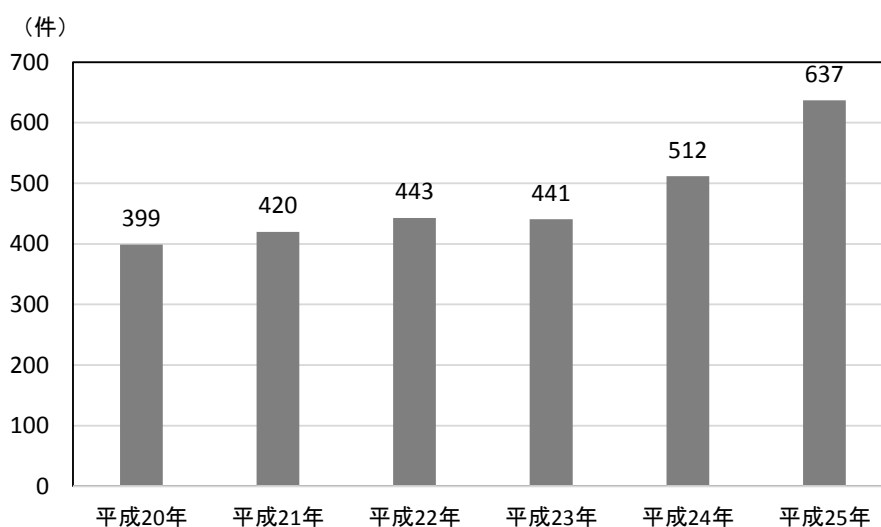
11 障がい児の状況

発達障害者支援センターにおける相談件数は増加傾向にあり、特に平成24年（2012年）から平成25年（2013年）にかけて大きく増加しており、637件をみえています。（図25参照）

また、児童通所サービスの利用人数も増加しており、平成25年（2013年）では、児童発達支援と放課後等デイサービスを合わせて7,324件で、平成20年（2008年）の約8倍に増加しています。（図26参照）

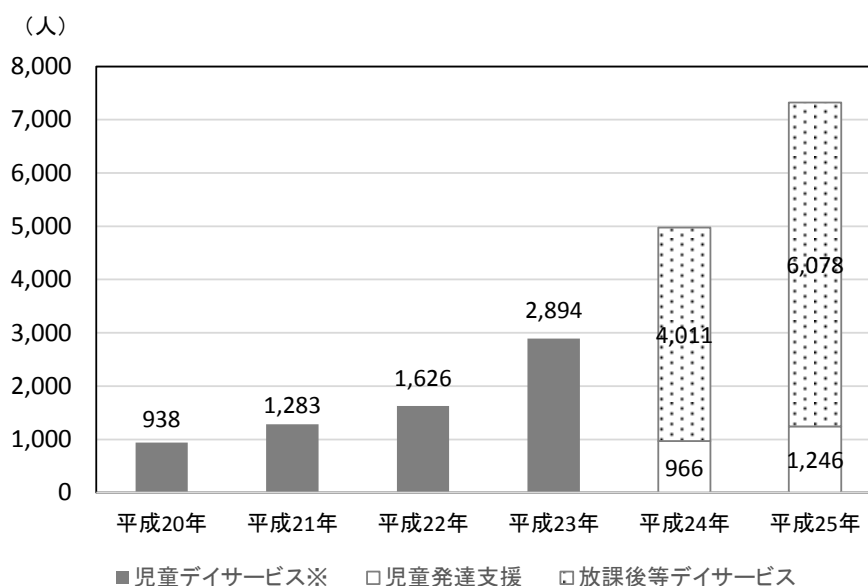
このように、障がい児の生活に関する相談や、生活支援に関するニーズが高まっていることがうかがえます。

〈 図25 発達障害者支援センターにおける相談件数の推移 〉



資料：静岡市障害者福祉課

〈 図26 児童通所サービスの利用人数の推移 〉



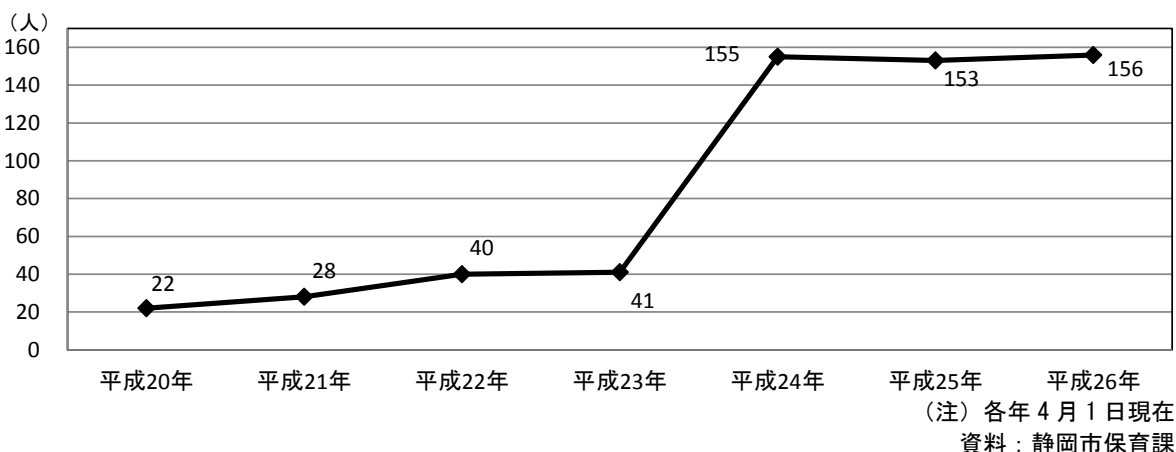
※平成24年4月より、就学状況に応じて児童発達支援または放課後等デイサービスに移行。

資料：静岡市障害者福祉課

12 保育所の待機児童の状況

保育所の待機児童数は、平成20年(2008年)以降増加傾向にあります。平成24年(2012年)に大幅増となり、平成26年は5年前の約7倍となる156名をみえています。(図27参照)

〈 図27 保育所の待機児童数の推移 〉

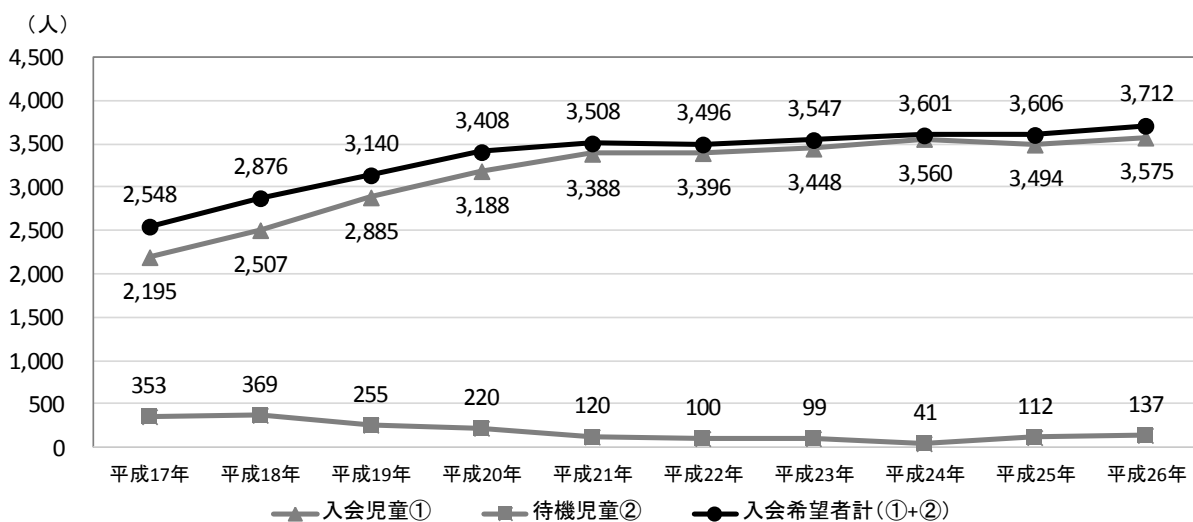


13 放課後児童クラブの状況

本市の放課後児童クラブは、平成26年5月現在76か所が設置されています。入会児童数は年々増加し、平成26年には3,575人の児童が入会しています。

一方、放課後児童クラブの待機児童数は入会児童数が増加するに従って減少してきましたが、平成24年(2012年)以降は増加に転じており、受入体制の整備が必要となっています。(図28参照)

〈 図28 放課後児童クラブの入会児童数・待機児童数の推移 〉



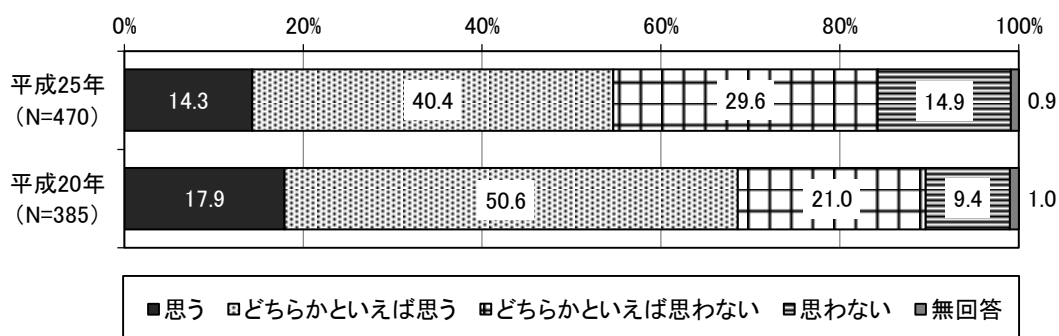
(注) 各年5月1日現在
資料: 静岡市子ども未来課

14 自己有用感の状況

自己有用感(自分が誰かの役に立っていると思うか)の回答状況をみると、小学5・6年生では、54.7% (平成20年調査68.5%) が「思う」又は「どちらかといえば思う」と答えている一方、44.5% (平成20年調査30.4%) が「思わない」又は「どちらかといえば思わない」と答えています。平成20年度の調査から自己有用感をもつ子どもの割合は減少している状況にあります。(図29参照)

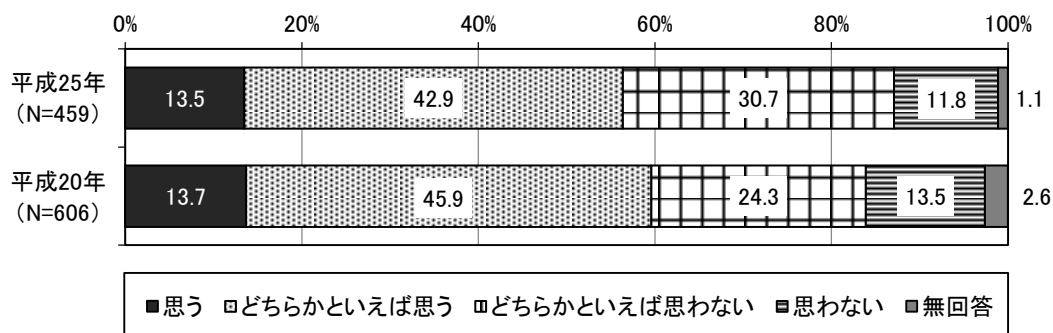
また、中学1～3年生では、56.4% (平成20年調査59.6%) が「思う」又は「どちらかといえば思う」と答えている一方、42.5% (平成20年調査37.8%) が「思わない」又は「どちらかといえば思わない」と答えています。平成20年度の調査から自己有用感をもつ子どもの割合は若干減少している状況にあります。(図30参照)

〈 図 29 「あなたは、自分が誰かの役に立っていると思いますか」(小学5・6年生に対して調査)〉



資料:静岡市青少年育成課

〈 図 30 「あなたは、自分が誰かの役に立っていると思いますか」(中学1～3年生に対して調査)〉



資料:静岡市青少年育成課

第2節 ニーズ調査結果からみた現状

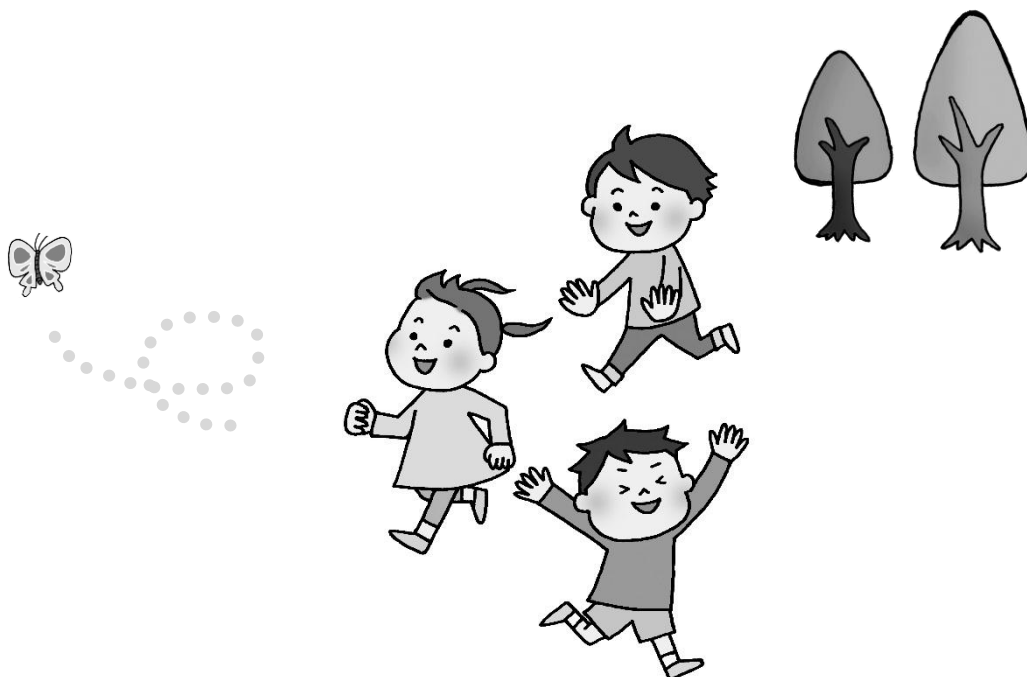
市民の子育て支援の利用状況、利用希望等について把握することを目的に、平成25年に「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。調査の概要は下記のとおりです。

以下、主な調査結果について、説明します。

【調査の概要】

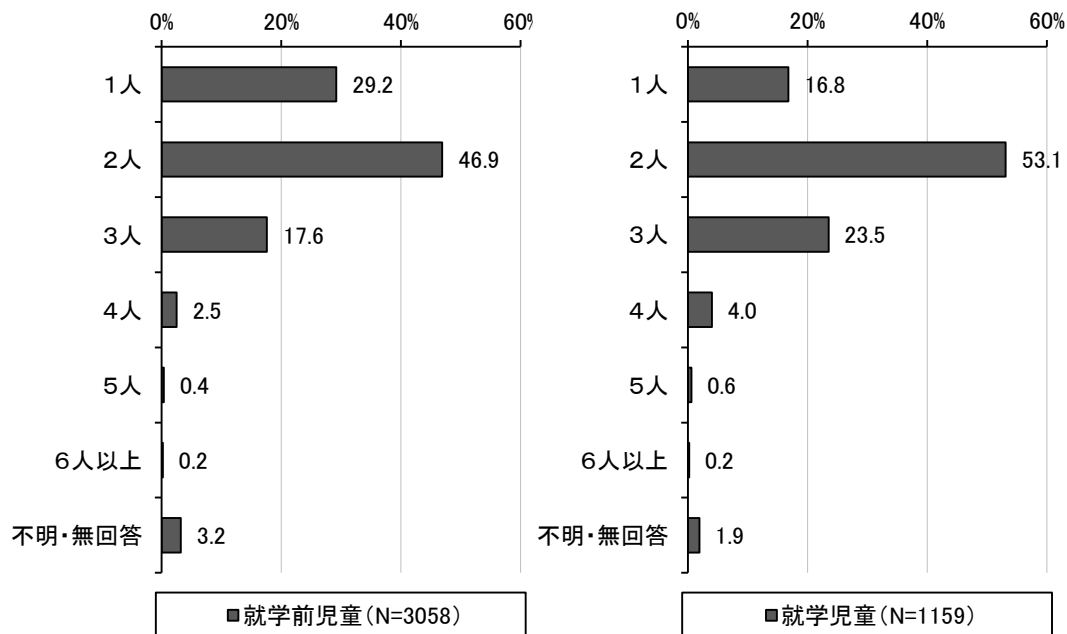
- 1 調査地域：静岡市内全域
- 2 調査対象者：就学前児童（0～5歳）を養育する保護者（就学前児童調査）
就学児童（1年生～6年生）を養育する保護者（就学児童調査）
- 3 抽出方法：住民基本台帳より、就学前児童（0歳～5歳）5,000人、就学児童（6歳～11歳）2,000人の合計7,000人を無作為抽出
※同一世帯に複数の調査票を送付しないよう抽出
- 4 調査期間：平成25年10月25日（金）～平成25年11月12日（火）
- 5 調査方法：郵送配布・郵送回収による郵送調査法

調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就学前児童	5,000	3,058	61.2%
就学児童	2,000	1,159	58.0%
合計	7,000	4,217	60.2%



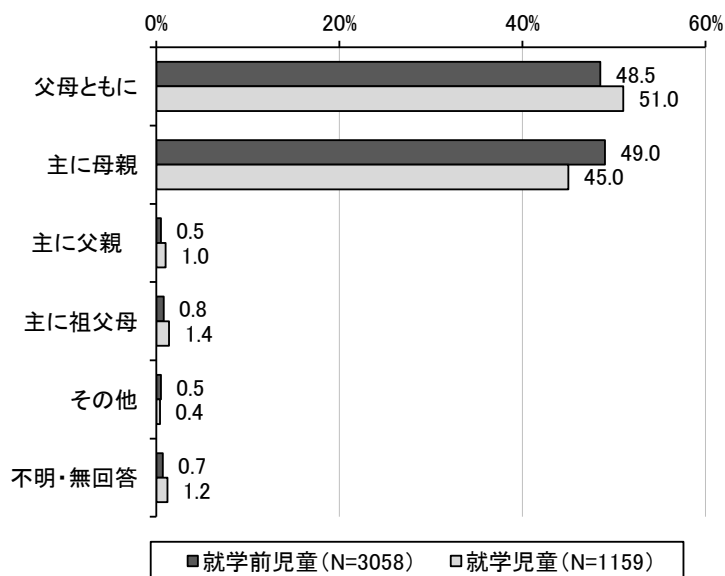
1 回答世帯における子どもの人数

「2人」が就学前児童で46.9%、就学児童で53.1%と最も高くなっています。次いで、就学前児童については「1人」が29.2%、就学児童については「3人」が23.5%となっています。



2 子育てを主に行っている方

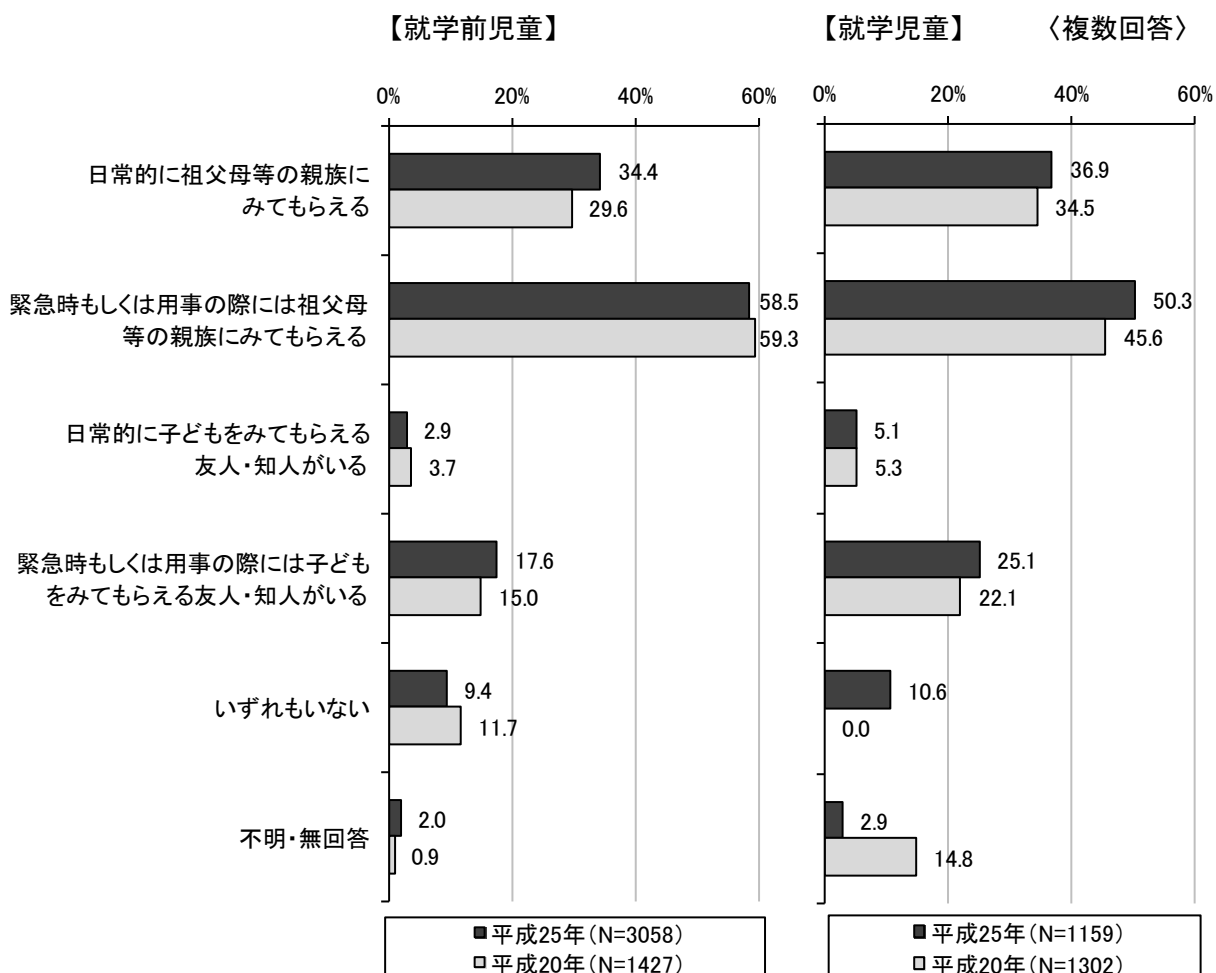
就学前児童、就学児童いずれも、「父母ともに」が半数を占めているとともに、「主に母親」の占める割合も高くなっています。



3 日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無

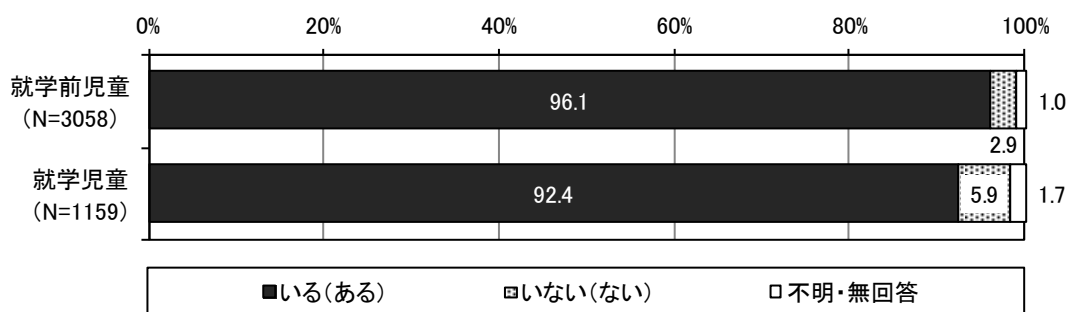
「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が、就学前児童では58.5%、就学児童では50.3%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が34.4%、36.9%となっています。

平成20年調査でも「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が、就学前児童では59.3%、就学児童では45.6%と最も高く、今回の調査と大きな傾向の差は見られませんでした。

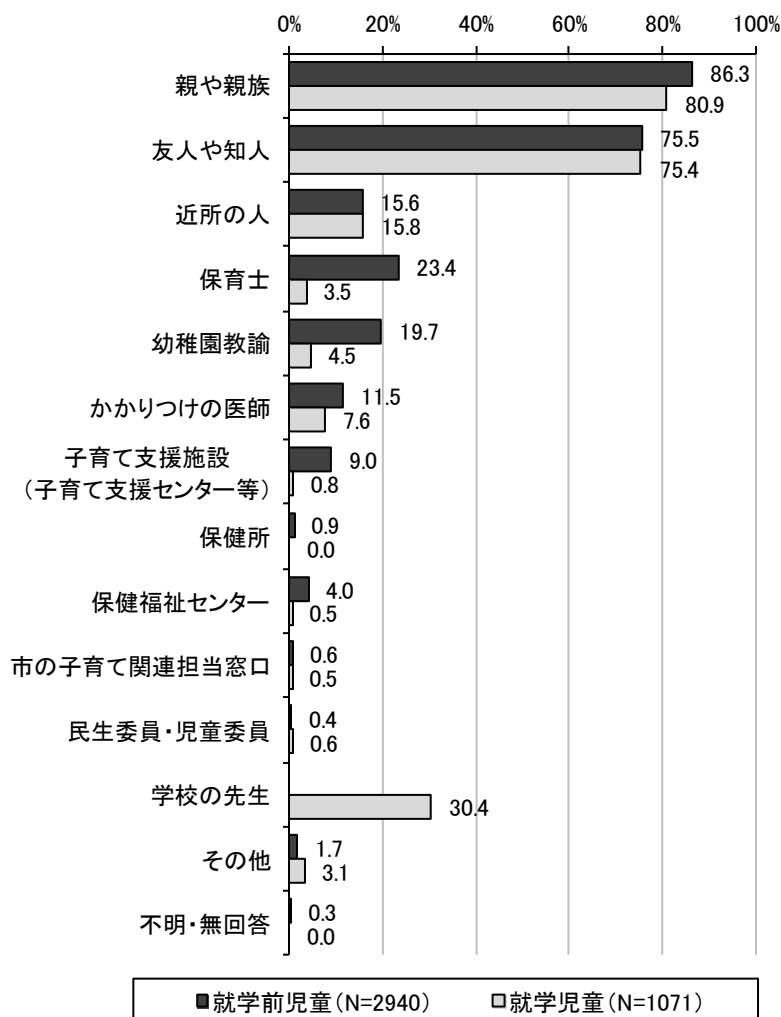


4 子育てをする上での相談相手や相談できる場所の有無

「いる(ある)」が就学前児童で 96.1%、就学児童で 92.4%となっています。相談相手(場所)をみると、「親や親族」が最も高く、就学前児童で 86.3%、就学児童で 80.9%となっており、次いで、「友人や知人」が就学前児童で 75.5%、就学児童で 75.4%となっています。また、それ以外の回答では、「保育士」「幼稚園教諭」「学校の先生」が高くなっています。



◎相談相手(場所)〈複数回答〉

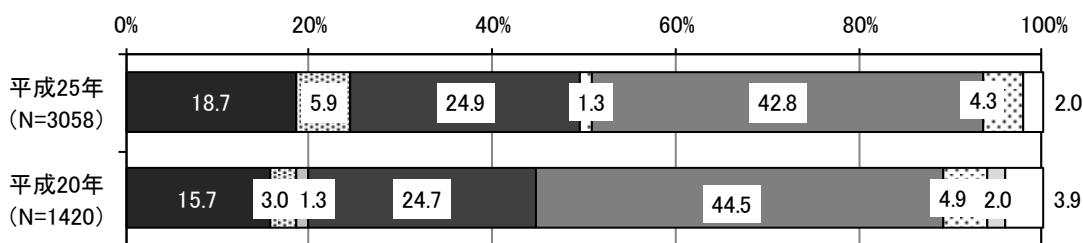


5 母親の就労状況

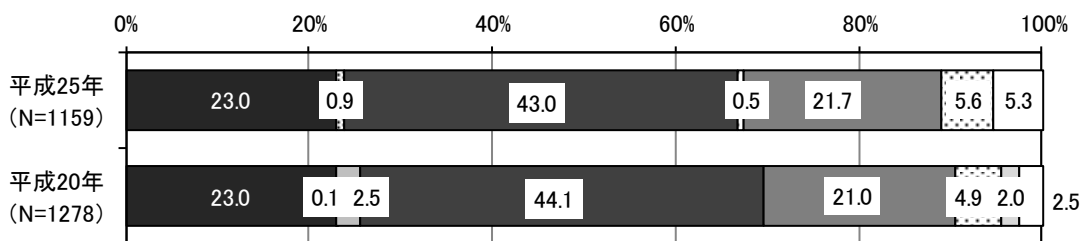
就学前児童の母親では「以前は就労していたが、現在は就労していない」が42.8%で最も高く、次いで「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が24.9%となっています。一方、就学児童の母親では、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が43.0%で最も高く、次いで「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が23.0%となっています。

平成20年調査では、就学前児童の母親では「以前は就労していたが、現在は就労していない」が44.5%で最も高く、就学児童の母親では「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が44.1%で最も高くなっており、今回の調査と大きな傾向の差は見られませんでした。

【母 親・就学前児童】



【母 親・就学児童】



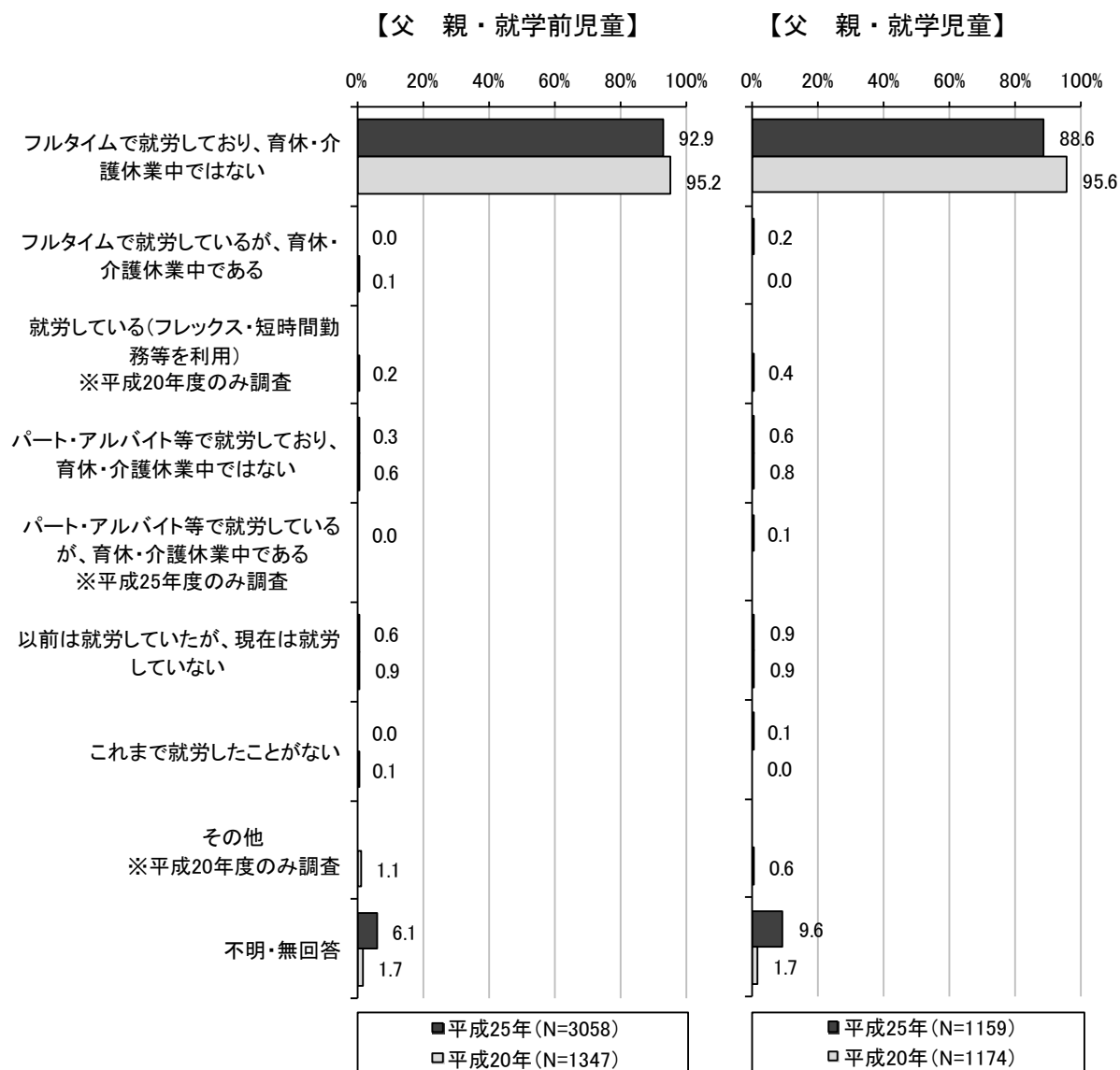
- フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- 就労している(フレックス・短時間勤務等を利用)※平成20年のみ
- パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である※平成25年のみ
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない
- その他※平成20年のみ
- 不明・無回答

* 「フルタイム」：1週5日程度・1日8時間程度の就労
 「パート・アルバイト等」：フルタイム以外の就労

6 父親の就労状況

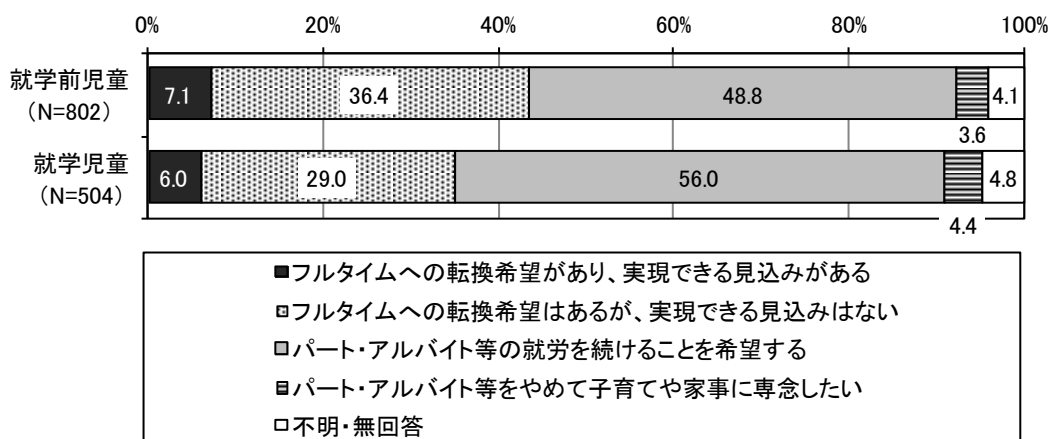
父親では「フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない」が就学前児童で92.9%、就学児童で88.6%と最も高くなっています。

平成20年調査でも、「フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない」が就学前児童で95.2%、就学児童で95.6%で最も高くなっており、今回の調査と大きな傾向の差は見られませんでした。



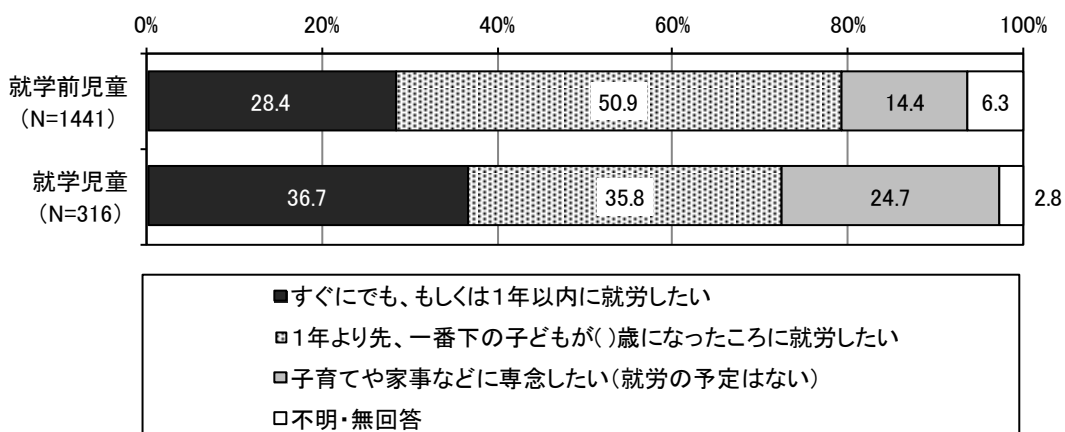
7 パート・アルバイト等で就労している母親のフルタイムへの転換希望

「パートタイム・アルバイト等の就労を続けることを希望」が就学前児童で48.8%、就学児童で56.0%と最も高くなっています。



8 現在、就労していない母親の就労希望

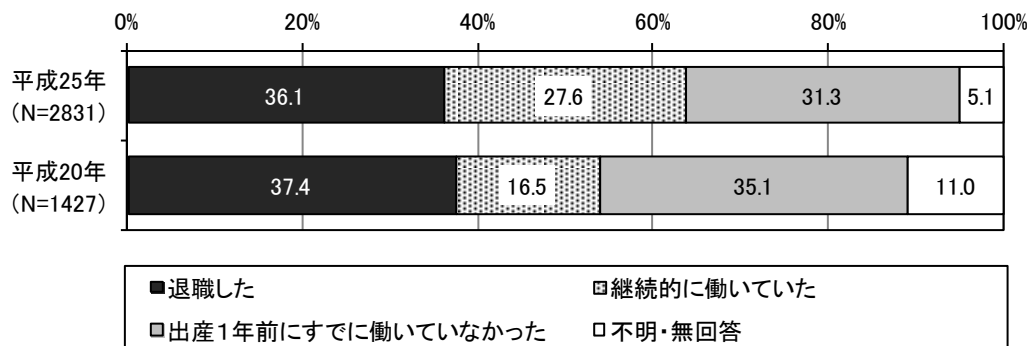
就学前児童の母親では「1年より先、一番下の子どもが「何歳か」になったところ（ある程度大きくなったところ）に就労したい」が50.9%で最も高くなっています。就学児童の母親では「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が36.7%で最も高く、次いで「1年より先、一番下の子どもが「何歳か」になったところ（ある程度大きくなったところ）に就労したい」が35.8%となっています。



9 出産前後の退職の有無

出産後の退職の有無についてみると、「退職した」が36.1%で最も高く、次いで「出産1年前にすでに働いていなかった」が31.3%となっています。

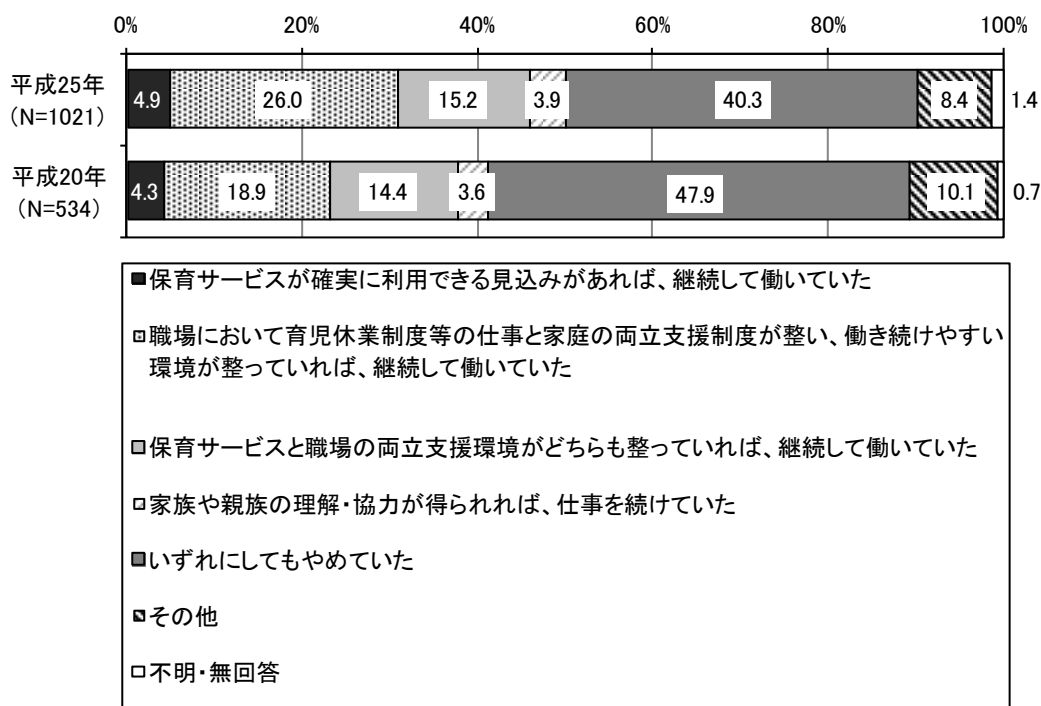
平成20年調査と比較すると、「継続的に働いていた」が平成25年では11.1%増加しています。また、「出産1年前にすでに働いていなかった」が3.8%減少しています。



◎退職した場合、どのような保育サービスや環境が整っていたら仕事を続けていたか

「いずれにしてもやめていた」が40.3%で最も高く、次いで「職場において育児休業制度等の仕事と家庭の両立支援制度が整い、働き続けやすい環境が整っていれば、継続して働いた」が26.0%となっています。

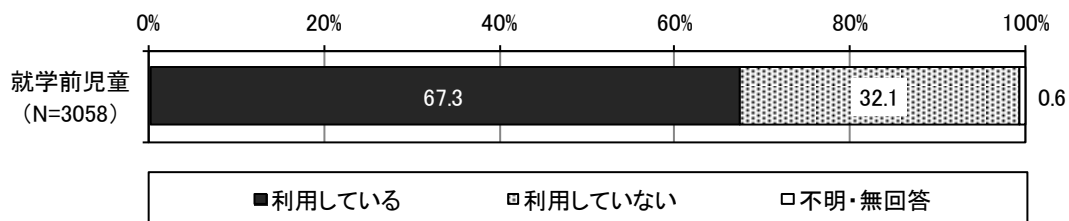
平成20年調査と比較すると、「いずれにしてもやめていた」が平成25年では7.6%減少しており、「職場において育児休業制度等の仕事と家庭の両立支援制度が整い、働き続けやすい環境が整っていれば、継続して働いていた」が平成25年度では7.1%増加しています。



10 平日の定期的な教育・保育事業の利用の有無

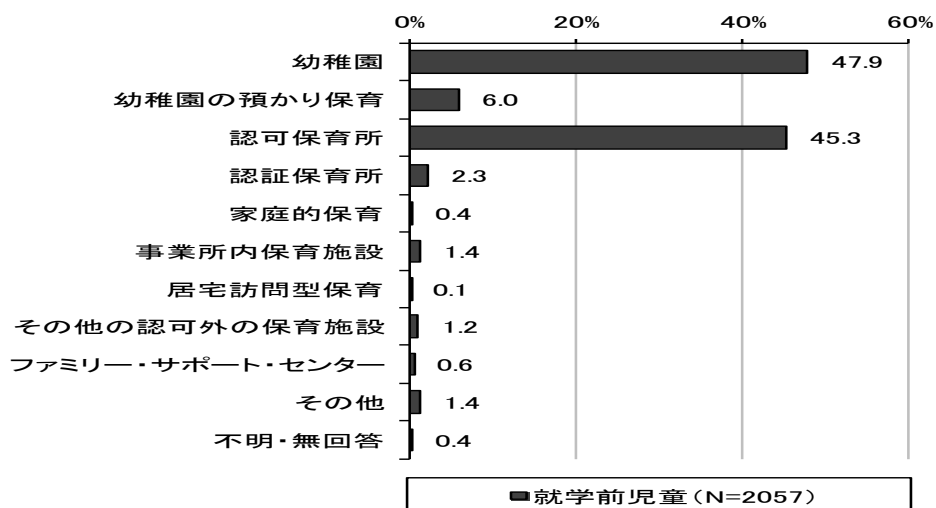
現在の定期的な教育・保育事業の利用の有無についてみると、「利用している」が67.3%で、「利用していない」を上回っています。

利用している教育・保育事業についてみると、「幼稚園」が47.9%、「認可保育所」が45.3%と高くなっており、その他の事業については6%以下となっています。また、就労別では、「フルタイムで共働き」、「パートを含む共働き」では「認可保育所」が最も高くなっています。また、「専業主婦（夫）」、「ともに無業」では「幼稚園」が最も高くなっています。



*ここでいう「定期的な教育・保育事業」とは、月単位で定期的に利用している事業を指す。具体的には、幼稚園や保育所など、下表に示す事業が含まれる。

◎平日に利用している教育・保育事業〈複数回答〉



◎就労状況別に見た、平日に利用している教育・保育事業〈複数回答〉

	合計	幼稚園	幼稚園の預かり保育	認可保育所	認証保育所	家庭的保育	事業所内保育施設	居宅訪問型保育	その他の認可外の保育施設	ファミリー・サポート・センター	その他	不明・無回答
合計	2057 100.0	986 47.9	123 6.0	932 45.3	48 2.3	9 0.4	28 1.4	2 0.1	24 1.2	12 0.6	28 1.4	8 0.4
フルタイムで共働き	467 100.0	51 10.9	25 5.4	376 80.5	16 3.4	-	13 2.8	-	5 1.1	2 0.4	-	2 0.4
パートを含む共働き	738 100.0	283 38.3	61 8.3	403 54.6	21 2.8	-	13 1.8	2 0.3	9 1.2	4 0.5	8 1.1	5 0.7
専業主婦(夫)	668 100.0	586 87.7	28 4.2	41 6.1	8 1.2	6 0.9	1 0.1	-	9 1.3	4 0.6	19 2.8	1 0.1
ともに無業	2 100.0	2 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不明・無回答	182 100.0	64 35.2	9 4.9	112 61.5	3 1.6	3 1.6	1 0.5	-	1 0.5	2 1.1	1 0.5	-

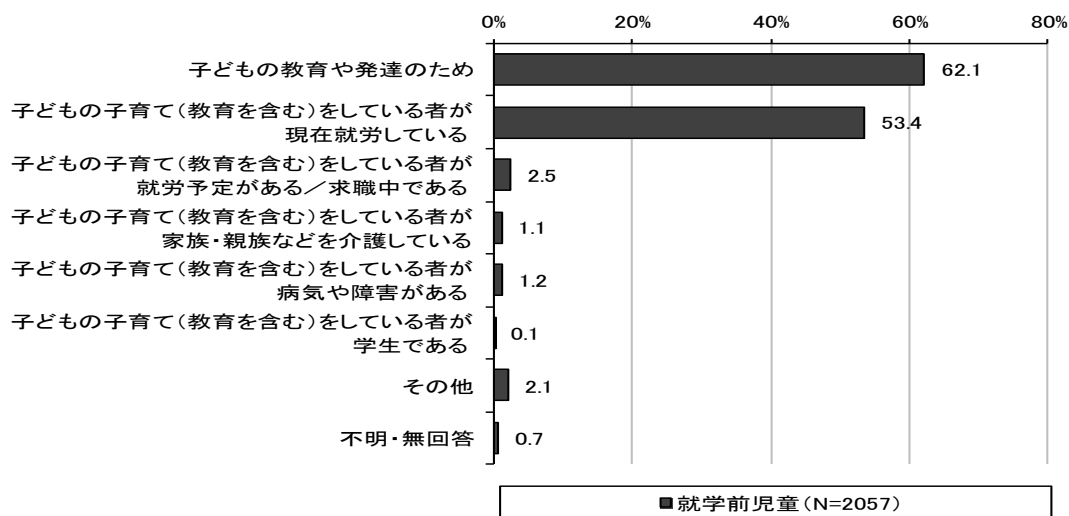
※網掛けは、各項目において割合の高い上位3位までを示す。

11 平日の定期的な教育・保育事業を利用している主な理由

「子どもの教育や発達のため」が62.1%、「子どもの子育て（教育を含む）をしている者が現在就労している」が53.4%と高くなっています。

事業別にみると、「幼稚園」、「幼稚園の預かり保育」、「家庭的保育」、「その他の認可外の保育施設」では、「子どもの教育や発達のため」が最も高く、「認可保育所」、「認証保育所」、「事業所内保育施設」、「居宅訪問型保育」、「ファミリー・サポート・センター」では、「子どもの子育てを

している者が現在就労している」が最も高くなっています。



◎事業別にみた、平日の定期的な教育・保育事業を利用している主な理由（複数回答）

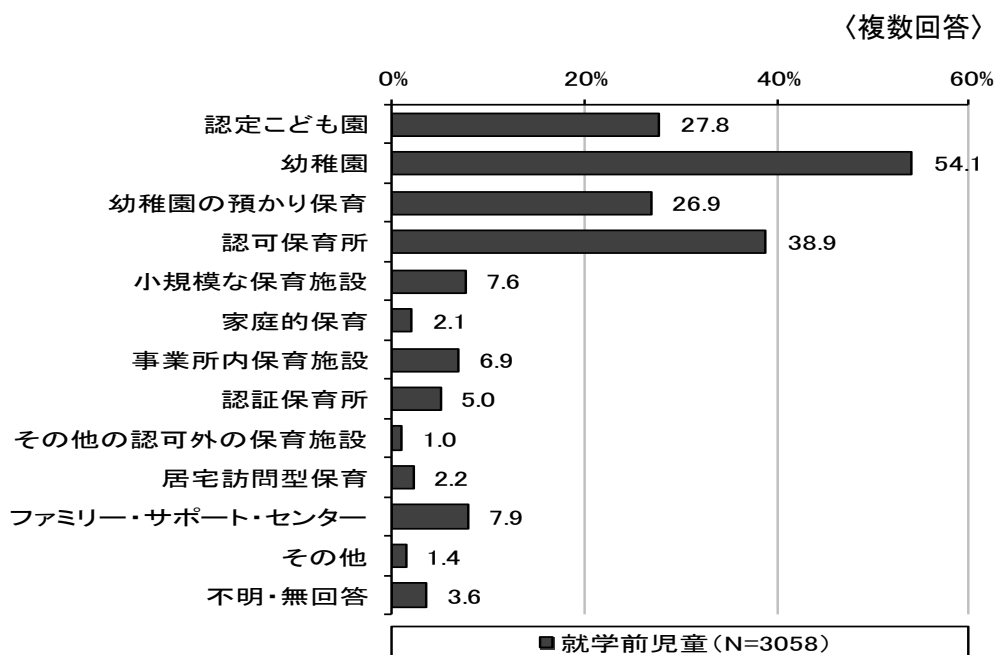
	合計	子どもの教育や発達のため	子どもの子育て(教育を含む)をしている者が現在就労している	子どもの子育て(教育を含む)をしている者が就労予定がある/求職中である	子どもの子育て(教育を含む)をしている者が家族・親族などを介護している	子どもの子育て(教育を含む)をしている者が病気や障害がある	子どもの子育て(教育を含む)をしている者が学生である	その他	不明・無回答
合計	2057 100.0	1278 62.1	1099 53.4	51 2.5	22 1.1	24 1.2	3 0.1	43 2.1	14 0.7
幼稚園	986 100.0	964 97.8	160 16.2	19 1.9	3 0.3	3 0.3	-	14 1.4	3 0.3
幼稚園の預かり保育	123 100.0	108 87.8	68 55.3	6 4.9	1 0.8	-	-	2 1.6	1 0.8
認可保育所	932 100.0	255 27.4	858 92.1	26 2.8	16 1.7	20 2.1	3 0.3	16 1.7	5 0.5
認証保育所	48 100.0	20 41.7	38 79.2	-	1 2.1	1 2.1	-	3 6.3	1 2.1
家庭的保育	9 100.0	7 77.8	3 33.3	-	-	-	-	-	1 11.1
事業所内保育施設	28 100.0	5 17.9	24 85.7	1 3.6	-	-	-	1 3.6	2 7.1
居宅訪問型保育	2 100.0	1 50.0	2 100.0	-	-	-	-	-	-
その他の認可外の保育施設	24 100.0	15 62.5	12 50.0	2 8.3	1 4.2	-	-	3 12.5	-
ファミリー・サポート・センター	12 100.0	6 50.0	8 66.7	-	1 8.3	-	-	2 16.7	-
その他	28 100.0	16 57.1	5 17.9	1 3.6	1 3.6	-	-	5 17.9	3 10.7
不明・無回答	8 100.0	6 75.0	3 37.5	1 12.5	-	-	-	-	-

※網掛けは、各項目において割合の高い上位3位までを示す。

12 今後、平日の教育・保育事業として「定期的に」利用したいと考える事業

今後、平日に定期的に利用したいと考える教育・保育事業についてみると、「幼稚園」が54.1%で最も高く、次いで「認可保育所」が38.9%、「認定こども園」が27.8%、「幼稚園の預かり保育」が26.9%となっています。

就労状況別にみると、「フルタイムで共働き」、「パートタイムで共働き」では、「認可保育所」が最も高いものの、「認定こども園」、「幼稚園」といった学校教育が受けられる施設を希望する家庭も多く存在しています。また、専業主婦（夫）では「幼稚園」が最も高くなっていますが、「認定こども園」、「認可保育所」を希望する家庭もあり、ニーズが多様なものとなっています。



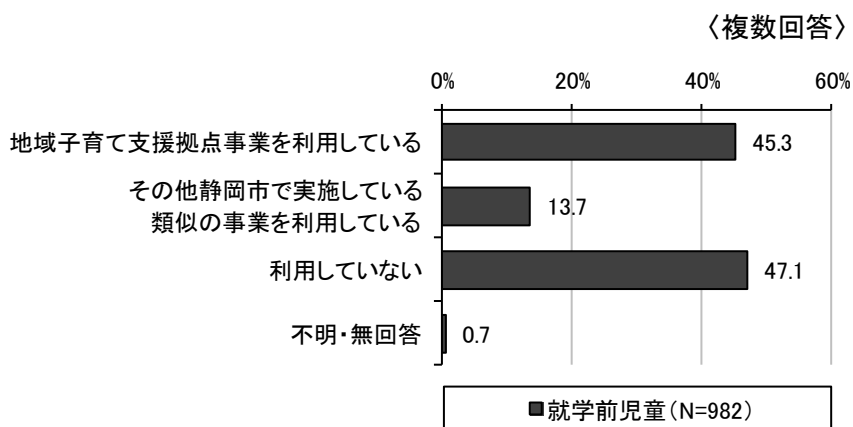
◎就労別にみた、定期的に利用したい事業〈複数回答〉

	合計	認定こども園	幼稚園	幼稚園の預かり保育	認可保育所	小規模な保育施設	家庭的保育	事業所内保育施設	認証保育所	その他の認可外の保育施設	居宅訪問型保育	ファミリー・サポート・センター	その他	不明・無回答
合計	3058 100.0	850 27.8	1654 54.1	822 26.9	1191 38.9	231 7.6	65 2.1	210 6.9	153 5.0	32 1.0	66 2.2	242 7.9	43 1.4	110 3.6
フルタイムで共働き	497 100.0	158 31.8	118 23.7	88 17.7	318 64.0	39 7.8	8 1.6	58 11.7	18 3.6	6 1.2	15 3.0	48 9.7	6 1.2	17 3.4
パートを含む共働き	935 100.0	273 29.2	365 39.0	243 26.0	459 49.1	56 6.0	23 2.5	71 7.6	50 5.3	9 1.0	22 2.4	81 8.7	16 1.7	34 3.6
専業主婦(夫)	1388 100.0	354 25.5	1082 78.0	451 32.5	300 21.6	116 8.4	26 1.9	61 4.4	69 5.0	15 1.1	23 1.7	93 6.7	17 1.2	48 3.5
ともに無業	5 100.0	1 20.0	1 20.0	1 20.0	1 20.0	1 20.0	-	-	1 20.0	-	-	-	-	2 40.0
不明・無回答	233 100.0	64 27.5	88 37.8	39 16.7	113 48.5	19 8.2	8 3.4	20 8.6	15 6.4	2 0.9	6 2.6	20 8.6	4 1.7	9 3.9

※網掛けは、各項目において割合の高い上位3位までを示す。

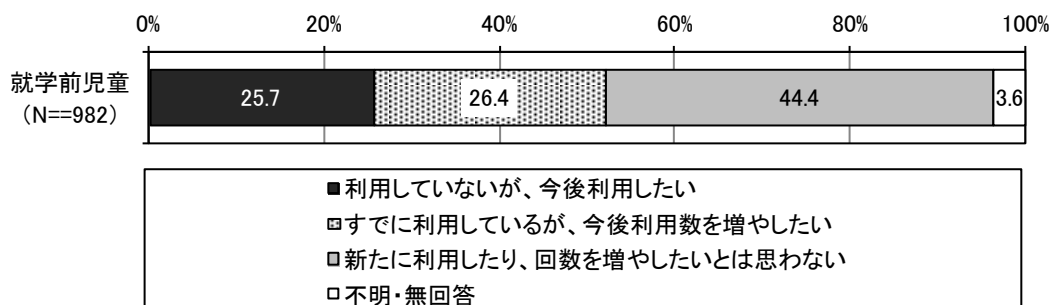
13 現在の地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）の利用状況

「利用していない」が 47.1%で、「地域子育て支援拠点事業を利用している」の 45.3%を若干上回っています。



14 地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向

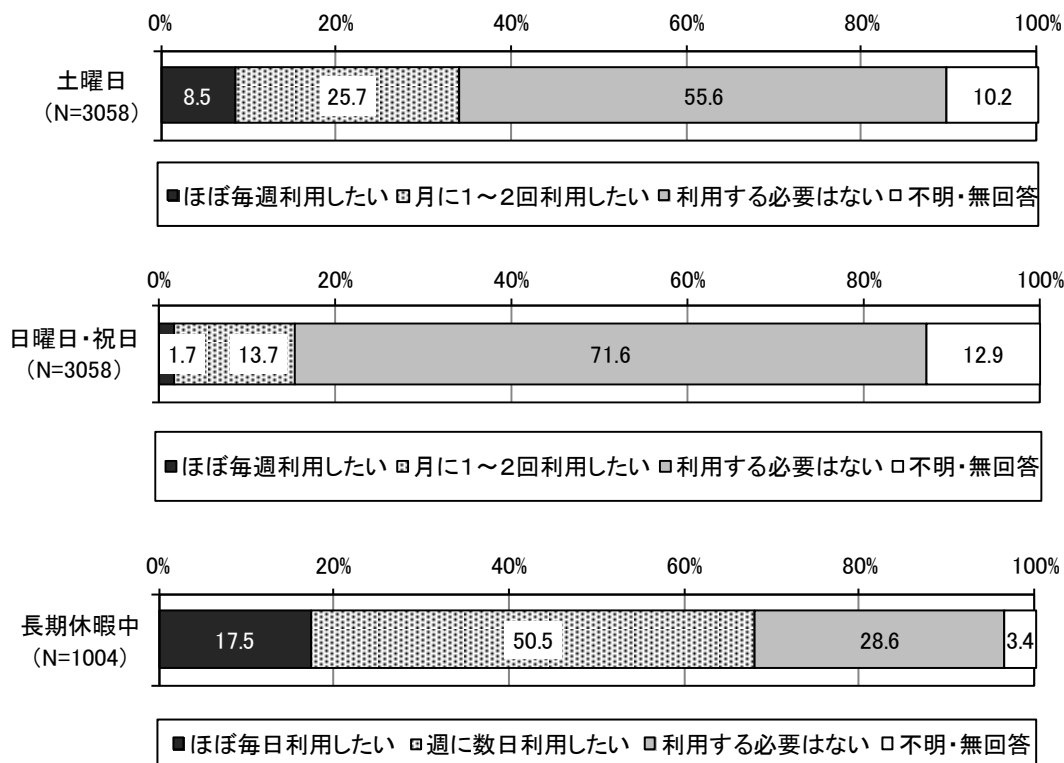
「今後利用したい」と「今後利用数を増やしたい」を合わせた利用希望が 52.1%となっています。



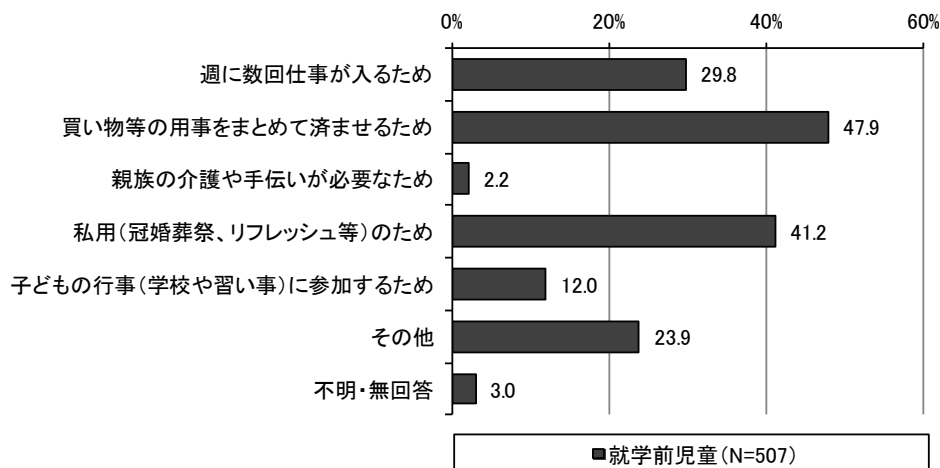
15 土曜・休日や長期休暇中の「定期的」な教育・保育事業の利用希望

土曜日及び日曜日・祝日では、「利用する必要はない」が最も高く、それぞれ55.6%、71.6%となっています。

幼稚園を利用されている方の、長期の休暇期間中の教育・保育事業の利用希望についてみると、「週に数日利用したい」が50.5%と最も多くなっており、また、その理由についてみると、「買い物等の用事をまとめて済ませるため」が47.9%と最も高く、次いで「私用（冠婚葬祭、リフレッシュ等）のため」が41.2%、「週に数回仕事が入るため」が29.8%となっています。



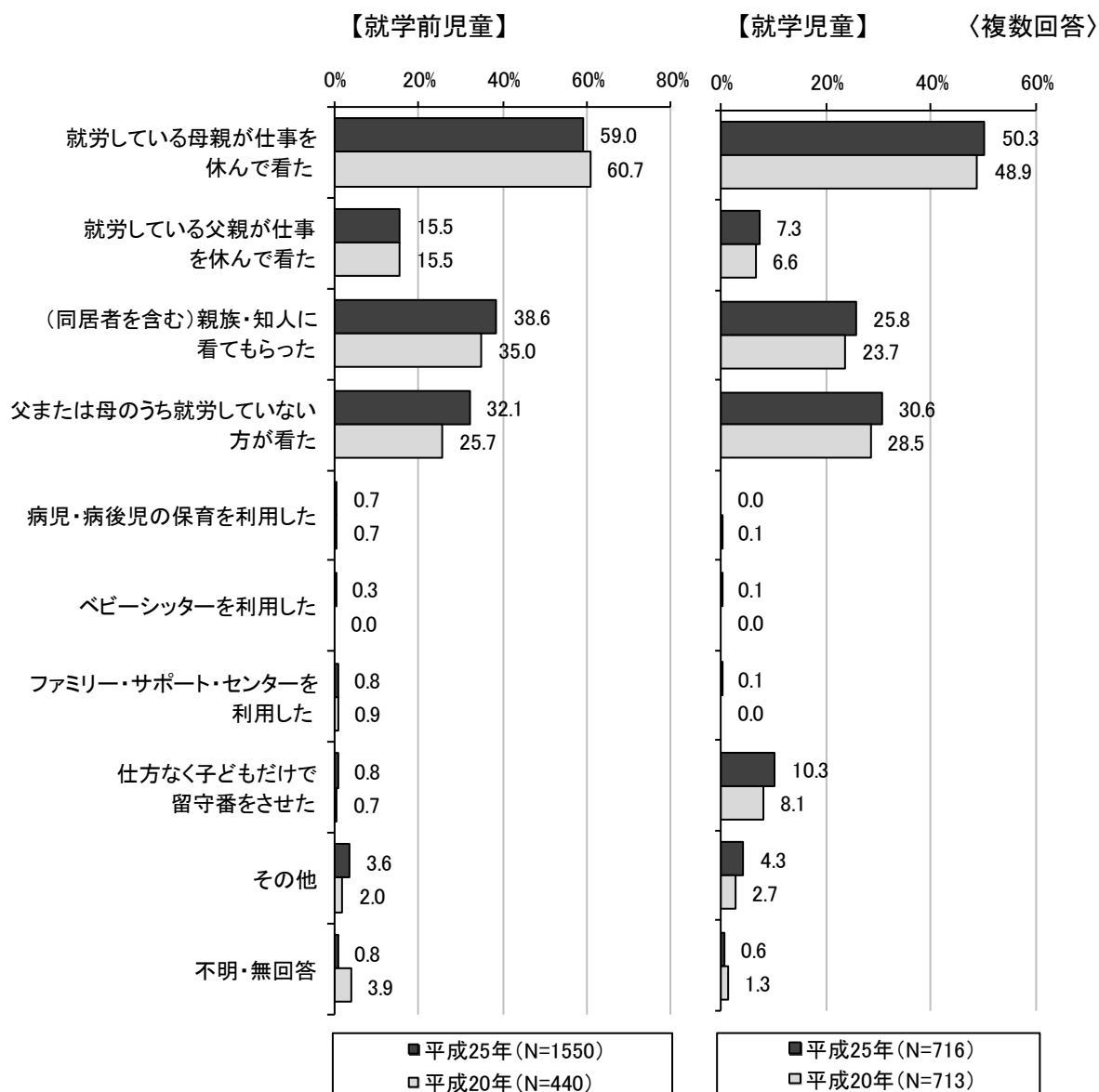
◎長期休暇中、毎日ではなく、週に数日利用したい理由〈複数回答〉



16 病気等で学校・保育所等を休まなければならなかった場合の対処方法

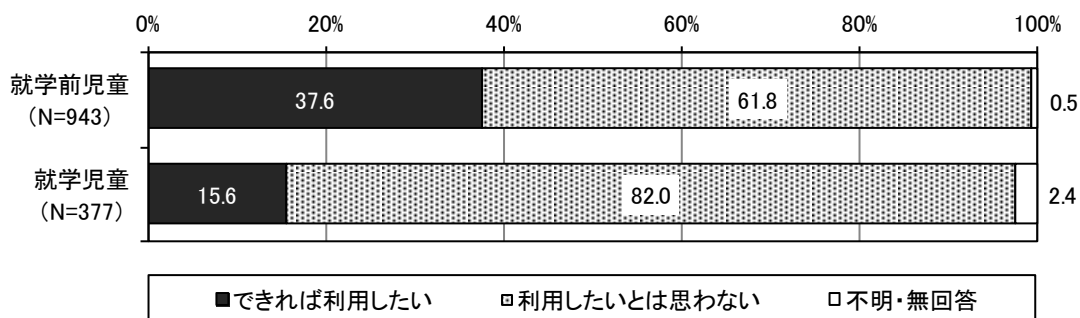
「就労している母親が仕事を休んで見た」が就学前児童で59.0%、就学児童で50.3%と、それぞれ最も高くなっています。次いで、就学前児童では、「(同居者を含む)親族・知人に看てもらった」が38.6%、「父または母のうち就労していない方が見た」が32.1%となっており、就学児童では、「父または母のうち就労していない方が見た」が30.6%。「(同居者を含む)親族・知人に看てもらった」が25.8%となっています。

平成20年調査では、「就労している母親が仕事を休んで見た」が就学前児童で60.7%、就学児童で48.9%と最も高くなっており、今回の調査と大きな傾向の差は見られませんでした。



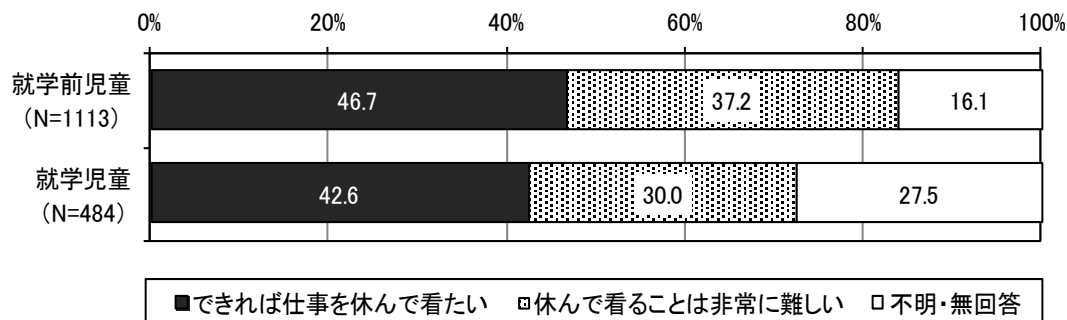
◎母親または父親が休んだ方の、病児・病後児のための保育施設の利用希望

父親または母親が休んだ方で「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思ったが就学前児童で37.6%、就学児童で15.6%となっています。



◎母親、父親ともに休めなかった方の、仕事を休んで看たい意向

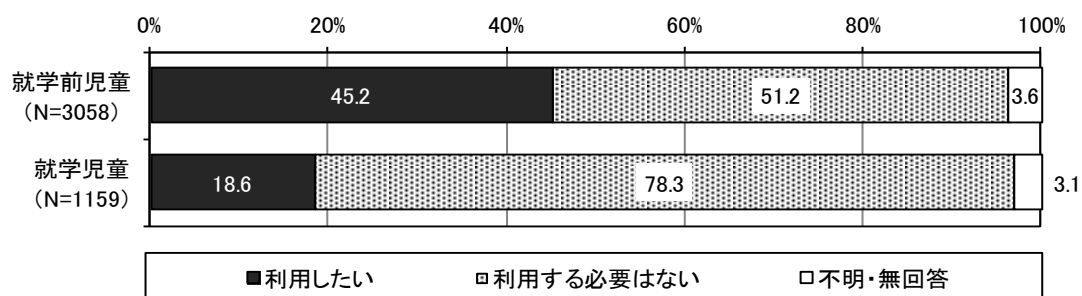
「母親が休んだ」、「父親が休んだ」以外を選んだ方の回答は、「できれば仕事を休んで看たい」が就学前児童で46.7%、就学児童で42.6%となっています。



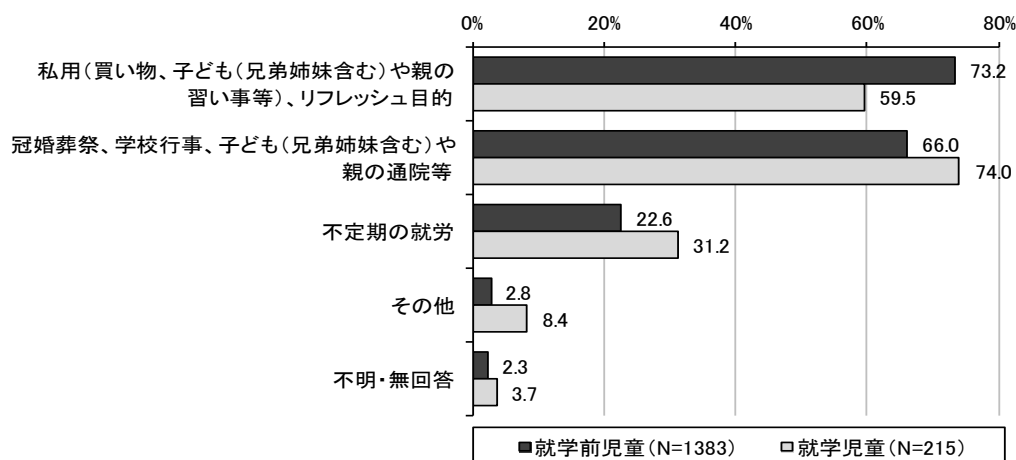
17 私用、親の通院、不定期の就労等の目的で、利用したい事業の有無

定期的な保育や通院のため以外に「不定期に事業を利用したい希望」は、就学前児童で45.2%、就学児童で18.6%となっています。

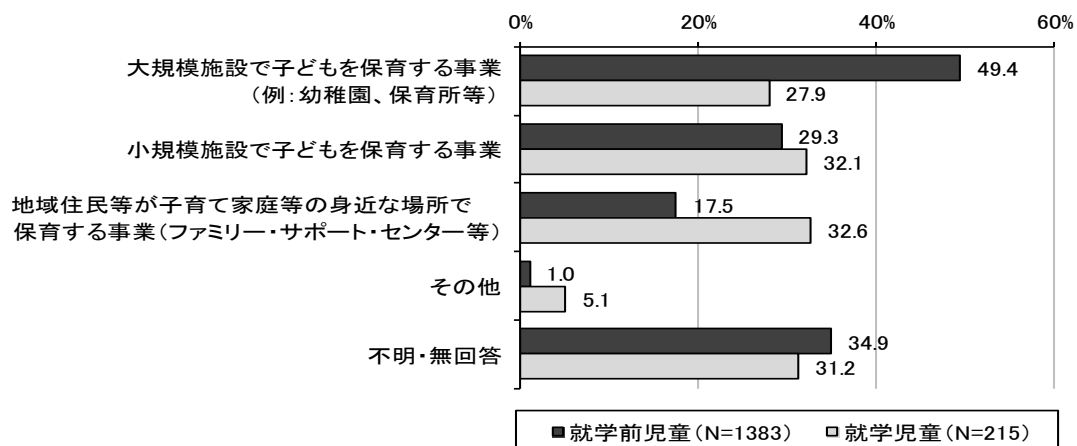
利用を希望する目的をみると、就学前児童では「私用、リフレッシュ目的」が73.2%、就学児童では「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」が74.0%で最も高くなっています。また、希望する事業形態では、就学前児童は「大規模施設で子どもを保育する事業」が49.4%で最も高くなっています。就学児童は各事業形態がほぼ同じ割合となっていますが、「地域住民等が子育て家庭等の身近な場所で保育する事業（ファミリー・サポート・センター等）」が32.6%で他を若干上回っています。



◎事業の利用を希望する目的



◎希望する事業形態

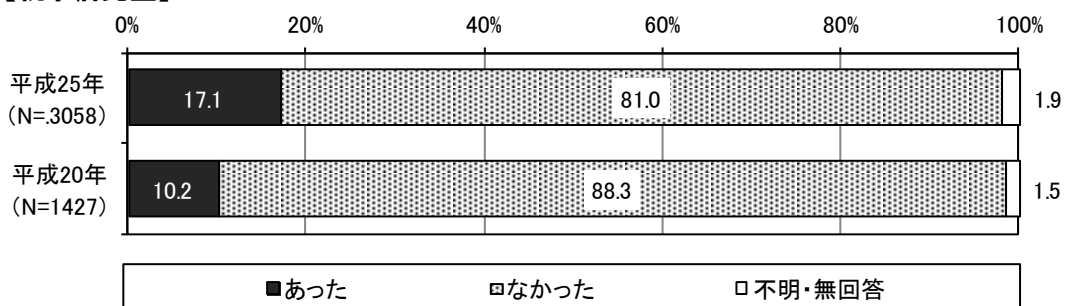


18 泊りがけの保育の必要性

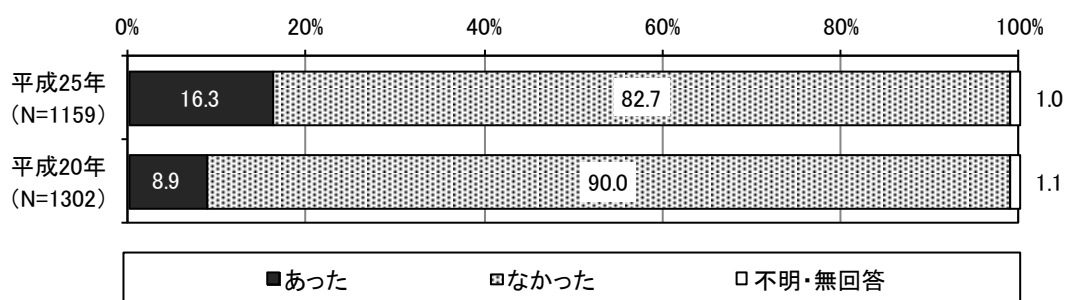
この1年間に保護者の用事などにより、子どもを泊りがけで家族以外にみてもらわなければならなかった経験について、「あった」が就学前児童で17.1%、就学児童で16.3%となっています。

平成20年調査では、「あった」が就学前児童で10.2%、就学児童で8.9%となっており、今回調査と比較すると「あった」の割合が平成20年調査より増加しています。

【就学前児童】



【就学児童】

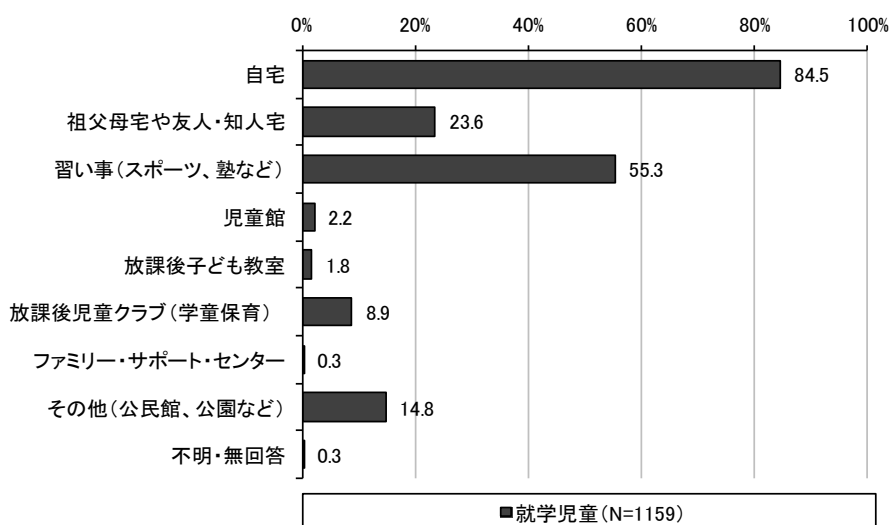


19 放課後（平日の小学校終了後）の過ごし方

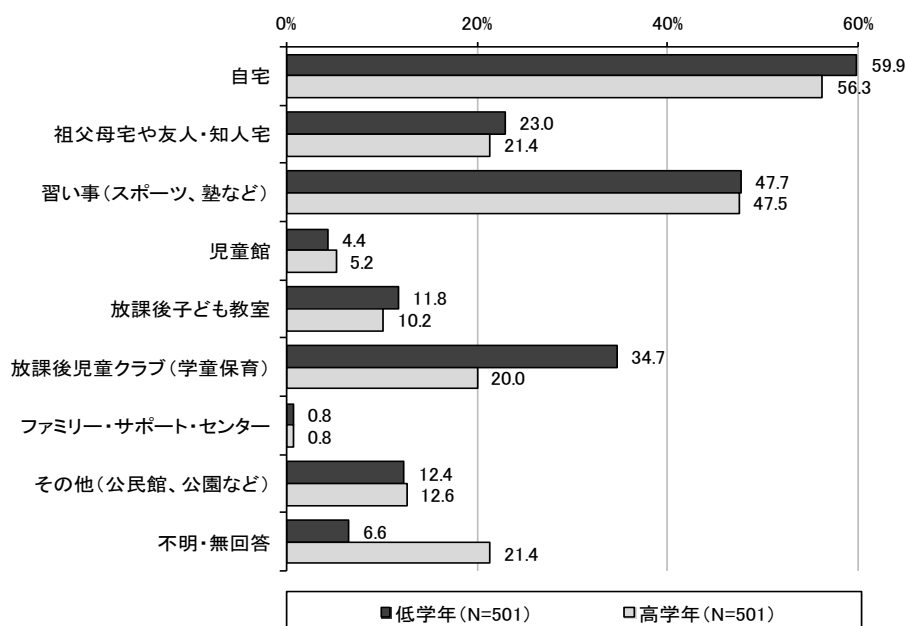
就学児童の現在の過ごし方では、「自宅」が84.5%と最も高く、次いで「習い事（スポーツ、塾など）」が55.3%となっています。

就学前児童（5歳以上の方）を対象に、就学後、放課後に過ごさせたいと思う場所についてみると、就学児童と同様に「自宅」と「習い事」が高くなっていますが、「放課後児童クラブ」の利用希望も低学年・高学年ともに10%を超えています。

【就学児童：現在の利用している方の状況】〈複数回答〉



【就学前児童（5歳以上の方）：就学後の希望】〈複数回答〉



※低学年で過ごさせたい場所、高学年で過ごさせたい場所に分けて回答。

※「児童館」：児童館内の放課後児童クラブを利用した（利用したい）場合は「放課後児童クラブ（学童保育）」に回答。

※「放課後子ども教室」：地域の方々の協力を得て、放課後に学校施設を活用し、児童に学習活動や体験活動等、様々な学びや交流の機会を提供するものです。放課後児童クラブと異なり、保護者の就労の有無に関わらず、すべての小学生が利用できます。

〔 静岡市では、平成26年度現在、放課後児童クラブが設置されていない小学校の一部で開設。
開設時間：おおむね授業終了後～16時30分 開設日：平日の中で地域の実情に応じて開設 〕

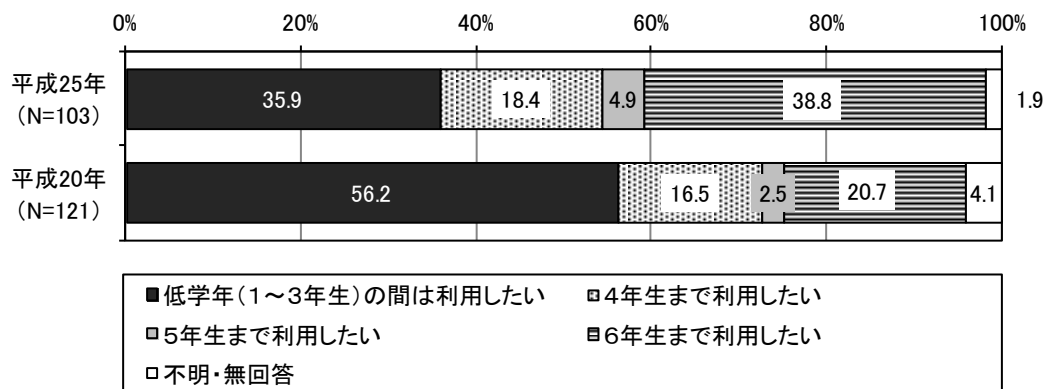
※「ファミリー・サポート・センター」：育児等の援助を必要とする人と援助を行う人がそれぞれ会員となり、市が委託するセンター事務局の仲介により、会員組織内での援助活動を時間単位で実施する事業です（有料）。保育所や児童クラブ等の施設の送迎や施設終了後の短時間の子どもの預かりなどで利用する方が多く、子どもの預かりは、援助を行う会員の自宅で実施します。

20 放課後児童クラブの利用を希望する学年

就学児童では、「6年生まで利用したい」が38.8%と最も高く、次いで「低学年の間は利用したい」が35.9%となっています。平成20年調査と比較すると、「低学年の間は利用したい」が56.2%から35.9%と減少している一方で、「4年生～6年生まで利用したい」が39.7%から62.1%と増加しています。

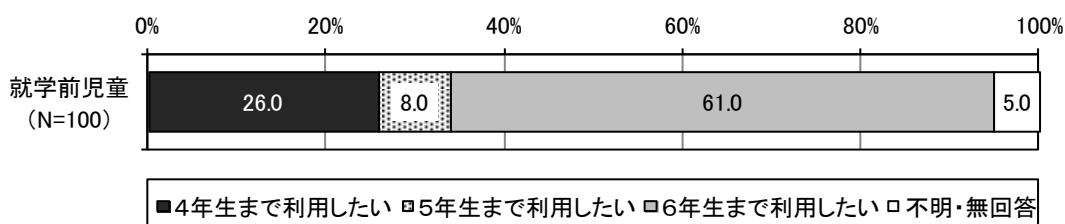
就学前児童（5歳以上の方）を対象にした利用希望についてみると、「6年生まで利用したい」が61.0%と最も高くなっています。

【就学児童：現在利用している方の今後の希望】



※現在は原則として小学校3年生までを対象としています。

【就学前児童（5歳以上の方）：就学後の利用希望】

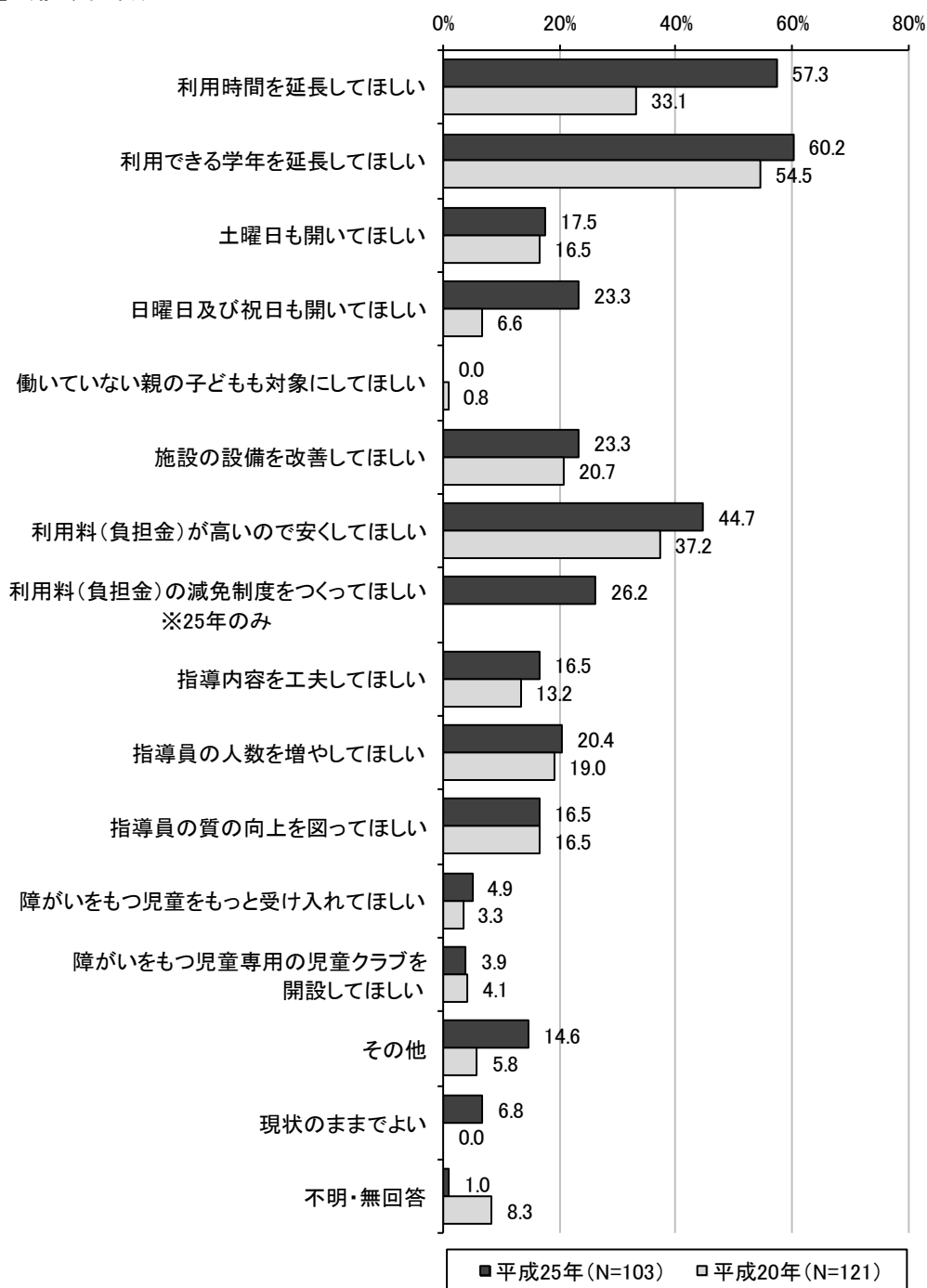


21 放課後児童クラブに対する要望

「利用できる学年を延長してほしい」が60.2%と最も高く、次いで「利用時間を延長してほしい」が57.3%、「利用料（負担金）が高いので安くしてほしい」が44.7%となっています。

平成20年調査と比較すると、「利用時間を延長してほしい」、「利用できる学年を延長してほしい」、「利用料（負担金）が高いので安くしてほしい」の割合が高い傾向は変わりませんが、いずれの回答も平成20年調査より高くなっています。

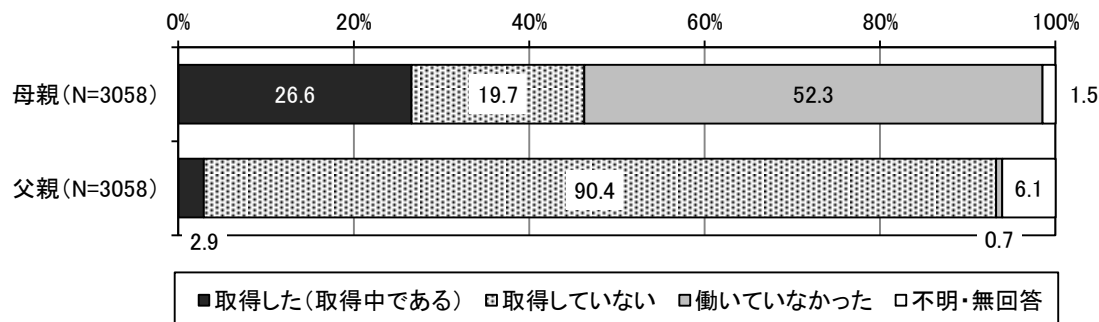
【就学児童】〈複数回答〉



22 子どもが生まれた時の保護者の育児休業取得状況

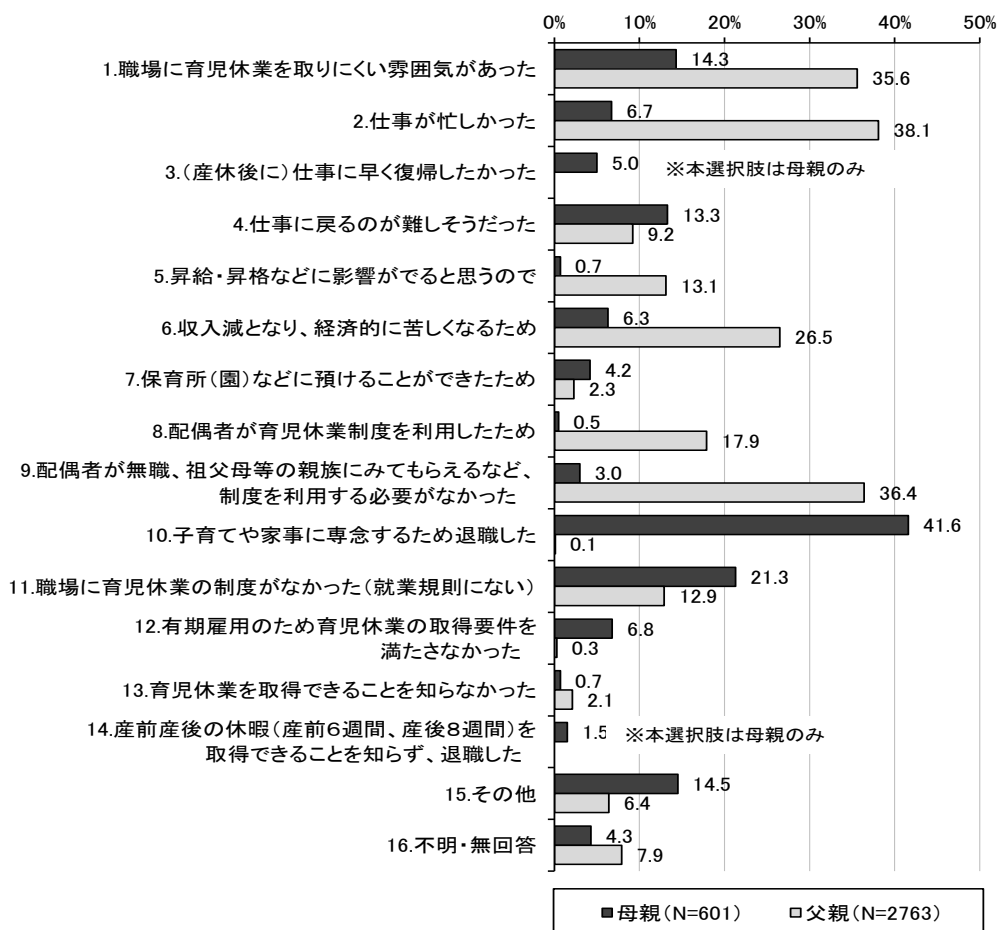
母親では「働いていなかった」が52.3%と最も高く、次いで「取得した（取得中である）」が26.6%となっています。一方、父親では「取得していない」が90.4%と大部分を占め、「取得した（取得中である）」は2.9%となっています。

【就学前児童】



◎育児休業を取得していない理由〈複数回答〉

傾向としては、父親は「2 仕事が忙しかった」等の就労関係（1～6）や「9 配偶者や家族にみてもらえる」の回答が多くなっています。一方、母親は「10 退職した」の回答が最も多くなっていますが、就労関係（1～6）や制度関係（11～14）に回答が分散しています。

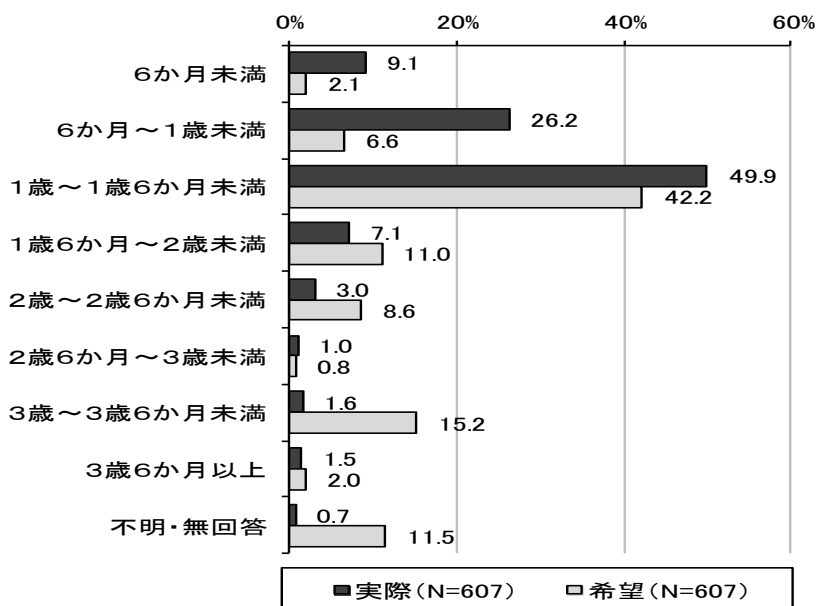


23 育児休業から職場復帰した実際の時期及び希望する時期

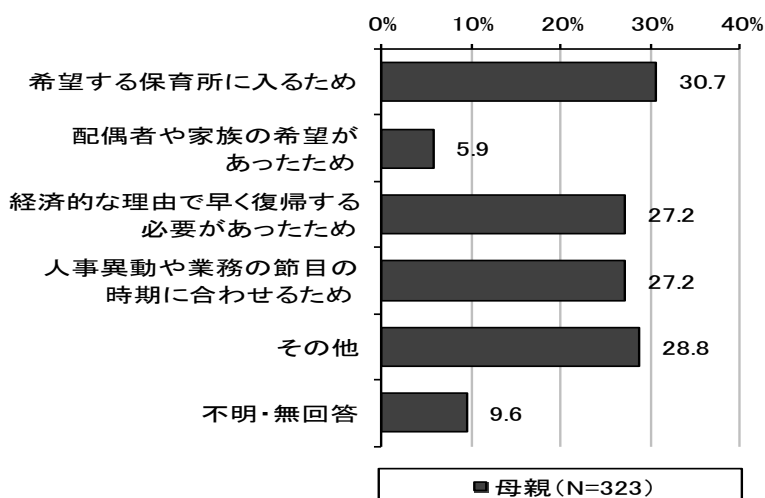
母親の育児休業後、職場復帰の時期についてみると、「実際」では1歳6ヶ月までに復帰した方が大半を占めますが、「希望」では1歳6ヶ月以降の復帰を希望する方も一定割合存在し、実際には希望よりも早く職場復帰している傾向がみられます。

母親が希望より早く職場復帰した理由をみると、「希望する保育所に入るため」が30.7%と最も高く、次いで「経済的な理由で早く復帰する必要があるため」、「人事異動や業務の節目の時期に合わせるため」がともに27.2%となっています。

【就学前児童：母親】



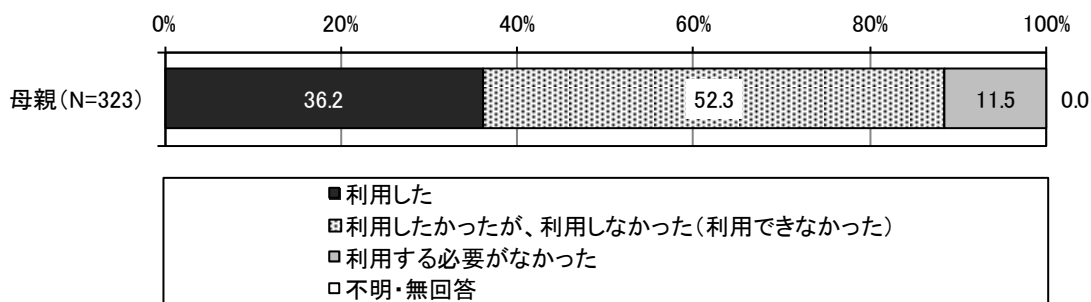
◎希望より早く職場復帰した理由〈複数回答〉



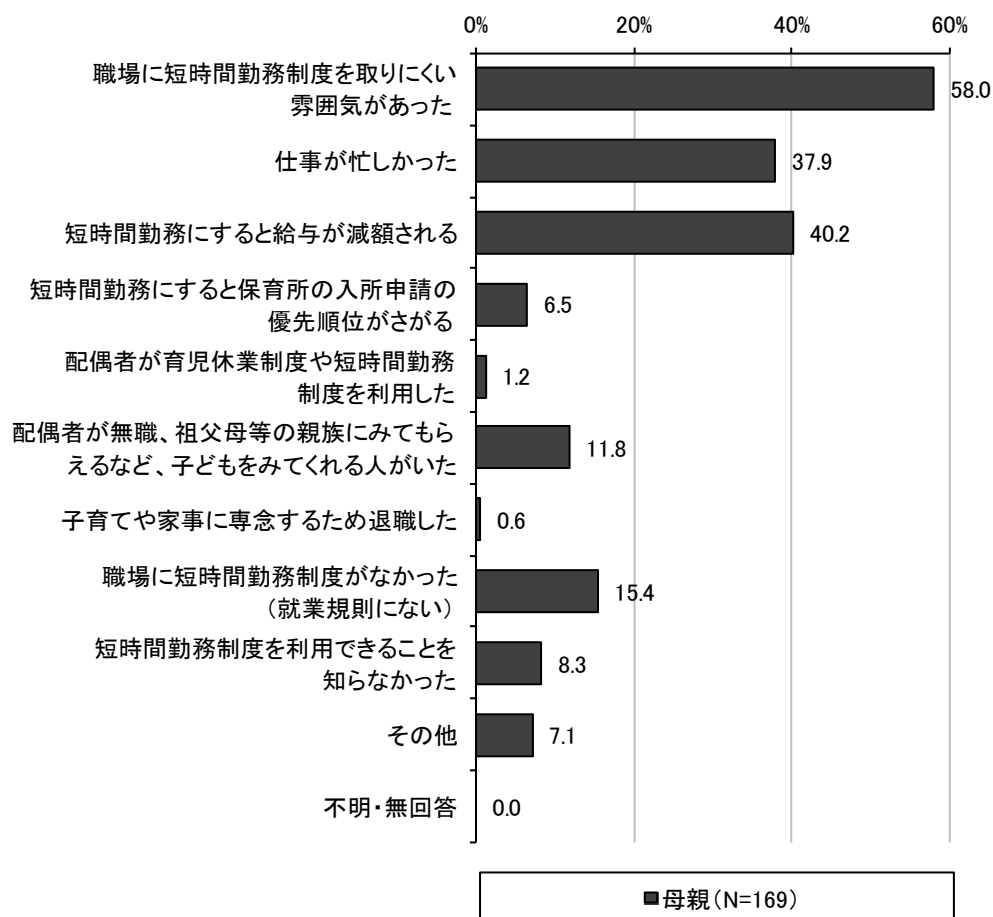
24 職場復帰時の短時間勤務制度の利用状況

「利用したかったが、利用しなかった（利用できなかった）」が52.3%と最も高くなっています。

短時間勤務制度を利用しなかった理由としては、「職場に短時間勤務制度を取りにくい雰囲気があった」が58.0%で最も高く、次いで「短時間勤務にすると給与が減額される」が40.2%、「仕事が忙しかった」と続き、就労環境に関する回答が高くなっています。

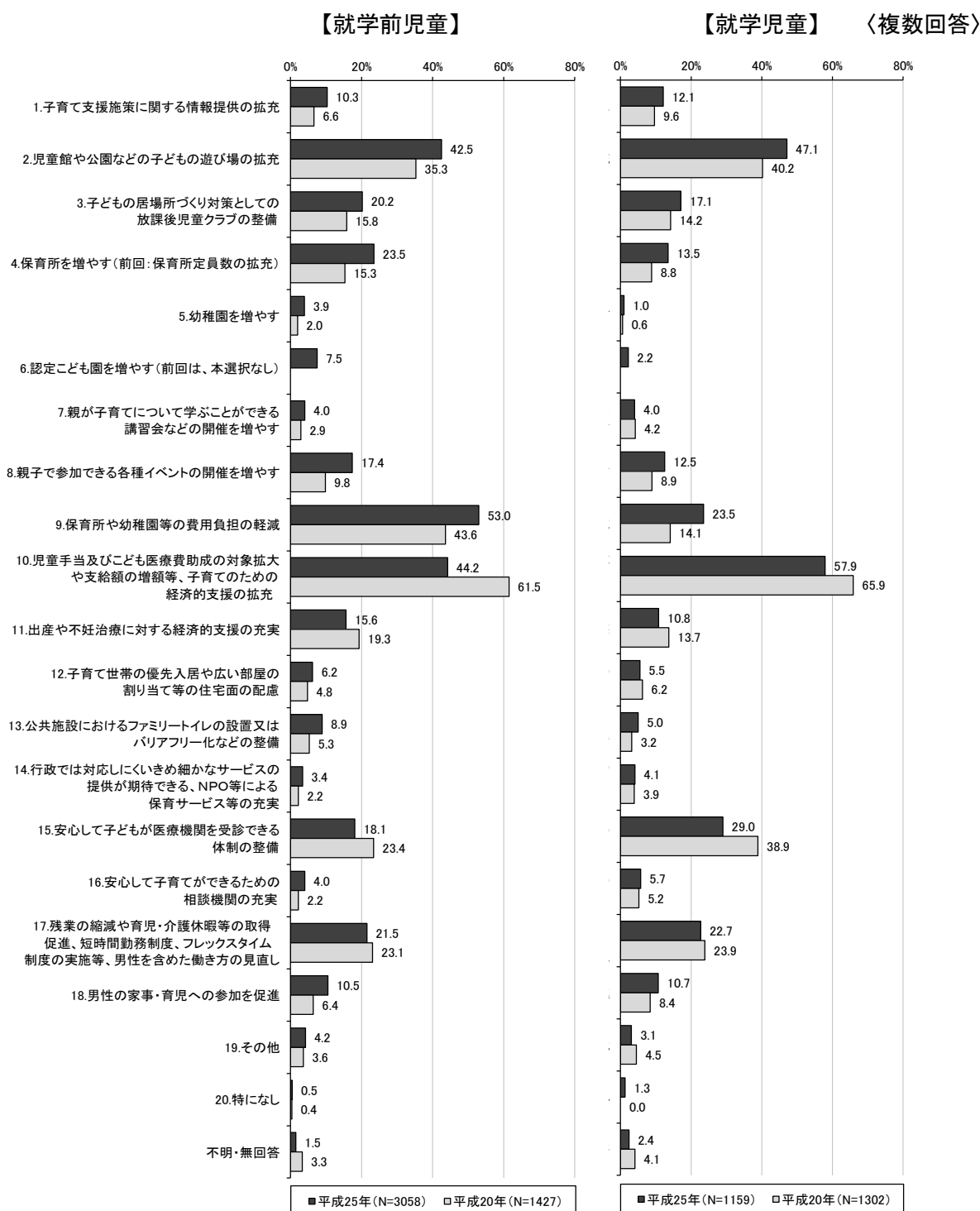


◎短時間勤務制度を利用しなかった理由〈複数回答〉



25 効果が高いと考えられる施策や充実を期待する施策

就学前児童、就学児童ともに、「2.児童館や公園などの子どもの遊び場の拡充」、「9.保育所や幼稚園等の費用負担の軽減」、「10.子育てのための経済的支援の拡充」などが高くなっています。平成20年調査との比較では、就学前児童、就学児童ともに、「2.児童館や公園などの子どもの遊び場の拡充」、「4.保育所を増やす（平成20年調査時：保育所定員数の拡充）」、「9.保育所や幼稚園等の費用負担の軽減」等がポイントをあげています。

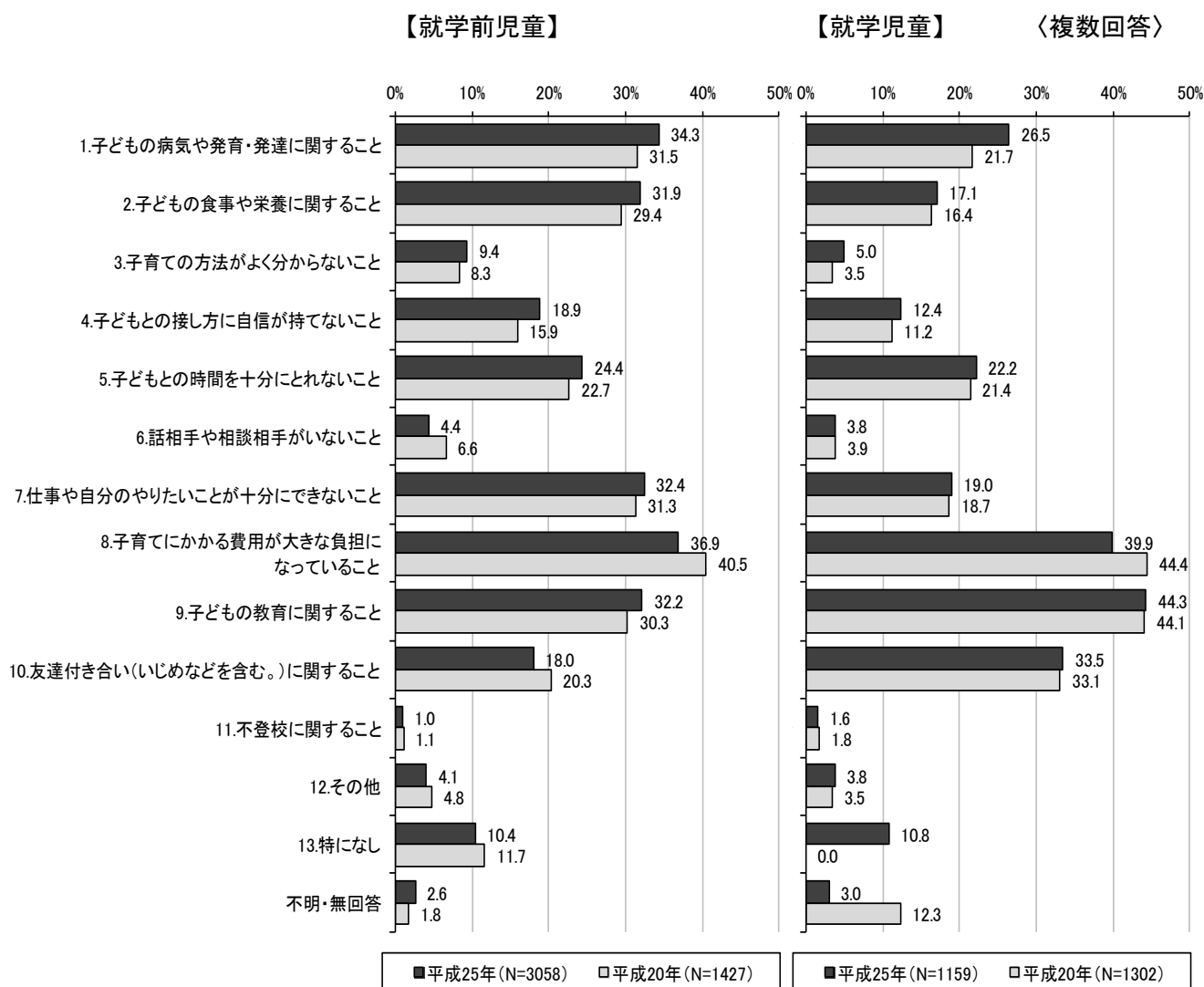


26 子育てに関する悩みや不安

就学前児童では、「8 子育てにかかる費用が大きな負担になっていること」が36.9%と最も高く、次いで「1.子どもの病気や発育・発達に関すること」、「2.子どもの食事や栄養に関すること」、「7.仕事や自分のやりたいことが十分にできないこと」、「9.子どもの教育に関すること」が31～34%台となっています。就学児童では、「9.子どもの教育に関すること」が44.3%と最も高く、次いで「8.子育てにかかる費用が大きな負担になっていること」が39.9%、「10.友達付き合いに関すること」が33.5%となっています

平成20年調査と比較すると、就学前児童と就学児童の傾向に大きな差異はみられません。

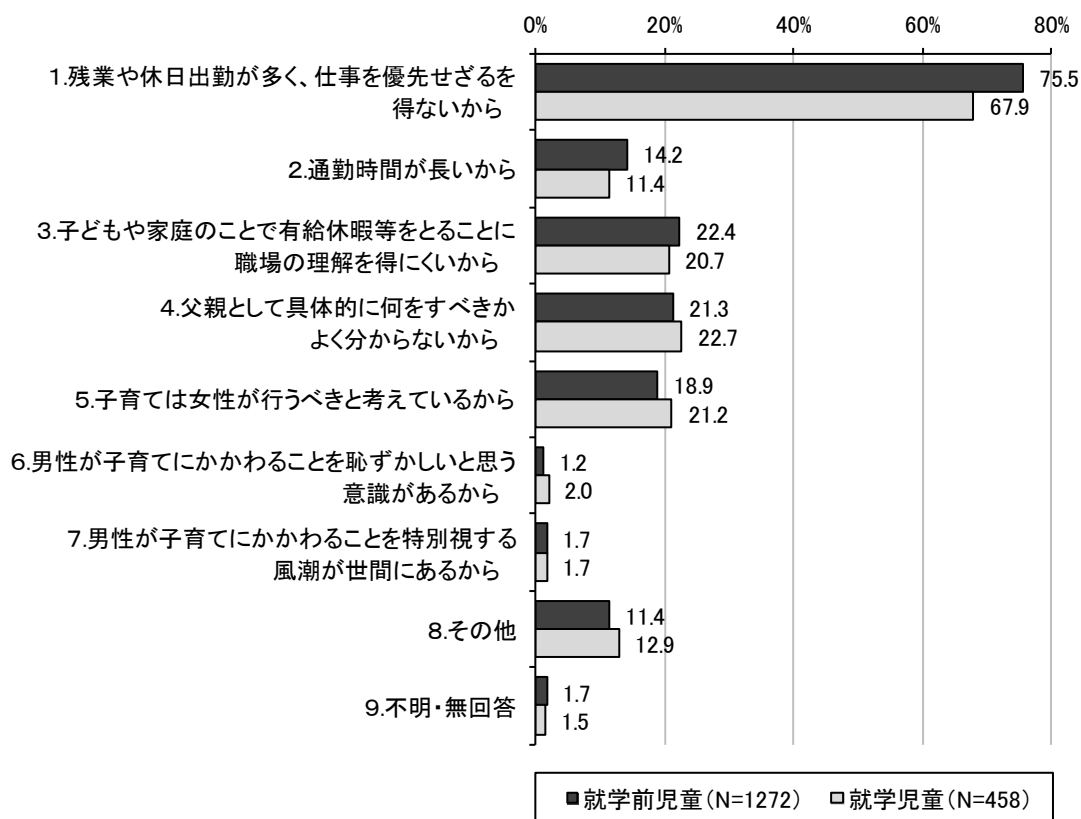
就学前児童では「4.子どもとの接し方に自信が持てないこと」が3.0ポイント増と割合が高くなっている一方で、「8.子育てにかかる費用が大きな負担になっていること」が3.6ポイント減となっています。就学児童では「1.子どもの病気や発育・発達に関すること」が4.8ポイント増と割合が高くなっている一方で、「8.子育てにかかる費用が大きな負担になっていること」が4.5ポイント減となっています。



27 父親が子育てにかかわりづらい理由として考えられること

就学前児童、就学児童ともに、「1.残業や休日出勤が多く、仕事を優先せざるを得ないから」が最も多く、それぞれ75.5%、67.9%となっています。

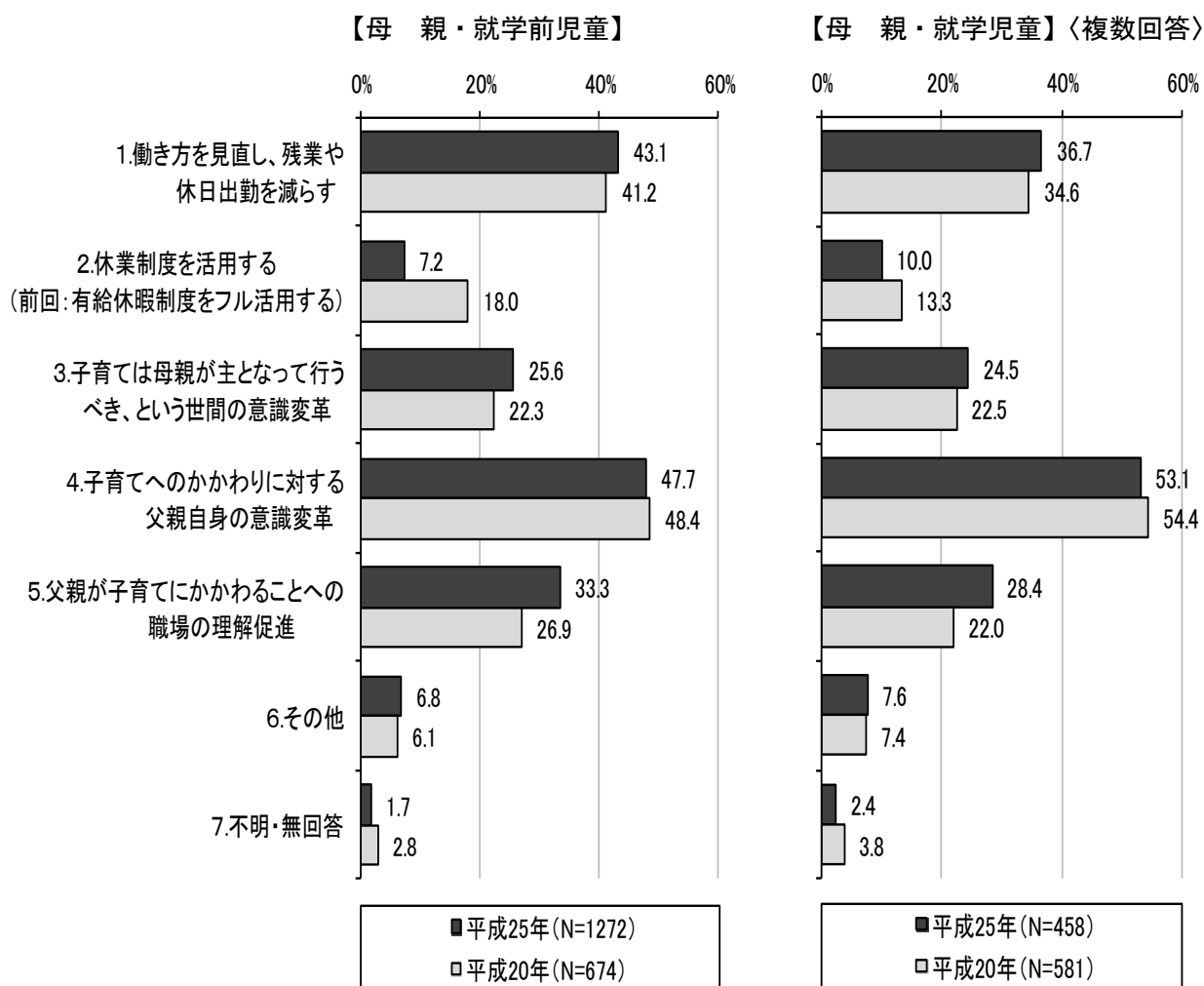
【母親】〈複数回答〉



28 父親が子育てにかかわりやすくするためにすべきこと

父親が子育てにかかわりやすくするためにはどうしたらよいと思うかについて、就学前児童、就学児童ともに、「4.子育てへのかかわりに対する父親自身の意識改革」が最も高く、それぞれ47.7%、53.1%となっており、次いで「1.働き方を見直し、残業や休日出勤を減らす」が43.1%、36.7%、「5.父親が子育てにかかわることへの職場の理解促進」が33.3%、28.4%となっています。

平成20年調査と比較すると、回答の傾向に大きな差異はみられませんが、「2.休業制度を活用する（前回：有給休暇制度をフル活用する）」が就学前児童で10.8ポイント、就学児童で3.3ポイント減少しています。一方で、「1.働き方を見直し、残業や休日出勤を減らす」と「5.父親が子育てにかかわることへの職場の理解促進」が増加しています。

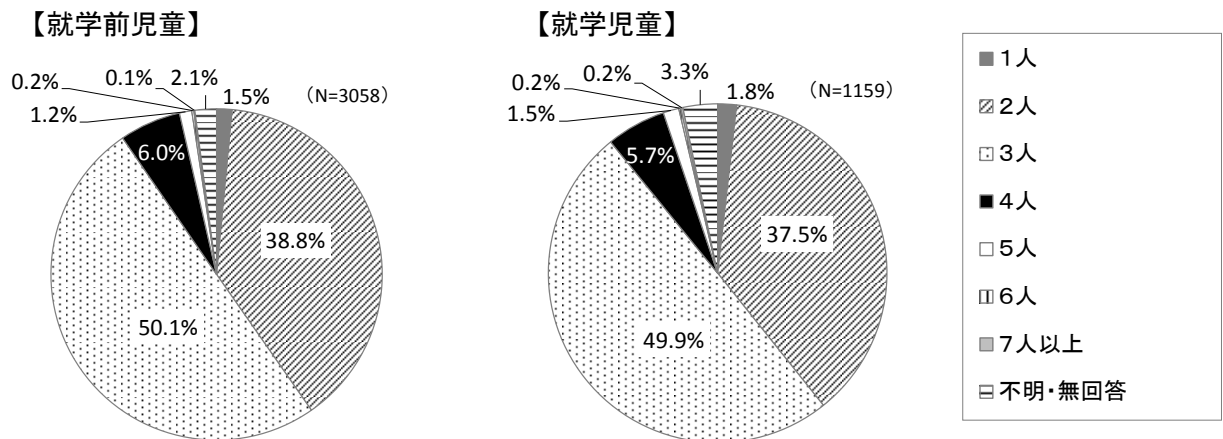


29 理想の子どもの人数

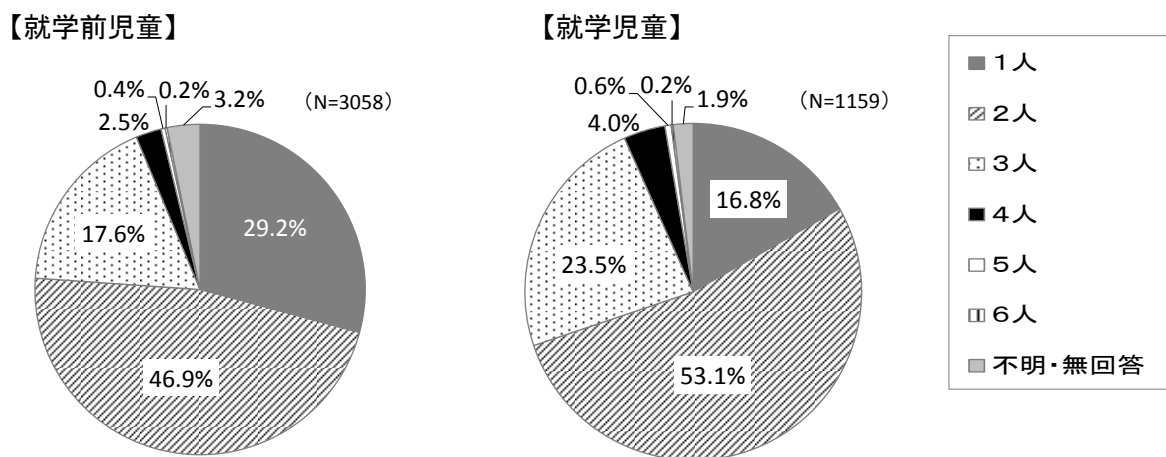
理想の子どもの人数は、就学前児童をもつ家庭、就学児童をもつ家庭ともに「3人」が最も高く、それぞれ50.1%、49.9%となっており、次いで「2人」が38.8%、37.5%となっています。平均すると、就学前児童をもつ家庭で2.67人、就学児童をもつ家庭で2.68人となっています。

一方、実際の子どもの数では、就学前児童をもつ家庭、就学児童をもつ家庭ともに、「2人」が50%前後をしめ、「1人」の割合も高くなっており、理想の子どもの数と比べて少ない傾向がうかがえます。（実際の子どもの数の平均は、就学前児童をもつ家庭で1.95人、就学児童をもつ家庭で2.17人となっています。（その後に子どもが生まれる可能性もあることから、あくまで参考数値）

■理想の数



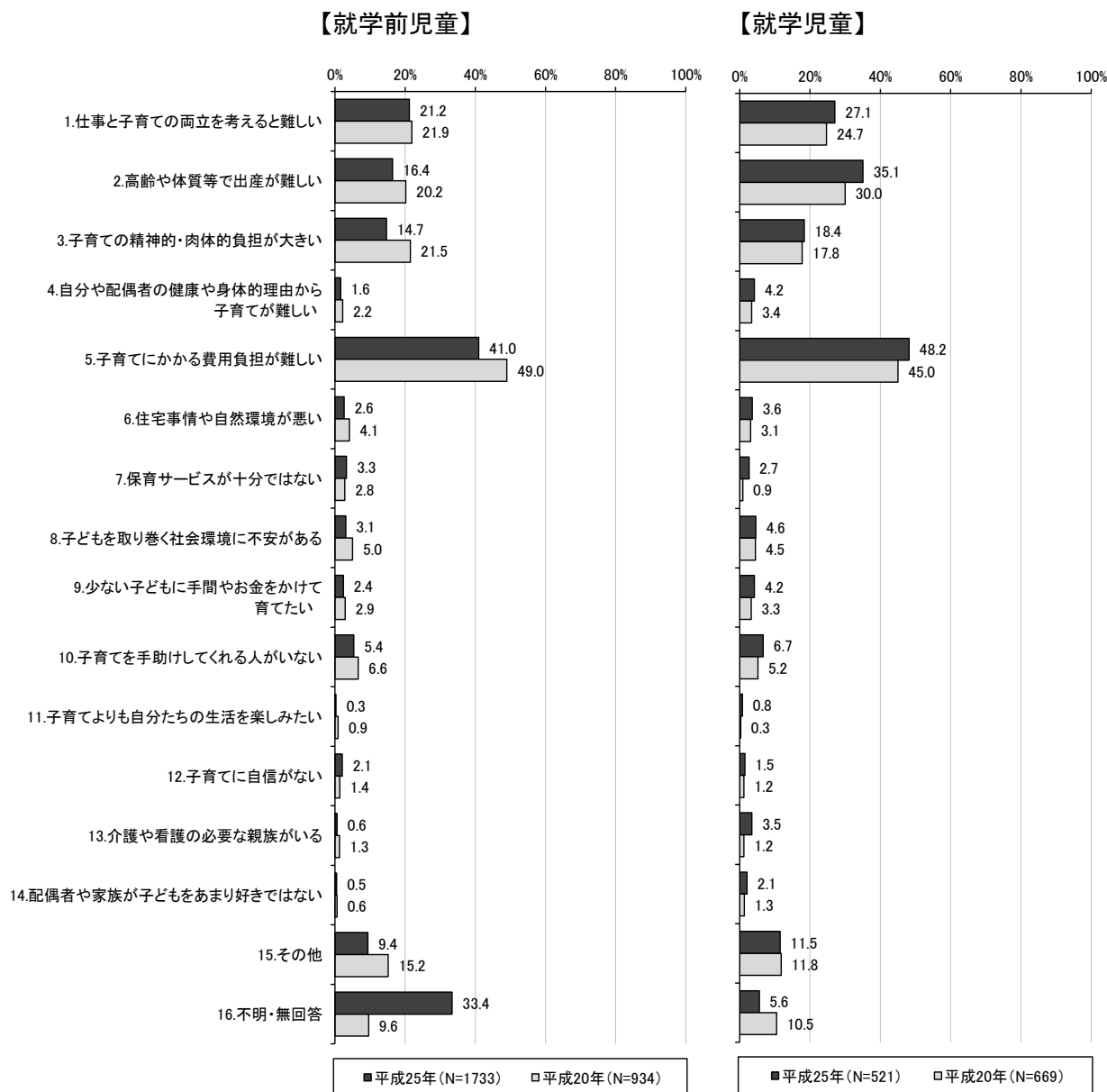
■実際の数



30 実際の子どもの数が理想の人数より少ない理由

理想の数より少ない理由では、就学前児童、就学児童ともに「5.子育てにかかる費用負担が難しい」が最も高く、それぞれ 41.0%、48.2%となっています。また、就学前児童においては、「1.仕事と子育ての両立を考えると難しい」、「2.高齢や体質等で出産が難しい」、「3.子育ての精神的・肉体的負担が大きい」も 14~21%台と比較的高くなっています。

平成 20 年調査と今回の調査を比較すると、就学前児童、就学児童ともに傾向に差異はみられず、「5.子育てにかかる費用負担が難しい」が他と比べて高い回答となっています。



31 子育て支援サービスの認知度・利用状況

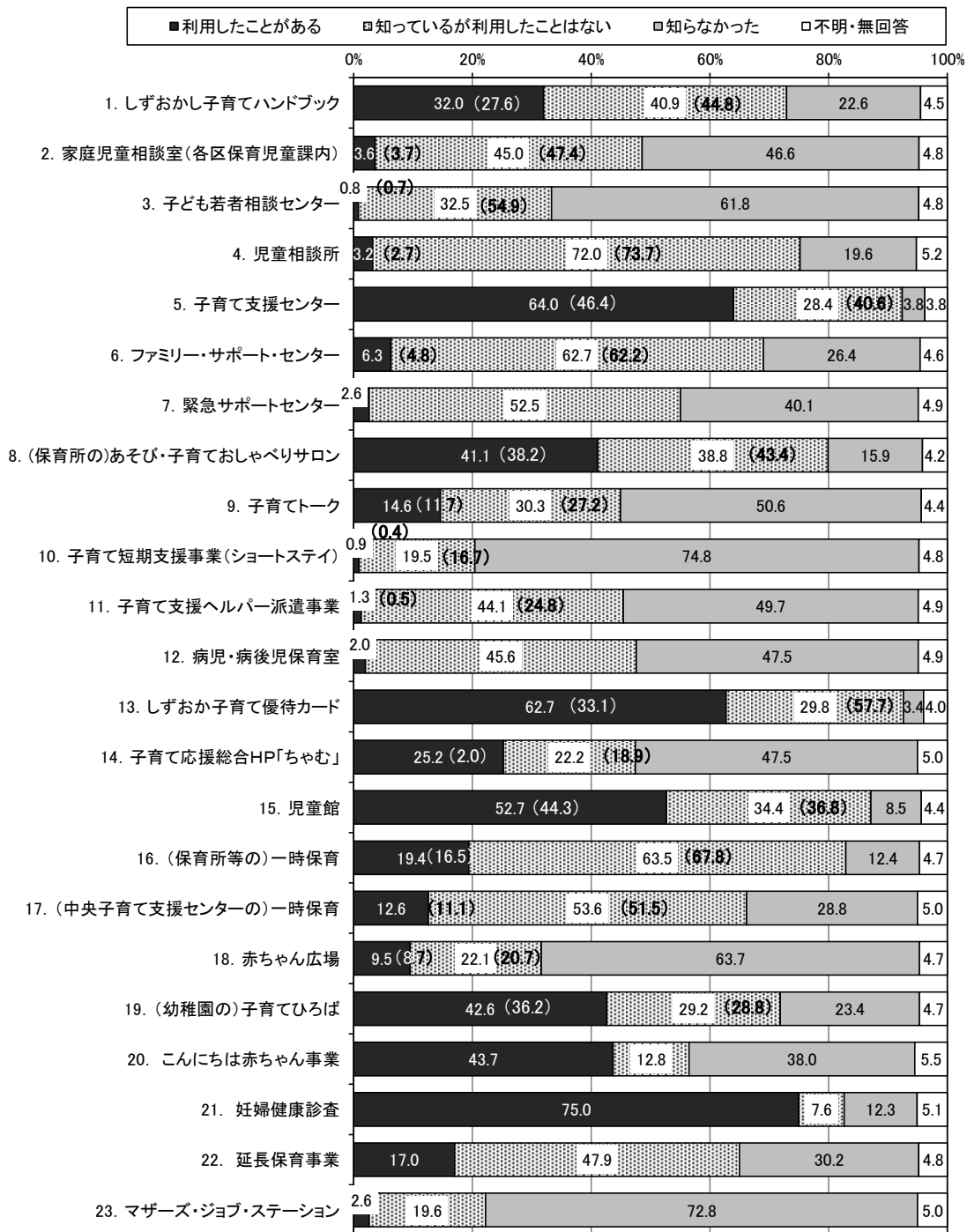
平成 20 年調査結果（カッコ内に示した数値）と比較した主な子育て支援サービスに対する認知度や利用状況は、以下のとおりとなっています。

就学前児童は、平成 20 年調査と比較して、『2.家庭児童相談室』を除く全ての事業において「利用したことがある」が増加しています。特に『13.しずおか子育て優待カード』（29.6 ポイント増）、『14.子育て応援総合HP「ちゃむ」』（23.2 ポイント増）が大きく増加しています。認知度（利用したことがある及び知っている）では 17 事業のうち 12 の事業について認知度が上がっており、『11.子育て支援ヘルパー派遣事業』『14.子育て応援総合HP「ちゃむ」』は、伸び率が大きくなっています。

就学児童は、平成 20 年調査と比較して「利用したことがある」の割合が増加している事業は、『13.しずおか子育て優待カード』が 31.0 ポイントの大幅増となっていますが、その他の事業では大きな変化はみられません。認知度（利用したことがある及び知っている）では 9 事業のうち 3 の事業について認知度が上がっており、『14.子育て応援総合HP「ちゃむ」』の伸び率が大きくなっています。

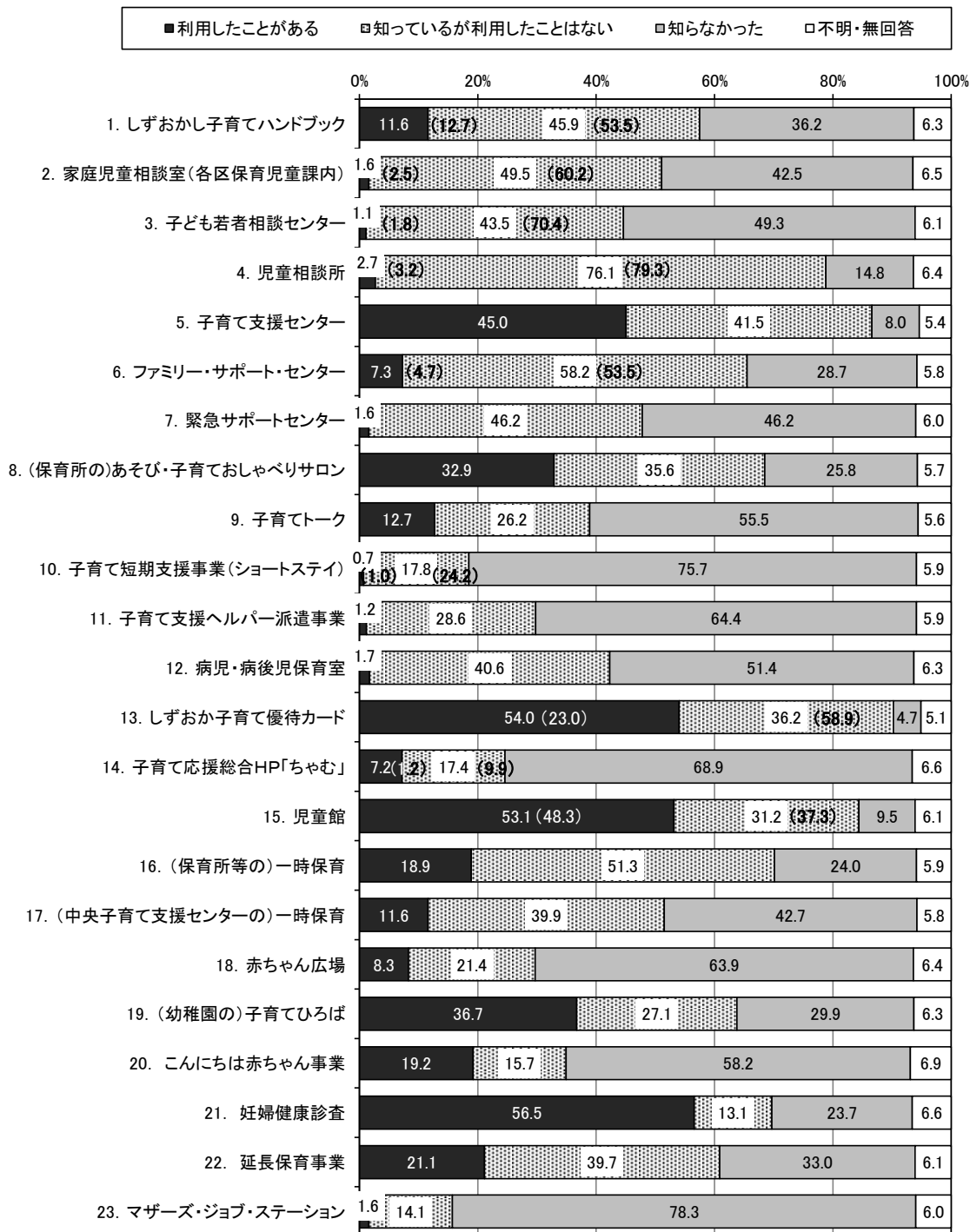


【就学前児童】(N=3,058)



注) カッコ内は平成20年調査の数値。ただし、前回未実施の事業は除く。
資料 静岡市「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」(平成25年)

【就学児童】(N=1,159)



注) カッコ内は平成20年調査の数値。ただし、前回未実施の事業は除く。
資料 静岡市「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」(平成25年)

32 子育て支援サービスの満足度

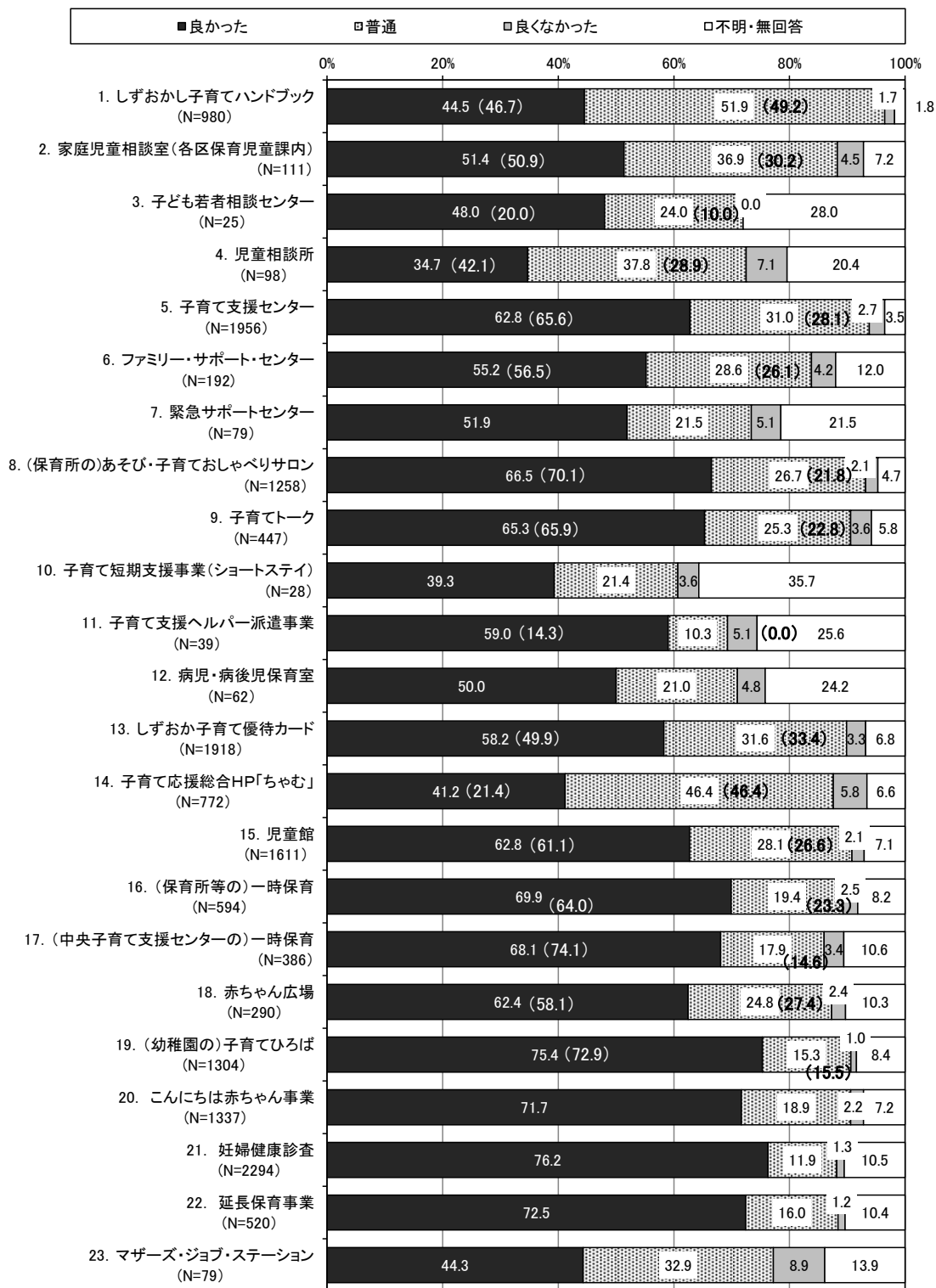
平成 20 年調査結果（カッコ内に示した数値）と比較した主な子育て支援サービスに対する満足度は、以下のとおりとなっています。

就学前児童は、全 16 事業のうち 9 事業が平成 20 年調査より満足度が上がっており、その他の事業はおおむね平成 20 年調査と同程度の満足度となっています。このうち、特に増加している事業は、『11.子育て支援ヘルパー派遣事業』（44.7 ポイント増）、『14.子育て応援総合HP「ちゃむ」』（19.8 ポイント増）となっています。

就学児童では、全 9 事業のうち 6 事業が平成 20 年調査より満足度が上がっており、その他の事業はおおむね平成 20 年調査と同程度の満足度となっています。このうち、特に増加している事業は、『6.ファミリー・サポート・センター』（22.3 ポイント増）、『14.子育て応援総合HP「ちゃむ」』（20.2 ポイント増）となっています。

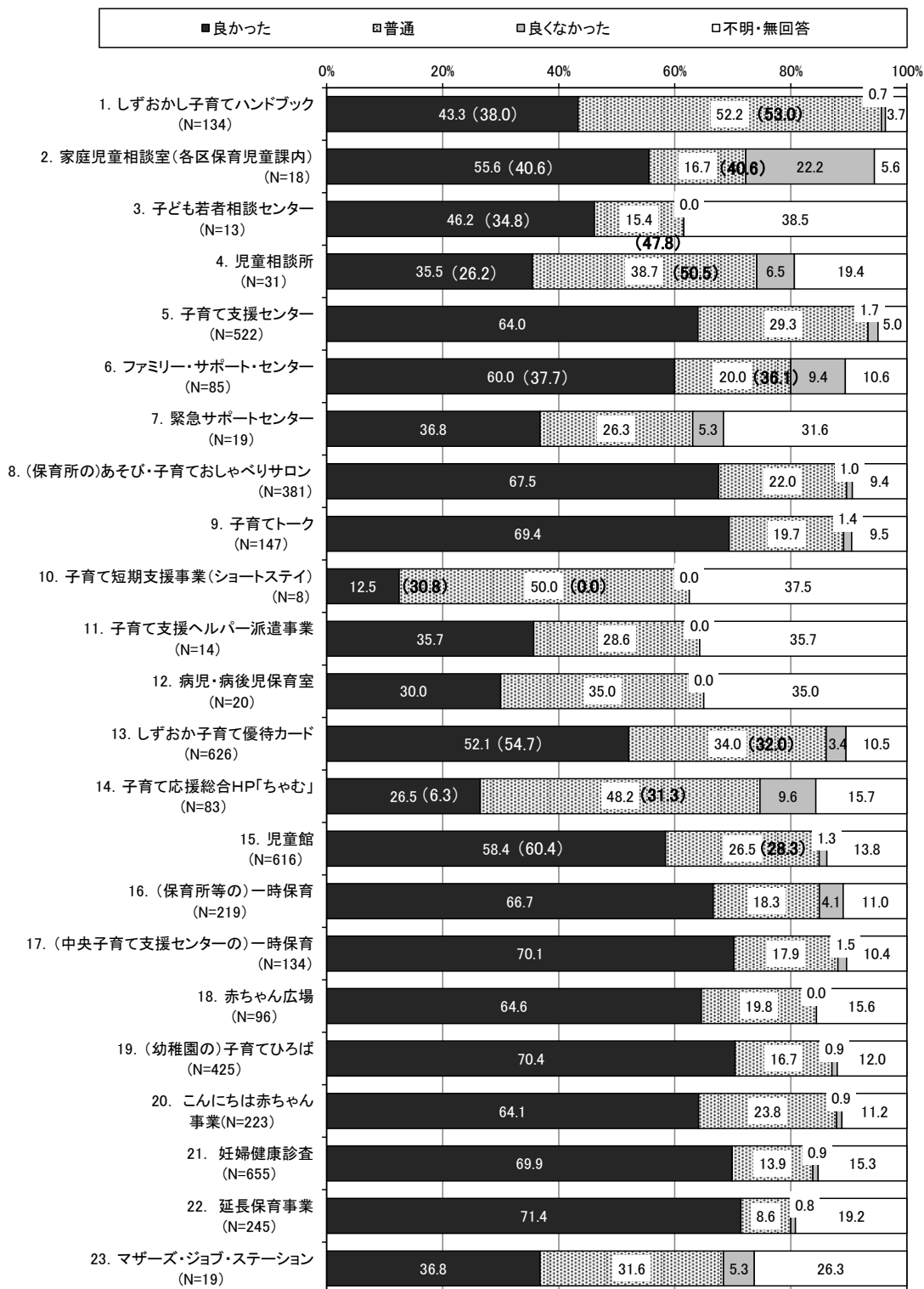


【就学前児童】(N=3,058)



注) カッコ内は平成 20 年調査の数値。ただし、平成 20 年調査未実施の事業は除く。
資料 静岡市「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」(平成 25 年)

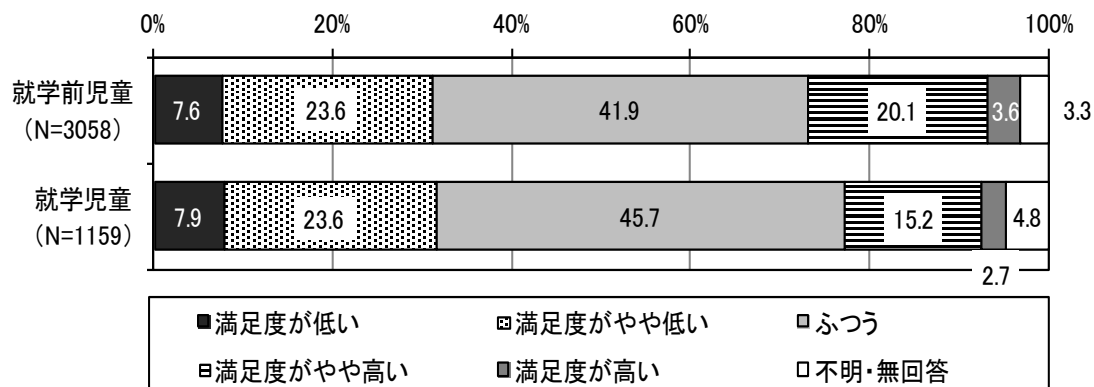
【就学児童】(N=1,159)



注) カッコ内は平成20年調査の数値。ただし、平成20年調査未実施の事業は除く。
資料 静岡市「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」(平成25年)

33 地域における子育て環境や支援への満足度

満足度が「低い」又は「やや低い」と回答した割合は、就学前児童の家庭で31.2%、就学児童の家庭で31.5%である一方、満足度が「高い」又は「やや高い」と回答した割合は、就学前児童の家庭で23.7%、就学児童の家庭で17.9%となっています。



第3節 市民意見提出手続（パブリックコメント）

静岡市市民参画の推進に関する条例第10条第1項の規定に基づき市民意見提出手続（パブリックコメント）を次のとおり行いました。

- 1 提出期間 平成26年12月17日（水）から平成27年1月16日（金）
- 2 提出者数 13人
- 3 提出件数 26件
- 4 主な意見
 - ・ 幼児期の教育・保育について、市立各園の認定こども園への移行に当たって保育教諭の研修機会を確保するなど量だけでなく、質も確保すべき。
 - ・ 放課後子ども対策について、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的実施に当たっては、両事業の性格の違いに配慮すべき。
 - ・ 特別な支援を必要とする子どもへの支援について、早期から支援を継続し、就学後に引き継いで支援していくべき。
 - ・ 子育て支援に関する情報について、情報発信が不足しているのではないか。

提出された意見を踏まえて計画案に必要な修正を行ったほか、今後の施策運営の参考とさせていただきます。

詳細は市ホームページ（静岡市子ども・子育て支援プラン）の実施結果報告をご覧ください。

第4節 前プランの評価

1 前プランの目標達成状況と総合評価（内部評価）

（1）目標に対する達成状況

前プランに登載されている事業は、平成 27 年 3 月 31 日見込で、235 事業でした。これらの事業について、平成 26 年度末における目標達成状況（見込み）を評価した結果、計画目標に対して8割以上を達成している事業は全体の 92.7%（うち 12 件（全体の 5.1%）は計画目標に対し 10 割以上を達成）となっており、おおむね計画どおり実施されたと評価しました。（下表参照）

〈表 前プラン 目標達成状況（平成 27 年 3 月 31 日見込み） 単位：件〉

施策目標	事業数	目標に対する達成状況 ※				
		S	A	B	C	D
① 子どもを安心して生み、育てることができる環境づくり	74	6	63	3	1	1
② 子育てと仕事の両立を支援する環境づくり	20	2	16	1	1	0
③ 子どもの心身の健やかな育ちを支える環境づくり	86	2	78	4	1	1
④ 子どもの「生きる力」をはぐくむ教育環境づくり	45	2	39	2	1	1
⑤ 地域で子育てを育ちを支え合う環境づくり	10	0	10	0	0	0
合計	235	12	206	10	4	3
全体に占める割合	100.0%	5.1%	87.6%	4.3%	1.7%	1.3%

※各事業の「平成 26 年度末目標値」に対する「平成 26 年度末（見込み）の達成状況」により、次に示す S～D の達成基準に基づき評価したもの。

- S：計画目標に対し、100%を超えている。
- A：計画目標に対し、80%～100%達成している。
- B：計画目標に対し、50%～80%未満達成している。
- C：計画目標に対し、20%～50%未満達成している。
- D：計画目標に対し、10%未満達成している。

資料：静岡市「しずおか☆未来をひらく子どもプラン
総合評価一覧表（平成 22 年度～平成 26 年度）」

(2) 総合評価（平成22年度～平成26年度）

計画期間である平成22年度～平成26年度の5カ年を通じた取組の総合評価では、期待通りあるいは期待以上の内容と評価した事業は全体の90.6%（うち7件（全体の3.0%）は期待以上と評価）となっており、「(1)目標に対する達成状況」と同様におおむね計画どおり実施されたと評価しました。（下表参照）

〈表 前プラン 総合評価（平成22年度～平成26年度（見込み））単位：件〉

施策目標		事業数	評価区分※			
			S	A	B	C
①	子どもを安心して生み、育てることができる環境づくり	74	3	61	8	2
②	子育てと仕事の両立を支援する環境づくり	20	0	18	2	0
③	子どもの心身の健やかな育ちを支える環境づくり	86	2	78	5	1
④	子どもの「生きる力」をはぐくむ教育環境づくり	45	2	39	3	1
⑤	地域で子育て子育てを支え合う環境づくり	10	0	10	0	0
合計		235	7	206	18	4
全体に占める割合		100.0%	3.0%	87.6%	7.7%	1.7%

※各事業における「目標達成状況」、「5年間の取組内容・取組実績」、及び「取組の効果」を総合的に判断し、次に示すS～Cの区分に基づき評価したもの。

S：達成状況105%以上。期待を上回る内容。

A：達成状況90%～105%未満。期待通りの内容。

B：達成状況70%～90%未満。期待を下回る内容。

C：達成状況70%未満。期待を顕著に下回る内容。

※上記基準は、本市が実施する「事務事業総点検」における評価基準を参考とした。

資料：静岡市「しずおか☆未来をひらく子どもプラン
総合評価一覧表（平成22年度～平成26年度）」

2 前プランの中で主に取り組んできた内容

前プランにおける重点施策の実績（平成26年度末実績見込み）は次のとおりでした。

(1) 急病センターの再整備		達成状況	S	総合評価	S
事業概要	初期救急医療については、静岡地域と清水地域で体制が異なるため、急病センターを東静岡地区に再整備し、夜間（準夜帯）の体制を急病センター方式に一元化することにより、安定的な医療の提供体制を構築する。				
平成26年度末目標値	平成25年度当初に開所				
実績	平成25年4月1日開所				

(2) 子育て相談などの相談支援体制の充実		達成状況	A	総合評価	A
事業概要	関係機関等と連携し、子育て相談をはじめとする相談支援体制の充実を図る。				
平成26年度末目標値	児童相談体制検討ワーキングによる様々な子育て支援相談体制に係る諸問題を検討し、相談体制の充実を図る。				
実績（見込み）	児童相談体制検討ワーキングを開催 <ul style="list-style-type: none"> ・ガイドライン検討：「静岡市子ども虐待対応ガイドライン」の作成、見直し、活用方法の検討、及び外部の関係機関への提供の検討。 ・研修計画検討・実施：静岡市児童相談職員研修計画を作成・実施。 				

(3) 子育てトーク事業		達成状況	S	総合評価	S
事業概要	各地区の地区社会福祉協議会、主任児童委員等が中心となり、主に未就園児及びその保護者を対象に、親子の交流の場の提供、情報交換、子育て相談及び各種催し物等を実施する。				
平成26年度末目標値	子育てトーク 36地区63事業				
実績（見込み）	子育てトーク 44地区66事業				

(4) 子育て支援センターの整備		達成状況	D	総合評価	C
事業概要	市域全体の均衡と地域性、地域の子どもの数などを勘案し、子育て支援センターの設置を進める。				
平成26年度末目標値	子育て支援センターの整備（20か所） 内訳 センター型：15か所、ひろば型：2か所、児童館型：3か所				
実績（見込み）	新規整備なし（平成21年度末時点：18か所整備済） 子ども・子育て支援法に基づく、地域子育て支援拠点事業として、量の見込みに対応した整備を行う予定。				

(5) 待機児童解消事業		達成状況	A	総合評価	A
事業概要	年度途中において、保育所の入所要件があるにもかかわらず、入所を希望する保育所の定員超過等により入所できない0、1、2歳児を待機児童園で一時的に預かる。				
平成26年度末目標値	3か所（各区1か所）				
実績（見込み）	3か所（各区1か所）				

(6) 一時預かり事業（保育所）		達成状況	A	総合評価	A
事業概要	通常保育所を利用していない家庭における保護者の疾病や育児疲れ等により一時的に保育が必要となる場合、保育所で子どもを一時的に預かる。				
平成26年度末目標値	104園（全園実施）				
実績（見込み）	100園で実施				

(7) 放課後児童クラブの整備		達成状況	A	総合評価	A
事業概要	待機児童の多いクラブや環境整備が必要なクラブを中心に整備する。				
平成26年度末目標値	各クラブの待機児童の状況等により、拡張して対応する。				
実績（見込み）	3か所の児童クラブを開設したほか、夏休みの長期休暇中のニーズに対応するため、臨時の児童クラブを開設しサービスを提供した。				

(8) ワーク・ライフ・バランス啓発事業		達成状況	A	総合評価	A
事業概要	一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任や生産性の向上に努めるとともに、家庭や地域生活などにおいても多様な生き方が選択できるような社会を実現するため、講演会やシンポジウムなどの啓発事業を開催する。				
平成26年度末目標値	毎年度、講演会等1回以上開催				
実績（見込み）	講演会、講座、シンポジウム等を開催（女性会館での講座開催、講演会、企業を対象とした実践講座、男女共同参画フォーラム、庁内職員を対象とした意識調査、広報特集記事掲載、3局連携による啓発キャンペーン・シンポジウム、パネル展示）				

(9) 街区公園等の整備		達成状況	A	総合評価	A
事業概要	歩いて行ける身近な場所において、子どもの遊び場や地域住民の健康運動の場となる公園等を計画的に整備する。				
平成 26 年度末目標値	26 公園整備 ・平成 22～24 年度 : 12 公園整備 ・平成 25 年度 : 7 公園整備 ・平成 26 年度 : 7 公園整備				
実績 (見込み)	27 公園整備 ・平成 22～24 年度 : 14 公園整備 ・平成 25 年度 : 6 公園整備 ・平成 26 年度 : 7 公園整備				

(10) 特別支援教育推進事業		達成状況	A	総合評価	A
事業概要	特別な教育的支援を必要とする幼児や児童生徒を支援するため、幼稚園や小中学校に特別支援教育支援員を配置する。				
平成 26 年度末目標値	市立幼稚園に 2 人、小中学校に 154 人配置。				
実績 (見込み)	市立幼稚園に 4 人、小中学校に 154 人配置。				

(11) スクールカウンセリング事業		達成状況	A	総合評価	A
事業概要	いじめ、不登校又は問題行動など、児童生徒の心の問題に対応するため、スクールカウンセラーや教育相談員を小中学校に配置し、児童生徒、保護者などへの相談活動を実施する。				
平成 26 年度末目標値	スクールカウンセラー：40 人 (小学校は週 4 時間、中学校は週 4～8 時間) 教育相談員：36 人 (4 学級以上の中学校に 1 日 5 時間×週 5 日)				
実績 (見込み)	・スクールカウンセラー35 人 (小学校は週 3、中学校は週 6～8 時間) ・教育相談員：34 人 (生徒数 200 人以上の中学校に 1 日 5 時間×週 3 日)				

(12) スクールソーシャルワーカー活用事業	達成状況	B	総合評価	A
事業概要	小中学校にスクールソーシャルワーカーを配置又は派遣し、いじめ、不登校又は暴力行為その他の学校生活における諸問題を抱える児童生徒に必要な支援を行い、学校生活上の諸問題の解決を図る。			
平成 26 年度末目標値	スクールソーシャルワーカー：12 人 (12 支部の拠点校にそれぞれ週 2 日、14 時間配置)			
実績 (見込み)	スクールソーシャルワーカー：5 人 <ul style="list-style-type: none"> ・小学校 10 校に週 1 日 (6 時間) 配置。また要請があった小中学校に随時派遣。 ・機関連携ケース会議を積極的に行い、いずれのケースも、学校と関係機関が迅速かつ効果的に連携して対応した。また、各区の要保護児童対策地域協議会へも参加し、関係機関とのネットワークの構築を図った。 			

(13) 青少年・乳児ふれあい促進事業	達成状況	A	総合評価	A
事業概要	地域の子育て支援拠点施設である地域子育て支援センターや保健福祉センター、学校等の協力を得て、小学生高学年や中学生、高校生が、乳児とその保護者との交流や触れ合いを通して、命の尊さや子育てのすばらしさなどを体験する。			
平成 26 年度末目標値	全児童館で継続実施 児童館のない地区の小中学校又は高校 3 校で実施			
実績 (見込み)	全児童館 (11 館) で実施 児童館のない地区の中学校 3 校で実施。 実施校：静岡南中学校、清水庵原中学校、清水第二中学校			



第5節 現状の課題

現状及びニーズ調査の結果等を踏まえると、本市の子ども・子育て支援に関する課題は次のようにまとめられるものと考えます。

- 1 子育てに関する悩みや不安を払拭し、安心して子どもを育てられるよう、結婚・妊娠・出産・子育てにわたる多様な子育て支援の充実と周知が必要となっています。
- 2 仕事と子育てが両立できるよう、待機児童の解消をはじめ子ども・子育て支援の充実や、ワーク・ライフ・バランスの実現が必要となっています。
- 3 子どもの「生きる力」を育むため、幼児期の教育・保育、子どもの健全育成支援、学校・地域・家庭における教育環境の整備などが必要となっています。
- 4 障がいを持つ子ども、ひとり親家庭、虐待、貧困などの課題を抱える家庭など特別な支援が必要な子どもや家庭へのきめ細かな支援が必要となっています。
- 5 子育て家庭が地域で孤立しないため、地域全体で子どもと子育て家庭を支える環境の整備が必要となっています。



第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

子どもは社会の希望であり、未来をつくるかけがえのない大切な存在です。子どもが家庭や地域のぬくもり、豊かな自然環境の中でのびのびと育っていくこと、子どもを安心して生み育てることができること、子育てに喜びや生きがいを感じられるようになることは、社会全体の願いであります。

また、私たち大人には、子どもにとって最もよいものは何か、すなわち「子どもの最善の利益」のために、子どもの視点にたち、必要とされる支援を切れ目なく行い、すべての子どもが、その生まれ育った環境によって左右されることなく、未来に希望をもって成長できる社会を築いていく責任があります。

子育てとは本来、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもの姿に感動して、親も親として成長していくという大きな喜びや生きがいをもたらす尊いものです。

一方では、少子化の進行により、子どもの数の減少とともに、兄弟姉妹の数も減少し、異年齢の中で育つことや、子ども同士の間人間関係を築く機会が少なくなっているなど、子どもの育ちをめぐる環境が変化しています。

また、核家族化の進行、共働き家庭の増加、地域とのつながりの希薄化など、子どもや子育て家庭をとりまく環境の大きな変化にともない、就労の有無や状況に関わらず、子育ての負担や不安、孤立感が高まっています。

これらの状況をより良くしていくためには、父母その他の保護者が子育てについて第一義的な責任を有するということを前提としつつ、社会の様々な分野におけるすべての人たちが、子どもの健やかな成長を実現するという目的を共有し、子どもの育ちや子育てへの支援の重要性に対する関心と理解を深め、それぞれの立場で支え合い、見守っていく必要があります。

静岡市民が一体となって、子どもとその保護者を支えていくことを通じて、誰もが安心して、楽しく子育てができ、すべての子どもが健やかに成長することができる静岡市となるよう、この計画の基本理念に「静岡市は子どもをたいせつにします」とかけ、子ども本位の視点に立ち、その実現に取り組んでいきます。

■本計画の基本理念

「静岡市は子どもをたいせつにします」

第2節 基本目標・施策目標

基本理念に基づき、具体的な施策を体系立って進めるため、次のように3つの大きな基本目標と5つの施策目標を定めます。

基本目標1 すべての子どもの育ちを支援するまちづくり 【子ども支援】

子どもが遊びや質の高い充実した教育・保育を受ける中で、自立心や社会性を身につけ、また、一人ひとりの個性が尊重され、自己肯定感をもって成長することができるまちを目指します。

施策目標1 子どもの心身の健やかな育ちを支える環境づくり

施策目標2 子どもの「生きる力」をはぐくむ教育環境づくり

基本目標2 子育てに喜びや生きがいを感じることができるまちづくり 【親支援】

保護者の子育てに対する負担、不安、孤立感をやわらげ、安心して出産や子育てをすることができ、子育てと仕事が両立できるまちを目指します。

施策目標3 喜びと安心感をもって生み育てることができる環境づくり

施策目標4 子育てと仕事の両立を支援する環境づくり

基本目標3 地域全体で子どもと子育てを支援するまちづくり 【地域子ども・子育て支援】

すべての人々が、子どもや子育て支援への関心と理解を深め、地域において子どもの躍動する姿や笑顔があふれ、子どもや子育てを支え合うことができるまちを目指します。

施策目標5 地域全体で子どもと子育て家庭を支える環境づくり

第3節 関係者の役割・責務

児童福祉法では、「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」と明記されています。また、子ども・子育て支援法（第2条）、次世代法（第3条）では、子ども・子育て支援等について基本理念が定められており、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識を前提として、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が子育ての意義について理解を深め、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行うべき旨が掲げられています。さらには、子ども・子育て支援法（第3条～第5条）や同法に基づく基本指針、次世代法（第4条～第6条）、また、教育基本法などにおいて、市、事業主、国民等の責務が定められています。

本市においても、これらを踏まえ、それぞれの役割・責務を明確にすることにより、相互に連携し、子ども・子育て支援を推進していきます。

1 保護者の役割・責務

基本指針では、子育てとは本来、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもの姿に感動して、親も親として成長していくという大きな喜びや生きがいをもたらす尊い営みであるとされており、父母などの保護者は、この子育てについて第一義的な責任を有しています。また、家庭は、教育の原点・出発点となるものであり、保護者は子どもの教育について責任を有しています。

保護者は、これらを自覚し、子どもを心身ともに健やかに育成するとともに、基本的な生活習慣を身に付けさせ、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めなければなりません。

2 地域・市民の役割・責務

子育てにおいては、保護者が、家庭の中のみならず、地域の中で、男女共に、保護者同士や地域の人々とのつながりを持ち、地域社会に参画し、連携し、地域の子育て支援に役割を果たしていくことも大切です。また、家庭、地域、施設等子どもの生活の場を有機的に連携させ、地域コミュニティの中で子どもを育むことが必要です。とりわけ、認定こども園、幼稚園、保育所などにおいては、地域における子ども・子育て支援の中核的な役割を担うことが期待されます。また、地域の子育て支援団体等による地域の実情に応じた取組も進めていく必要があります。

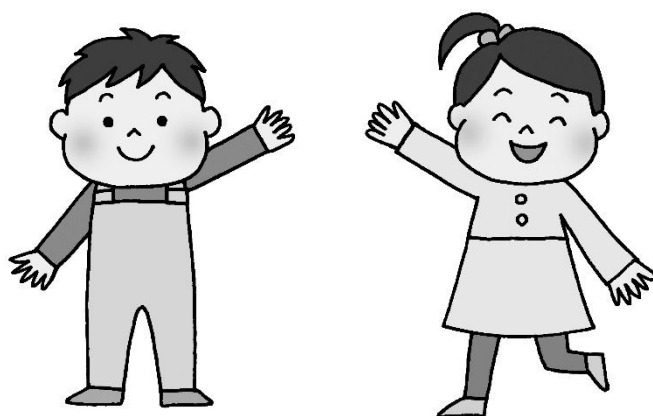
地域及び社会全体が子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることを通じ、保護者が子育てに喜びや生きがいを感じることができ、そして、すべての子どもが大事にされ、健やかに成長できるような地域社会の実現を目指さなければなりません。そのために、市民一人ひとりが、子ども・子育て支援の重要性に関心と理解を深めるとともに、国・地方公共団体の子ども・子育て支援に協力しなければなりません。

3 事業主の役割・責務

事業主は、子育て中の労働者が男女を問わず子育てに向き合えるよう、職場全体の長時間労働の是正、労働者本人の希望に応じた育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくり、職場復帰支援等の労働者の職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）が図られるような雇用環境の整備を行うことにより、雇用する労働者の子育ての支援など次世代育成支援に努めなければなりません。また、次世代育成支援のためには、安定した雇用やワーク・ライフ・バランスの実現が重要であることを認識し、国・地方公共団体が講じる施策に協力しなければなりません。

4 静岡市の役割・責務

静岡市は、すべての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、この計画に基づく取組を始めとするニーズに対応した子ども・子育て支援や、関連するあらゆる分野における取組を総合的に推進します。また、保護者、地域・市民、事業主等の社会のすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性について理解を深め、協力し、また、子ども・子育て支援はもとより、これに関連するあらゆる分野においてそれぞれの役割を果たすことができるよう、市を含めた相互の連携・協働やそのための仕組みづくり、活動の支援に努めます。



第4節 施策の体系

基本理念	基本目標	施策目標・基本施策
静岡市は子どもをたいせつにします	<p>1 すべての子どもの育ちを支援するまちづくり 【子ども支援】</p>	<p>【施策目標 1】 子どもの心身の健やかな育ちを支える環境づくり</p> <p>【基本施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)子どもの健やかな心身をはぐくむための支援 (2)子どもの健全育成促進と自立への支援 (3)虐待を受けている児童など配慮を必要とする子どもとその家庭への支援 (4)発達遅れや障がいのある子どもとその家庭への支援 (5)厳しい環境に置かれた子どもとその家庭への支援 (静岡市子どもの貧困対策推進計画)
	<p>2 子育てに喜びや生きがいを感じることができるまちづくり 【親支援】</p>	<p>【施策目標 2】 子どもの「生きる力」をはぐくむ教育環境づくり</p> <p>【基本施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)幼児期の質の高い教育・保育の充実 (2)学校における教育環境の充実 (3)地域や家庭における教育環境の充実 <p>【施策目標 3】 喜びと安心感をもって生み育てることができる環境づくり</p> <p>【基本施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)結婚・妊娠・出産期から子育て期に至る切れ目のない支援や医療保健体制の充実 (2)子育て・親支援サービスの充実 (3)ひとり親家庭への支援 (静岡市ひとり親家庭等自立促進計画)
	<p>3 地域全体で子どもと子育てを支援するまちづくり 【地域子ども・子育て支援】</p>	<p>【施策目標 4】 子育てと仕事の両立を支援する環境づくり</p> <p>【基本施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)多様な保育ニーズに対応するための支援 (2)ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進 (3)男性の子育てへの参加推進
	<p>3 地域全体で子どもと子育てを支援するまちづくり 【地域子ども・子育て支援】</p>	<p>【施策目標 5】 地域全体で子どもと子育て家庭を支える環境づくり</p> <p>【基本施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)地域における子育て支援活動の促進 (2)地域における子どもの健全育成活動の促進 (3)子どもと子育て家庭の安全・安心な生活環境の確保

第4章 施策の展開

施策目標1 子どもの心身の健やかな育ちを支える環境づくり

<前プランの取組の評価としての本市の現況>

- 「平成25年度静岡市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」（以下「ニーズ調査」といいます。）における、「効果が高い又は充実を期待する施策」の質問では、「児童館や公園などの子どもの遊び場の拡充」との回答の割合が高く、平成20年調査よりも増加しています。引き続き、子どもが安心して元気に遊び、様々な体験を通して人間関係や社会性を築くことができる場が求められています。また、同じ質問では、保育所・幼稚園・認定こども園の増加を求める声も平成20年調査より多くなっており、幼児期の教育・保育のニーズが高まっています。
- 平日の定期的な教育・保育として利用したい事業については、共働きの家庭では、保育所の希望が多いものの、認定こども園、幼稚園といった学校教育が受けられる施設を希望する家庭も多く存在しています。これらのニーズに応えるとともに、子ども本位の視点からも、親の就労状況等にかかわらず、教育・保育を提供できる体制を整備する必要があります。
- 「平成25年度静岡市子ども・若者実態調査」によると、小学5・6年生では、自己有用感（自分が誰かの役に立っていると思うか）について、54.7%（平成20年度青少年実態調査68.5%）が「思う」又は「どちらかといえば思う」と答えている一方、44.5%（平成20年度青少年実態調査30.4%）が「思わない」又は「どちらかといえば思わない」と答えています。平成20年度の調査から自己有用感をもつ子どもの割合は減少している状況にあります。
- 本市の児童相談所等における養護や児童虐待等に関する相談件数は年々増加傾向にあり、社会的養護を必要とする子ども一人ひとりに応じた支援が求められていますが、本市では、里親委託率が36.0%（平成25年度末現在現在）と高く、これを維持・向上する必要があります。
- 本市の発達障害者支援センターにおける相談件数や児童通所サービスの利用人数は増え続けており、支援を必要とする障がいをもつ子どもとその家庭に対して、医療、教育、経済的負担等、多岐にわたるニーズに応えられるよう提供体制の確保が必要となっています。

<取組の方向性>

本市は、一人ひとりの子どもが心身共に健やかに育つための環境づくりを推進します。
子ども本位の視点に立ち、親の就労状況等にかかわらず、全ての子どもに質の高い幼児期の教育・保育を提供できるよう、第5章の計画に沿って取組を進めます。
共働き家庭などの児童に限らず、全ての希望する児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる場の確保に取り組めます。

また、虐待や貧困などの課題を抱える子育て家庭やその子どもについては、関係機関と連携を密にとりながら、個別の事情に対応した適切な支援に取り組んでいきます。

さらに、発達の遅れや障がいのある子どもとその家庭の負担を軽減するため、様々な支援の体制を整え、全ての子どもたちが夢と希望をもって成長していけるよう取組を推進します。

<成果指標>

①将来の夢や目標を持っていると答える児童・生徒の割合

【直近の状況（H26）】 【平成31年度末】

小学生：87.6% ⇒ 89%以上

中学生：72.4% ⇒ 74%以上

高校生：77.1% ⇒ 79%以上

②自分が誰かの役に立っていると思う子ども・若者の割合（自己有用感）

【直近の状況（H25）】 【平成31年度末】

55.0% ⇒ 58%以上

③自分にはよいところがあると思う児童・生徒の割合（自己肯定感）

【直近の状況（H26）】 【平成31年度末】

小学生：80.8% ⇒ 82%以上

中学生：71.7% ⇒ 73%以上

④放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的実施の校数

【直近の状況（H26）】 【平成31年度末】

0校 ⇒ 69校

⑤里親委託率

【直近の状況（H25）】 【平成31年度末】

36.0% ⇒ 50%以上（全国第一位の達成）

⑥児童養護施設の子どもの高校等進学率

【直近の状況（H21～H25 平均値）】 【平成31年度末】

75.7% ⇒ 98%以上

※平成25単年度では83.3%

※平成25年度の本市全体の高校等進学率以上を目指す値。

⑦体制不備による児童虐待重大事例の発生数

【直近の状況（H25）】 【平成31年度末】

0件 ⇒ 0件

※施策目標毎に定める成果指標については、国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえて静岡市で策定する「人口ビジョン」「総合戦略」の検討状況等を踏まえ、今後必要な見直しを行っていきます。

基本施策 1 子どもの健やかな心身をはぐくむための支援

<前プランの事業の実績>

- ほぼ全ての事業で計画どおり取組ができたものと評価されます。
- これまで、幼稚園での学校教育、保育所での保育（養護と教育）の充実にそれぞれ努めてきましたが、第5章にあるとおり、子ども・子育て支援新制度の施行を機として、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況にかかわらず、子どもたちが質の高い学校教育と保育を一体的に受けることができる認定こども園への移行を推進することとし、まずは、平成27年4月から、市立幼稚園・保育所を原則として幼保連携型認定こども園に移行することとしました。

<現状>

- ニーズ調査によると、平日の定期的な教育・保育として利用したい事業については、フルタイムで共働きの家庭やパートを含む共働きの家庭では、保育所が64.0%/49.1%と多いものの、認定こども園31.8%/29.2%、幼稚園23.7%/39.0%と学校教育が受けられる施設を希望する家庭も多く存在しています。また、専業主婦（夫）の世帯では、幼稚園が78.0%と多いものの、認定こども園25.5%、保育所21.6%と、ニーズが多様なものとなっています。このように、親の就労状況等にかかわらず、教育・保育を提供できる体制を整備する必要があります。
- 「効果が高い又は充実を期待する施策」としては、「保育所を増やす」が23.5%（前回15.3%）、「幼稚園を増やす」が3.9%（前回2.0%）「認定こども園を増やす」が7.5%（前回選択肢なし）となっており、いずれも平成20年調査よりも多く、幼児期の教育・保育への関心・ニーズが高まっています。
- 就学前の子どもをもつ保護者の「子育ての悩みや不安」については、「子どもの教育に関すること」の割合が32.2%と、平成20年調査の30.3%に引き続いて、高い回答となっており、幼児教育の質の向上も求められています。

<取組の方向性>

主に就学前児童の健やかな心身を育むための支援に関しては、子どもが多くの時間を過ごす幼児期の教育・保育の役割が大きいものの、保育所の待機児童は解消されていない一方で、共働き家庭でも認定こども園や幼稚園などの学校教育を希望する家庭も多く存在しており、こういった状況を踏まえて、幼児期の教育・保育の充実を図る必要があります。

このため、子ども本位の視点に立ち、親の就労状況等にかかわらず、全ての子どもに質の高い幼児期の教育・保育を提供できるよう、第5章に沿って教育・保育の量の確保と質の向上に取り組めます。また、家庭におけるしつけ、教育、食育等の支援や地域での遊び場の確保など教育・保育の場だけでなく家庭や地域における子どもの健全育成にも引き続き取り組めます。

＜重点事業＞

No.	事業名	事業概要	平成31年度末 目標値	担当課
1	認定こども園、幼稚園、保育所等における教育・保育★	全ての子どもに質の高い幼児期の教育・保育を提供できるよう、第5章の計画に沿って、教育・保育の量の確保と質の向上に取り組めます。	第5章「幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策」のとおり。	子ども未来課

※施策に関する事業一覧は、第4章の最終ページに掲載。★は、第5章の整備計画に沿って充実を図る事業。



基本施策2 子どもの健全育成促進と自立への支援

＜前プランの事業の実績＞

- ほぼ全ての事業で計画どおり取組ができたものと評価されます。
- 「児童館の運営・整備」については、平成 24 年に新たに児童館 1 館を開館し、市内 11 館で事業を実施しました。平成 25 年度の利用者の満足度調査では 84.8%から満足との回答を得ました。
- 「放課後児童クラブの運営・整備」については、前プラン計画期間中に、3 か所の児童クラブを拡張したほか、夏休み期間中のニーズに対応するため、臨時の児童クラブを開設しました。平成 26 年 5 月現在、76 か所で 3,575 人の児童を受け入れましたが、137 人の待機児童が発生しています。
- 「放課後子ども教室推進事業」については、放課後児童クラブを開設していない小規模校での整備を進め、計画期間中に 8 校で放課後子ども教室を新たに開設し、計 13 校で地域と連携して学習活動や体験活動等の機会の提供に取り組みました。

＜現状＞

- 平成 25 年度静岡市子ども・若者実態調査によると、小学 5・6 年生で、「夢や目標の実現に向けて努力している」と答えた割合は 65.3%である一方、「夢や目標がない」と答えた割合は 8.3%に上っています。また、自己有用感（自分が誰かの役にたっていると思うか）では、「思う」と答えた割合は 14.3%である一方、「思わない」と答えた割合は 14.9%に上っています。
- さらに、同調査では、地域行事への参加経験がある子どもは、ない子どもと比べて、自分が役に立っていると考え「自己有用感」や、自分は価値ある存在だと考える「自己評価」が高くなっているほか、様々な体験、友達との遊び、地域活動が、将来の意欲向上、規範意識等により影響を与えるといった分析もあります。
- 平成 25 年度全国学力・学習状況調査によると、小学 6 年生で、「将来の夢や目標をもっていると思う」と答えた割合は 86.7%である一方、「思わない」と答えた割合は 13.3%に上っています。また、自己肯定感では、「自分には、よいところがあると思う」と答えた割合は、77.5%である一方、「思わない」と答えた割合は 22.5%に上っています。さらに、「人の役に立つ人間になりたいと思う」と答えた割合は 92.2%である一方、「思わない」と答えた割合は 7.8%に上っています。
- 「地域行事に参加していると思う」と答えた割合は 58.5%である一方、「思わない」と答えた割合は 41.5%に上っています。さらに「地域や社会をよくするために何をすべきか考えることがある」と答えた割合は 33.2%である一方、「ない」と答えた割合は 66.8%に上っています。

- ・ニーズ調査によると、「効果が高い又は充実を期待する施策」の質問では、「児童館や公園などの子どもの遊び場の拡充」との回答が、就学前児童で42.5%、就学児童で47.1%と高く、平成20年調査よりも増加しています。引き続き、子どもが安心して元気に遊び、様々な体験を通して人間関係や社会性を築くことができる場が求められています。

※上記「平成25年度全国学力・学習状況調査」の回答は、「どちらかというと思う（思わない）」を含んだ回答数。

<取組の方向性>

主に就学児童の健全な育成と自立のための支援に関しては、地域の人々との交流や様々な体験が子どもの自立性、社会性、自己肯定感を育むことから、家庭、学校、地域などが連携し、子どもの成長に応じた豊かな体験・活動の場や学習の機会を提供し、子どもの育ちを支援していくことが重要です。

このため、地域においてこういった機会を提供すべく、児童館等での活動を推進するとともに、国の「放課後子ども総合プラン」に沿って、教育委員会と市長部局が連携して放課後子ども対策（放課後児童クラブと放課後子ども教室との一体的実施など）に取り組みます。さらに、地域の協力を得て、スポーツ、自然体験、国際交流など様々な体験や交流の提供等に取り組んでいきます。

<重点事業>

No.	事業名	事業概要	平成31年度末 目標値	担当課
1	放課後子ども対策★	共働き家庭等の「小1の壁」の解消を図るとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごすことができ、多様な体験・活動を行うことができるよう、第5章の計画に沿って放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の拡充や、一体的実施に取り組みます。	第5章「地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策等」とのとおり。	子ども未来課 教育総務課
2	児童館での体験・交流	地域における児童健全育成の拠点として、引き続き子どもに健全な遊びを提供するとともに、必要な整備を進めます。	市内12館で実施 小型児童館（6館） 児童センター（6館） 清水南部地区に新たに1館整備	子ども未来課

※施策に関する事業一覧は、第4章の最終ページに掲載。★は、第5章の整備計画に沿って充実を図る事業。

基本施策3 虐待を受けている児童など配慮を必要とする子どもとその家庭への支援

<前プランの事業の実績>

- 全ての事業で計画どおり取組ができたものと評価されます。
- 「要保護児童・家庭への支援」では、家庭的養護の受け皿として里親制度の普及に取り組み、里親世帯及び里親委託率を順調に増やしていくことができました。
- また、要保護児童の早期発見、適切な保護を図るために、関係機関で構成する「要保護児童対策地域協議会」を定期的実施し、情報を共有するとともに、支援の内容や役割分担等を協議し、子どもとその家庭への支援に取り組みました。

<現状>

- 本市の児童相談所、家庭児童相談室における子育てに関する相談件数は、平成20年の2,152件から、平成24年には3,478件と増加しており、特に障がい相談（H20：744件→H24：1,062件）と児童虐待を含む養護相談（H20：739件→H24：1,549件）は大幅な増加をみせています。
- 里親委託率では、24.4%（平成22年度末現在）から36.0%（平成25年度末現在）と11.6ポイント増加している状況にあります。
- 施設入所した又は里親に預けられた子どもの平成21年度～平成25年度の進学率では、施設入所児童の高校進学率は82.1%、大学・専門学校進学率は7.7%と、里親に預けられた子どもの高校進学率は100%、大学・専門学校進学率は60%となっています。

<取組の方向性>

適切な養育環境を確保するための家庭支援や社会的養護を必要とする子どもや家庭が増加する中で、一人ひとりの子どもとその家庭の状況に応じた早期からの支援が必要です。また、子どもの置かれた環境は複雑かつ多様化しており、これらに対応できるよう支援する者の資質向上や関係機関の一体的な取組が必要となっています。

このため、全ての静岡市の子どもたちが、その家庭環境にかかわらず、将来に夢と希望をもって心身ともに健やかに成長できるよう、支援が必要な子どもを早期に発見し、適切な支援を行える児童相談・支援体制を充実するとともに、社会的養護を必要とする子どもによりよい生活環境を提供できる里親制度の推進などの家庭的な養育の場づくりや、将来に向けた教育支援、自立支援に取り組んでいきます。

※社会的養護における家庭的養護の推進については「家庭的養護の推進に向けた静岡県推進計画」も踏まえ、取り組んでいきます。

＜重点事業＞

No.	事業名	事業概要	平成 31 年度末 目標値	担当課
1	児童相談体制(児童相談所、家庭児童相談室等)の確保	児童相談所及び各区福祉事務所に設置している家庭児童相談室において、家庭、地域、関係機関等から子どもに関する様々な相談に応じるとともに子どもが抱える問題や環境を的確に捉え、適切な支援を実施します。そのための人材育成や体制の確保に取り組みます。	児童相談所 「子どもの最善の利益」のために 相談内容に応じた診断及び指導等の 100%実施 児童虐待を疑われる場合の 48 時間以内の安否確認 100%実施 社会的養護の充実及び整備を行い里親委託率 50%以上 家庭児童相談室 市内3か所で、子どもに関する様々な相談に応じる。 相談受付件数 1,500 件	児童相談所 子ども家庭課
2	要保護児童対策地域協議会の運営	要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関が子どもやその保護者に関する情報交換や考え方を共有するとともに、関係機関の支援内容や役割分担などの協議を行います。	代表者会議 1 回 実務者会議 45 回 提示ケース 450 件 個別ケース検討会議 (随時)	子ども家庭課
3	里親委託と里親支援	保護者の不在や虐待等により、家庭で養育できない子どもをできる限り家庭的な環境で養育できるよう、里親への委託を推進するため、里親家庭支援センターと連携し、新規里親の開拓、マッチング、相談支援などを行います。	里親委託率 50%以上 (全国第一位の達成) 里子の心身の発達等に関する評価の実施 100%	児童相談所

No.	事業名	事業概要	平成 31 年度末 目標値	担当課
4	要保護児童への 自立支援	児童養護施設に入所措置又は里親に委託措置をされた子どもの大学等への進学に必要な学費、教科書代等や就労等の自立に際しての住居の借上げ、運転免許の取得等に必要経費を助成します。	対象児童への支援実施率 100% 措置児童高校卒業後の進路決定率 100%	児童相談所
5	児童養護施設、母子生活支援施設 の子どもへの学 習支援	児童養護施設や母子生活支援施設の小中学生を対象として学習ボランティア等を派遣し学習を支援するとともに、児童養護施設の高校生を対象として学習塾の費用を助成します。	各施設内での学習支援の開催回数：年 50 回	子ども家庭課
6	児童養護施設に おける家庭的養 護の推進	児童養護施設の小規模ユニット化、地域分散化等の家庭的養護推進のために、施設従事職員の対応能力の向上等のため研修を実施します。	研修会等開催件数： 年 3 回	子ども家庭課

※施策に関する事業一覧は、第 4 章の最終ページに掲載。



基本施策4 発達の遅れや障がいのある子どもとその家庭への支援

<前プランの事業の実績>

- ほぼ全ての事業で計画どおり取組ができたものと評価されます。
- 「児童発達支援事業」及び「放課後等デイサービス」は、児童福祉法の改正により平成24年度から再編された新たなサービスですが、利用者が年々増加している中で、円滑にサービスを提供することができました。
- 障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう福祉サービスの利用に係る給付や助成を行う「自立支援給付事業」や「移動支援事業」、「日常生活用具支給事業」では、利用者が増加する中で、多くの人たちに適切にサービスを提供することができました。

<現状>

- 専門機関としての認知度の高まりとともに発達障害者支援センターに対する相談は増加傾向にあります（H23:399件→H25:637件）。当事者や保護者からの相談や支援が増加しており、福祉、保健、医療、教育、就労等関係機関が連携した総合的な支援体制が求められます。
- 「軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業」や「保育所等訪問支援」などの新規事業は、利用実績が少ない傾向にあることから、引き続き事業内容の理解・周知に取り組む必要があります。
- 「児童発達支援事業」や「放課後等デイサービス」の利用は増加傾向にあります（H22:1,630人→H25:5,796人 ※児童発達支援事業と放課後等デイサービスを合わせた数）。支援を必要とする子どもや家族は増加し、また、相談内容も多様化しています。必要な情報提供や助言はもとより、関係機関が連携し、一人ひとりの子どもとその家族の状況に応じた支援に取り組む必要があります。

<取組の方向性>

相談件数や各種サービスの利用の増加に見られるように、障がいのある子どもやその家族の生活支援に関するニーズが高まっていることがうかがえます。住み慣れた地域で、子どもたちが自分らしく、豊かで、充実した人生を過ごすために、乳幼児から成人に至るまでの一貫した支援とともに一人ひとりのニーズへの対応が必要です。

このため、障がいのある子どもの発達と自立を支援するとともに家庭の負担を軽減するため、子どもの障がいの程度や発達の状況に応じた必要な支援を受けられるよう「静岡市障がい者計画」及び「第4期静岡市障がい福祉計画」に沿い、障害福祉サービス等の提供、医療費助成、各種手当の支給等の各種支援制度の周知と着実な実施を図るとともに、必要な基盤整備を推進していきます。

特に、乳幼児健診等で子どもの発達の遅れを早期に発見し、指導・訓練につなげることで、障

がいの軽減や基本的な生活能力の向上を図るとともに、育児を行う保護者を支えるため、関係機関と一層の連携を図りながら相談体制を充実します。また、教育機関での支援能力の向上を図り、市内の教育機関で障がいのある子どもの受け入れを推進する環境づくりを進めます。

＜重点事業＞

No.	事業名	事業概要	平成 31 年度末 目標値	担当課
1	児童発達支援センターの運営	障がい児に対する療育指導及び親への療育相談等を実施する静岡市中心身障害児福祉センター「いこいの家」を運営します。	利用者アンケートの満足度 80%以上	障害者福祉課
2	児童発達支援事業	障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの療育を行うとともに、障がい児の家族に対して支援を行います。	3,075 人日/月 ※実人数 273 人/月	障害者福祉課
3	放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所を提供します。	8,525 人日/月 ※実人数 872 人/月	障害者福祉課
4	自立支援給付事業	障害者総合支援法に基づき、障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができることを目的に、障害福祉サービスの利用に係る給付費を支給します。	居宅介護 延べ 9,953 人 同行援護 延べ 1,988 人 行動援護 延べ 257 人 短期入所 延べ 3,295 人 (注) 障がい者と障がい児を合わせた数	障害者福祉課 精神保健福祉課

※施策に関する事業一覧は、第 4 章の最終ページに掲載。

基本施策5 厳しい環境に置かれた子どもとその家庭への支援 (静岡市子どもの貧困対策推進計画)

＜前プランの事業の実績＞

- 従来の計画体系の基本施策には、子どもの貧困対策は位置づけてきませんでした。教育、ひとり親家庭支援、社会的養護などそれぞれの分野において支援に取り組んできました。各事業については、ほぼ全ての事業で計画どおり取組ができたものと評価されます。
- 「スクールソーシャルワーカー活用事業」では、スクールソーシャルワーカー5名を配置し、機関連携ケース会議の実施、要保護児童対策地域協議会への参加などにより、学校と関係機関とで連携した支援を実施しました。
- ひとり親が就業に結びつく資格取得のために、養成機関で修学する場合や講座を受講する場合に給付金を支給する「母子家庭自立支援給付金事業」については、給付件数が目標に達しておらず、制度の周知が課題となっています。
- 要保護児童の早期の発見と支援、適切な保護のために、「要保護児童対策地域協議会」を定期的開催し、関係機関が情報を共有した上で支援の内容や役割分担等を協議することにより関係機関が連携した支援に取り組みました。
- 家庭的養護の受け皿として里親制度の普及に取り組み、里親世帯及び里親委託率を順調に増やしていくことができました。

＜現状＞

- 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(平成26年1月施行)や「子供の貧困対策に関する大綱」(平成26年8月29日閣議決定)により、地方公共団体は、地域の状況に応じた子どもの貧困対策に関する施策を策定し、実施する責務を有しています。
- 大綱では、子どもの貧困対策を総合的に推進するにあたり、関係施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価するための25の指標を設定しました。本市では、進学率をはじめとする様々な指標において、全国平均値を下回っています。

(例) 生活保護世帯の子どもの高校等進学率	79.8%	(全国 90.8%)
児童養護施設の子どもの高校等進学率	83.3%	(// 96.6%)
ひとり親家庭の母親の非正規雇用就業率	58.8%	(// 47.4%)
ひとり親家庭の父親の非正規雇用就業率	23.8%	(// 8.0%)

※本市の数値は平成25年度、全国平均値の進学率は平成25年度、就業率は平成23年度時点の数値です。

これらのことから、本市では、各指標の改善に効果的な支援策をとりまとめ、子どもの貧困対策を推進する必要があります。

＜取組の方向性＞

学校や地域、福祉関係機関等が連携し、支援を必要とする子ども・家庭を確実に捉えるとともに、国の大綱を踏まえ、「教育の支援」「生活の支援」「保護者の就労の支援」「経済的支援」の4つの体系に沿って支援を進めていきます。

教育の支援では、スクールソーシャルワーカーの活用など学校をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策を展開するとともに、落ちついて学習できる環境を確保する学習支援など、子どもの家庭環境に応じた多様な教育支援に取り組みます。

生活の支援では、適切な養育環境にない子どもが安心して過ごせる居場所の確保に取り組むとともに、社会的養護の必要な子どもがより家庭的な環境で養育される里親による養育を推進するほか、児童養護施設における自立支援を推進します。

保護者の就労の支援では、ひとり親の安定した正規雇用への転職や、資格取得に対する支援に取り組むほか、経済的支援では、子育て支援に係る負担の軽減を図るための取組を進めていきます。

※本市では、子どもの貧困対策の推進に関する法律第4条の趣旨を踏まえ、本市の実情に応じた子どもの貧困対策を総合的に推進するため、この基本施策を「静岡市子どもの貧困対策推進計画」として位置づけています。

＜重点事業＞

No.	事業名	事業概要	平成31年度末 目標値	担当課
教育の支援				
1	スクールソーシャルワーカー活用事業	小中学校にスクールソーシャルワーカーを配置又は派遣し、いじめ、不登校又は暴力行為その他の学校生活における諸問題を抱える児童生徒に必要な支援を行い、学校生活上の諸問題の解決を図ります。	スクールソーシャルワーカー16人 拠点校15校に週6時間、拠点校以外隔週3時間勤務	学校教育課
2	ひとり親家庭及び生活困窮世帯の子どもへの学習・生活支援	ひとり親家庭や生活困窮世帯の子どもを対象として居場所を提供し、学習支援・生活支援を行うとともに、ひとり親家庭等にボランティアを派遣し学習支援を行います。	実施か所ごとの支援 開催回数：年50回	子ども家庭課

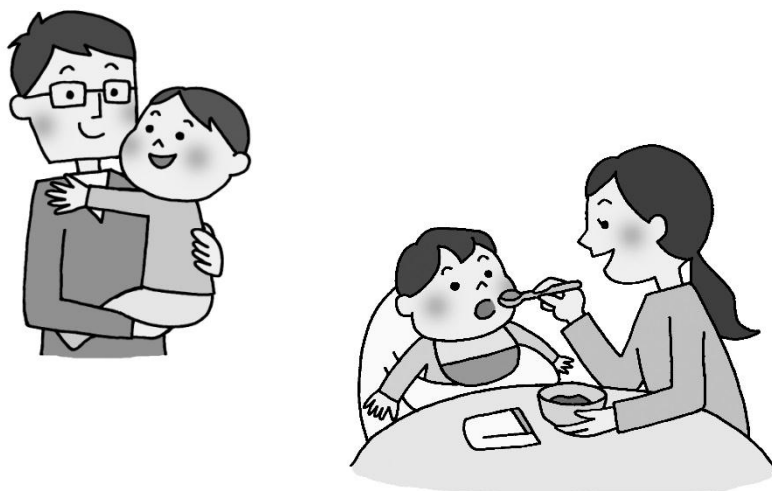
3	生活困窮世帯の子どもの学習を支援するための親への支援	生活困窮世帯の子どもが学習を習慣づけられるよう、生活困窮世帯に家庭支援員を派遣し、親への支援を行うことで、学習に向けた環境を整えます。	家庭支援員の派遣： 年 240 回	福祉総務課
4	児童養護施設、母子生活支援施設の子どもへの学習支援（再掲）	児童養護施設や母子生活支援施設の小中学生を対象として学習ボランティア等を派遣し学習を支援するとともに、児童養護施設の高校生を対象として学習塾の費用を助成します。	各施設内での学習支援の開催回数：年 50 回	子ども家庭課
5	育英奨学金貸付事業	成績優秀で意欲がありながら経済的理由等により修学が困難な高校生、短大生、専門学校、大学生又は大学院生を対象に、奨学金を貸与します。 平成 27 年度からは、短大、大学等の貸付者を前年度比約 50 人拡充するとともに、平成 27 年度以降の新規貸付者に対して、短大、大学等を卒業したのちに市内に居住し、市民税所得割を納付する等の要件を満たす場合の返還免除規定を創設することにより、さらに充実した支援を実施していく予定です。	高校生 約 20 人 大学生等約 350 人	学事課

生活の支援				
1	児童相談体制(児童相談所、家庭児童相談室等)の確保(再掲)	児童相談所及び各区福祉事務所に設置している家庭児童相談室において、家庭、地域、関係機関等から子どもに関する様々な相談に応じるとともに子どもが抱える問題や環境を的確に捉え、適切な支援を実施します。そのための人材育成や体制の確保に取り組みます。	児童相談所 「子どもの最善の利益」のために相談内容に応じた診断及び指導等の100%実施 児童虐待を疑われる場合の48時間以内の安否確認100%実施 社会的養護の充実及び整備を行い里親委託率50%以上 家庭児童相談室 市内3か所で、子どもに関する様々な相談に応じる。 相談受付件数 1,500件	児童相談所 子ども家庭課
2	要保護児童対策地域協議会の運営(再掲)	要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関が子どもやその保護者に関する情報交換や考え方を共有するとともに、関係機関の支援内容や役割分担などの協議を行います。	代表者会議 1回 実務者会議 45回 提示ケース 450件 個別ケース検討会議(随時)	子ども家庭課
3	里親委託と里親支援(再掲)	保護者の不在や虐待等により、家庭で養育できない子どもをできる限り家庭的な環境で養育できるよう、里親への委託を推進するため、里親家庭支援センターと連携し、新規里親の開拓、マッチング、相談支援などを行います。	里親委託率50%以上(全国第一位の達成) 里子の心身の発達等に関する評価の実施100%	児童相談所

4	要保護児童への自立支援（再掲）	児童養護施設に入所措置又は里親に委託措置をされた子どもの大学等への進学に必要な学費、教科書代等や就労等の自立に際しての住居の借上げ、運転免許の取得等に必要な経費を助成します。	対象児童への支援実施率 100% 措置児童高校卒業後の進路決定率 100%	児童相談所
保護者の就労の支援				
1	母子家庭自立支援給付金事業	ひとり親家庭の就業自立を支援するため、就業に役立つ資格取得のために各種講座を受講する場合の受講費用を助成するほか、看護師、保育士等の資格取得のため養成機関で修業する場合には修業期間中（上限3年間（国の基準は2年間））の生活費と賃貸住宅の費用（上限月25,000円）を支給します。	制度の認知度 75%	子ども家庭課
2	ひとり親就業支援専門員による支援	ひとり親を対象に就業支援を専門に行う、就業支援専門員を配置し、ひとり親への就業支援・転職支援を行います。	支援専門員による継続支援の実施	子ども家庭課
3	ひとり親の学び直し支援	ひとり親の就業自立に結びつけるため、ひとり親の高卒資格取得費用を支援します。	制度の認知度 75%	子ども家庭課
経済的支援				
1	幼児期の教育・保育の負担の軽減 ★	認定こども園等における幼児期の教育・保育に係る保育料について所得に応じた金額に設定し、低所得世帯の負担を軽減します。また、保育料の算定に当たっては、未婚・非婚のひとり親についても税法上の寡婦とみなして保育料を算定することにより、経済的負担を軽減します。	希望していた事業が利用できなかった理由として、「利用料が高い」と回答した割合の減少（5.1% H25 ニーズ調査）	子ども未来課

2	放課後児童クラブの利用者負担の軽減★	低所得世帯、ひとり親家庭、多子世帯などの放課後児童クラブの利用を必要とする家庭が、経済的理由により利用できないことのないよう、世帯の所得の状況や、同時に入会している兄弟姉妹の数に応じて、保護者負担金を軽減します。	利用料が高いから利用していない人の割合の減少（4.1% H25 ニーズ調査）	子ども未来課
---	--------------------	--	--	--------

※施策に関する事業一覧は、第4章の最終ページに掲載。★は、第5章の整備計画に沿って充実を図る事業。



施策目標 2 子どもの「生きる力」をはぐくむ教育環境づくり

<前プランの取組の評価としての本市の現況>

- ニーズ調査では、「子育ての悩みや不安」について、「子どもの教育に関すること」の回答（就学前児童 32.2%、就学児童 44.3%）が高く、平成 20 年調査と同じ傾向となっています。
- また、平日の定期的な教育・保育として利用したい事業について、共働きの家庭では、保育所の希望が多いものの、認定こども園や幼稚園などの学校教育が受けられる施設を希望する家庭も多く存在しており、親の就労状況等にかかわらず、教育・保育を提供できる体制を整備する必要があります。
- 本市の平成 25 年度全国学力・学習状況調査によると、将来の夢や目標を持っているかとの質問に肯定的な回答をした小学生の割合は 86.7%（全国 87.7%）であるのに対し、否定的な回答をした小学生の割合は 13.3%（全国 12.2%）でした。また、学校に行くのは楽しいと思うかとの質問に対し、肯定的な回答は 83.5%（全国 85.0%）、否定的な回答は 16.3%（全国 14.8%）でした。
- 平成 25 年度静岡市子ども・若者実態調査によると、小学 5・6 年生の学校が休みの日の過ごし方については、「習い事やスポーツ、地域の活動に参加している」が 46.6%である一方、「家でテレビ、ビデオ、DVD を見たりゲームをしている」が 65.7%となっており、地域や屋外での活動が少ない状況にあります。

<取組の方向性>

本市では、常に夢と希望を持ち、自らの未来を切り拓く、次代を担う『たくましく、しなやかな子どもたち』を育成するため、「第2期静岡市教育振興基本計画」に沿って、子どもの「生きる力」をはぐくむ教育環境づくりに取り組みます。

この計画では、特に、幼児期の教育・保育について、第5章の事業計画に沿って、その量の確保と質の向上に取り組みます。

また、学校、地域・家庭における教育環境の充実について、子育て家庭への支援の観点や、放課後の子どもの健全育成の観点から、施策の充実に取り組みます。

<成果指標>

- ①学校に行くのが楽しいと思う児童・生徒の割合
【直近の状況（H26）】 【平成 31 年度末】
小学生：86.9% ⇒ 増加
中学生：83.8% ⇒ 増加
- ②幼児期の教育から小学校教育に円滑な接続がされていると思う小学校 1 年のクラス担任の割合
【直近の状況（H26）】 【平成 31 年度末】
41.7% ⇒ 67%以上

基本施策1 幼児期の質の高い教育・保育の充実

<前プランの事業の実績>

- これまで、幼稚園での学校教育、保育所での養護と教育の一環としての教育の充実にそれぞれ努めてきましたが、第5章にあるとおり、子ども・子育て支援新制度の施行を機として、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況にかかわらず利用が可能であるなど利用する子どもと保護者にとってメリットのある認定こども園への移行を推進することとし、まずは、平成27年4月から、市立幼稚園・保育所を原則として幼保連携型認定こども園に移行することとしました。

<現状>

- ニーズ調査によると、就学前の子どもをもつ保護者の「子育ての悩みや不安」については、「子どもの教育に関すること」の割合が32.2%と、平成20年調査の30.3%に引き続いて、高い回答となっており、幼児教育の質の向上が求められています。
- 平日の定期的な教育・保育として利用したい事業については、フルタイムで共働きの家庭やパートを含む共働きの家庭では、保育所が64.0%/49.1%と多いものの、認定こども園31.8%/29.2%、幼稚園23.7%/39.0%と学校教育が受けられる施設を希望する家庭も多く存在しています。
- 「効果が高い施策または充実を期待する施策」としては、「保育所を増やす」が23.5%（前回15.3%）、「幼稚園を増やす」が3.9%（前回2.0%）、「認定こども園を増やす」が7.5%（前回選択肢なし）となっており、いずれも平成20年調査よりも多く、幼児期の教育・保育への関心・ニーズが高まっていることがうかがえます。
- さらに、子ども本位の視点からも、親の就労状況等にかかわらず、全ての子どもに質の高い幼児期の教育・保育を提供し、多様なニーズに対応するための環境整備が必要となっています。

<取組の方向性>

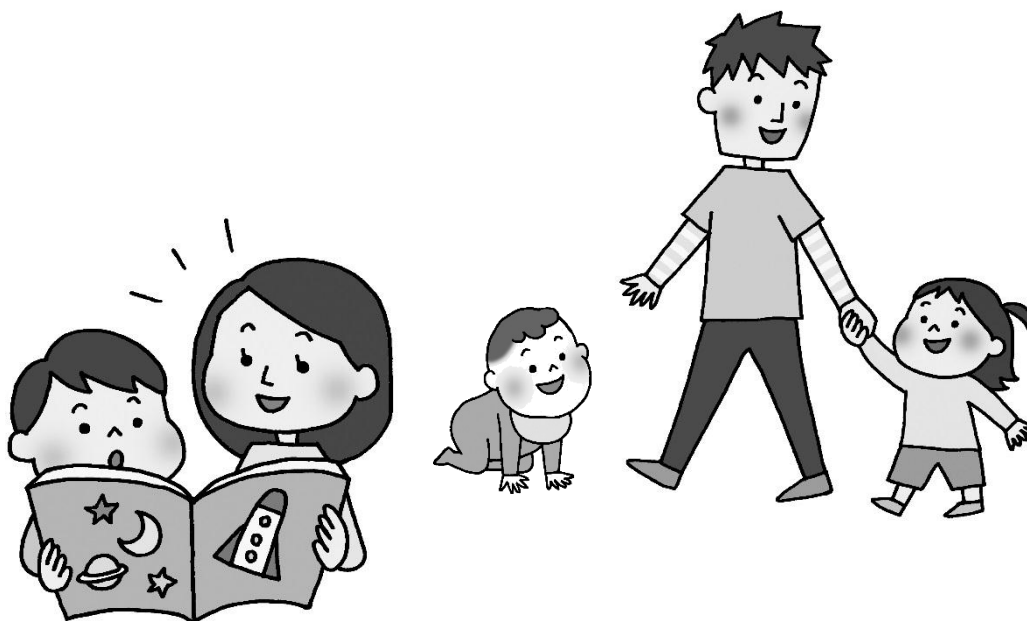
乳幼児期は、心情、意欲、態度、基本的な生活習慣等、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、その発達が連続性を有するものであることを踏まえ、発達に応じた適切かつ質の高い教育・保育を提供する必要があります。

このため、子ども本位の視点に立ち、親の就労状況等にかかわらず、全ての子どもに質の高い幼児期の教育・保育を提供できるよう、教育委員会と市長部局とが連携し、第5章の計画に沿って、教育・保育の量の確保と質の向上に取り組めます。

＜重点事業＞

No.	事業名	事業概要	平成31年度末 目標値	担当課
1	認定こども園、幼稚園、保育所等における教育・保育 ★（再掲）	全ての子どもに質の高い幼児期の教育・保育を提供できるよう、第5章の計画に沿って、教育・保育の量の確保と質の向上に取り組みます。	第5章「幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策」のとおり。	子ども未来課

※施策に関する事業一覧は、第4章の最終ページに掲載。★は、第5章の整備計画に沿って充実を図る事業。



基本施策2 学校における教育環境の充実

<前プランの事業の実績>

- ほぼ全ての事業で計画どおり取組ができたものと評価されます。
- 「特別支援教育推進事業」では、特別な教育的支援を必要とする幼児や児童生徒を支援するために、市立幼稚園及び小中学校に特別支援教育支援員を計画どおり配置できました。
- 「日本語指導が必要な児童・生徒への支援」では、支援体制を確立し、支援を受けた児童は、着実に日本語の習得が進んでいるものの、ニーズの高まりに対応した支援が十分に届いていない状況です。
- 「学力アップサポート事業」では、全国学力・学習状況調査の集計分析をもとに、有償ボランティアを12校に配置し、有効な補充学習の方法について実践研究を進めました。

<現状>

- 本市の全国学力・学習状況調査の結果では、求められる学力が身に付いてきていますが、基本的な学力の向上だけでなく、豊かな心を育むための様々な体験・学習の機会も必要となっています。
- 特別な教育的支援を必要とする児童生徒が増加しており、一人ひとりのニーズに応じた教育の充実を図る必要があります。
- いじめや不登校、暴力行為など児童生徒の問題行動が複雑化・多様化し、対応・解決が困難な事例が増加しています。
- 学力向上、教育の情報化、いじめ対応等、様々な教育課題に対応できる教職員の育成が必要となっています。

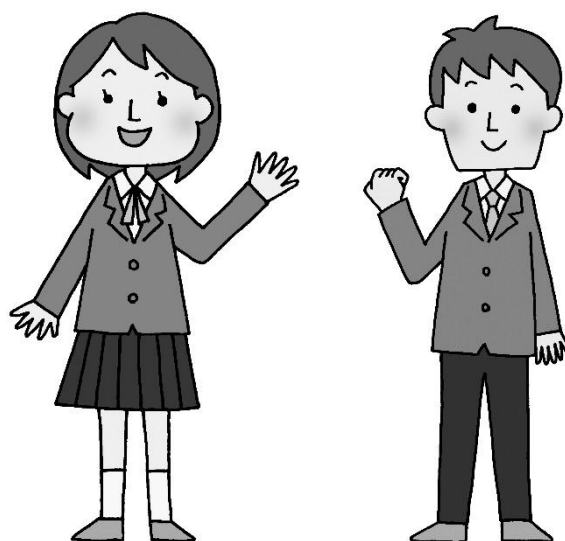
<取組の方向性>

知・徳・体のバランスがとれ、社会の変化にも対応できる力を持った子どもたちを育てるため、「第2期静岡市教育振興基本計画」に沿って、学校における教育環境の充実に取り組みます。特に本計画では、子育て家庭への支援の観点からの施策の充実に取り組みます。

＜重点事業＞

No.	事業名	事業概要	平成 31 年度末 目標値	担当課
1	スクールソーシャルワーカー活用事業（再掲）	小中学校にスクールソーシャルワーカーを配置又は派遣し、いじめ、不登校又は暴力行為その他の学校生活における諸問題を抱える児童生徒に必要な支援を行い、学校生活上の諸問題の解決を図ります。	スクールソーシャルワーカー16人 拠点校 15校に週6時間、拠点校以外隔週3時間勤務	学校教育課
2	学校応援団推進事業	子どもたちの健やかな育成と家庭・地域の教育力の向上を図るため、学校に地域本部コーディネーターを配置し、ボランティアによる地域社会の協力のもと、登下校の見守りや授業の補助などの活動により、学校を応援する体制を整えます。	市内全小中学校 129校で実施 学校支援地域本部（拠点校）に地域本部コーディネーターを配置 市内全小中学校 129校に財政的支援 学校・地域の連携実現度 80%	教育総務課

※施策に関する事業一覧は、第4章の最終ページに掲載。



基本施策3 地域や家庭における教育環境の充実

<前プランの事業の実績>

- ほぼ全ての事業で計画どおり取組ができたものと評価されます。
- 「学校応援団推進事業」では、市内全小中学校 129 校で活動を実施し、登下校の見守り、授業の補助や校内の環境整備等に取り組みました。
- 「放課後子ども教室推進事業」は、放課後児童クラブを開設していない小規模校での整備を進め、計画期間中に8校で放課後子ども教室を新たに開設し、計 13 校で地域と連携して学習活動や体験活動等の機会の提供に取り組みました。

<現状>

- 本市における子どものいる世帯の構成については、核家族世帯の割合が増え、祖父母・両親・子どもで構成される3世代等の核家族以外の世帯の割合が減少し、家族の規模が小さくなっており、子どもが一人で過ごす時間が多くなっていることがうかがえます。
- ニーズ調査における「子育ての悩みや不安」では、「子どもの教育に関すること」（就学前児童 32.2%、就学児童 44.3%）のほかに「子どもとの時間が十分にとれないこと」（就学前児童 24.4%、就学児童 22.2%）や「友達付き合いに関すること」（就学前児童 18.0%、就学児童 33.5%）の回答が一定割合みられ、このような悩みや不安を解消していく必要があります。
- 市内の小学校、中学校での非行・問題行動が顕在化し増加傾向にあります。家庭や地域と連携した対応が求められています。

<取組の方向性>

様々な課題を抱える現代社会においては、学校だけで子どもたちを育てていくことはますます難しくなっており、様々な主体との連携により教育を推進する必要があります。

このため、「第2期静岡市教育振興基本計画」に沿って、学校と家庭・地域との連携をより一層推進し、教育環境の充実に努めます。

特に本計画では、放課後の子どもの健全育成の観点から、国の「放課後子ども総合プラン」を踏まえ、全ての希望する子どもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験を行うことができる場の確保に取り組みます。また、貧困の連鎖を断つ観点からも教育環境の確保に取り組みます。

＜重点事業＞

No.	事業名	事業概要	平成 31 年度末 目標値	担当課
1	放課後子ども対 策★（再掲）	共働き家庭等の「小1の壁」の解消を図るとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごすことができ、多様な体験・活動を行うことができるよう、第5章の計画に沿って放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の拡充や、一体的実施に取り組みます。	第5章「地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策等」のとおり。	子ども未来課 教育総務課

※施策に関する事業一覧は、第4章の最終ページに掲載。★は、第5章の整備計画に沿って充実を図る事業。



施策目標3 喜びと安心感をもって生み育てることができる環境づくり

＜前プランの取組の評価としての本市の現況＞

- 本市の就学前児童の数（0～5歳児人口）は、平成26年3月末現在で33,886人で、平成20年の35,396人から減少しています。また、本市の平成25年の合計特殊出生率は1.41であり、平成20年の1.32からは上昇しましたが、依然として県（1.53）や全国平均（1.43）と比べて低くなっています。さらに、平均初婚年齢は、平成24年で男性31.0歳、女性29.4歳であり、平成20年の男性30.5歳、女性28.6歳から上昇し、晩婚化が進んでいます。
- ニーズ調査によると「理想の子どもの人数」は、就学前児童のいる家庭で2.67人、就学児童のいる家庭で2.68人となっています。これに対し、「実際の子どもの人数」は就学前児童のいる家庭で1.95人、就学児童のいる家庭で2.17人であり、実際的人数が理想よりも低くなっています。
- 「理想の人数より少ない理由」については、「子育てにかかる費用負担」が就学前児童で41.0%、就学児童で48.2%、「仕事と子育ての両立が難しい」が就学前児童で21.2%、就学児童で27.1%、「高齢や体質等で出産が難しい」が就学前児童で16.4%、就学児童で35.1%、「精神的・肉体的負担が大きい」が就学前児童で14.7%、就学児童で18.4%と多くなっています。
- 「地域における子育て環境や支援への満足度」では満足度が「低い」又は「やや低い」と回答した割合は、就学前児童の家庭で31.2%、就学児童の家庭で31.5%である一方、満足度が「高い」又は「やや高い」と回答した割合は、就学前児童の家庭で23.7%、就学児童の家庭で17.9%となっており、満足度の向上のために支援の充実や周知が必要となっています。
- 「子育ての悩みや不安」に関する回答では、就学前児童では、子育て費用の負担、子どもの病気や発育・発達、仕事等が十分できないこと、子どもの教育、子どもの食事や栄養などが多く、就学児童では、子どもの教育、子育て費用の負担、子どもの友達関係などが多くなっており、これら保護者が抱えている不安や悩みに対応した子育て支援（親支援）が必要となっています。
- 他方で、児童相談所、家庭児童相談室における子育てに関する相談件数は、平成20年の2,152件から、平成24年には3,478件と増加しており、経済面、教育、健康、人間関係など、子育てに関する負担・不安・孤立感が高まっていることがうかがえます。これらを改善し、子どもを生み育てる喜びや安心感に変えていくことが求められています。

<取組の方向性>

本市では、喜びと安心感をもって子どもを生み、育てられるよう、結婚・妊娠・出産・子育てに渡り、子どもと子育て家庭にやさしい環境づくりを推進します。

結婚支援をはじめ、妊娠・出産期から子育て期にわたる医療面・経済面の支援、切れ目のない相談支援や情報提供などに取り組みます。

また、子育て支援センターでの支援や子ども未来サポーター・保育コーディネーターによる相談支援など子育て支援の充実を図ります。

さらに、孤立し生活困難に陥りやすいひとり親家庭とその子どもの支援を推進します。

これら、各種の支援が必要とする家庭に届くよう一層の周知に努めます。

<成果指標>

①合計特殊出生率

【直近の状況（H25）】 【平成31年度末】
1.41 ⇒ 1.57 ※1

②子どもを生み育てやすいまちだと思える市民の割合

【直近の状況（H25）】 【平成31年度末】
60.2% ⇒ 65%以上

③子育て環境や支援への満足度

【直近の状況（H25）】 【平成31年度末】
就学前児童の家庭：65.6% ⇒ 増加 ※満足度がふつう～高いの割合。
就学児童の家庭 ：63.6% ⇒ 増加 ※同上。

④子育て支援センターの満足度

【直近の状況（H27）】 【平成31年度末】
平成27年度に調査 ⇒ 増加

⑤ひとり親家庭の親の非正規就業率

【直近の状況（H25）】 【平成31年度末】
母子家庭：58.8% ⇒ 減少
父子家庭：23.8% ⇒ 減少

⑥ひとり親家庭（児童扶養手当受給世帯）の子どもの高校等進学率

【直近の状況（H25）】 【平成31年度末】
91.5% ⇒ 98%以上 ※平成25年度の本市全体の高校等進学率以上を目指す値。

※1 国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」で想定された数値（H32:1.6、H42:1.8、H52:2.07）の実現を目指した値。

※2 「就学前の子どもの数」については、静岡市で策定する「人口ビジョン」「総合戦略」の検討状況等を踏まえ、今後検討していきます（参考：0歳～5歳：33,886人（平成26年3月末日時点））。

基本施策1 結婚・妊娠・出産期から子育て期に至る切れ目のない支援や医療保健体制の充実

<前プランの事業の実績>

- 全ての事業で計画どおり取組ができたものと評価されます。
- 特に、平成 24 年度には、「子ども医療費」の助成対象を未就学児から中学校修了まで拡充し、経済的負担の軽減と健全な育成の推進に取り組みました。
- 平成 25 年 4 月には、東静岡地区に急病センターを再整備し、安定的な医療の提供体制を構築することができました。
- 平成 26 年度からは、妊娠を望む夫婦に対して経済的負担の軽減を図る「不妊治療費助成事業」を拡充し、延べ約 1,000 組の助成を実施しました。
- また、結婚を応援する気運の醸成を図るため、出会いイベント等を開催する「しずおかエンジェルプロジェクト推進事業」を実施しています。

<現状>

- 本市ニーズ調査によると「効果が高い又は充実を期待する施策」における「児童手当及び子ども医療費助成の対象拡大や支給額の増額等、子育てのための経済的支援の拡充」の回答が、平成 20 年調査では、就学前児童で 61.5%、就学児童で 65.9%だったものが、就学前児童では 44.2%、就学児童では 57.9%に減少しており、一定の改善効果がみられますが、引き続き割合が高くなっています。
- また、「出産や不妊治療に対する経済的支援の充実」(就学前児童 H20: 19.3%→H25: 15.6%、就学児童 H20: 13.7%→H25: 10.8%)、「安心して子どもが医療機関を受診できる体制の整備」(就学前児童 H20: 23.4%→H25: 18.1%、就学児童 H20: 38.9%→H25: 29.0%)についても減少しており、これまでの取組の成果が反映しているものと考えられます。
- 一方で、同調査における「子育ての悩みや不安」に関する回答では、「子どもの病気や発育・発達に関すること」(就学前児童: 34.3% 就学児童: 26.5%)、「子どもの食事や栄養に関すること」(就学前児童: 31.9% 就学児童: 17.1%)、「子育てにかかる費用が大きな負担となっていること」(就学前児童: 36.9% 就学児童: 39.9%)の回答割合が特に就学前児童で高く、また、平成 26 年 6 月に実施した「子ども・子育てミーティング」などでは、妊娠・出産から乳児期のサポートの充実の必要性が指摘されました。

＜取組の方向性＞

子どもの健康や発達・発育、食事・栄養に関することや、妊娠・出産・子育てに係る費用負担は、依然として就学前児童の家庭にとって大きな悩み・不安材料となっていることから、これらの解消・軽減に結びつく親支援が必要です。

このため、子どもを望む女性やその家族が、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、切れ目のない継続した支援を行うため、医療面・経済面の支援、母子保健活動を通じた相談支援、訪問支援等に引き続き取り組みます。

また、若者に対する結婚支援の取組により、地域ぐるみで結婚を応援する機運の醸成を図ります。

＜重点事業＞

No.	事業名	事業概要	平成 31 年度末 目標値	担当課
1	しずおかエンジェルプロジェクト推進事業	出会いのイベントや「婚活」に関する講座を開催し、官民連携により結婚を支援する気運の醸成を図ります。	平均初婚年齢を下げる 参考:平成 25 年度 男性:31.1 歳 女性:29.3 歳	青少年育成課
2	不妊治療費助成事業	医療保険が適用されず、高額な治療費がかかる不妊治療（体外受精、顕微受精、男性不妊治療、人工授精）に対し、その治療に要する経費の一部を助成し、妊娠を望む夫婦の経済的負担の軽減を図るとともに、少子化対策に繋がります。 （※平成 27 年度より新規に男性不妊治療（無精子症に係る手術経費）も助成対象とします。）	助成件数 延 1,800 組	子ども家庭課
3	妊娠・出産包括支援★ （利用者支援事業（母子保健型））	妊娠期から子育て期にわたるまでの総合的相談支援を行い、保健師等の専門職が妊産婦等の状況を継続的に把握し、必要に応じて関係機関と協力して支援プランを策定することにより、必要な支援につなげ、切れ目のない支援を実施します。	平成 27 年度に 1 か所で開始し、その後の展開は今後検討。	健康づくり推進課

No.	事業名	事業概要	平成 31 年度末 目標値	担当課
4	産後ケア事業	<p>出産後の回復や育児等に不安を持つ産婦と新生児を対象として、助産所でのショートステイやデイケア等により、産婦の母体管理、生活指導及び沐浴その他の育児指導を行います。</p> <p>(※平成 27 年度からデイケアも実施します。)</p>	<p>ショートステイ型 利用者数 10 人 利用延日数 70 日 デイケア型 利用日数 30 人 訪問型 利用人数 50 人</p>	子ども家庭課
5	子ども医療費の助成	<p>子どもの健やかな成長と子育て家庭の経済的負担の軽減のため、子ども（0 歳～中学校卒業まで）が病気やけがなどで医療機関に入院・通院したときの医療費の一部を助成します。</p>	<p>受給者証取得率： 100%</p>	子ども家庭課

※施策に関する事業一覧は、第 4 章の最終ページに掲載。★は、第 5 章の整備計画に沿って充実を図る事業。



基本施策2 子育て・親支援サービスの充実

<前プランの事業の実績>

- 多くの事業で計画どおり取組ができたものと評価されます。
- 「子育て支援センターの運営・整備」については、市内20か所での実施を目標としていたところ、18か所での実施に留まりましたが、ニーズ調査によると「利用したことがある」の割合は増えており、子育て親子の交流の場、子育てに関する相談や情報収集をする場として、子育て家庭にとっての有用性を高めていると考えられます。
- 地域が主体となり、未就園児とその親を対象に交流・相談等の場を提供する「子育てトーク事業」は、年々実施地区が拡大し、地域における子育て支援の場の拡充に寄与したと考えられます。

<現状>

- ニーズ調査によると、子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）については、ニーズに対応した拡充が必要となっています。（第5章を参照）
- また、「子育て支援サービスの認知度、利用状況」については、平成20年度調査との比較では多くの事業で認知度や利用が増加していますが、子育て支援ヘルパー派遣事業、子育て短期支援事業（ショートステイ）等、未だ認知度が低い事業も見られ子育て支援に関する周知広報が重要な課題となっています。
- 「効果が高い又は充実を期待する施策」としては、経済的支援（児童手当・子ども医療費（就学前児童44.2%、就学児童57.9%）、保育所・幼稚園費用（就学前児童53.0%））等が多くなっています。

<取組の方向性>

子育て・親支援サービスについては、子育て支援センターなどの事業は、ニーズに対応した量の確保が必要となっている一方で、利用した場合の満足度は高いものの認知度が低く利用が低調な事業もあることから、子育て家庭への周知が重要な課題となっています。

また、児童手当等の給付や利用者負担の軽減などの経済的支援のニーズも高くなっています。

このため、子育て支援センターや子ども未来サポーターなどの地域子ども・子育て支援事業については、第5章の計画に沿ってニーズに対応した量の確保に取り組むほか、子育てトーク事業などの子育て支援に引き続き取り組みます。

また、児童手当の支給や子育て支援に係る利用者負担の軽減などの経済的支援も引き続き着実に実施します。

さらに、支援を必要とする家庭に支援が届くよう、子ども・子育て支援に関する情報提供、相談支援の充実に取り組みます。

＜重点事業＞

No.	事業名	事業概要	平成 31 年度末 目標値	担当課
1	静岡市子育て応援総合サイト「ちやむ」の運営	子育てに関する行政情報や制度案内をはじめ、サークル紹介、イベント情報などを総合的に掲載したウェブサイト管理運営します。携帯やスマートフォンにも対応するほか、SNSを活用した情報発信を行います。	毎月平均トップページアクセス件数 15,000 件	子ども未来課
2	子育て支援センターによる支援★	子育ての不安感を解消するため、身近な地域に設けられた子育て支援センターにおいて、乳幼児とその保護者が気軽に集い、相互交流でき、また、子育ての不安や悩みを相談できる場を提供します。	市内 23 か所で実施	子ども未来課
3	子ども未来サポーター・保育コーディネーター★ (利用者支援事業)	地域の子育て支援センターに子ども未来サポーターを配置し、認定こども園、保育所をはじめとする子育て支援の利用全般について相談、情報提供を行います。また、各区の保育児童課に保育コーディネーターを配置し、認定こども園、保育所等の利用申請等に関する相談、情報提供を行います。	子ども未来サポーター 23 か所設置 保育コーディネーター 3 か所設置	子ども未来課 各区保育児童課

No.	事業名	事業概要	平成 31 年度末 目標値	担当課
4	親支援プログラムの実施	子育てに不安や悩みを持つ保護者を対象に、子育てに関する様々な講座を開催し、子育ての負担感や育児不安の軽減を図ります。	「ノーバディズ・パーフェクト」講座の開催 毎年度、2 会場で講座を開催（週 1 回の全 6 回を 1 講座として実施）。 「子育てコーチング講座」の開催 毎年度、2 会場で講座を開催（1 開催 2 回）。	子ども未来課

※施策に関する事業一覧は、第 4 章の最終ページに掲載。★は、第 5 章の整備計画に沿って充実を図る事業。



基本施策3 ひとり親家庭への支援（静岡市ひとり親家庭等自立促進計画）

＜前プランの事業の実績＞

- ほぼ全ての事業で計画どおり取組ができたものと評価されます。
- ひとり親が就業に結びつく資格取得のために、養成機関で修学する場合や講座を受講する場合に給付金を支給する「母子家庭自立支援給付金事業」については、給付件数が目標に達しておらず、制度の周知が課題となっています。

＜現状＞

- 静岡市のひとり親家庭への調査によると、母子家庭の母の就業者の62.1%が非正規雇用であり、収入状況は300万円未満の世帯が83.8%を占めています。「現在の仕事を変わりたい」との回答は43.3%あり、その主な理由としては、「収入が少ない」が59.0%となっています。
- 一方で、「仕事に就いていない理由」としては、「適当な仕事がない」（21.1%）、「病弱なため」（26.3%）、「子どもに手がかかる」（13.2%）等が多いですが「仕事をする希望がある」が、81.6%となっています。
- 養育費の取決めについては「していない」が48.1%で、その理由としては、「相手に支払う意思や能力がないと思った」（43.4%）、「相手と関わりたくない」（31.8%）となっています。
- 子どもに関する悩みでは、「教育・進学」が39.0%、「しつけ」が19.3%と多くなっています。

＜取組の方向性＞

ひとり親家庭は、子育てと生計を一人で担うといった不利を抱えており、仕事と子育ての両立の困難、非正規雇用の増加等の影響から、日常の生活は厳しい状況にあります。このような中で、ひとり親家庭の子どもがその置かれている現状にかかわらず、心身ともに健やかに成長できるよう、また、貧困の連鎖を生じさせないよう、支援を充実させる必要があります。

このため、ひとり親家庭の子どもの教育・学習支援の充実に取り組みます。また、ひとり親家庭が安定した生活を維持できるよう、ひとり親の正規雇用への転職支援や資格取得支援などの就業支援の充実に取り組みます。

さらに、就業と子育ての両立を支援するとともに、また、就業が困難なひとり親の自立を支援するため、家事や子どもの世話などの子育て・生活支援や、子育てに係る利用者負担の軽減などの経済的支援、養育費の確保の支援に引き続き取り組みます。

こういった支援が、支援を必要とするひとり親家庭に届くよう、ひとり親家庭支援に関する情報提供、相談支援の充実に取り組みます。

※本市では、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づき、母子家庭等への支援を総合的・計画的に推進するため、この基本施策を「静岡市ひとり親家庭等自立促進計画」として位置づけています。

＜重点事業＞

No.	事業名	事業概要	平成31年度末 目標値	担当課
1	ひとり親家庭及び生活困窮世帯の子どもへの学習・生活支援（再掲）	ひとり親家庭や生活困窮世帯の子どもを対象として居場所を提供し、学習支援・生活支援を行うとともに、ひとり親家庭等にボランティアを派遣し学習支援を行います。	実施か所ごとの支援 開催回数：年50回	子ども家庭課
2	児童養護施設、母子生活支援施設の子どもの学習支援（再掲）	児童養護施設や母子生活支援施設の小中学生を対象として学習ボランティア等を派遣し学習を支援するとともに、児童養護施設の高校生を対象として学習塾の費用を助成します。	各施設内での学習支援の開催回数：年50回	子ども家庭課
3	母子家庭自立支援給付金事業（再掲）	ひとり親家庭の就業自立を支援するため、就業に役立つ資格取得のために各種講座を受講する場合の受講費用を助成するほか、看護師、保育士等の資格取得のため養成機関で修業する場合には修業期間中（上限3年間（国の基準は2年間））の生活費と賃貸住宅の費用（上限月25,000円）を支給します。	制度の認知度 75%	子ども家庭課
4	ひとり親就業支援専門員による支援（再掲）	ひとり親を対象に就業支援を専門に行う、就業支援専門員を配置し、ひとり親への就業支援・転職支援を行います。	支援専門員による継続支援の実施	子ども家庭課
5	ひとり親の学び直し支援（再掲）	ひとり親の就業自立に結びつけるため、ひとり親の高卒資格取得費用を支援します。	制度の認知度 75%	子ども家庭課

No.	事業名	事業概要	平成31年度末 目標値	担当課
6	幼児期の教育・保育の負担の軽減 (再掲) ★	認定こども園等における幼児期の教育・保育に係る保育料について所得に応じた金額に設定し、低所得世帯の負担を軽減します。また、保育料の算定に当たっては、未婚・非婚のひとり親についても税法上の寡婦とみなして保育料を算定することにより、経済的負担を軽減します。	希望していた事業が利用できなかった理由として、「利用料が高い」と回答した割合の減少(5.1% H25 ニーズ調査)	子ども未来課
7	放課後児童クラブの利用者負担の軽減(再掲) ★	低所得世帯、ひとり親家庭、多子世帯などの放課後児童クラブの利用を必要とする家庭が、経済的理由により利用できないことのないよう、世帯の所得の状況や、同時に入会している兄弟姉妹の数に応じて、保護者負担金を軽減します。	利用料が高いから利用していない人の割合の減少(4.1% H25 ニーズ調査)	子ども未来課

※施策に関する事業一覧は、第4章の最終ページに掲載。★は、第5章の整備計画に沿って充実を図る事業。



施策目標4 子育てと仕事の両立を支援する環境づくり

＜前プランの取組の評価としての本市の現況＞

- 女性の年齢別就業率を示すグラフは、本市においても国と同様に30代を谷とするM字カーブとなっていますが、平成12年に比べると平成22年では、M字の谷が浅くなっており、女性の就業が進んでいると考えられます。
- 本市ニーズ調査における、出産を機に退職した方への調査では、「いずれにしてもやめていた」との回答が減っており、働き続けたい女性が増えている一方で、保育サービスや職場環境が整っていれば継続して働いていた旨の回答の割合が平成20年調査から増え、子育てしながら働き続けられる環境づくりが喫緊の課題となっています。
- 同調査の「父親が子育てにかかわりやすくするにはどうしたらよいか」では、「父親自身の意識改革」、「働き方の見直し」、「職場の理解促進」などが必要との回答が多くなっています。
- このような中であって、本市の保育所の待機児童数は平成24年に大幅に増加し、その後も同程度の推移となっています。また、放課後児童クラブの待機児童数も平成24年以降、増加しています。これらの受入体制の整備が必要となっています。
- また、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現するため、働き方の見直しや各企業での育児休業制度をはじめとした各種制度の活用、多様な就労形態に対応した支援策の充実、男性の子育て参加の促進などが必要となっています。

※「ワーク・ライフ・バランス」

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）とは、老若男女誰もが仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態をいいます。（平成19年7月 男女共同参画会議 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する専門調査会）

＜取組の方向性＞

本市では、子育てと仕事を両立できる環境づくりを推進します。待機児童の解消のほか、幼児期の教育・保育や放課後児童クラブ、病児保育などの保護者の多様なニーズに応じた保育サービスの充実を図ります。

また、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、引き続き啓発等を推進します。

<成果指標>

①保育所待機児童数（年度当初及び年間を通じて）

【直近の状況（H26）】 【平成 31 年度末】

156 人 ⇒ 0 人 ※平成 27～29 年度の 3 年間で必要な整備を進め、
平成 30 年度から年間を通じての「0」を目指します。

②放課後児童クラブの待機児童数（年度当初及び年間を通じて）

【直近の状況（H26）】 【平成 32 年度当初】

137 人 ⇒ 0 人

③仕事と子育ての両立から出産・育児が難しいと考える人の割合

【直近の状況（H25）】 【平成 31 年度末】

就学前児童の家庭：21.2% ⇒ 減少

就学児童の家庭 ：27.1% ⇒ 減少

④次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみんマーク）を受けた事業所数

【直近の状況（H25）】 【平成 31 年度末】

17 社 ⇒ 35 社



基本施策1 多様な保育ニーズに対応するための支援

<前プランの事業の実績>

- ほぼ全ての事業で計画どおり取組ができたものと評価されます。
- 各区に待機児童園を整備したほか、小規模保育事業を5か所で開始するなど、待機児童の解消に努めました。待機児童の解消には至りませんでした。
- 「病児・病後児保育事業」では、葵区に加え清水区にも開設しましたが、目標である各区1か所ずつの設置には至りませんでした。

<現状>

- 本市の保育所の待機児童数は、平成24年から大幅に増加して以降、同程度の待機児童数で推移しており、解消には至っていません。(H23:41人→H24:155人→H25:153人→H26:156人)
- 放課後児童クラブについては、入会児童、待機児童ともに年々増加傾向にあり、平成26年5月現在で入会児童3,575人、待機児童137人となっています。また、ニーズ調査では、対象学年や利用時間の拡大、利用料の軽減を望む回答が多くなっています。
- ニーズ調査では、子どもが病気等で幼稚園・保育所、学校を休んだ際には、母親が仕事を休んで看るケースが多く(全体の約半数)、病児・病後児保育施設の利用を希望する保護者も一定程度みられます(未就学児童で37.6%)。一方で、このようなニーズに対応する「緊急サポートセンター事業」や「病児・病後児保育事業」の認知度は必ずしも高いとはいえない状況にあり、周知が必要となっています。

<取組の方向性>

保育サービスに関しては、依然として、保育所の待機児童が解消されていないことから、これを早急に解消する必要があります。また、放課後児童クラブについても待機児童が発生しているため、事業量の確保が求められています。さらには、病児・病後児保育や緊急サポートセンター事業などの多様な保育サービスについても、ニーズに対応できる提供体制を確保するとともに、子育て家庭への周知の強化が必要です。

このため、第5章の計画に沿って、認定こども園をはじめとする、幼児期の教育・保育や、病児・病後児保育、緊急サポートセンター事業、放課後児童クラブなどの地域子ども・子育て支援事業として位置づけられた保育サービスの量の確保と質の向上に取り組めます。

また、そのために必要な人材確保のための事業などにも引き続き取り組みます。

<重点事業>

No.	事業名	事業概要	平成 31 年度末 目標値	担当課
1	認定こども園、幼稚園、保育所等における教育・保育（再掲）★	全ての子どもに質の高い幼児期の教育・保育を提供できるよう、第5章の計画に沿って、教育・保育の量の確保と質の向上に取り組みます。	第5章「幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策」のとおり。	子ども未来課
2	放課後子ども対策（再掲）★	共働き家庭等の「小1の壁」の解消を図るとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごすことができ、多様な体験・活動を行うことができるよう、第5章の計画に沿って放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の拡充や、一体的実施に取り組みます。	第5章「地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策等」のとおり。	子ども未来課 教育総務課
3	一時預かり事業★	保護者の病気等により家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、認定こども園、幼稚園その他の場所において、一時的に預かりを実施します。	幼稚園利用 354,465人（延べ） その他利用 70,790人（延べ） ※その他利用： 認定こども園、私立保育所、中央子育て支援センター、待機児童園	子ども未来課 保育課
4	ファミリー・サポート・センター事業★	子どもの一時的な預かりや移動支援などを必要とする子育て家庭を援助するため、援助を受けたい会員（おねがい会員）と援助を行いたい会員（まかせて・どっちも会員）との連絡・調整や、援助者への講習等を行い、会員の相互援助を支援します。	会員数 1,400人 会員講習会 4回 会員交流会 4回	子ども未来課

No.	事業名	事業概要	平成31年度末 目標値	担当課
5	緊急サポートセンター事業★	病氣中又は病氣の回復期にある子どもの保育や緊急的な預かりなどを必要とする子育て家庭を援助するため、援助を受けたい会員（おねがい会員）と援助を行いたい会員（まかせて・どっちも会員）との連絡・調整等を行うことで、会員の相互援助を支援します。	まかせて会員数 242人	子ども未来課
6	病児・病後児保育事業★	子どもが病氣中若しくは病氣の回復期であり、集団保育が困難な期間に、その子どもの一時預かりを行い、保護者の子育てと就労の両立を支援します。	3か所 (各区1か所)	保育課
7	保育士確保対策事業★	保育士等の人材確保のため、保育士・保育所支援センターを設置して求職者と求人者のマッチングを行うほか、潜在保育士等の再就職を支援します。	年間マッチング件数16件 就職説明会年1回 潜在保育士再就職支援研修年2回	保育課

※施策に関する事業一覧は、第4章の最終ページに掲載。★は、第5章の整備計画に沿って充実を図る事業。

基本施策2 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進

＜前プランの事業の実績＞

- 全ての事業で計画どおり取組ができたものと評価されます。
- ワーク・ライフ・バランスの推進のために、経営者、従業員等が参加したシンポジウムや市民向けの講演会、啓発キャンペーン等を実施し啓発に努めました。
- ワーク・ライフ・バランスの実現に向け積極的に取り組んでいる事業所を表彰するとともに、その取組を市ホームページ等で発信し広く紹介することに取り組みました。

＜現状＞

- 「平成 25 年度静岡市女性の労働実態調査報告書」によると、ワーク・ライフ・バランスの認知度は全体として低く、「知らない」と回答した割合が 54.8%となっています。また、男性の「知らない」との回答が 46.7%であるのに対して、女性の「知らない」との回答は、60.0%となっています。
- 同調査における、「勤務先が働き方の見直しに取り組んでいる状況」に関する回答では、「従業員の意見等を取り入れ取り組んでいる」との回答が 46.0%ありますが、一方では「全く取り組んでいない」との回答が 13.1%あり、勤務先における対応は十分とは言えない状況にあると考えられます。
- また、「勤務先に望む制度」に関する回答では、「年次有給休暇の取得促進」が 29.7%、「長期休暇制度の導入」が 20.4%と高くなっています。
- ニーズ調査によると、実際の子どもの数が理想の数よりも少ない理由については、「仕事と子育ての両立を考えると難しい」が就学前児童で 21.2%、就学児童で 27.1%に上っているほか、効果が高い又は充実を期待する施策についても、「残業の縮減や育児休暇の取得等、男性を含めた働き方の見直し」が就学前児童で 21.5%、就学児童で 22.7%に上っています。

＜取組の方向性＞

子育てしやすいまちを実現するためには、子育て支援の充実だけでなく、働き方の見直しなどワーク・ライフ・バランスの実現が不可欠ですが、依然として、その認知度は低く、取組が十分とはいえないことから、引き続き、各企業における働き方の見直しなどワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を促進することが必要です。

このため、ワーク・ライフ・バランスの意義、実践方法等について企業や市民の理解を深めるため、引き続き、周知啓発に取り組むとともに、更なる推進方策について検討します。

＜重点事業＞

No.	事業名	事業概要	平成 31 年度末 目標値	担当課
1	ワーク・ライフ・ バランス啓発事 業	一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任や生産性の向上に努めるとともに、家庭や地域生活などにおいても多様な生き方が選択できるような社会を実現するため、講演会やシンポジウムなどの啓発事業を開催します。	毎年度、ワーク・ライフ・バランス推進のための事業（講演会等）を年1回以上開催する。	男女参画・市民協働推進課 子ども未来課 商業労政課

※施策に関する事業一覧は、第4章の最終ページに掲載。



基本施策3 男性の子育てへの参加推進

<前プランの事業の実績>

- ほぼ全ての事業で計画どおり取組ができたものと評価されます。
- 父親同士の交流や男性の子育て推進を目的とした「子育てパパトーク事業」は、実施か所数が目標を下回る状況にあり、父親の参加促進が課題となっています。

<現状>

- ニーズ調査における「子育てを主に行っている方」では、「父母ともに」の回答が、就学前児童は48.5%、就学児童は51.0%となっている一方で、「主に母親」との回答が就学前児童は49.0%、就学児童は45.0%となっています。
- また、母親からみた「父親は日頃どの程度子育てに関わっているか」に関する回答では、「休日以外はほとんどかかわっていない」（就学前児童18.2%、就学児童16.9%）や「かかわっていない」（就学前児童4.0%、就学児童6.4%）との回答が一定割合あります。
- さらに、「父親が子育てに関わりやすくするためには、どうしたらよいか」に関する回答では、「父親の意識改革」（就学前児童47.7%、就学児童53.1%）、「働き方の見直しや残業や休日出勤を減らす」（就学前児童43.1%、就学児童36.7%）、「職場の理解促進」（就学前児童33.3%、就学児童28.4%）が平成20年調査から引き続き多くなっています。

<取組の方向性>

父親が母親とともに子育てを行うことは、父親自身にとっても、母親にとっても、子どもにとっても、得るところが大きいにもかかわらず、本市における男性の子育てへの関わりは、依然として十分とはいえないことから、これを促進するため、父親自身の意識改革や、企業や職場の同僚等の理解の促進が必要です。

このため、男性の子育てへの関わりの一層の理解と参画を推進するため、父親同士の交流事業の実施や啓発活動に取り組むとともに、更なる推進方策について検討します。

＜重点事業＞

No.	事業名	事業概要	平成 31 年度末 目標値	担当課
1	子育てパトロール事業	普段子どもと触れ合う機会が少ない又は子育てに携わっていない父親が、子どもと一緒に参加し、親子で遊び、ふれあうとともに、子育てに関する情報提供や子育て相談も実施し、母親の子育ての軽減や父親同士の交流、男性の子育てを推進します。	9地区9事業	子ども未来課

※施策に関する事業一覧は、第4章の最終ページに掲載。



施策目標5 地域全体で子どもと子育て家庭を支える環境づくり

＜前プランの取組の評価としての本市の現況＞

- 本市ニーズ調査における「地域における子育て環境や支援への満足度」では「満足度が低い（やや低い）」と回答した割合（就学前児童 31.2%、就学児童 31.5%）と比較して「満足度が高い（やや高い）」と回答した割合（就学前児童 23.7%、就学児童 17.9%）は低く、十分とはいえない状況にあります。
- 子育て家庭へのサポートでは、「日頃、子どもをみてもらえる親族・知人はいずれもない」との回答が、就学前児童では 9.4%、就学児童では 10.6%あり、また、「子育ての相談相手はいない」との回答では、就学前児童は 2.9%、就学児童は 5.9%あり、孤立した子育て家庭の存在が見えてきます。
- さらに、「子育ての悩みや不安」では、「子育ての方法がよく分からない」（就学前児童 9.4%、就学児童 5.0%）や、「子どもとの接し方に自信がもてない」（就学前児童 18.9%、就学児童 12.4%）が平成 20 年調査と比較して増えており、また、「話相手や相談相手がいない」（就学前児童 4.4%、就学児童 3.8%）の回答もみられます。
- こうした中、本市の家庭児童相談室等への児童虐待等の相談件数は増えており、孤立し育児不安やストレスを抱えた末に、ネグレクト等の虐待に至ることのないよう早期からの支援が必要です。
- 一方、平成 25 年度静岡市地域福祉計画市民アンケートによると、重要と思われるボランティア活動としては、「子育て親子への支援（母子・父子家庭含む）」が 42.4%と高く、「児童生徒の学習支援」も 10.2%と一定割合の回答がみられ、地域には潜在的な力があると考えられます。
- 地域主体で子育て家庭を支え、見守ることができる環境づくりが必要となっています。

＜取組の方向性＞

本市では、地域の未来の担い手である子どもとその家庭を、地域全体で支える環境づくりを市民との協働により推進します。

子育て支援活動を行う団体の相互連携を推進するとともに、子育て団体や企業等と連携した地域における子育て支援の担い手の育成や子育て支援に関する情報提供、親子で参加・交流できる機会の提供などの取組を推進します。

また、子どもが乳児とその保護者や地域の高齢者等と、世代を超えて交流できる機会を提供するなど地域での様々な体験活動を行うことにより、地域ぐるみで子どもたちを健全に育成する環境をつくっていきます。

基本施策1 地域における子育て支援活動の促進

<前プランの事業の実績>

- 全ての事業で計画どおり取組ができたものと評価されます。
- 平成24年度には「静岡市子育て支援団体連絡会」を設立しました。設立以降、約50の子育て活動を行うサークル、NPO法人、企業等が会員となっており、会員同士の情報交換や相互連携に資することができました。
- 地域で活動する子育てボランティアを養成する「子育てサポーター養成講座」は、平成22年度から地域の子育て団体と協働して、支援に役立てる講座を開催するとともに、子育てサポーターに活動の場を提供し、地域における支援の推進に取り組みました。

<現状>

- 本市の子どものいる世帯の構成は、核家族世帯の割合が増え、祖父母・両親・子どもで構成される3世代等の核家族以外の世帯の割合が減少し、家族の規模が小さくなっています。祖父母等によるサポートを受けられない子育て家庭の負担感が懸念されます。
- また、本市の家庭児童相談室等への児童虐待等の相談件数は増えており、孤立し育児不安やストレスを抱えた末に、ネグレクト等の虐待に至ることのないよう早期からの支援が必要です。
- 本市のニーズ調査における、「子育ての悩みや不安」に関する回答では、「子育ての方法がよく分からない」（就学前児童9.4% 就学児童5.0%）や、「子どもとの接し方に自信がもてない」（就学前児童18.9% 就学児童12.4%）がいずれも平成20年調査より増えており、このような悩みや不安をやわらげ、安心して子育てができる環境に変えていく必要があります。

<取組の方向性>

家族や地域の変容により子育て家庭が孤立しやすくなっていることから、地域で孤立せず、安心感と喜びを持って子育てができるよう、また、ネグレクトなどの児童虐待に陥らないよう、子育て家庭を見守り、支えることができる地域をつくる必要があります。

このため、地域における子育て支援活動を促進すべく、民生委員・児童委員、主任児童委員、自治会・町内会等をはじめとする地域の方々や、企業、子育て団体、行政等の相互連携を強化するとともに、地域の子育て支援の担い手の育成や子育て支援に関する情報提供などの取組を協働して実施していきます。また、地域で子育てを支えあう仕組みであるファミリー・サポート・センター事業の推進など、地域が主体となった支援体制の充実に取り組みます。

＜重点事業＞

No.	事業名	事業概要	平成 31 年度末 目標値	担当課
1	静岡市子育て支援 団体連絡会の運営	市内の子育て支援活動を行う子育てサークル、NPO 法人、企業などの団体や個人等からなる連絡会を運営し、相互理解、情報交換、活動の連携を進めることで、地域における子育て支援活動を促進します。	会員数 75 団体	子ども未来課
2	子育てトーク事業	各地区の地区社会福祉協議会、主任児童委員等が中心となり、主に未就園児及びその保護者を対象に、親子の交流の場の提供、情報交換、子育て相談及び各種催し物等を実施します。	54 地区 81 事業	子ども未来課
3	子育てサポーター の育成	NPO 法人との協働により、「子育てサポーター養成講座」を開催し、地域で活動する子育てボランティアの養成を行うとともに、講座修了者に対して、研修会等を実施します。	毎年度、「子育てサポーター養成講座」(全 10 回) 及び「子育てサポーター研修会」を開催。	子ども未来課
4	ファミリー・サポ ート・センター事 業(再掲)★	子どもの一時的な預かりや移動支援などを必要とする子育て家庭を援助するため、援助を受けたい会員(おねがい会員)と援助を行いたい会員(まかせて・どっちも会員)との連絡・調整や、援助者への講習等を行い、会員の相互援助を支援します。	会員数 1,400 人 会員講習会 4 回 会員交流会 4 回	子ども未来課

※施策に関する事業一覧は、第 4 章の最終ページに掲載。★は、第 5 章の整備計画に沿って充実を図る事業。

基本施策2 地域における子どもの健全育成活動の促進

＜前プランの事業の実績＞

- 全ての事業で計画どおり取組ができたものと評価されます。
- 青少年が乳児とその保護者との交流や触れ合いを通し、命の尊さや子育ての素晴らしさを体験する「青少年・乳児ふれあい促進事業」では、全児童館及び3中学校（児童館のない地区）で実施しました。
- 「青少年健全育成団体の活動への支援」は、各地域の健全育成団体へ補助金を交付したほか、健全育成大会の参加者数が目標を上回るなど、地域ぐるみの健全育成活動が展開されました。

＜現状＞

- 本市のニーズ調査によると、「効果が高い又は充実を期待する施策」としては、「児童館や公園などの子どもの遊び場の拡充」への回答が就学前児童では42.5%、就学児童では47.1%と高く、平成20年調査（就学前児童35.3% 就学児童40.2%）と比較してニーズが高まっており、子どもが安心して元気に遊び、様々な体験を通して人間関係や社会性を築くことができる居場所づくりが求められています。
- また、本市では、これまで放課後対策として放課後児童クラブの設置・拡充を進めるとともに、その補完として小規模校では放課後子ども教室の実施を進めてきましたが、地域や対象児童等が限定されていることから、全ての子どもへの支援が必要となっています。

＜取組の方向性＞

子どもたちが、地域で健全に成長できるよう、また、地域への関心や地域との交流を深められるよう、地域における健全育成活動を支援する必要があります。

このため、子どもたちと高齢者、乳児等との世代を越えた交流の機会の提供や、地域において体験活動などの機会を提供する放課後子ども対策などの充実に取り組みます。

＜重点事業＞

No.	事業名	事業概要	平成 31 年度末 目標値	担当課
1	放課後子ども対策（再掲）★	共働き家庭等の「小1の壁」の解消を図るとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごすことができ、多様な体験・活動を行うことができるよう、第5章の計画に沿って放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の拡充や、一体的実施に取り組みます。	第5章「地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策等」のとおり。	子ども未来課 教育総務課
2	世代間交流の推進	子どもが地域の乳児や高齢者等と世代を超えて交流できる機会を提供し、地域ぐるみで子どもたちの健全育成に取り組みます。	青少年・乳児ふれあい事業 ア) 全児童館で継続実施（予定数 12 館） イ) 児童館の無い地区の小中学校3校で実施 世代間交流事業 無人館・山間地を除く 32 館全ての生涯学習施設で施設まつりや世代間交流事業を実施	子ども未来課 生涯学習推進課

※施策に関する事業一覧は、第4章の最終ページに掲載。★は、第5章の整備計画に沿って充実を図る事業。

基本施策3 子どもと子育て家庭の安全・安心な生活環境の確保

<前プランの事業の実績>

- ほぼ全ての事業で計画どおり取組ができたものと評価されます。
- 「特定優良賃貸住宅子育て支援制度」は、5年間で目標を上回る入居件数が見られ、家賃補助により安心して子育てできる環境づくりに寄与しました。
- 「通学路の整備・安全対策事業」は、通学路や児童生徒の利用が多い車道路肩部におけるグリーンベルト舗装を計画的に実施し安全対策を推進しました。
- 「地域防犯活動事業」は、地域で防犯パトロールや防犯教室等の活動を実施する団体の活動費用を助成し、地域における安全・安心の向上に取り組みました。

<現状>

- 本市における世帯構成は、核家族世帯が増加傾向にある一方で、祖父母・両親・子どもで構成される3世代等の核家族以外の世帯が減少している状況にあり、かつ共働き世帯の増加も相まって、子どもが一人で過ごす時間が多く、安心・安全面が懸念されています。
- また、子育て家庭の生活環境についてニーズ調査の「効果が高い施策又は充実を期待する施策」では、「子育て世帯の優先入居や広い部屋の割り当て等の住宅面の配慮」の回答が、就学前児童では6.2%、就学児童では5.5%あり、平成20年調査と同程度の割合で引き続き一定のニーズがあることがうかがえます。

<取組の方向性>

家族や地域の変容などにより子どもがひとりで過ごす時間が増えており、安全・安心な生活環境を確保する必要があります。

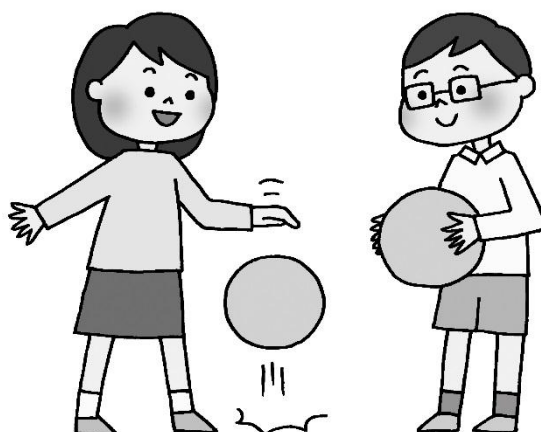
このため、子どもと子育て家庭が安心・安全に日常生活を営むことができるよう、子どもの安全・安心な居場所づくりとして放課後子ども対策の充実に取り組むとともに、地域と協力して子どもの安全対策や防犯活動を推進します。

また、子育て世帯の生活環境の向上のため、子育て世帯を対象として住宅支援に取り組めます。

＜重点事業＞

No.	事業名	事業概要	平成 31 年度末 目標値	担当課
1	放課後子ども対策（再掲）★	共働き家庭等の「小1の壁」の解消を図るとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごすことができ、多様な体験・活動を行うことができるよう、第5章の計画に沿って放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の拡充や、一体的実施に取り組みます。	第5章「地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策等」のとおり。	子ども未来課 教育総務課

※施策に関する事業一覧は、第4章の最終ページに掲載。★は、第5章の整備計画に沿って充実を図る事業。



基本施策別に取り組む事業（平成27年3月末時点）

※★は、第5章子ども・子育て支援新制度の取組。

施策目標1「子どもの心身の健やかな育ちを支える環境づくり」

基本施策1「子どもの健やかな心身をはぐくむための支援」

No.	再掲 か所	事業名	事業概要	平成31年度末目標値	担当課
重点事業					
1	2-1 4-1	認定こども園、幼稚園、保育所等における教育・保育★	全ての子どもに質の高い幼児期の教育・保育を提供できるよう、第5章の計画に沿って教育・保育の量の確保と質の向上に取り組めます。		子ども未来課 保育課
2	2-1 4-1	認定こども園等の整備★	待機児童を解消するとともに認定こども園を普及するため、認定こども園等の定員拡大、新設、認定こども園への移行等のために必要な施設整備のための費用を補助します。	認定こども園移行支援：定員増2,000人 認定こども園等の新設：定員増510人 既存保育施設：定員増300人 小規模保育事業等の新設：定員増270人	子ども未来課
3	2-1 4-1	認定こども園等の運営★	市立こども園において質の高い教育・保育を提供するとともに、子どものための教育・保育給付の円滑な支給等を図り、私立園における質の高い教育・保育を確保する。	認定こども園数 130園程度	子ども未来課 保育課
4	1-5 2-1 3-3 4-1	幼児期の教育・保育の負担の軽減★	認定こども園等における幼児期の教育・保育に係る保育料について所得に応じた金額に設定し、低所得世帯の負担を軽減します。また、保育料の算定に当たっては、未婚・非婚のひとり親についても税法上の寡婦とみなして保育料を算定することにより、経済的負担を軽減します。	希望していた事業が利用できなかった理由として、「利用料が高い」と回答した割合の減少(5.1% H25 ニーズ調査)	子ども未来課
5	2-1	私立学校振興補助金交付事業	教育の振興及び児童生徒の保護者の経済的負担の軽減を図るため、市内の私立幼稚園、小学校、中学校及び高等学校に補助金を交付します。	交付申請のあった学校法人（私立幼稚園、小・中・高等学校）に対して適正に補助を行う。	子ども未来課
6	2-1	幼稚園就園奨励費補助金交付事業	私立幼稚園に通う園児の保護者に対し、入園料及び保育料の一部を補助金として交付します。	市内全私立幼稚園及び市外の対象者が在園の全私立幼稚園で実施	子ども未来課
関連事業					
7		親子参加型教室等の開催	気楽に親子でスポーツをする機会をつくり、子どもの健全な心身の育成と向上心を高めるとともに、同世代の親の交流を図ることを目的として、各体育館、運動場、プール等を利用し、指定管理者主催によるスポーツ教室を開催します。	当事業主催者である指定管理者が平成28年度より更新となり、教室事業の見直し等を行うため、未定。	スポーツ振興課
8		Jリーグアカデミーエスパルス巡回スポーツ教室の開催	子どもを地域ぐるみで育て、健全な心身の発育を促すため、清水エスパルスと協働し、市内認定こども園等にサッカーコーチが訪問し、サッカーやボール遊びによる運動教室を実施します。	実施か所 約130園 参加園児 4,000人	スポーツ振興課
9		食育推進事業	生涯を通じた健康づくりが継続されるよう、基本的な生活習慣や食習慣の確立を目指して食育の普及啓発を行います。	食育推進会議の開催 食育普及啓発事業の実施 食育応援団事業の実施	健康づくり推進課
10		おやこ食育教室の開催	規則正しい食習慣のすすめ、おやつの内容と適量、食事における悩み等のテーマに基づき、紙芝居やエフロンシアターを取り入れた講話と調理体験、試食を行います。	9センターで継続実施 開催予定回数 20回以上 参加者率 定数に対して70%以上	葵健康支援課 駿河健康支援課 清水健康支援課
11		街区公園等の整備	歩いて行ける身近な場所において、子どもの遊び場や地域住民の健康運動の場となる公園等を計画的に整備します。	H27～H31 街区公園整備数 395公園	公園整備課
12		人権教育事業	就学前の子どもに対して、絵本の読み聞かせ等による人権教育を行い、命の尊さや友達と仲良くする心をはぐくみ、一人ひとりが生きる喜びを感じる教育を行います。	園数：59園 人数：5,855人（※累積値）	福祉総務課

13	ふれあいワンワン教室の開催（動物愛護教室の開催）	市内認定こども園等を訪問し、寸劇による犬とのふれあい方を学んだり、犬猫とふれあうことにより、幼児が犬に咬まれる事故の防止を図るとともに、命の尊さ、動物愛護精神を養います。	開催回数2回 参加人数100人	動物指導センター
14	花火教室の開催	消防隊が市内認定こども園等を訪問し、花火の遊び方をはじめとする火災予防教育を実施します。	実施回数100回 述べ8,500人	予防課
15	「あつまれ！ちびっこ消防隊」の実施	火災予防教育の一環として、市内各幼年消防クラブ員が集まり、運動会形式のイベント（救急搬送リレー等）を実施します。	2回実施 延べ1,500人参加	予防課
16	ハローベビー 赤ちゃんのための読み聞かせ講座の開催	読み聞かせ初心者や保護者を対象とした読み聞かせ講座で、読み聞かせの大切さ、絵本の選び方・与え方の話やわらべ歌・手遊び、赤ちゃん絵本の読み聞かせの実演をします。	市内全図書館で実施	中央図書館
17	ブックスタート事業	各保健福祉センターで行われる6か月児育児相談において、おすすめの絵本などが入ったブックスタートバックをメッセージを添えて渡します。	市内全保健福祉センターで実施	中央図書館
18	ブックステップ事業	ブックスタート事業のフォローアップとして、保健福祉センターで行われる1歳6か月児健康診査において実施します。	市内全保健福祉センターで実施	中央図書館

施策目標1「子どもの心身の健やかな育ちを支える環境づくり」

基本施策2「子どもの健全育成促進と自立への支援」

No	再掲 か所	事業名	事業概要	平成31年度末目標値	担当課
重点事業					
19	2-3 4-1 5-2 5-3	放課後子ども対策★	共働き家庭等の「小1の壁」の解消を図るとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごすことができ、多様な体験・活動を行うことができるよう、第5章の計画に沿って放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の拡充や、一体的実施に取り組みます。		子ども未来課 教育総務課
20	2-3 4-1 5-2 5-3	放課後児童クラブの運営★	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童の健全な育成を目的に、小学校や児童館等に専用室を設けて、家庭に代わる遊びや生活の場を提供します。また、準備ができたところから、順次、午後7時までの延長に取り組みます。	175室の運営 ※受入可能人数 6,064人	子ども未来課
21	2-3 4-1 5-2 5-3	放課後児童クラブの整備★	平成31年度のニーズ量に対応できるよう平成27年度から5年間で順次拡充していきます。	整備後クラブ室数 175室	子ども未来課
22	2-3 4-1 5-2 5-3	放課後子ども教室推進事業★	市立小学校の全児童を対象とし、全小学校に順次整備を進めます。放課後に小学校の施設を利用して、各種体験活動や地域の人・異学年の児童との交流、学習支援などの活動を、地域の方と共に行います。様々な活動や学びを通して、子ども達の自主性や社会性、創造性をはぐくみます。	市立小学校全86校で放課後子ども教室を開設し、事業を実施する。	教育総務課
23	2-3 4-1 5-2 5-3	放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的実施★	全ての児童が参加できるように、同一の小学校敷地内等で放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的に（一体型又は連携型により）実施します。	69校での実施	子ども未来課 教育総務課
24	1-5 2-3 3-3 4-1 5-2 5-3	放課後児童クラブの利用者負担の軽減★	低所得世帯、ひとり親家庭、多子世帯などの放課後児童クラブの利用を必要とする家庭が、経済的理由により利用できないことのないよう、世帯の所得の状況や、同時に入会している兄弟姉妹の数に応じて、保護者負担金を軽減します。	利用料が高いから利用していない人の割合の減少(4.1% H25 ニーズ調査)	子ども未来課
25	2-3 4-1 5-2 5-3	民間放課後児童クラブへの運営費等補助★	市民の多様なニーズに応えるとともに、保護者負担を軽減するため、民間事業者による児童クラブの運営に対し、その費用の一部を補助します。	民間児童クラブ補助クラブ数 10クラブ ※利用者数 200人	子ども未来課
26		児童館での体験・交流	地域における児童健全育成の拠点として、引き続き子どもに健全な遊びを提供するとともに必要な整備を進めます。		子ども未来課
27		児童館の運営	地域における児童健全育成の拠点として、子どもの健康を増進し、情操を豊かにするため、各種教室や読み聞かせ、クラブ活動など児童に健全な遊びを提供します。	市内12館で実施 小型児童館（6館） 児童センター（6館）	子ども未来課

第4章 施策の展開

28		児童館の整備	市域全体の均衡や地域性、地域の児童数などを勘案し、現在、配置されていない清水南部地区に新たに整備します。	1 館 ※清水南部地区児童館	子ども未来課
関連事業					
29		親子消費者教室	市内小学生とその保護者を対象に、身近な消費生活や食品に関する問題等様々なテーマに基づく実験や講義を実施し、消費生活に関する知識の普及を図ります。	小学生とその保護者を対象として年1回実施	消費生活センター
30		学校出前講座「豊かなセクシュアリティ」（中学生対象）	中学生を対象に、男女がお互いの「性と生」を尊重し合い、豊かな人間関係を築くことを目的とした学校出前講座を実施します。	年7回程度実施	男女参画・市民協働推進課
31		若者を対象としたDV防止対策の実施	中学生～大学生といった若年層に対して、お互いを尊重する関係を築けるよう、デートDV防止の啓発を進めます。	女性会館事業（指定管理事業）において毎年度継続実施。	男女参画・市民協働推進課
32		中学生向け男女共同参画副読本の作成	男女共同参画に関する副読本を作成し、市内中学校に配付します。	生徒用7,150部、指導者用467部程度作成	男女参画・市民協働推進課
33		国際理解講座	今後ますますの増加が予想される外国人住民と日本人とが、お互いの文化を理解し共生できる社会を目指し、国際感覚・多文化共生意識醸成のために国際理解講座を開催します。	講座の理解度（講座受講者アンケートの満足度平均）80%以上	男女参画・市民協働推進課
34		静岡科学館る・く・る運営事業	市民が自ら体験することを通して身近な科学に親しみ、科学への関心を高める場を提供することにより、市民の創造力及び感性の向上に寄与します。	年間来館者数：250,000人	文化振興課
35		生涯学習の推進	市内生涯学習施設において、乳幼児・小中学生及びその保護者を対象に、各種講座を実施します。	無人館・山間地を除く32館全ての生涯学習施設で子どもや親子を対象とした講座を実施	生涯学習推進課
36		ホームタウン次世代育成プロジェクト事業	「子どもの夢教育」や心身の育成強化に重点を置き、ホームタウンを支える青少年の健全育成を図るため、様々なスポーツを通して地域や各種団体が協働し、本市の特性を活かした子どもサポート事業を実施します。	エスパルス教育サポート事業「エスパルスドリーム教室」市内小学校15校で実施	スポーツ振興課
37		全国少年少女草サッカー大会の開催	サッカーを通して友情の輪を広げ、技術、体力、精神面での成長の場となるよう、小学生を対象としたサッカー大会を開催します。	男女合わせて288チームが参加し大会を開催	スポーツ振興課
38		清水エスパルスホームゲーム小中学生招待事業	子どもがプロスポーツを身近に体感できる機会を創出し、将来の夢や希望を抱ききっかけとなるよう青少年の健全育成を図るため、市内全小中学生を対象に招待チケットを配布します。	市内全小中学校へ招待チケットを配付 毎年5校程度選手によるチケット贈呈を行う	スポーツ振興課
39		エスパルスハロープロジェクト事業	清水エスパルスと連携し、夢に向かって生きる子どもたちの成長をサポートし、子育てで繋がる地域コミュニティの推進を図るために、子育て関連事業を実施します。	清水エスパルスと連携した子育て関連事業の実施	スポーツ振興課
40		各種目別全国大会出場選手補助金	全国大会に出場する選手が所属する団体に対して、補助金を交付します。	補助金交付の継続実施	スポーツ振興課
41		全国少年少女スポーツチャンバラ選手権大会 in 由比	スポーツチャンバラ少年少女が目指す全国大会を開催し、誰もが自由にそして安全に楽しめる生涯スポーツとしてスポーツチャンバラの普及、啓発を図ります。なお、礼儀を学び青少年の健全育成と健康であかるいまちづくりに寄与します。	大会の継続実施	スポーツ振興課
42		静岡市高等学校野球大会	市内の高校野球チーム（17校）を対象とした大会を開催します。	大会の継続実施	スポーツ振興課
43		学校対応事業	①ふれあい教室（小学1年・特別支援学校等対象の動物とふれ合いを通じて命の大切さを学ぶ教室） ②飼育体験学習の受入れ（主に中学・高校・大学生の職業体験等） ③ツアーガイドの実施（小学・中学・高校生を対象にした園内ツアーガイド） ④出張動物園ガイド／講演（飼育担当者が学校を訪問し講演） ⑤校外学習の受入れ（学校の授業の一環として質問への対応等）	①25回 ②50人受入 ③30回 ④10回 ⑤20回	日本平動物園
44		サマースクール	体験活動を通じ、動物について学びます。 （1年、2、3年、4～6年の3クラスを各2回） 実施時期：8月上旬	1年生：60名 2、3年生：80名 4～6年生：48名	日本平動物園

45	写生大会	園内で動物を描いた園を提出(参加)してもらい、審査・表彰を行います。 実施時期:9~10月	参加者:450名	日本平動物園
46	こどもエコクラブ	子どもが環境を大切にすることを意識し、環境にやさしい暮らし方を実践していくため、「こどもエコクラブ」に登録すると、環境情報や取り組みやすい環境活動、他団体の様子などの情報が提供されます。	参加者数 500人 参加団体 5団体	清流の都創造課
47	環境学習ハンドブック作成事業	環境テーマ別にハンドブックを作成し、小学校に配布します。	毎年度、市内全小学校4年生に配布。	清流の都創造課
48	プランクトン観察会の開催	東海大学との協働事業で、浄化センターの活性汚泥中の微生物や海中プランクトンを顕微鏡で観察し、家庭からの排水が河川から海へと流れる過程で、これら生物が果たしている役割を学習します。	毎年度1回開催 子ども 15人参加	清流の都創造課
49	水のおまわりさん事業	小学生以上を対象として、身近な河川の水質を調査するためにCODバックテストと水生指標生物を用いた調査を実施し、水辺環境について考えます。	毎年度 参加者(延べ人数 800人) 参加団体 15団体	清流の都創造課
50	「夏休み講座」の開催	科学館る・く・るで、小学生から中学生を対象として、科学に興味を抱くような実験を体験してもらいます。(環境・食品・微生物の分野から実施可能な講座を開催)	青少年のための科学の祭典へ出展 参加人数 200人	環境保健研究所
51	福祉教育事業	福祉講演会や高齢者・障がいのある人との交流活動など幅広く福祉教育学習の機会を提供し、児童生徒が実践を通して社会福祉への理解と関心を高め、社会連帯の精神を養います。	対象校の完全実施	福祉総務課
52	児童遊び場整備への補助	自治会や町内会が管理運営している児童遊び場の整備や遊具等の新設・修繕などへの補助を行います。	遊具修繕等実施(補助)件数 年間 10件	子ども未来課
53	子ども・若者相談の実施	39歳までの子ども・若者に係る相談に応じ、必要な助言、情報提供等を行います。	相談者数 500人 相談件数 7,000件 相談対象者(子ども・若者)の状態の改善率 65%	青少年育成課
54	ひきこもり対策推進事業	ひきこもりに特化した相談窓口を設け、ひきこもり当事者及びその家族等からの相談に応じ、必要な助言、情報提供等を行うとともに、関係機関と連携を図り、早期回復に向けた取組を行います。	ひきこもり改善率 50%以上	青少年育成課
55	青少年育成センターの運営	関係機関・団体から推薦された補導委員・青少年補導員による補導活動や書店・カラオケ店等の実態調査活動を実施します。	補導実施回数 1,460回 環境調査実施店舗数 560店舗	青少年育成課
56	少年教室の開催への助成、運営支援	自然体験活動、地域体験活動を通して健全な青少年を育成し、また地域のリーダーを養成することを目的とした少年教室や少年いかだまつり事業への支援を行います。	加入者数 470名	青少年育成課
57	青少年国際親善交流事業	青少年に国際交流の機会を提供することで、外国人との相互理解と友好を深め、広い国際的視野と国際協調の精神を養います。	参加者満足度 80%以上	青少年育成課
58	こどもクリエイティブタウンま・あ・る運営事業	小学生を中心とした子ども(未就学児童から中高生まで)を対象に、仕事とものづくりの体験の場を提供し、これからの時代に求められるこどもたちの創造力(将来を描く力、社会とかわる力、挑戦する力)を育成します。	来館者数 10万人/年	産業政策課
59	大学等起業家育成事業	市内の高校、大学及び専門学校の学生を対象に、中小企業診断士等の専門家を活用し、「起業・創業の仕方(ビジネスプランの作成方法等)」など、起業・創業に関する実践的な支援を実施します。	市内の高校、大学及び専門学校累計 35校/5か年	産業政策課
60	ジュニアインターンシップ推進事業	高校生が希望する職業(職種)に関連した事業所等で就業体験を行い、働くことの意味や実態を把握することで、より高い職業意識や職業観を身につけるインターンシップ事業を推進し、進路選択や就職活動等の円滑化を図ります。	参加学生満足度 70%以上	商業労政課

第4章 施策の展開

61		高校生企業ガイダンスの開催	就職を希望する生徒を対象に、多業種の市内企業が業務内容を説明することで、高校生の就業意識の醸成を図ります。	参加者 400 名（高校生） 企業数 25 社	商業労政課
62		清水港見学会	清水港の重要性や役割、取扱統計等の具体的な講義、臨港地区や海上からの見学を通じ、次代を担う子どもたちの“港”に対する理解を深めます。（年齢制限は定めていないが、特に小学校3、5年生の参加が顕著）	34 回開催 参加人数 3,100 人	清水港振興課
63		(仮称)アグリチャレンジパーク蒲原農業体験講座	(仮称)アグリチャレンジパーク蒲原の農業体験ほ場で、収穫体験などの農業体験教室を実施することで、農業への理解・関心を深めます。	収穫体験等参加 300 組/年	農業政策課
64		清水お魚ふれあい事業	①地引網漁体験（三保松原海岸） ②しらす漁見学（清水港）	166 組 500 人参加を目標とする	水産漁港課
65		蒲原中学校漁業体験学習	蒲原中学校生徒（例年1・3年生）を対象に、地元の一大産業である桜えび漁漁船に乗船し、桜えび漁の見学・体験を行います。	毎年 80 人参加を目標とする	水産漁港課
66		しずまえ漁業見学ツアー	由比漁港及び用宗漁港にて、遊漁船等に乗船し、地元の産業である水産業の現場に触れ、魚や魚食を身近に感じてもらうためのツアーを行います。	10 組 50 人参加を目標とする	水産漁港課
67		しずまえ新聞作成	しずまえの魚の知識や料理法などを新聞形式にし、市内小学生に配付して、しずまえのPRを行うとともに、魚の知識や関心を高めていきます。	市内小学生 35,000 人に配布	水産漁港課
68		夏休み子ども消防教室の開催	夏休み期間（8月）の消防署見学等を通して、消防の仕事を学ぶとともに、火災予防教育を実施します。	開催回数 延べ 11 回 参加人数 250 人	予防課
69		子ども対象火災予防普及啓発事業	子どもを対象とした火災予防に対する普及啓発イベントを、関係機関協力のもと、各地に出向いて実施します。	開催日数 5 日間 参加人数 延べ 1,500 人	予防課
70		応急手当普及啓発活動の促進	学校教育での救命講習受講推進を図るため、毎年度、市内全中学校の1学年（約7,000人）に呼び掛けて実施します。市域において、将来的に大多数の市民が受講済の環境を目指します。救命講習を通し、命の大切さを学ぶ環境を醸成します。	全中学校での実施体制の構築 市内中学校（公・私）53 校	救急課
71		消防署の見学	認定こども園等の園児と小学生を対象に、消防署を見学し、119番通報から消防自動車や救急車の出動のあらましや消防署の仕事などを見学します。	消防署の見学希望を 100% 受け入れる。（消防署の災害出動及び訓練等業務上支障のない範囲）	各消防署
72		職場（消防署）体験学習の実施	消防業務の役割や使命等について理解を深め、思春期を迎えた中学生に対し働くことの大切さや将来の自分を考えるため、中学生を対象とした職場（消防署）体験学習を実施します。	体験学習の希望を 100% 受け入れる。（消防署の災害出動及び訓練等業務上支障のない範囲）	各消防署
73		「子ども読書の日」イベントの開催	多くの市民に子どもの読書活動への関心と理解を深めてもらうため、4月23日の「子ども読書の日」に合わせて、各図書館でイベントを実施します。	市内全図書館でイベントを実施	中央図書館
74		子どもの本を学ぶ講座の開催	読書の喜びを子どもたちと分かち合うことを目的に、「静岡子どもの本を読む会」と共催して、企画・運営している講座で、子どもに関する各分野から、作家、画家又は翻訳家等を講師として招いて開催します。	夏の講座を開催	中央図書館

施策目標 1 「子どもの心身の健やかな育ちを支える環境づくり」

基本施策 3 「虐待を受けている児童など配慮を必要とする子どもとその家庭への支援」

No	再掲 か所	事業名	事業概要	平成31年度末目標値	担当課
重点事業					
75	1-5	要保護児童対策地域協議会の運営	要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関が子どもやその保護者に関する情報交換や考え方を共有するとともに、関係機関の支援内容や役割分担などの協議を行います。	代表者会議 1 回 実務者会議 45 回 提示カード 450 件 個別ケース検討会議（随時）	子ども家庭課

76	1-5 3-2	児童相談体制（児童相談所、家庭児童相談室等）の確保	児童相談所及び各区福祉事務所に設置している家庭児童相談室において、家庭、地域、関係機関等から子どもに関する様々な相談に応じるとともに子どもが抱える問題や環境を的確に捉え、適切な支援を実施します。そのための人材育成や体制の確保に取り組みます。	児童相談所 子ども家庭課	
77	1-4 1-5 3-2	児童相談所の運営	児童相談所において、家庭や地域、その他機関等から、子どもに関する様々な相談に応じるとともに、子どもが抱える問題や環境を的確に捉え、社会的養護が必要であると判断した場合、対象となる子どもに対して措置を行うなど、必要に応じた対応を行います。また、児童相談所職員の資質向上を図るため、アドバイザー等を活用し、人材育成に取り組みます。	「子どもの最善の利益」のために 相談内容に応じた診断及び指導等の100%実施 児童虐待を疑われる場合の48時間以内の安否確認100%実施 社会的養護の充実及び整備を行い里親委託率50%以上	児童相談所
78	1-5 3-2	家庭児童相談室の運営	各区福祉事務所に家庭児童相談室を設置し、子どもに関する様々な問題について、子ども、家庭又は地域住民などからの相談に応じ、必要な助言を行います。	市内3か所で、子どもに関する様々な相談に応じる。 相談受付件数1,500件	子ども家庭課
79	1-5	里親委託と里親支援	保護者の不在や虐待等により、家庭で養育できない子どもをできる限り家庭的な環境で養育できるよう、里親への委託を推進するため、里親家庭支援センターと連携し、新規里親の開拓、マッチング、相談支援などを行います。	里親委託率50%以上（全国第一位の達成） 里子の心身の発達等に関する評価の実施100%	児童相談所
80	1-5	要保護児童への自立支援	児童養護施設に入所措置又は里親に委託措置をされた子どもの大学等への進学に必要な学費、教科書代等や就労等の自立に際しての住居の借上げ、運転免許の取得等に必要な経費を助成します。	対象児童への支援実施率100% 措置児童高校卒業後の進路決定率100%	児童相談所
81	1-5 3-3	児童養護施設、母子生活支援施設の子どもの学習支援	児童養護施設や母子生活支援施設の小中学生を対象として学習ボランティア等を派遣し学習を支援するとともに、児童養護施設の高中生を対象として学習塾の費用を助成します。	各施設内での学習支援の開催回数 年50回	子ども家庭課
82		児童養護施設における家庭的養護の推進	児童養護施設の小規模ユニット化、地域分散化等の家庭的養護推進のために、施設従事職員の対応能力の向上等のため研修を実施します。	研修会等開催件数 年3回	子ども家庭課
関連事業					
83		婦人保護事業	配偶者からの暴力被害者等の保護を要する女性について、その相談に応じ必要な助言、指導を行います。	女性相談900件	福祉総務課
84		児童虐待防止「オレンジリボンキャンペーン」の実施	Jリーグ清水エスパルスとの連携により、選手を活用した啓発動画の放映や、啓発リーフレットなどの配付などで児童虐待防止啓発活動を実施し、児童虐待防止の早期発見・未然防止への機運を高めます。	児童相談所全国共通ダイヤルの認知度75%以上	子ども家庭課

施策目標1「子どもの心身の健やかな育ちを支える環境づくり」

基本施策4「発達の遅れや障がいのある子どもとその家庭への支援」 ※「静岡市障がい者計画」に沿って取組を進めます。

No	再掲 か所	事業名	事業概要	平成31年度末目標値	担当課
重点事業					
85		児童発達支援センターの運営	障がい児に対する療育指導及び親への療育相談等を実施する静岡市中心身障害児福祉センター「いこいの家」を運営します。	利用者アンケートの満足度80%以上	障害者福祉課
86		児童発達支援事業	障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの療育を行うとともに、障がい児の家族に対して支援を行います。	3,075人日/月 ※実人数273人/月	障害者福祉課

第4章 施策の展開

87	放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所を提供します。	8,525 人日/月 ※実人数 872 人/月	障害者福祉課
88	自立支援給付事業	障害者総合支援法に基づき、障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができることを目的に、障害福祉サービスの利用に係る給付費を支給します。	居宅介護 延べ 9,953 人 同行援護 延べ 1,988 人 行動援護 延べ 257 人 短期入所 延べ 3,295 人 (注)障がい者と障がい児を合わせた数	障害者福祉課 精神保健福祉課
関連事業				
89	母子療育訓練センターの運営	障がいのある子ども及び保護者に対し、通園の場を設けて適切な療育、訓練や指導などを実施する「静岡市清水うみのこセンター」を運営します。	利用者アンケートの満足度 80%以上	障害者福祉課
90	軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児に対し、補聴器の購入費用の一部を助成します。	助成者数 10 人	障害者福祉課
91	重度心身障害児扶養手当及び特別児童扶養手当の支給	20 歳未満の重度の障がいのある人の保護者に対し、子どもが障害を有することにより発生する経済的負担の軽減を図るため、手当を支給します。	該当者全てに支給	障害者福祉課
92	障害児放課後対策レスパイト事業	障がいのある人の地域生活を支え、健全な育成を図ることを目的に、子どもやその家族の必要に応じて放課後対策レスパイト事業を実施する団体に対し、補助金を交付します。	1 団体	障害者福祉課
93	障害児福祉手当の支給	20 歳未満の重度の障がいのある人に対し、障がいを有することにより発生する経済的負担の軽減を図るため、支給します。	該当者全て	障害者福祉課
94	保育所等訪問支援	障がい児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを2週間に1回程度訪問し、障がい児や保育所などのスタッフに対し、障がい児が集団生活に適應するための専門的な支援を行います。	16 人日/月	障害者福祉課
95	補装具支給事業	障がいのある人の失われた機能を補い、日常生活を円滑に過ごすために適した用具の購入又は修理の費用を助成します。	助成件数(見込) 900 件 (注)障がい者と障がい児を合わせた数	障害者福祉課
96	日常生活用具支給事業	重度身体障害者の日常生活の便宜を図るため、障がいの種類と程度に応じて介護・訓練支援用具、自立生活支援用具等の費用を助成します。	助成件数(見込) 11,168 件 (注)障がい者と障がい児を合わせた数	障害者福祉課
97	重度心身障害者住宅改造費補助金	障がいのある人が住み慣れた住宅で安心して健康的な生活ができるよう住宅を改造する場合、補助金を交付します。	助成件数(見込) 5 件 (注)障がい者と障がい児を合わせた数	障害者福祉課
98	日中一時支援事業	障がいのある人の一時的な見守りその他支援のため、日中の施設利用に対する費用の一部を助成します。	事業所数 43 か所 利用見込者数 延べ 2,244 人 (注)障がい者と障がい児を合わせた数	障害者福祉課
99	障害者タクシー料金助成事業	重度障がいのある人の移動手段を確保するため、タクシー利用料金又は車いす用タクシー利用料金の一部を助成します。	交付見込者数 普通タクシー券 3,530 人 車いす用タクシー券 215 人 (注)障がい者と障がい児を合わせた数	障害者福祉課
100	発達障害者支援体制整備事業	発達障がい者支援体制の実態を把握した上で、今後の発達障がい者支援の在り方を検討すること等により、乳幼児から成人期までの一貫した支援体制の整備を図るとともに、発達障がいについての理解啓発を図ります。	発達障害者支援体制整備検討委員会開催(2回) 巡回支援専門員の派遣 ペアレントメンターの活用 相談支援ファイル配布、活用 発達障害者支援実態調査の実施	障害者福祉課

101	発達障害者支援センター運営事業	発達障がいのある人への支援を専門に行う拠点として、発達障がいに関する各般の問題について本人又は家族からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、研修等を通して関係機関等との連携を図ります。	相談支援 870件(延) 発達支援 1,050件(延) 就労支援 100件(延) 関係機関への研修 4,000人(延へ参加人数) (注)障がい者と障がい児を合わせた数	障害者福祉課
102	移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に対し、個々の利用に合った計画のもと、移動支援事業従事者の資格を持つガイドヘルパーが外出のための支援を行い、利用に対する費用の一部を助成します。	事業所数 51か所 利用見込者数延べ8,629人 (注)障がい者と障がい児を合わせた数	障害者福祉課 精神保健福祉課
103	相談支援事業	障がいのある人等が障害福祉サービスを利用しつつ、その有する能力や適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、本人又はその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言その他必要な支援を行います。	相談件数 19,900件 事業所数 10か所 (注)障がい者と障がい児を合わせた数	障害者福祉課 精神保健福祉課
104	身体障害者手帳の交付決定	身体障がいの程度についての審査を行い、身体障害者手帳を交付します。	継続実施 新規交付 2,000件 (うち18歳未満30件)	地域リハビリテーション推進センター
105	障害者歯科保健センター運営事業	心身に障がいのある人で一般の歯科診療所では治療が困難な人の歯科診療や、歯や口、食べることなどの困りごと相談に応じたり、障害者通所施設での歯科保健活動や歯科健診を行います。	①歯科診療(3,000人) ②歯科保健活動(1,400人) ③研修や連携の強化(20件) ①～③は年間実施目標 ④かかりつけ歯科率 70%	健康づくり推進課
106	自立支援医療(育成医療)の給付	身体上の障がいのある子ども(18歳未満)や現在の病気を放置すると将来障がいを残すと認められる子どもで、治療によって確実な効果が期待される場合、その医療費の一部を公費で負担します。	給付件数 1,100件	保健予防課
107	精神障害者保健福祉手帳の交付	各種の支援を受けやすくすることにより、社会復帰と社会参加の促進、社会的自立を図るため、一定の精神障がいの状態にあると認定された人に対して手帳を交付します。	継続実施 交付者数 5,243人 (注)障がい者と障がい児を合わせた数	精神保健福祉課
108	自立支援医療(精神通院医療)の給付	精神障がいのある人がその障がいの軽減又は改善を図るための治療を指定医療機関で行った場合、保険診療に係る自己負担分の一部を公費で負担します。	継続実施 受給者数 9,458人 (注)障がい者と障がい児を合わせた数	精神保健福祉課
109	精神障害者入院医療費の助成	精神障がいにより入院した人(任意入院、医療保護入院)の療養を推進し、精神障がいのある人やその保護者等の入院医療費を軽減するため、自己負担金の一部を助成します。	継続実施 助成者数 延べ2,300人 (注)障がい者と障がい児を合わせた数	精神保健福祉課
110	精神障害者交通費助成事業	精神障害者保健福祉手帳を所持する人の社会参加を促進するため、電車やバスの乗車券(トイカ・ルルカ)を交付します。	継続実施 交付者数 4,492人 (注)障がい者と障がい児を合わせた数	精神保健福祉課
111	障がい児保育事業	専門家による気になる子への巡回相談や保育士を対象とした障がい児保育のための専門知識と保育技術の向上のための研修を行い、質の高い障がい児保育を実施します。	専門家による巡回相談:年38回	保育課
再掲	1-3 1-5 3-2 児童相談所の運営	児童相談所において、家庭や地域、その他機関等から、子どもに関する様々な相談に応じるとともに、子どもが抱える問題や環境を的確に捉え、社会的養護が必要であると判断した場合、対象となる子どもに対して措置を行うなど、必要に応じた対応を行います。また、児童相談所職員の資質向上を図るため、アドバイザー等を活用し、人材育成に取り組みます。	「子どもの最善の利益」のために相談内容に応じた診断及び指導等の100%実施 児童虐待を疑われる場合の48時間以内の安否確認100%実施 社会的養護の充実及び整備を行い里親委託率50%以上	児童相談所
112	幼児言語指導事業	言語の発達に課題がある幼児に対して言語指導を行い、小学校へのスムーズな就学を図ります。	「子どもの構音障害や吃音の改善及び言語発達が促された」と回答した保護者の割合100%	学校教育課 (特別支援教育センター)

第4章 施策の展開

113	2-2	特別支援教育推進事業	依頼に基づき、認定こども園、幼稚園、保育所、障がい児施設、小中学校等を特別支援相談員等が訪問し、対象児の観察と検査、保護者や職員との面談を行い、障がい児が持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために支援します。	特別支援相談回数：年 800 回	学校教育課 (特別支援教育センター)
114	2-2	障がいのある児童生徒への就学支援	保護者の意見を十分に聴いた上で、医学、教育学、心理学等の専門家による就学支援委員会で障がいのある児童生徒の就学先について審議し、適正な就学につなげます。また、就学後の支援も継続して行っています。	就学支援委員会実施回数 3 回 就学支援委員会での審議件数 1,500 件以上	学校教育課 (特別支援教育センター)
115	2-2	特別支援教育研修会の開催	特別支援教育に従事する教員の専門性の向上のため、個々の障がいの特性に応じた教育内容や指導方法についての研修を行います。 ・特別支援教育コーディネーター専門研修 ・特別支援教育研修 ・言語・発達教室担当者研修 ・特別支援学級担当者研修 ・新任特別支援学級担任・通級指導教室担当者研修 ・就学指導担当者研修会	受講者アンケートで「理解が深まった」と回答する割合：80%以上	学校教育課 (特別支援教育センター)
116	2-2	特別支援教育進路指導協議会による進路指導	中学校特別支援学級及び特別支援学校生徒を対象に進路懇談会や進路説明会等を開催し、卒業後の進路決定を支援します。	中学校卒業後の進路決定率 100%	学校教育課 (特別支援教育センター)
117	2-2	特別支援教育就学奨励費補助金交付事業	特別支援学級へ就学する児童生徒を養育する保護者の経済的負担を軽減するため、補助金を交付します。	法令・交付要綱等に基づき、対象となる児童・生徒に適切に補助金を交付する。	学事課

施策目標 1 「子どもの心身の健やかな育ちを支える環境づくり」

基本施策 5 「厳しい環境に置かれた子どもとその家庭への支援」 【静岡市子どもの貧困対策推進計画】

No	再掲 か所	事業名	事業概要	平成 31 年度末目標値	担当課
重点事業					
(教育の支援)					
118	2-2	スクールソーシャルワーカー活用事業	小中学校にスクールソーシャルワーカーを配置又は派遣し、いじめ、不登校又は暴力行為その他の学校生活における諸問題を抱える児童生徒に必要な支援を行い、学校生活上の諸問題の解決を図ります。	スクールソーシャルワーカー 16 人 拠点校 15 校に週 6 時間、拠点校以外隔週 3 時間勤務	学校教育課
119	2-3 3-3	ひとり親家庭及び生活困窮世帯の子どもへの学習・生活支援	ひとり親家庭や生活困窮世帯の子どもを対象として居場所を提供し、学習支援・生活支援を行うとともに、ひとり親家庭等にボランティアを派遣し学習支援を行います。	実施か所ごとの支援開催回数：年 50 回	子ども家庭課
120	2-3	生活困窮世帯の子どもへの学習を支援するための親への支援	生活困窮世帯の子どもが学習を習慣づけられるよう、生活困窮世帯に家庭支援員を派遣し、親への支援を行うことで、学習に向けた環境を整えます。	家庭支援員の派遣：年 240 回	福祉総務課
再掲	1-3 3-3	児童養護施設、母子生活支援施設の子どもの学習支援	児童養護施設や母子生活支援施設の小中学生を対象として学習ボランティア等を派遣し学習を支援するとともに、児童養護施設の高校生を対象として学習塾の費用を助成します。	各施設内での学習支援の開催回数：年 50 回	子ども家庭課
121	2-3	育英奨学金貸付事業	成績優秀で意欲がありながら経済的理由等により修学が困難な高校生、短大生、専門学校、大学生又は大学院生を対象に、奨学金を貸与します。 平成 27 年度からは、短大、大学等の貸付者を前年度比約 50 人拡充するとともに、平成 27 年度以降の新規貸付者に対して、短大、大学等を卒業したのちに市内に居住し、市民税所得割を納付する等の要件を満たす場合の返還免除規定を創設することにより、さらに充実した支援を実施していく予定です。	高校生 約 20 人 大学生等 約 350 人	学事課

(生活の支援)					
再掲	1-3	要保護児童対策地域協議会の運営	要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関が子どもやその保護者に関する情報交換や考え方を共有するとともに、関係機関の支援内容や役割分担などの協議を行います。	代表者会議 1回 実務者会議 45回 提示ケース 450件 個別ケース検討会議(随時)	子ども家庭課
再掲	1-3 3-2	児童相談体制(児童相談所、家庭児童相談室等)の確保	児童相談所及び各区福祉事務所に設置している家庭児童相談室において、家庭、地域、関係機関等から子どもに関する様々な相談に応じるとともに子どもが抱える問題や環境を的確に捉え、適切な支援を実施します。そのための人材育成や体制の確保に取り組みます。		児童相談所 子ども家庭課
再掲	1-3 1-4 3-2	児童相談所の運営	児童相談所において、家庭や地域、その他機関等から、子どもに関する様々な相談に応じるとともに、子どもが抱える問題や環境を的確に捉え、社会的養護が必要であると判断した場合、対象となる子どもに対して措置を行うなど、必要に応じた対応を行います。また、児童相談所職員の資質向上を図るため、アドバイザー等を活用し、人材育成に取り組みます。	「子どもの最善の利益」のために相談内容に応じた診断及び指導等の100%実施 児童虐待を疑われる場合の48時間以内の安否確認100%実施 社会的養護の充実及び整備を行い里親委託率50%以上	児童相談所
再掲	1-3 3-2	家庭児童相談室の運営	各区福祉事務所に家庭児童相談室を設置し、子どもに関する様々な問題について、子ども、家庭又は地域住民などからの相談に応じ、必要な助言を行います。	市内3か所で、子どもに関する様々な相談に応じる。 相談受付件数1,500件	子ども家庭課
再掲	1-3	里親委託と里親支援	保護者の不在や虐待等により、家庭で養育できない子どもをできる限り家庭的な環境で養育できるよう、里親への委託を推進するため、里親家庭支援センターと連携し、新規里親の開拓、マッチング、相談支援などを行います。	里親委託率50%以上(全国第一位の達成) 里子の心身の発達等に関する評価の実施100%	児童相談所
再掲	1-3	要保護児童への自立支援	児童養護施設に入所措置又は里親に委託措置をされた子どもの大学等への進学に必要な学費、教科書代等や就労等の自立に際しての住居の借上げ、運転免許の取得等に必要経費を助成します。	対象児童への支援実施率100% 措置児童高校卒業後の進路決定率100%	児童相談所
(保護者の就労の支援)					
122	3-3	母子家庭自立支援給付金事業	ひとり親家庭の就業自立を支援するため、就業に役立つ資格取得のために各種講座を受講する場合の受講費用を助成するほか、看護師、保育士等の資格取得のため養成機関で修業する場合には修業期間中(上限3年間(国の基準は2年間))の生活費と賃貸住宅の費用(上限月25,000円)を支給します。	制度の認知度75%	子ども家庭課
123	3-3	ひとり親就業支援専門員による支援	ひとり親を対象に就業支援を専門に行う、就業支援専門員を配置し、ひとり親への就業支援・転職支援を行います。	支援専門員による継続支援の実施	子ども家庭課
124	3-3	ひとり親の学び直し支援	ひとり親の就業自立に結びつけるため、ひとり親の高卒資格取得費用を支援します。	制度の認知度75%	子ども家庭課
(経済的支援)					
再掲	1-1 2-1 3-3 4-1	幼児期の教育・保育の負担の軽減★	認定こども園等における幼児期の教育・保育に係る保育料について所得に応じた金額に設定し、低所得世帯の負担を軽減します。また、保育料の算定に当たっては、未婚・非婚のひとり親についても税法上の寡婦とみなして保育料を算定することにより、経済的負担を軽減します。	希望していた事業が利用できなかった理由として、「利用料が高い」と回答した割合の減少(5.1% H25 ニーズ調査)	子ども未来課
再掲	1-2 2-3 3-3 4-1 5-2 5-3	放課後児童クラブの利用者負担の軽減★	低所得世帯、ひとり親家庭、多子世帯などの放課後児童クラブの利用を必要とする家庭が、経済的理由により利用できないことのないよう、世帯の所得の状況や、同時に入会している兄弟姉妹の数に応じて、保護者負担金を軽減します。	利用料が高いから利用していない人の割合の減少(4.1% H25 ニーズ調査)	子ども未来課
関連事業					
(教育の支援)					
125		実費徴収に伴う補足給付事業★	認定こども園や保育所等を利用した際の日用品や文房具等の購入に必要な費用を助成します。	対象者への助成率100%	子ども未来課

第4章 施策の展開

126	2-3	勤労者教育資金貸付金利子補給事業	市内に在住する勤労者の教育費の負担を軽減し、福祉の増進を図るため、県労働金庫が勤労者に貸し付ける教育資金貸付金に対して、利子補給を行います。	支給件数を予測することが困難であるため、申請の実績に合わせ支給を行う。	商業労政課
127	2-3	篤志奨学金給付事業	修学困難な高校生、短大生及び大学生を対象に、教育奨励費（入学一時金）として奨学金を給付します。	平成26年度実績と同等の支給実績を維持する。	学事課
128	2-3	要・準要保護児童生徒扶助費交付事業	経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者を対象に、学用品費や通学費、修学旅行費、給食費、医療費等の必要な援助を行います。	経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対して、適切に援助を実施する。	学事課

施策目標2「子どもの「生きる力」をはぐくむ教育環境づくり」

基本施策1「幼児期の質の高い学校教育・保育の充実」

No	再掲か所	事業名	事業概要	平成31年度末目標値	担当課
重点事業					
再掲	1-1 4-1	認定こども園、幼稚園、保育所等における教育・保育★	全ての子どもに質の高い幼児期の教育・保育を提供できるよう、第5章の計画に沿って教育・保育の量の確保と質の向上に取り組みます。		子ども未来課 保育課
再掲	1-1 4-1	認定こども園等の整備★	待機児童を解消するとともに認定こども園を普及するため、認定こども園等の定員拡大、新設、認定こども園への移行等のために必要な施設整備のための費用を補助します。	認定こども園移行支援：定員増2,000人 認定こども園等の新設：定員増510人 既存保育施設：定員増300人 小規模保育事業等の新設：定員増270人	子ども未来課
再掲	1-1 4-1	認定こども園等の運営★	市立こども園において質の高い教育・保育を提供するとともに、子どものための教育・保育給付の円滑な支給等を図り、私立園における質の高い教育・保育を確保する。	認定こども園数 130園程度	子ども未来課 保育課
再掲	1-1 1-5 3-3 4-1	幼児期の教育・保育の負担の軽減★	認定こども園等における幼児期の教育・保育に係る保育料について所得に応じた金額に設定し、低所得世帯の負担を軽減します。また、保育料の算定に当たっては、未婚・非婚のひとり親についても税法上の寡婦とみなして保育料を算定することにより、経済的負担を軽減します。	希望していた事業が利用できなかった理由として、「利用料が高い」と回答した割合の減少（5.1% H25 ニーズ調査）	子ども未来課
再掲	1-1	私立学校振興補助金交付事業	教育の振興及び児童生徒の保護者の経済的負担の軽減を図るため、市内の私立幼稚園、小学校、中学校及び高等学校に補助金を交付します。	静岡市私立学校振興補助金交付要綱に基づき補助交付申請のあった学校法人（私立幼稚園、小・中・高等学校）に対して適正に補助を行う。	子ども未来課
再掲	1-1	幼稚園就園奨励費補助金交付事業	私立幼稚園に通う園児の保護者に対し、入園料及び保育料の一部を補助金として交付します。	市内全私立幼稚園及び市外の対象者在園の全私立幼稚園で実施。	子ども未来課
129	4-1	幼稚園教諭免許・保育士資格併有促進事業★	保育教諭の確保のため、幼稚園教諭免許・保育士資格のどちらかを有する教育・保育従事者に対し、もう片方の免許・資格を取得するための費用を助成します。	幼保連携型認定こども園における基準配置上の職員の資格併有率100%	子ども未来課
関連事業					
130		新規参入施設への巡回支援事業★	新規に認定こども園、保育所等を開始する事業者に対して助言・指導等を行います。	新規事業者への実施率100%	子ども未来課
131		事業所内保育施設設置費助成事業	子育て等による離職者の減少や、女性が活躍できる環境整備を推進するため、事業所内保育施設を設置する企業に対し助成金を支給します。	助成金支給1件	商業労政課

施策目標2「子どもの「生きる力」をはぐくむ教育環境づくり」

基本施策2「学校における教育環境の充実」

※「第2期静岡市教育振興基本計画」に沿って取組を進めます。

No	再掲 か所	事業名	事業概要	平成31年度末目標値	担当課
重点事業					
再掲	1-5	スクールソーシャルワーカー活用事業	小中学校にスクールソーシャルワーカーを配置又は派遣し、いじめ、不登校又は暴力行為その他の学校生活における諸問題を抱える児童生徒に必要な支援を行い、学校生活上の諸問題の解決を図ります。	スクールソーシャルワーカー 16人 拠点校 15校に週6時間、拠点校以外隔週3時間勤務	学校教育課
132		学校応援団推進事業	子どもたちの健やかな育成と家庭・地域の教育力の向上を図るため、学校に地域本部コーディネーターを配置し、ボランティアによる地域社会の協力のもと、登下校の見守りや授業の補助などの活動により、学校を応援する体制を整えます。	市内全小中学校 129校で実施 学校支援地域本部（拠点校）に地域本部コーディネーターを配置 市内全小中学校 129校に財政的支援 学校・地域の連携実現度：80%	教育総務課
関連事業					
133		適応指導教室の運営	不登校児童生徒の学校生活への復帰や集団生活への適応など自立に向けた取組を支援するため、適応指導教室を設けます。	のべ通級生徒数 5,000人 通級生の状態の改善率 70%	青少年育成課
134		複式学級への非常勤講師配置事業	市内の複式学級を有する小学校に非常勤講師を配置し、基本4教科（国語、社会、算数、理科）の授業を学年単位で実施し、複式による授業の改善を図ります。	複式学級があるすべての小学校に非常勤講師を配置し、基本4教科の授業を学年単位で実施できる状況を継続していく。 （推計上、H31年度は18校が該当）	教職員課
135		学力アップサポート事業	全国学力・学習状況調査による分析を参考にしながら、有償ボランティアを派遣し放課後の学習指導を行います。	全国学力・学習状況調査の分析をもとに、モデル校12校に有償ボランティアを配置し、実践研究を行う。	学校教育課
136		ICTを生かした教育の推進	市内小中学校へICT教育機器を整備し、各教科、道徳、特別活動又は総合的な学習の時間などで活用します。 ※ICTとは、情報（Information）や通信（Communication）に関する技術（Technology）の総称。特に教育では、ネットワークを生かして情報や知識の共有を図ることを目指しています。	小学校86校、中学校43校の全校で実施	学校教育課
137		環境教育の推進	豊かな自然や身近な地域での様々な体験活動を通して、環境に対する関心を培うことを目的に、環境教育を推進します。	全小中学校で地域の特性に応じて実施 全小中学校で教科横断的な環境教育の確実な実施	学校教育課
138		キャリア教育の推進	小中学生の社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や、態度を育てることを目的としたキャリア教育を推進します。	キャリア教育担当者の実施 全中学校において連続3日間以上の職場体験学習を実施	学校教育課
139		福祉教育の推進	教科、総合的な学習、道徳又は特別活動等を通して、学校や地域の実態に応じて福祉に関わる学習や活動を推進します。	全小中学校が福祉協議会と連携した学習活動を推進する。 地域、学校の実態に即した福祉教育を全校体制で推進する。	学校教育課
140		日本語指導が必要な児童・生徒への支援	日本語指導が必要な児童生徒に対し、日常生活及び学習活動参加するために必要な日本語の習得の支援と、当該児童生徒及びその保護者が学校生活全般に適応するための支援をします。	増加傾向にある、少数散在型の当該児童生徒に対応した、外国人児童生徒指導事業の改善とともに、学校内の指導体制の確立を目指した、実践的な教員の研修会（日本語指導担当者会）などの充実を図る。	学校教育課
141		スクールカウンセリング事業	いじめ、不登校又は問題行動など、児童生徒の心の問題に対応するため、スクールカウンセラーや教育相談員を小中高等学校に配置し、児童生徒、保護者などへの相談活動を実施します。	スクールカウンセラー 40人 小学校は週4、中学校は週8時間 高等学校は隔週4時間 教育相談員 33人 生徒数200人以上の中学校に1日5時間×週3日	学校教育課

第4章 施策の展開

142		学校図書館教育推進事業	12 学級以上の小中学校に置かれた司書教諭及び図書館担当者の補佐役として学校司書を配置し、授業等による計画的活用を図るとともに、児童生徒が主体的に学習に活用できる場としての充実を図ります。	市内 6 学級以上の小中学校に学校司書を配置するとともに、5 学級以下の学校についても生徒・児童数に応じて近隣校で兼務するなどし、学校司書配置の拡充を図る。	学校教育課
143		次世代育成プロジェクト事業	小中高校の児童生徒が、様々な専門家等から静岡のすばらしい産業や文化について学んだり、職場体験等を通して、進路や職業について考えます。	民間教育力活用事業： 1 校あたり 2 万 5 千円補助 職場体験学習： 全中学校で連続 3 日間以上実施 キャリア教育担当者会の実施	学校教育課
144		国際理解教育の推進	幼稚園、小中学校の行事や学習時間において講師を派遣し、自国や他地域・他国の伝統や文化を学ぶなど、国際理解教育を推進します。	小中学校の要請に応じて、講師等を派遣する。	学校教育課
再掲	1-4	特別支援教育推進事業	依頼に基づき、認定こども園、幼稚園、保育所、障がい児施設、小中学校等を特別支援相談員等が訪問し、対象児の観察と検査、保護者や職員との面談を行い、障がい児が持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために支援します。	特別支援相談回数：年 800 回	学校教育課 (特別支援教育センター)
再掲	1-4	障がいのある児童生徒への就学支援	保護者の意見を十分に聴いた上で、医学、教育学、心理学等の専門家による就学支援委員会で障がいのある児童生徒の就学先について審議し、適正な就学につなげます。また、就学後の支援も継続して行っています。	就学支援委員会実施回数 3 回 就学支援委員会での審議件数 1,500 件以上	学校教育課 (特別支援教育センター)
再掲	1-4	特別支援教育研修会の開催	特別支援教育に従事する教員の専門性の向上のため、個々の障がいの特性に応じた教育内容や指導方法についての研修を行います。 ・特別支援教育コーディネーター専門研修 ・特別支援教育研修 ・言語・発達教室担当者研修 ・特別支援学級担当者研修 ・新任特別支援学級担任・通級指導教室担当者研修 ・就学指導担当者研修会	受講者アンケートで「理解が深まった」と回答する割合：80%以上	学校教育課 (特別支援教育センター)
再掲	1-4	特別支援教育進路指導協議会による進路指導	中学校特別支援学級及び特別支援学校生徒を対象に進路懇談会や進路説明会等を開催し、卒業後の進路決定を支援します。	中学校卒業後の進路決定率 100%	学校教育課 (特別支援教育センター)
再掲	1-4	特別支援教育就学奨励費補助金交付事業	特別支援学級へ就学する児童生徒を養育する保護者の経済的負担を軽減するため、補助金を交付します。	法令・交付要綱等に基づき、対象となる児童・生徒に適切に補助金を交付する。	学事課

施策目標 2 「子どもの「生きる力」をはぐくむ教育環境づくり」

基本施策 3 「地域や家庭における教育環境の充実」

※「第 2 期静岡市教育振興基本計画」に沿って取組を進めます。

No	再掲 か所	事業名	事業概要	平成 31 年度末目標値	担当課
重点事業					
再掲	1-2 4-1 5-2 5-3	放課後子ども対策★	共働き家庭等の「小1の壁」の解消を図るとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごすことができ、多様な体験・活動を行うことができるよう、第 5 章の計画に沿って放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の拡充や、一体的実施に取り組みます。		子ども未来課 教育総務課
再掲	1-2 4-1 5-2 5-3	放課後児童クラブの運営★	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童の健全な育成を目的に、小学校や児童館等に専用室を設けて、家庭に代わる遊びや生活の場を提供します。また、準備ができたところから、順次、午後 7 時までの延長に取り組みます。	175 室の運営 ※受入可能人数 6,064 人	子ども未来課
再掲	1-2 4-1 5-2 5-3	放課後児童クラブの整備★	平成 31 年度のニーズ量に対応できるよう平成 27 年度から 5 年間で順次拡充していきます。	整備後クラブ室数 175 室	子ども未来課

再掲	1-2 4-1 5-2 5-3	放課後子ども教室推進事業★	市立小学校の全児童を対象とし、全小学校に順次整備を進めます。放課後に小学校の施設を利用して、各種体験活動や地域の人・異学年の児童との交流、学習支援などの活動を、地域の方と共に行います。様々な活動や学びを通して、子ども達の自主性や社会性、創造性をはぐくみます。	市立小学校全86校で放課後子ども教室を開設し、事業を実施する。	教育総務課
再掲	1-2 4-1 5-2 5-3	放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的実施★	全ての児童が参加できるように、同一の小学校敷地内等で放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的に(一体型又は連携型により)実施します。	69校での実施	子ども未来課 教育総務課
再掲	1-2 1-5 3-3 4-1 5-2 5-3	放課後児童クラブの利用者負担の軽減★	低所得世帯、ひとり親家庭、多子世帯などの放課後児童クラブの利用を必要とする家庭が、経済的理由により利用できないことのないよう、世帯の所得の状況や、同時に入会している兄弟姉妹の数に応じて、保護者負担金を軽減します。	利用料が高いから利用していない人の割合の減少(4.1% H25 ニーズ調査)	子ども未来課
再掲	1-2 4-1 5-2 5-3	民間放課後児童クラブへの運営費等補助★	市民の多様なニーズに応えるとともに、保護者負担を軽減するため、民間事業者による児童クラブの運営に対し、その費用の一部を補助します。	民間児童クラブ補助クラブ数 10クラブ ※利用者数 200人	子ども未来課
関連事業					
再掲	1-5	生活困窮世帯の子どもの学習を支援するための親への支援	生活困窮世帯の子どもの学習を習慣づけられるよう、生活困窮世帯に家庭支援員を派遣し、親への支援を行うことで、学習に向けた環境を整えます。	家庭支援員の派遣：年240回	福祉総務課
再掲	1-5 3-3	ひとり親家庭及び生活困窮世帯の子どもへの学習・生活支援	ひとり親家庭や生活困窮世帯の子どもの学習・生活支援を行うとともに、ひとり親家庭等にボランティアを派遣し学習支援を行います。	実施か所ごとの支援開催回数：年50回	子ども家庭課
再掲	1-5	勤労者教育資金貸付金利子補給事業	市内に在住する勤労者の教育費の負担を軽減し、福祉の増進を図るため、県労働金庫が勤労者に貸し付ける教育資金貸付金に対して、利子補給を行います。	支給件数を予測することが困難であるため、申請の実績に合わせ支給を行う。	商業労政課
145		遠距離通学費補助金交付事業	小学校4キロ(中山間地の小学校3キロ)、中学校6キロ(徒歩自転車の場合4キロ)を超えて通学する児童生徒の保護者を対象に補助金を交付します。	要綱等に基づき、距離要件を満たす児童・生徒に正確かつ確実に補助金を交付する。	学事課
再掲	1-5	要・準要保護児童生徒扶助費交付事業	経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者を対象に、学用品費や通学費、修学旅行費、給食費、医療費等の必要な援助を行います。	経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対して、適切に援助を実施する。	学事課
再掲	1-5	育英奨学金貸付事業	成績優秀で意欲がありながら経済的理由等により修学が困難な高校生、短大生、専門学校、大学生又は大学院生を対象に、奨学金を貸与します。平成27年度からは、短大、大学等の貸付者を前年度比約50人拡充するとともに、平成27年度以降の新規貸付者に対して、短大、大学等を卒業したのちに市内に居住し、市民税所得割を納付する等の要件を満たす場合の返還免除規定を創設することにより、さらに充実した支援を実施していく予定です。	高校生 約20人 大学生等 約350人	学事課
再掲	1-5	篤志奨学金給付事業	修学困難な高校生、短大生及び大学生を対象に、教育奨励費(入学一時金)として奨学金を給付します。	平成26年度実績と同等の支給実績を維持する。	学事課
再掲	施策目標1の基本施策1のNo.7~18の事業、基本施策2のNo.29~74の事業。				

施策目標3 「喜びと安心感をもって生み育てることができる環境づくり」

基本施策1 「結婚・妊娠・出産期から子育て期に至る切れ目のない支援や医療保健体制の充実」

No	再掲 か所	事業名	事業概要	平成31年度末目標値	担当課
重点事業					
146		しずおかエンジェルプロジェクト推進事業	出会いのイベントや「婚活」に関する講座を開催し、官民連携により結婚を支援する気運の醸成を図ります。	平均初婚年齢を下げる	青少年育成課
147		不妊治療費助成事業	医療保険が適用されず、高額な治療費がかかる不妊治療（体外受精、顕微受精、男性不妊治療、人工授精）に対し、その治療に要する経費の一部を助成し、妊娠を望む夫婦の経済的負担の軽減を図るとともに、少子化対策に繋がります。 （※平成27年度より新規に男性不妊治療（無精子症に係る手術経費）も助成対象とします。）	助成件数 延 1,800組	子ども家庭課
148		妊娠・出産包括支援★ （利用者支援事業（母子保健型））	妊娠期から子育て期にわたるまでの総合的相談支援を行い、保健師等の専門職が妊産婦等の状況を継続的に把握し、必要に応じて関係機関と協力して支援プランを策定することにより、必要な支援につなげ、切れ目のない支援を実施します。	平成27年度に1か所で開始し、28年度以降の展開については今後の検討とする。	健康づくり推進課
149		産後ケア事業	出産後の回復や育児等に不安を持つ産婦と新生児を対象として、助産所でのショートステイやデイケア等により、産婦の母体管理、生活指導及び沐浴その他の育児指導を行います。 （※平成27年度からデイケアも実施します。）	ショートステイ型 利用者数 10人 利用延日数 70日 デイケア型 利用日数 30人 訪問型 利用人数 50人	子ども家庭課
150		子ども医療費の助成	子どもの健やかな成長と子育て家庭の経済的負担の軽減のため、子ども（0歳～中学校卒業まで）が病気やけがなどで医療機関に入院・通院したときの医療費の一部を助成します。	受給者証取得率：100%	子ども家庭課
関連事業					
151		女性のための健康相談	市女性会館相談室において、女性特有の身体や健康に関する悩みに対し、専門の女性医師等が相談に応じます。	申込者減により実施回数見直し。平成27年度からは、隔月実施とする（2か月に1度の実施）。	男女参画・市民協働推進課
152		出産育児一時金の支給	静岡市国保加入者が出産した場合、出産育児一時金を支給します。	健康保険法等の法令に基づき、すべての対象者に出産育児一時金を支給し、子育て家庭の負担軽減に寄与	保険年金管理課
153		妊婦健康診査事業★	安全・安心な分娩や出産、妊婦の経済的負担の軽減を図るため、母子健康手帳交付時に妊婦健康診査受診票（最大14回分の公費負担）及び妊婦歯科健康診査受診票（1回分の公費負担）を交付し、医療機関等への受診を勧奨します。	延件数 60,549件 実人数 5,212人 平均受診回数 11.60回	健康づくり推進課
154		乳児健康診査の実施	乳児（4か月児、10か月児）の健やかな成長と保護者が安心して育児できるよう、疾病の早期発見や保健指導が受けられる公費負担の受診票を発行し、医療機関への受診を勧奨します。	4か月児健診 受診率 98.0% 10か月児健診 受診率 93.0%	健康づくり推進課
155		先天性代謝異常等の検査の実施	市内医療機関等で出生する新生児に対し、先天性代謝異常等の疾患の早期発見・早期治療に繋げるため、その検査を保護者が希望した場合、市は検査費用を負担します。	希望する保護者すべてに対して検査費用を負担する。	健康づくり推進課
156		乳幼児むし歯予防事業教室	市と歯科医師会との協働により、乳幼児とその保護者を対象としたむし歯予防事業教室を実施します。	開催回数 49回 参加者数 1,800組	健康づくり推進課

157	母子健康手帳の交付と妊婦保健相談	各保健福祉センターにおいて母子健康手帳の交付時にアンケート等を実施し、妊婦の身体的・精神的・社会的状況について把握し、個別面談により母子の健康管理や育児に対しての保健相談を実施します。また、産後のメンタルヘルスについても、妊婦とその家族に説明します。	母子健康手帳を交付し、健康相談を実施 交付件数 5,300件 ※妊娠週数 11週以内の妊娠届出率 92.0%	健康づくり推進課 葵健康支援課 駿河健康支援課 清水健康支援課
158	妊産婦訪問事業	身体や家庭環境その他の事情により個別支援が必要な妊産婦に対し、安心して出産・育児ができるように、保健師・助産師が家庭訪問を実施します。	妊産婦への保健師・助産師による家庭訪問 妊婦 実件数 430件 延件数 670件 ※保健師のみの訪問 産婦（保健師訪問） 実件数 1,760件 延件数 2,530件 （助産師訪問） 実件数 3,285件 延件数 3,385件 ※保健師・助産師の重複訪問有	健康づくり推進課 葵健康支援課 駿河健康支援課 清水健康支援課
159	こんにちは赤ちゃん事業★	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を対象に、保健師・助産師・赤ちゃん訪問員が訪問し、子育てに関する情報を提供するとともに乳児及びその保護者の心身の状況を把握し、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行います。	訪問率 100% 訪問実件数 5,112件 （内訳） 葵 1,751件 駿河 1,754件 清水 1,607件	健康づくり推進課 葵健康支援課 駿河健康支援課 清水健康支援課
160	幼児（1歳6か月児、3歳児）健康診査の実施	幼児（1歳6か月児、3歳児）の健康の保持増進を図るため、各保健福祉センターにおいて身体的発育、精神発達等についての健康診査・保健指導を実施します。	1歳6か月児健診受診率 96.0% 3歳児健診受診率 95.0%	健康づくり推進課 葵健康支援課 駿河健康支援課 清水健康支援課
161	2次健診・精密健診の実施	幼児（1歳6か月児、3歳児）の健康診査の結果、身体的・精神的疾病又は異常の疑いがある幼児に対し、医療機関への受診の勧奨や保健福祉センターでの2次健診を実施します。	精密健診対象者すべてに受診券を発行し、疾病の早期発見、早期治療に繋げる 2次健診の受診者 100%	健康づくり推進課 葵健康支援課 駿河健康支援課 清水健康支援課
162	歯みがき巡回指導	認定こども園等に出向き、歯みがき教室を実施します。	調査のもと、希望する全園に対し実施	健康づくり推進課 葵健康支援課 駿河健康支援課 清水健康支援課
163	フッ化物洗口法によるむし歯予防事業	永久歯の萌出時期である子どもを対象に、フッ化物洗口による歯質強化を行います。	実施施設数の増加（市立こども園全園実施）	健康づくり推進課 葵健康支援課 駿河健康支援課 清水健康支援課
164	両親教室・マタニティ教室の開催	初めてお母さん・お父さんになる保護者を対象に、お風呂の入れ方や親の心構え等を指導する両親教室や、初妊婦を対象に、安心して出産に臨めるよう保健指導（栄養や口腔衛生を含む）をするマタニティ教室を開催します。	開催回数 120回	葵健康支援課 駿河健康支援課 清水健康支援課
165	乳幼児訪問・相談支援事業	乳幼児の健康を守るため、保健師が子どもの発育、栄養、生活環境又は疾病予防等に関し必要な保健指導を家庭訪問等の対象に応じた方法で実施します。	乳幼児相談支援対象者数 6,300人 乳幼児訪問 延件数 4,000件 電話・面接による相談数 9,500件	葵健康支援課 駿河健康支援課 清水健康支援課
166	育児相談の実施（0歳児の育児相談6か月児育児相談等）	保健福祉センターの保健師が、個別相談等の育児支援を実施します。	開催回数 380回 相談者 延人数 8500人 6か月児育児相談受診率 92.0%	葵健康支援課 駿河健康支援課 清水健康支援課

第4章 施策の展開

167	9か月児歯の教室	9か月前後の乳児を対象に、むし歯予防やお口の発達に関する教室や相談を開催します。	開催回数 102回 参加者数 2,100人	葵健康支援課 駿河健康支援課 清水健康支援課
168	離乳食の作り方教室の開催	保護者に対して、離乳食に対する正しい知識と基礎的な実践力を身につけるため、実際にその時期にあった離乳食の作り方のデモンストレーションや調理実習、試食を行います。	9センターで継続実施 開催予定回数 120回以上 参加者率 定数に対して70%以上	葵健康支援課 駿河健康支援課 清水健康支援課
169	健診事後フォロー教室の開催 (パンダ教室、イルカの会など)	親子遊び、グループ遊びを通して、ことばや社会性を身につけ、集団になじめるようにしていくあそびの教室を開催します。集団になじめるようにし、養育者が教室参加により、子どもとのかかわりに自信が持て、より積極的な育児ができるようにします。	開催回数 78回 対象者数 延人数 600人	葵健康支援課 駿河健康支援課 清水健康支援課
170	未熟児養育医療の給付	出生時の体重が2,000グラム以下又は未熟児性を有する乳児を対象に、入院医療費及び食事療養費を公費で負担します。	給付件数 420件	保健予防課
171	小児慢性特定疾病医療費の給付	子ども(18歳未満)の慢性疾病のうち、特定の疾患について、その医療費の一部を公費で負担します。	給付件数 7,000件	保健予防課
172	予防接種の実施	感染症の発生やまん延を防ぐため、子どもに対して予防接種を実施します。また、市独自の救済措置等を実施し、接種の機会を逃した子どもに接種の機会を設けます。	予防接種実施件数 A類疾病 144,327件	保健予防課
173	助産施設措置事業	経済的な理由から入院助産を受けることができない妊産婦を助産施設に入所させ、安全に出産できるようにします。	市内3か所で実施 利用見込数 16人	子ども家庭課

施策目標3「喜びと安心感をもって生み育てることができる環境づくり」

基本施策2「子育て・親支援サービスの充実」

No	再掲 か所	事業名	事業概要	平成31年度末目標値	担当課
重点事業					
174		静岡市子育て応援総合サイト「ちゃむ」の運営	子育てに関する行政情報や制度案内をはじめ、サークル紹介、イベント情報などを総合的に掲載したウェブサイトを管理運営します。携帯やスマートフォンにも対応するほか、SNSを活用した情報発信を行います。	毎月平均トップページアクセス件数 15,000件	子ども未来課
175		子育て支援センターによる支援★	子育ての不安感を解消するため、身近な地域に設けられた子育て支援センターにおいて、乳幼児とその保護者が気軽に集い、相互交流でき、また、子育ての不安や悩みを相談できる場を提供します。		子ども未来課
176		子育て支援センターの運営★	子育ての不安感等を解消するため、未就園児及びその保護者を対象に、子育てに関する相談、情報提供、親子の交流の場を提供するとともに様々なイベントを実施します。	市内23か所で実施	子ども未来課
177		子育て支援センターの整備★	市域全体の均衡と地域性、地域の子どもの数などを勘案し、子育て支援センターの設置を進めます。	23か所整備(31年度末までに新たに5か所整備)	子ども未来課
178		子ども未来サポーター・保育コーディネーター★ (利用者支援事業)	地域の子育て支援センターに子ども未来サポーターを配置し、認定こども園、保育所をはじめとする子育て支援の利用全般について相談、情報提供を行います。また、各区の保育児童課に保育コーディネーターを配置し、認定こども園、保育所等の利用申請等に関する相談、情報提供を行います。	子ども未来サポーター 23か所設置 保育コーディネーター 3か所設置	子ども未来課 葵区保育児童課 駿河区保育児童課 清水区保育児童課

179		親支援プログラムの実施	子育てに不安や悩みを持つ保護者を対象に、子育てに関する様々な講座を開催し、子育ての負担感や育児不安の軽減を図ります。		子ども未来課
180		「ノーバディズ・パーフェクト」講座の開催	1980年代にカナダ保健省が開発した親支援・虐待予防プログラムで、ファシリテーターのもと、参加者が他人の意見や価値観を尊重・共有し合い、寄り添いながら、子育てにおける様々な悩み・不安への解決方法を見出していく講座を開催します。	毎年度、2会場で講座を開催（週1回の全6回を1講座として実施）。	子ども未来課
181		「子育てコーチング講座」の開催	子育てに不安や悩みを持つ保護者を対象にメンタルのコーチング講座を開催します。	毎年度、2会場で講座を開催（1開催2回）。	子ども未来課
関連事業					
182		女性会館事業「子育て関連講座」の実施	市女性会館において、子育て支援に関する様々な講座を実施します。	女性会館事業（指定管理事業）において毎年度継続実施。	男女参画・市民協働推進課
183		家庭教育学級の実施	子どもの保護者が家庭教育に必要な現代的課題等について学び、仲間をつくることにより、子どもたちの健やかな成長を促し、豊かな人間性を育むことを目的として実施します。	無人館・山間地を除く32生涯学習施設のうち26生涯学習施設で家庭教育学級を実施、生涯学習推進課で13家庭教育学級を実施。	生涯学習推進課
184		「しずおかし子育てハンドブック」の作成・配布	子育てに関する様々な情報を掲載したハンドブックを作成し、主に保健福祉センターで母子健康手帳交付時に配布します。	20,000部作成・配布	子ども未来課
185	5-1	子育てトーク事業	各地区の地区社会福祉協議会、主任児童委員等が中心となり、主に未就園児及びその保護者を対象に、親子の交流の場の提供、情報交換、子育て相談及び各種催し物等を実施します。	54地区81事業	子ども未来課
186		子育て広場事業（あそび・子育ておしゃべりサロン）	認定こども園、保育所、幼稚園を開放し、地域の未就園児や保護者にふれあいや遊びの場を提供するとともに、育児に関する相談・講座等を実施します。	全ての市立こども園及び多くの私立保育所で実施。私立幼稚園19園で実施。	子ども未来課
187		カウンセリング講座の実施	日常での子ども・若者とのよりよい関わりに活用してもらうため、市民を対象にカウンセリング講座を開催し、カウンセリング理論や技術の普及を図ります。	延べ参加者数350人 参加者の講座満足度85%	青少年育成課
188		子育て支援ヘルパー派遣事業	妊娠中や出産直後であるため、又は多子世帯であるため家事・育児を行うことが困難な家庭を対象として、子育て支援ヘルパーを派遣し、家事・育児の支援を行うことにより、子育ての負担の軽減や育児不安の予防を図ります。	登録者数：280人	子ども家庭課
189		養育支援訪問事業★	養育支援が特に必要であると判断した子育て家庭に対して、専門的資格を有する訪問員等がその家庭を訪問し、養育に関する指導・助言、家事援助などを行います。	訪問世帯数：39世帯	子ども家庭課
190		児童手当の支給	次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、児童を養育する者に手当を支給します。 *平成22年4月分から平成24年3月分までは、「子ども手当」として支給。	現況届提出率：100%	子ども家庭課
191	4-1	子育て短期支援事業★	育児疲れ・育児不安等の解消、児童の虐待防止及び子育て家庭への支援を図るため、児童福祉施設等において短期入所を実施します。	市内3か所で実施 利用者見込 延べ361人	子ども家庭課

第4章 施策の展開

再掲	1-3 1-5	児童相談体制（児童相談所、家庭児童相談室等）の確保	児童相談所及び各区福祉事務所に設置している家庭児童相談室において、家庭、地域、関係機関等から子どもに関する様々な相談に応じるとともに子どもが抱える問題や環境を的確に捉え、適切な支援を実施します。そのための人材育成や体制の確保に取り組みます。	児童相談所 子ども家庭課	
再掲	1-3 1-4 1-5	児童相談所の運営	児童相談所において、家庭や地域、その他機関等から、子どもに関する様々な相談に応じるとともに、子どもが抱える問題や環境を的確に捉え、社会的養護が必要であると判断した場合、対象となる子どもに対して措置を行うなど、必要に応じた対応を行います。また、児童相談所職員の資質向上を図るため、アドバイザー等を活用し、人材育成に取り組みます。	「子どもの最善の利益」のために相談内容に応じた診断及び指導等の100%実施 児童虐待を疑われる場合の48時間以内の安否確認100%実施 社会的養護の充実及び整備を行い里親委託率50%以上	児童相談所
再掲	1-3 1-5	家庭児童相談室の運営	各区福祉事務所に家庭児童相談室を設置し、子どもに関する様々な問題について、子ども、家庭又は地域住民などからの相談に応じ、必要な助言を行います。	市内3か所で、子どもに関する様々な相談に応じる。 相談受付件数 1,500件	子ども家庭課

施策目標3 「喜びと安心感をもって生み育てることができる環境づくり」

基本施策3 「ひとり親家庭への支援」 【静岡市ひとり親家庭等自立促進計画】

No	再掲 か所	事業名	事業概要	平成31年度末目標値	担当課
重点事業					
再掲	1-5 2-3	ひとり親家庭及び生活困窮世帯の子どもへの学習・生活支援	ひとり親家庭や生活困窮世帯の子どもを対象として居場所を提供し、学習支援・生活支援を行うとともに、ひとり親家庭等にボランティアを派遣し学習支援を行います。	実施か所ごとの支援開催回数 年50回	子ども家庭課
再掲	1-3 1-5	児童養護施設、母子生活支援施設の子どもの学習支援	児童養護施設や母子生活支援施設の小学生を対象として学習ボランティア等を派遣し学習を支援するとともに、児童養護施設の高校生を対象として学習塾の費用を助成します。	各施設内での学習支援の開催回数 年50回	子ども家庭課
再掲	1-5	母子家庭自立支援給付金事業	ひとり親家庭の就業自立を支援するため、就業に役立つ資格取得のために各種講座を受講する場合の受講費用を助成するほか、看護師、保育士等の資格取得のため養成機関で修業する場合には修業期間中（上限3年間（国の基準は2年間））の生活費と賃貸住宅の費用（上限月25,000円）を支給します。	制度の認知度75%	子ども家庭課
再掲	1-5	ひとり親就業支援専門員による支援	ひとり親を対象に就業支援を専門に行う、就業支援専門員を配置し、ひとり親への就業支援・転職支援を行います。	支援専門員による継続支援の実施	子ども家庭課
再掲	1-5	ひとり親の学び直し支援	ひとり親の就業自立に結びつけるため、ひとり親の高卒資格取得費用を支援します。	制度の認知度75%	子ども家庭課
再掲	1-1 1-5 2-1 4-1	幼児期の教育・保育の負担の軽減	認定こども園等における幼児期の教育・保育に係る保育料について所得に応じた金額に設定し、低所得世帯の負担を軽減します。また、保育料の算定に当たっては、未婚・非婚のひとり親についても税法上の寡婦とみなして保育料を算定することにより、経済的負担を軽減します。	希望していた事業が利用できなかった理由として、「利用料が高い」と回答した割合の減少（5.1% H25 ニーズ調査）	子ども未来課
再掲	1-2 1-5 2-3 4-1 5-2 5-3	放課後児童クラブの利用者負担の軽減	低所得世帯、ひとり親家庭、多子世帯などの放課後児童クラブの利用を必要とする家庭が、経済的理由により利用できないことのないよう、世帯の所得の状況や、同時に入会している兄弟姉妹の数に応じて、保護者負担金を軽減します。	利用料が高いから利用していない人の割合の減少（4.1% H25 ニーズ調査）	子ども未来課
関連事業					
192		児童扶養手当の支給	父又は母と生計を一にしていない子どもが養育される家庭生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当を支給し、児童福祉の増進を図ります。（所得制限あり）	現況届提出率 100%	子ども家庭課

193	母子父子寡婦福祉資金の貸付	母子家庭等に経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している子どもの福祉を増進するため、修学資金、生活資金等の各種資金を貸付します。	制度の認知度 75%	子ども家庭課
194	母子家庭等医療費の助成	所得税非課税世帯の母子家庭の母子や父子家庭の父子、両親のいない子どもを対象に、母子家庭等の生活の安定と健康の保持を目的として、医療費を助成します。	現況届提出率 100%	子ども家庭課
195	母子自立支援プログラム策定事業	児童扶養手当を受給している母子家庭の状況、ニーズ等に対応した自立支援プログラムを策定し、自立と就業を支援します。	制度の認知度 75%	子ども家庭課
196	母子家庭等就業・自立支援センター運営事業	母子家庭等の就業・自立を図るため、就業相談、職業紹介、就業支援講習会、特別相談会、養育費等の相談、養育費セミナー、就業支援セミナー等を実施します。	制度の認知度 75%	子ども家庭課
197	母子家庭等日常生活支援事業	母子家庭等の福祉の増進を図るため、生活援助（食事の世話、掃除など：1時間単位）や子育て支援（乳幼児の保育など：2時間単位）を行う家庭生活支援員を派遣します。（利用者負担あり。0円～1,800円）	登録者数 200人	子ども家庭課
198	ひとり親家庭生活支援事業	母子家庭や父子家庭の精神的支援や生活の安定を図るため、子どもが悩みを気軽に相談できる大学生等（ホームフレンド）を派遣して、生活面での指導を行います。	制度の認知度：75%	子ども家庭課
199	母子生活支援施設措置事業	保護を必要とする配偶者のない女子等やその子どもを母子生活支援施設に入所させ、自立に向けて生活を支援します。	市内外の施設で実施 利用世帯 延 200世帯/年	子ども家庭課

施策目標 4 「子育てと仕事の両立を支援する環境づくり」

基本施策 1 「多様な保育ニーズに対応するための支援」

No	再掲 か所	事業名	事業概要	平成31年度末目標値	担当課
重点事業					
再掲	1-1 2-1	認定こども園、幼稚園、保育所等における教育・保育★	全ての子どもに質の高い幼児期の教育・保育を提供できるよう、第5章の計画に沿って教育・保育の量の確保と質の向上に取り組みます。		子ども未来課 保育課
再掲	1-1 2-1	認定こども園等の整備★	待機児童を解消するとともに認定こども園を普及するため、認定こども園、保育所等の新設・定員拡大、認定こども園への移行等のために必要な施設整備のための費用を補助します。	認定こども園移行支援：定員増 2,000人 認定こども園等の新設：定員増 510人 既存保育施設：定員増 300人 小規模保育事業等の新設：定員増 270人	子ども未来課
再掲	1-1 2-1	認定こども園等の運営★	市立こども園において質の高い教育・保育を提供するとともに、子どものための教育・保育給付の円滑な支給等を図り、私立園における質の高い教育・保育を確保する。	認定こども園数 130園程度	子ども未来課 保育課
再掲	1-1 1-5 2-1 3-3	幼児期の教育・保育の負担の軽減★	認定こども園等における幼児期の教育・保育に係る保育料について所得に応じた金額に設定し、低所得世帯の負担を軽減します。また、保育料の算定に当たっては、未婚・非婚のひとり親についても税法上の寡婦とみなして保育料を算定することにより、経済的負担を軽減します。	希望していた事業が利用できなかった理由として、「利用料が高い」と回答した割合の減少（5.1% H25 ニーズ調査）	子ども未来課

第4章 施策の展開

200		待機児童園での保育★	年度途中において、保育が必要であるにもかかわらず、入所を希望することも園等の定員超過等により入所できない0、1、2歳児を待機児童園で一時的に預かります。（一時預かり及び小規模保育）	3か所（各区1か所）	保育課
201		延長保育事業★	保護者の就労形態の多様化、長時間の勤務等に対応するため、通常の保育時間を超えて概ね午後7時までの延長保育を実施し、子育てと就労の両立を支援します。	受入をする子どもの数 4,000人	保育課
再掲	1-2 2-3 5-2 5-3	放課後子ども対策★	共働き家庭等の「小1の壁」の解消を図るとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごすことができ、多様な体験・活動を行うことができるよう、第5章の計画に沿って放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の拡充や、一体的実施に取り組みます。		子ども未来課 教育総務課
再掲	1-2 2-3 5-2 5-3	放課後児童クラブの運営★	保護者が就労等により風間家庭にいない児童の健全な育成を目的に、小学校や児童館等に専用室を設けて、家庭に代わる遊びや生活の場を提供します。また、準備ができたところから、順次、午後7時までの延長に取り組みます。	175室の運営 ※受入可能人数 6,064人	子ども未来課
再掲	1-2 2-3 5-2 5-3	放課後児童クラブの整備★	平成31年度のニーズ量に対応できるよう平成27年度から5年間で順次拡充していきます。	整備後クラブ室数 175室	子ども未来課
再掲	1-2 2-3 5-2 5-3	放課後子ども教室推進事業★	市立小学校の全児童を対象とし、全小学校に順次整備を進めます。放課後に小学校の施設を利用して、各種体験活動や地域の人・異学年の児童との交流、学習支援などの活動を、地域の方と共に行います。様々な活動や学びを通して、子ども達の自主性や社会性、創造性をはぐくみます。	市立小学校全86校で放課後子ども教室を開設し、事業を実施する。	教育総務課
再掲	1-2 2-3 5-2 5-3	放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的実施★	全ての児童が参加できるように、同一の小学校敷地内等で放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的に（一体型又は連携型により）実施します。	69校での実施	子ども未来課 教育総務課
再掲	1-2 1-5 2-3 3-3 5-2 5-3	放課後児童クラブの利用者負担の軽減★	低所得世帯、ひとり親家庭、多子世帯などの放課後児童クラブの利用を必要とする家庭が、経済的理由により利用できないことのないよう、世帯の所得の状況や、同時に入会している兄弟姉妹の数に応じて、保護者負担金を軽減します。	利用料が高いから利用していない人の割合の減少（4.1% H25 ニーズ調査）	子ども未来課
再掲	1-2 2-3 5-2 5-3	民間放課後児童クラブへの運営費等補助★	市民の多様なニーズに応えるとともに、保護者負担を軽減するため、民間事業者による児童クラブの運営に対し、その費用の一部を補助します。	民間児童クラブ補助クラブ数 10クラブ ※利用者数 200人	子ども未来課
202		一時預かり事業★	保護者の病気等により家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、認定こども園、幼稚園その他の場所において、一時的に預かりを実施します。	幼稚園利用 354,465人（延べ） その他利用 70,790人（延べ） ※その他利用 認定こども園、私立保育所、中央子育て支援センター、待機児童園	子ども未来課 保育課
203	5-1	ファミリー・サポート・センター事業★	子どもの一時的な預かりや移動支援などを必要とする子育て家庭を援助するため、援助を受けたい会員（おねがい会員）と援助を行いたい会員（まかせて・どっちも会員）との連絡・調整や、援助者への講習等を行い、会員の相互援助を支援します。	会員数 1,400人 まかせて・どっちも会員講習会 4回 会員交流会 4回	子ども未来課
204		緊急サポートセンター事業★	病気中又は病気の回復期にある子どもの保育や緊急的な預かりなどを必要とする子育て家庭を援助するため、援助を受けたい会員（おねがい会員）と援助を行いたい会員（まかせて・どっちも会員）との連絡・調整等を行うことで、会員の相互援助を支援します。	まかせて会員数 242人	子ども未来課

205		病児・病後児保育事業★	子どもが病氣中若しくは病氣の回復期であり、集団保育が困難な期間に、その子どもの一時的預かりを行い、保護者の子育てと就労の両立を支援します。	3か所（各区1か所）	保育課
206		保育士確保対策事業★	保育士等の人材確保のため、保育士・保育所支援センターを設置して求職者と求人者のマッチングを行うほか、潜在保育士等の再就職を支援します。	年間マッチング件数 16 件 就職説明会年 1 回 潜在保育士再就職支援研修年 2 回	保育課
関連事業					
再掲	2-1	幼稚園教諭免許・保育士資格併有促進事業★	保育教諭の確保のため、幼稚園教諭免許・保育士資格のどちらかを有する教育・保育従事者に対し、もう片方の免許・資格を取得するための費用を助成します。	幼保連携型認定こども園における基準配置上の職員の資格併有率 100%	子ども未来課
再掲	3-2	子育て短期支援事業★	育児疲れ・育児不安等の解消、児童の虐待防止及び子育て家庭への支援を図るため、児童福祉施設等において短期入所を実施します。	市内 3 か所で実施 利用者見込 延べ 361 人	子ども家庭課
207		事業所内保育施設設置費助成事業	子育て等による離職者の減少や、女性が活躍できる環境整備を推進するため、事業所内保育施設を設置する企業に対し助成金を支給します。	各年度助成金支給 1 件	商業労政課

施策目標 4 「子育てと仕事の両立を支援する環境づくり」

基本施策 2 「ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進」

No	再掲 か所	事業名	事業概要	平成 31 年度末目標値	担当課
重点事業					
208		ワーク・ライフ・バランス啓発事業	一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任や生産性の向上に努めるとともに、家庭や地域生活などにおいても多様な生き方が選択できるような社会を実現するため、講演会やシンポジウムなどの啓発事業を開催します。	毎年度、ワーク・ライフ・バランス推進のための事業（講演会等）を年 1 回以上開催する。	男女参画・市民協働推進課 子ども未来課 商業労政課
関連事業					
209		情報誌「バザバ」の発行	地域社会や事業所、学校における男女共同参画の推進に関する情報を取り上げ、市民生活における男女共同参画について啓発を進めるため、情報誌「バザバ」を年 2 回発行します。	年 2 回発行	男女参画・市民協働推進課
210		ワーク・ライフ・バランス啓発キャンペーン	各区役所等にパネルを展示し、経営戦略としてのワーク・ライフ・バランスの普及啓発を図ります。 ワーク・ライフ・バランスの一環として（公財）静岡市勤労者福祉サービスセンター（ジョイブ静岡）及び勤労者福祉センターの紹介を行い、利用者の増加を図ります。	継続して実施。 各区役所と、その他施設でパネル展示を実施する。	商業労政課
211		女性の活躍応援事業所表彰事業	女性の活躍を応援し、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を積極的に推進している市内事業所を表彰するとともに、その取組内容を市HP等で広く紹介します。	表彰事業所数 5 社以上	商業労政課

施策目標 4 「子育てと仕事の両立を支援する環境づくり」

基本施策 3 「男性の子育てへの参加推進」

No	再掲 か所	事業名	事業概要	平成31年度末目標値	担当課
重点事業					
212		子育てパパトーク事業	普段子どもと触れ合う機会が少ない又は子育てに携わっていない父親が、子どもと一緒に参加し、親子で遊び、ふれあうとともに、子育てに関する情報提供や子育て相談も実施し、母親の子育ての軽減や父親同士の交流、男性の子育てを推進します。	9地区9事業	子ども未来課
関連事業					
213		女性会館事業「男性の育児参加」に関する事業の実施	市女性会館において、男性の育児参加に関する事業を実施します。	女性会館事業（指定管理事業）において毎年度継続実施。	男女参画・市民協働推進課
214		「父親のワーク・ライフ・バランス」（父親向けハンドブック）の配布	仕事と家庭（子育て）の両立には父親の協力が必要であるため、父親の子育てへの関わり方・役割などを掲載した啓発冊子「父親のワーク・ライフ・バランス」を各種イベントの際に配布します。	最新版を作成し、毎年度、関係機関や各種イベント時に配布	子ども未来課

施策目標 5 「地域全体で子どもと子育て家庭を支える環境づくり」

基本施策 1 「地域における子育て支援活動の促進」

No	再掲 か所	事業名	事業概要	平成31年度末目標値	担当課
重点事業					
215		静岡市子育て支援団体連絡会の運営	市内の子育て支援活動を行う子育てサークル、NPO法人、企業などの団体や個人等からなる連絡会を運営し、相互理解、情報交換、活動の連携を進めることで、地域における子育て支援活動を促進します。	毎年度、連絡会を開催。 会員数75団体	子ども未来課
再掲	3-2	子育てトーク事業	各地区の地区社会福祉協議会、主任児童委員等が中心となり、主に未就園児及びその保護者を対象に、親子の交流の場の提供、情報交換、子育て相談及び各種催し物等を実施します。	54地区81事業	子ども未来課
216		子育てサポーターの育成	NPO法人との協働により、「子育てサポーター養成講座」を開催し、地域で活動する子育てボランティアの養成を行うとともに、講座修了者に対して、研修会等を実施します。	毎年度、「子育てサポーター養成講座」（全10回）及び「子育てサポーター研修会」を開催。	子ども未来課
再掲	4-1	ファミリー・サポート・センター事業★	子どもの一時的な預かりや移動支援などを必要とする子育て家庭を援助するため、援助を受けたい会員（おねがい会員）と援助を行いたい会員（まかせて・どっちも会員）との連絡・調整や、援助者への講習等を行い、会員の相互援助を支援します。	会員数 1,400人 まかせて・どっちも会員講習会 4回 会員交流会 4回	子ども未来課
関連事業					
217		母親クラブの育成	子どもの健全育成を図る母親など地域住民の積極的参加による地域組織活動の促進を図るため、各母親クラブに対して運営費の一部を助成します。	各クラブの活動の充実を図る	子ども未来課

218		「こどもみらいプロジェクト」イベントへの参加	静岡新聞・静岡放送が主催（静岡市後援）するイベントで、地域団体や企業等も参加して、子育てに関する情報発信、ネットワークづくりなどを目的とし、ステージでの催しや各ブースにて様々な取組や情報提供を行います。	静岡市ブースにおいて、子育てに関する情報提供、親子遊び等を提供する。	子ども未来課
219		しずおか子育て優待カード事業	18歳未満の子どものいる「子育て世帯」と妊娠中の方に「しずおか子育て優待カード」を配付し、子ども同伴で優待カードを提示すると、協賛店舗の「応援サービス」が受けられます。	市内協賛店舗数 1,000件	子ども未来課
220		児童福祉週間啓発事業	児童福祉の理念の周知を図るとともに、市民の児童に対する理解と認識を深め、児童愛護の責任を自覚するよう強調することを目的として、毎年5月5日から1週間を「児童福祉週間」と定められており、啓発活動を実施します。	街頭キャンペーン、広報紙掲載、看板設置等、周知・啓発活動を実施する。	子ども未来課
221		子育てサークルの育成	子育て家庭の不安や悩みを解消する場を提供し、子育てしやすい環境をつくるため、地域で活動する子育てサークルの運営費の一部を助成します。	20事業	子ども未来課

施策目標5「地域全体で子どもと子育て家庭を支える環境づくり」

基本施策2「地域における子どもの健全育成活動の促進」

No	再掲 か所	事業名	事業概要	平成31年度末目標値	担当課
重点事業					
再掲	1-2 2-3 4-1 5-3	放課後子ども対策★	共働き家庭等の「小1の壁」の解消を図るとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごすことができ、多様な体験・活動を行うことができるよう、第5章の計画に沿って放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の拡充や、一体的実施に取り組みます。		子ども未来課 教育総務課
再掲	1-2 2-3 4-1 5-3	放課後児童クラブの運営★	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童の健全な育成を目的に、小学校や児童館等に専用室を設けて、家庭に代わる遊びや生活の場を提供します。また、準備ができたところから、順次、午後7時までの延長に取り組みます。	175室の運営 ※受入可能人数 6,064人	子ども未来課
再掲	1-2 2-3 4-1 5-3	放課後児童クラブの整備★	平成31年度のニーズ量に対応できるよう平成27年度から5年間で順次拡充していきます。	整備後クラブ室数 175室	子ども未来課
再掲	1-2 2-3 4-1 5-3	放課後子ども教室推進事業★	市立小学校の全児童を対象とし、全小学校に順次整備を進めます。放課後に小学校の施設を利用して、各種体験活動や地域の人・異学年の児童との交流、学習支援などの活動を、地域の方と共に行います。様々な活動や学びを通して、子ども達の自主性や社会性、創造性をはくくみます。	市立小学校全86校で放課後子ども教室を開設し、事業を実施する。	教育総務課
再掲	1-2 2-3 4-1 5-3	放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的実施★	全ての児童が参加できるように、同一の小学校敷地内等で放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的に（一体型又は連携型により）実施します。	69校での実施	子ども未来課 教育総務課
再掲	1-2 1-5 2-3 3-3 4-1 5-3	放課後児童クラブの利用者負担の軽減★	低所得世帯、ひとり親家庭、多子世帯などの放課後児童クラブの利用を必要とする家庭が、経済的理由により利用できないことのないよう、世帯の所得の状況や、同時に入会している兄弟姉妹の数に応じて、保護者負担金を軽減します。	利用料が高いから利用していない人の割合の減少（4.1% H25 ニーズ調査）	子ども未来課

第4章 施策の展開

再掲	1-2 2-3 4-1 5-3	民間放課後児童クラブへの運営費等補助★	市民の多様なニーズに応えるとともに、保護者負担を軽減するため、民間事業者による児童クラブの運営に対し、その費用の一部を補助します。	民間児童クラブ補助クラブ数 10クラブ ※利用者数 200人	子ども未来課
222		世代間交流の推進	子どもが地域の乳児や高齢者等と世代を越えて交流できる機会を提供し、地域ぐるみで子どもたちの健全育成に取り組みます。		子ども未来課 生涯学習推進課
223		青少年・乳児ふれあい促進事業	地域の子育て支援拠点施設である地域子育て支援センターや保健福祉センター、学校等の協力を得て、小学生高学年や中学生、高校生が、乳児とその保護者との交流や触れ合いを通して、命の尊さや子育てのすばらしさなどを体験します。	全児童館で継続実施（予定数12館） 児童館の無い地区の小中学校3校で実施	子ども未来課
224		世代間交流事業	地域の高齢者や自治会、市民団体と子どもが遊びやレクリエーション、イベントなどを通じて交流する世代間交流事業、施設まつり等を実施します。	無人館・山間地を除く32館全ての生涯学習施設で施設まつりや世代間交流事業等を実施	生涯学習推進課
関連事業					
225		ガイドボランティア	ガイドボランティアとして、園内のスポットガイド及びふれあいコーナーでの補助を行います。 ・活動時間：土曜、日曜、祝日（通年） ・活動条件：18歳以下は保護者の許可、小学生以下は保護者の同伴が必要	ボランティアの1人あたりの年間活動回数10回 （登録ボランティア数は約150人）	日本平動物園
226		高齢者社会参加促進事業	まちづくり推進事業の一環として、清水区の19団体（蒲原・由比地区を除く）が主体となり、自治会内の高齢者をはじめ児童・生徒・一般へ呼びかけ、どんど焼き、グラウンドゴルフ大会、輪投げ大会、地区祭り等の事業を実施することにより、高齢者の社会参加を促すとともに世代間交流を行います。	地域活動への参加を促進し、三世代交流の機会の場として、他事業とのさらなる連携・検討を図る。	高齢者福祉課
227		簡易児童館の運営助成	児童の健全育成や地域児童のコミュニティ活動の増進を目的として、市が自治会等に無償貸与し、維持管理について補助金を交付します。	運営助成 5館	子ども未来課
228		青少年健全育成団体の活動への支援	地域や学校、家庭が連携した地域ぐるみの青少年健全育成活動を推進し、地域住民の意識と関心を高めつつ、青少年の健全育成を図るため、各地域の健全育成団体へ補助金を交付します。	健全育成大会開催地区数 静岡地域：全27地区 清水地域：全21地区	青少年育成課

施策目標5「地域全体で子どもと子育て家庭を支える環境づくり」
基本施策3「子どもと子育て家庭の安全・安心な生活環境の確保」

No	再掲 か所	事業名	事業概要	平成31年度末目標値	担当課
重点事業					
再掲	1-2 2-3 4-1 5-2	放課後子ども対策★	共働き家庭等の「小1の壁」の解消を図るとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごすことができ、多様な体験・活動を行うことができるよう、第5章の計画に沿って放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の拡充や一体的実施に取り組みます		子ども未来課 教育総務課
再掲	1-2 2-3 4-1 5-2	放課後児童クラブの運営★	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童の健全な育成を目的に、小学校や児童館等に専用室を設けて、家庭に代わる遊びや生活の場を提供します。また、準備ができたところから、順次、午後7時までの延長に取り組みます。	175室の運営 ※受入可能人数 6,064人	子ども未来課
再掲	1-2 2-3 4-1 5-2	放課後児童クラブの整備★	平成31年度のニーズ量に対応できるよう平成27年度から5年間で順次拡充していきます。	整備後クラブ室数 175室	子ども未来課

再掲	1-2 2-3 4-1 5-2	放課後子ども教室推進事業★	市立小学校の全児童を対象とし、全小学校に順次整備を進めます。放課後に小学校の施設を利用して、各種体験活動や地域の人・異学年の児童との交流、学習支援などの活動を、地域の方と共に行います。様々な活動や学びを通して、子ども達の自主性や社会性、創造性をはぐくみます。	市立小学校全86校で放課後子ども教室を開設し、事業を実施する。	教育総務課
再掲	1-2 2-3 4-1 5-2	放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的実施★	全ての児童が参加できるように、同一の小学校敷地内等で放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的に（一体型又は連携型により）実施します。	69校での実施	子ども未来課 教育総務課
再掲	1-2 1-5 2-3 3-3 4-1 5-2	放課後児童クラブの利用者負担の軽減★	低所得世帯、ひとり親家庭、多子世帯などの放課後児童クラブの利用を必要とする家庭が、経済的理由により利用できないことのないよう、世帯の所得の状況や、同時に入会している兄弟姉妹の数に応じて、保護者負担金を軽減します。	利用料が高いから利用していない人の割合の減少（4.1% H25 ニーズ調査）	子ども未来課
再掲	1-2 2-3 4-1 5-2	民間放課後児童クラブへの運営費等補助★	市民の多様なニーズに応えるとともに、保護者負担を軽減するため、民間事業者による児童クラブの運営に対し、その費用の一部を補助します。	民間児童クラブ補助クラブ数 10クラブ ※利用者数 200人	子ども未来課
関連事業					
229		静岡市交通指導員会 登校時の立哨指導	児童生徒を交通事故から守るため、また、子どもたちの健やかな育成を目的に、登校時、交差点等で交通指導員が立哨指導を実施します。	市内全学区・地区への交通指導員配置による立哨指導。	市民生活課
230		交通安全リーダーワッペン・手帳の配布	小学6年生への進級時、交通安全リーダーとしての意識啓発を図るとともに、小学6年生一人ひとりの自立を目指し、交通安全リーダーワッペンと手帳を配布します。	市立小学校6年生全員に配付	市民生活課
231		自転車マナー向上に向けての指導・啓発	自転車に関する交通事故を防止するため、警察等と連携し、自転車マナー向上キャンペーンや交通安全指導員による自転車交通安全教室等を実施します。	自転車マナー向上「指導強化の日」に合わせた街頭指導・広報活動を各区において年2回実施。交通事故多発区域における街頭指導・広報活動の実施。自転車交通安全教室の実施。自転車を活かしたまちみぎの推進。	市民生活課
232		地域防犯活動支援事業	地域ぐるみの自主的防犯活動を促進するため、地域の複数の自治会・町内会組織を中心に結成された地区安全会議が、防犯パトロール、防犯教室、講演会等の地域防犯活動を実施するための立ち上げ費用及び活動費用の一部を助成します。	地区安全会議 51 団体	市民生活課
233		インターネット等安全・安心利用研修事業	インターネットや携帯電話の急速な普及により、青少年が事件やトラブルに巻き込まれることを予防するため、青少年健全育成会等が実施する安全利用に関する研修に対する支援（講師紹介、講師謝金助成）を行います。	25 団体（静岡地域 15 団体、清水地区 10 団体）	青少年育成課
234		非行防止等啓発事業	青少年の非行防止、健全育成に関する市民意識の高揚を図るため、街頭キャンペーン、啓発用リーフレットの作成などを実施します。	街頭キャンペーン2回（7月・11月） 啓発リーフレット配布（中学生全生徒、小学4～6年生全生徒、中学新入生用）	青少年育成課
235		都市公園バリアフリー化事業	誰もが快適に利用できる公園の形成を図るため、ベビースイッチ等を設けた車いす対応トイレを設置するとともに、園路等の段差解消を図ります。	公園施設（園路・広場・駐車場・便所）のバリアフリー化率 57%	公園整備課
236		特定優良賃貸住宅子育て支援制度	特定優良賃貸住宅において、子育てに適した良好な住環境を提供するため、新規入居世帯で所得基準を満たし、小学校6年生以下の子どもを扶養している世帯に対し、家賃減額補助を実施します。	入居件数 40 件程度	住宅政策課
237		子育て支援期限付き入居制度	公営住宅において、子育てに適した良好な住環境を提供するため、40歳以下の若年世帯で小学校6年生以下の子どもを扶養する世帯に対し、期限付き入居制度を実施します。	入居件数 170 件程度	住宅政策課

第4章 施策の展開

238	子育て世帯住宅購入資金利子補給事業	市内に定住したいと考えている子育て世帯に対し、子育て期間中の住宅ローン利子の一部を補給することで、住宅を購入しやすい環境を整えます。	補給の実施・完了	住宅政策課
239	子育て世帯優先宅地分譲事業	公営住宅の建て替え等で生じた跡地について、子育て世帯に優先的に提供することにより、個人住宅を購入しやすい環境を整えます。	分譲区画数 延べ45区画程度	住宅政策課
240	子育て世帯居住支援情報提供事業	子育て世帯に対する居住支援の情報を集約し、情報提供を行うことにより、住宅の購入及び賃借をしやすい環境を整え、子育て世帯の市内定住の促進を図ります。	HPの随時更新、窓口案内	住宅政策課
241	通学路の整備又は通学路交通安全対策事業	市内通学路における危険箇所を調査・点検した上で、児童・生徒が安心して通学できるように、道路へ交通安全対策を実施します。	静岡市通学路交通安全対策プログラムに基づき、市内通学路の道路管理者による対策を実施	道路保全課
242	学校の安全対策	園児や児童、生徒が安全で安心して生活が送れるよう、学校保健安全法に基づき安全点検を実施します。	市内の全園・小・中・高校145校で実施	学校教育課

第5章 子ども・子育て支援新制度の取組

第1節 提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条により、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して「教育・保育提供区域」を設定し、教育・保育提供区域内での需給計画を立てていくことが必要となります。

本市では、法第61条を踏まえながら、教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業それぞれについて、以下のような点を勘案し提供区域を設定します。

1 教育・保育事業の提供区域

(1) 本市特有の地理的条件等について

本市の市域は、南の駿河湾から、北は長野・山梨県境に至る広大な面積を有し、山川に市域が隔てられています。市域の約80%が山間部であり、約20%の東西方向に形成された平地部に都市機能や主要交通網が集中しています。

これらの状況を背景に、市内の人口密度は静岡都心部、清水都心部を中心に平地部に集中し、山間部と都心部では日常生活のありようを異にしています。

また、本市は平成15年に旧静岡市と旧清水市が合併し、その後、平成18年に旧蒲原町、平成20年に旧由比町と合併を経て現在に至っており、産業、生活圏等、それぞれの旧市町の特徴を残しつつ本市を形成しています。

(2) 既存の教育・保育施設の有効活用について

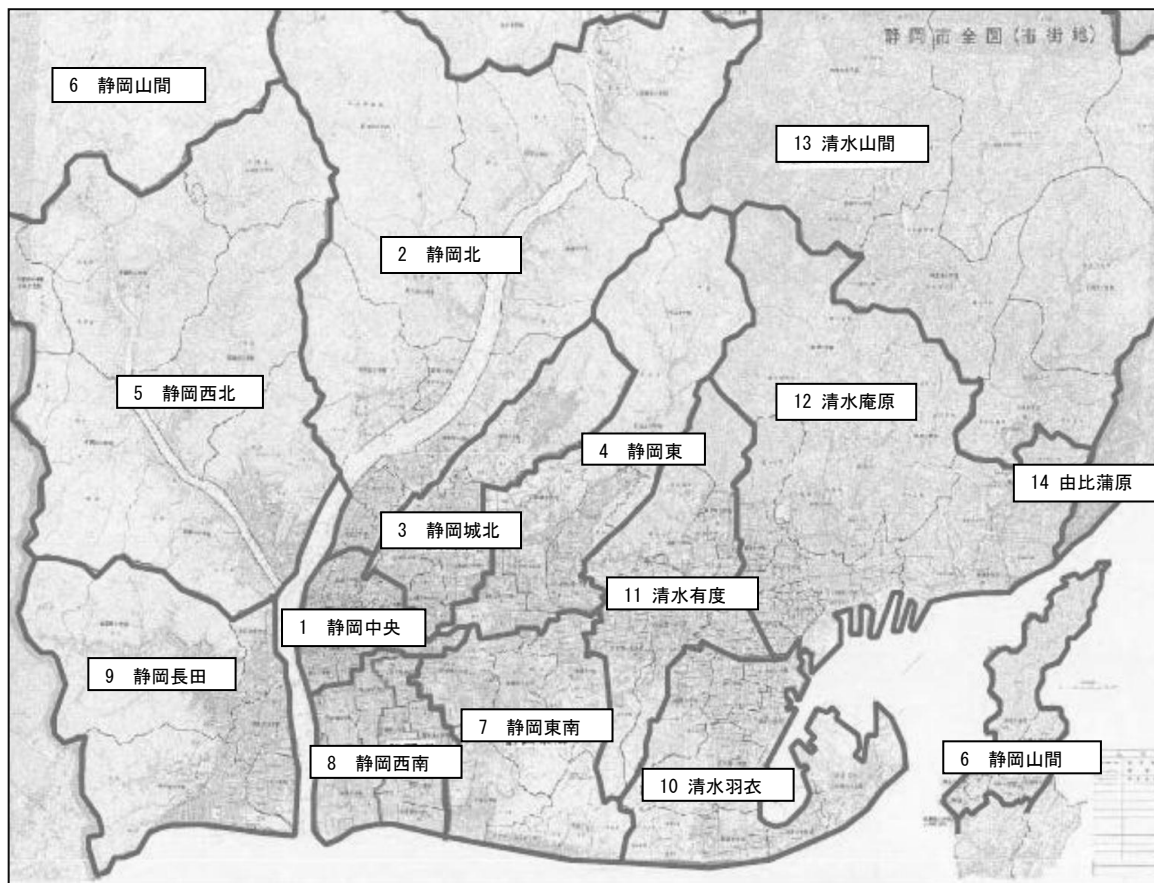
本市では、公立・私立の幼稚園・保育所合わせて174か所、小規模保育事業所4か所等（平成26年4月現在）、それぞれの施設が地域と密接な関係を築きながら教育・保育を提供しています。提供区域を定めるにあたって、これらの既存の施設や事業を活かしたサービスを提供できるよう提供区域を設定します。

(3) 需要と供給のバランスについて

一つの提供区域を大きく設定した場合、需給の調整やサービスの提供が柔軟に対応できる反面、地域の実情に応じたきめの細かいサービスの提供が難しくなります。一方で、提供区域を小さく設定した場合、ニーズが過少であったり、地域に施設がないなど、需要と供給のバランスや提供できるサービスの確保が難しくなります。このような需要と供給の関係について、より適切な状態を確保できるよう提供区域を設定します。



教育・保育事業に係る提供区域を14区域に設定



2 地域子ども・子育て支援事業の提供区域

地域子ども・子育て支援事業は、事業の目的や内容、利用できる対象者等が事業ごとに異なっており、これに伴い利用できる施設や対応する職員の配置といったサービスの提供体制も異なっています。このことから、事業の提供体制や運用実績等を踏まえながら、事業ごとに適切な提供区域を設定していきます。



地域子ども・子育て支援事業ごとに提供区域を設定

■地域子ども・子育て支援事業の提供区域

	事業名	提供区域
(1)	利用者支援事業	3区域 (行政区)
	【設定理由】 保育コーディネーターについては、教育・保育給付に係る支給認定及び特定教育・保育施設、地域型保育事業の利用の申込み窓口が、施設等の所在する各区保育児童課となっており、情報も集約され、申請と合わせ利用支援も行うことができるため、区(区役所)を基本に配置することが市民の利便性も高いと考えられます。また、子ども未来サポーターも同種の業務を保育コーディネーターと連携して実施するため、各区を基本に配置していくことが適切と考えます。	
(2)	時間外保育事業(延長保育)	14区域 (教育・保育事業と同様)
	【設定理由】 保育所等における通常保育時間を延長する事業であり、実施の有無については保護者が保育所等を選択する際の判断基準となることから、教育・保育事業の提供区域と同じ14区域が適切と考えます。	
(3)	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	14区域 (教育・保育事業と同様)
	【設定理由】 現状を大きく上回るニーズ量が発生した場合、学校内への施設整備を中心とする現在の確保策では限界があり、学校区の枠を超えた施設整備や近隣児童クラブの相互利用、民間の活用などの検討が必要となることから提供区域は、小学校区より広範なエリアである14区域とすることが適切と考えます。	

	事業名	提供区域
(4)	子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	1区域 （市全体）
	【設定理由】 ①現施設が葵区に所在していること、②各区の保育児童課（家庭児童相談室）が申請窓口となり、3施設の空き状況を確認して実施しているが、現在の利用状況から見て全市での需要に比べられると見込めることから提供区域は、市全体が適切と考えます。	
(5)	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	3区域 （行政区）
	【設定理由】 ①訪問員の業種（種類）により訪問方法及び活動拠点が異なること、②養育支援や児童相談所など他機関との連携は、行政区ごとに行った方が、各種事例等も共通認識ができ効果がよく、命令系統も統一されることから、提供区域は行政区が適切と考えます。	
(6)	養育支援訪問事業その他要保護児童等支援に資する事業	3区域 （行政区）
	【設定理由】 各区の保健福祉センター、家庭児童相談室（保育児童課）ほかからの依頼を受けて中核機関（子ども家庭課）が対象世帯を訪問・調査し、開始決定を各区の要保護児童対策地域協議会に付議することから、行政区ごとの提供区域が適切と考えます。また、登録支援訪問員は各区ごとに活動可能範囲を考えていることから行政区を提供区域として設定することが適切と考えます。	
(7)	地域子育て支援拠点事業	14区域 （教育・保育事業と同様）
	【設定理由】 利用者が自宅から容易に移動することが可能な区域に配置する事が望まれること、車を利用して施設を訪れる方が比較的多いこと、また、現在の子育て支援センターの配置状況、実施可能な整備計画の策定等を総合的に勘案すると、教育・保育事業の提供区域と同じ14区域が適切と考えます。	
(8)	一時預かり事業	14区域 （教育・保育事業と同様）
	【設定理由】 保護者の病気や冠婚葬祭等緊急的な利用が想定されるため、自宅から容易に移動することが可能な場所に配置することが望ましいこと、既に約96%の保育所で実施され、さらに幼稚園における預かり保育も対象となることから、教育・保育事業の提供区域と同じ14区域が適切と考えます。	

	事業名	提供区域
(9)	病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）	3区域 （行政区）
	<p>【設定理由】</p> <p>現在、施設型の2か所においては定員を超えるほどの利用がないこと、病中・病後の子どもを保護者が主に車で送迎することを勧奨すると、行政区が適切と考えます。また、緊急サポートセンター事業においても、利用実績や車の使用によりある程度広域での支援活動が可能なこと、住民の登録申請に基づく会員制組織のため、細かな区域ごとの計画的な会員配置が困難であることなどから、行政区が適切と考えます。</p>	
(10)	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	3区域 （行政区）
	<p>【設定理由】</p> <p>利用実績や車の使用によりある程度広域での支援活動が可能なこと、住民の登録申請に基づく会員制組織のため、細かな区域ごとの計画的な会員配置が困難であることなどから、行政区が適切と考えます。</p>	
(11)	妊婦健診	1区域 （市全体）
	<p>【設定理由】</p> <p>①妊婦健診は、妊婦の利便性を考慮し、全国の産科医療機関で受診可能なため、居住区域以外での利用者が多いこと、②基本健診は14回分あるが、利用回数は人それぞれ異なり、里帰り先（一時）や転入出などにより、複数の産科医療機関を利用する妊婦もいること、③全てを把握できるのは、事業担当課のみであることから、提供区域は、市全体が適切と考えます。</p>	



第2節 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

1 量の見込み

各年度における提供区域ごとの量の見込みは、居住する子ども及びその保護者の教育・保育の利用状況及び利用希望把握調査等により把握する利用希望を踏まえて設定します。具体的には、利用状況及び利用希望を分析し、かつ評価し、参酌標準を参考として、認定区分ごと（3号認定は年齢ごと）に、量の見込みを定めるものとします。

■静岡市全体の量の見込み

認定区分	【参考】 H25 幼稚園 保育所 在園児数	量の見込み（単位：人）				
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
1号（3歳～）	9,596	8,144	8,023	7,818	7,641	7,551
2号（3歳～）	7,157	8,375 (2,566)	8,252 (2,530)	8,039 (2,463)	7,858 (2,408)	7,769 (2,381)
3号（0歳）	942	1,634	1,611	1,585	1,564	1,537
3号（1・2歳）	3,572	4,544	4,495	4,432	4,368	4,302
合計	21,267	22,697	22,381	21,874	21,431	21,159

※認定区分2号の各年度の（ ）内は、2号認定の内、幼児期の学校教育の利用希望が強い者の数。

※満3歳未満の子どもの数全体に占める、認定こども園、保育所等において保育を利用する子どもの数の割合（保育利用率）は、各年度を通じて3号認定（0歳）31.2%、3号認定（1・2歳）41.6%として設定。

2 提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 確保に当たっての基本的な考え方

教育・保育の量の見込みに対する供給量が不足する場合には、次の基本的な考え方に沿って、供給量の確保を進めます。

- ① 保護者の就業等の家庭の状況などにかかわらず、幼児期の教育・保育を受けることができる認定こども園への移行を引き続き推進し、これにより、教育・保育の必要量を確保することを基本とします。
- ② 社会資源の有効活用や、待機児童への迅速な対応の観点から、施設の新設よりも、既存施設の認定こども園への移行や定員増による対応を優先します。
- ③ 3号認定に係る保育ニーズについては、0～2歳児のみを対象とする地域型保育よりも、0歳児から就学前までの間、継続利用が可能な施設による対応がより望ましいと考えられることから、認定こども園などの教育・保育施設による対応を優先します。それでも、不足する場合には、地域型保育事業により対応することとしますが、その場合には、保育従事者のすべてを保育士とする小規模保育事業（A型）を活用します。
- ④ 3号認定に係る保育ニーズ（特に0歳児）については、本市独自の施設である待機児童園での受け入れを引き続き実施することにより、育児休業からの円滑な復帰の支援を図ります。

(2) 量の見込みと確保方策

上記の基本的な考え方に沿って、各提供区域における教育・保育の量の見込みに対して必要な供給量を、次のとおり平成29年度末までに確保を進めます。

■確保方策の概要

確保方策の内容	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	合計
認可保育所の定員増	4か所	5か所	8か所	—	—	17か所
幼稚園の認定こども園移行	9か所	10か所	5か所	—	—	24か所
認定こども園等の新設	2か所	3か所	1か所	—	—	6か所
小規模保育事業等の新設	6か所	6か所	3か所	—	—	15か所

◎静岡市全体

■量の見込みと確保方策

(単位：人)

	平成27年度						平成28年度						平成29年度						平成30年度						平成31年度									
	2号		3号		1号	学校教育 利用希望	2号		3号		1号	学校教育 利用希望	2号		3号		1号	学校教育 利用希望	2号		3号		1号	学校教育 利用希望	2号		3号		1号	学校教育 利用希望	2号		3号	
	1号	左記以外	0歳	1-2歳			左記以外	0歳	1-2歳	左記以外			0歳	1-2歳	左記以外	0歳			1-2歳	左記以外	0歳	1-2歳			左記以外	0歳	1-2歳	左記以外			0歳	1-2歳	左記以外	0歳
①量の見込み	8,144	2,566	5,809	1,634	4,544	8,023	2,530	5,722	1,611	4,495	7,818	2,463	5,576	1,585	4,432	7,641	2,408	5,450	1,564	4,368	7,551	2,381	5,388	1,537	4,302	7,769	2,381	5,388	1,537	4,302				
特定教育・保育施設	1,908	7,851	944	3,487	3,408	8,478	1,083	3,776	8,253	9,130	1,230	4,087	8,083	1,320	4,284	8,083	9,488	1,320	4,284	8,083	9,488	1,320	4,284	8,083	9,488	1,320	4,284	8,083	9,488	1,320	4,284			
②確保方策	7,471	-	-	-	-	5,681	-	-	-	410	-	-	-	-	-	410	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
特定地域型保育事業	-	-	-	81	209	-	-	117	281	-	-	-	151	355	-	-	-	-	167	393	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	167	393
待機児童園	-	-	-	108	-	-	-	108	-	-	-	-	108	-	-	-	-	-	108	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	108	-
②-①過不足	1,235	△524	△501	△848	1,066	226	△303	△438	845	1,091	△96	10	852	1,630	31	309	942	1,719	58	375														

■確保の内容

	平成27年度						平成28年度						平成29年度						平成30年度						平成31年度										
	2号		3号		1号	学校教育 利用希望	2号		3号		1号	学校教育 利用希望	2号		3号		1号	学校教育 利用希望	2号		3号		1号	学校教育 利用希望	2号		3号		1号	学校教育 利用希望	2号		3号		
	1号	左記以外	0歳	1-2歳			左記以外	0歳	1-2歳	左記以外			0歳	1-2歳	左記以外	0歳			1-2歳	左記以外	0歳	1-2歳			左記以外	0歳	1-2歳	左記以外			0歳	1-2歳	左記以外	0歳	1-2歳
①既存保育施設の定員増	0人	22人	23人	35人	0人	28人	21人	31人	0人	38人	35人	67人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
②幼稚園の認定こども園化	1,500人	505人	92人	198人	1,330人	495人	93人	202人	730人	270人	43人	102人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
③認定こども園等の新設	0人	100人	24人	56人	0人	129人	33人	78人	0人	50人	12人	28人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
④小規模保育事業等の新設	0人	0人	36人	72人	0人	0人	34人	74人	0人	0人	16人	38人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
				4か所				5か所				8か所																							
				9か所				10か所				5か所																							
				2か所				3か所				1か所																							
				6か所				6か所				3か所																							

※2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望が強い者は幼稚園を利用し、当面、区域によっては実際上の不足は生じない。

①静岡中央

■量の見込みと確保方策

(単位：人)

	平成27年度						平成28年度						平成29年度						平成30年度						平成31年度									
	2号		3号		1号	学校教 育利用 希望	2号		3号		1号	学校教 育利用 希望	2号		3号		1号	学校教 育利用 希望	2号		3号		1号	学校教 育利用 希望	2号		3号		1号	学校教 育利用 希望	2号		3号	
	1号	左記 以外	0歳	1-2歳			1号	左記 以外	0歳	1-2歳			1号	左記 以外	0歳	1-2歳			1号	左記 以外	0歳	1-2歳			1号	左記 以外	0歳	1-2歳			1号	左記 以外	0歳	1-2歳
①量の 見込み	651	205	464	122	352	668	210	476	121	354	662	209	472	120	353	664	209	474	120	350	664	209	474	118	349	683	209	474	118	349				
②確 保 方 策	0	51	115	30	88	0	52	118	30	88	0	52	117	30	87	0	52	117	30	87	0	52	117	29	86	169	52	117	29	86				
②-①過不足	186	△247	△39	△77	139	△193	△28	△59	118	△76	△5	△15	15	△11	15	86	4	11	15	86	4	11	15	17	4	14	4	14	17					

■確保の内容

	平成27年度						平成28年度						平成29年度						平成30年度						平成31年度									
	2号		3号		1号	学校教 育利用 希望	2号		3号		1号	学校教 育利用 希望	2号		3号		1号	学校教 育利用 希望	2号		3号		1号	学校教 育利用 希望	2号		3号		1号	学校教 育利用 希望	2号		3号	
	1号	左記 以外	0歳	1-2歳			1号	左記 以外	0歳	1-2歳			1号	左記 以外	0歳	1-2歳			1号	左記 以外	0歳	1-2歳			1号	左記 以外	0歳	1-2歳			1号	左記 以外	0歳	1-2歳
①既存保育施 設の定員増	-	-	-	-	-	-	5人	3人	2人	1か所	-	-	7人	6人	7人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
②幼稚園の認 定こども園化	110人	75人	10人	20人	110人	75人	10人	20人	110人	75人	10人	20人	110人	75人	10人	20人	110人	75人	10人	20人	110人	75人	10人	20人	110人	75人	10人	20人	110人	75人	10人	20人		
③認定こども 園等の新設	-	-	-	-	-	-	31人	9人	20人	1か所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
④小規模保育 事業等の新設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			

※量の見込みにおける他区域の子ども：静岡北、静岡城北、静岡東、静岡東南、静岡西南からの流入

②静岡北

■量の見込みと確保方策

(単位：人)

	平成27年度						平成28年度						平成29年度						平成30年度						平成31年度									
	2号		3号		1号	学校教 育利用 希望	2号		3号		1号	学校教 育利用 希望	2号		3号		1号	学校教 育利用 希望	2号		3号		1号	学校教 育利用 希望	2号		3号		1号	学校教 育利用 希望	2号		3号	
	1号	左記 以外	0歳	1-2歳			1号	左記 以外	0歳	1-2歳			1号	左記 以外	0歳	1-2歳			1号	左記 以外	0歳	1-2歳			1号	左記 以外	0歳	1-2歳			1号	左記 以外	0歳	1-2歳
①量の見込み	535	549	106	311	535	551	169	382	103	297	535	551	169	382	100	291	521	164	372	98	283	502	158	358	516	158	358	96	277					
他区域の子どもも※	0	△23	△3	△8	0	△25	△8	△17	△3	△8	0	△23	△7	△16	△3	△7	0	△7	△16	△3	△7	0	△7	△16	△23	△7	△16	△4	△7					
②確保方策	37	481	68	246	187	568	84	273	84	273	567	568	84	273	84	273	567	568	92	275	567	568	92	275	568	92	275							
②-①過不足	73	△45	△35	△57	33	42	△16	△16	△16	△16	32	40	△13	△11	46	55	△3	△1	65	75	0	5												

■確保の内容

	平成27年度						平成28年度						平成29年度						平成30年度						平成31年度									
	2号		3号		1号	学校教 育利用 希望	2号		3号		1号	学校教 育利用 希望	2号		3号		1号	学校教 育利用 希望	2号		3号		1号	学校教 育利用 希望	2号		3号		1号	学校教 育利用 希望	2号		3号	
	1号	左記 以外	0歳	1-2歳			1号	左記 以外	0歳	1-2歳			1号	左記 以外	0歳	1-2歳			1号	左記 以外	0歳	1-2歳			1号	左記 以外	0歳	1-2歳			1号	左記 以外	0歳	1-2歳
①既存保育施設 の定員増	-	12人	6人	7人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
②幼稚園の認 定こども園化	150人	75人	10人	20人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
③認定こども 園等の新設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
④小規模保育 事業等の新設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			

※量の見込みにおける他区域の子ども：静岡中央への流出、静岡山間からの流入
 ※2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望が強い者は幼稚園を利用し、当面、実際上の不足は生じない。

③静岡城北

■量の見込みと確保方策

(単位：人)

	平成27年度						平成28年度						平成29年度						平成30年度						平成31年度								
	2号		3号		1号		2号		3号		1号		2号		3号		1号		2号		3号		1号		2号		3号						
	学校教育 利用 希望	左記 以外	0歳	1-2歳	795	412	770	243	549	792	138	404	750	236	535	771	137	401	766	235	551	766	235	551	766	235	551	766	235	551			
①量の見込み	773	244	138	412	770	243	549	792	138	404	750	236	535	771	137	401	766	235	551	766	235	551	766	235	551	766	235	551	766	235	551		
②確保方策	0	△10	△22	△6	△17	0	△11	△24	△6	△18	0	△10	△23	△33	△6	△17	0	△10	△22	△32	△6	△17	0	△10	△22	△32	△6	△17	0	△10	△22		
特定教育・保育施設 確認を受け ない幼稚園 特定地域型 保育事業	180	600	93	267	180	600	600	96	279	980	675	106	309	940	750	119	346	940	750	119	346	940	750	119	346	940	750	119	346	940	750	119	346
②-①過不足	255	△163	△27	△98	258	△157	△24	△77	230	△63	△7	△33	196	16	5	5	205	26	9	7													

■確保の内容

	平成27年度						平成28年度						平成29年度						平成30年度						平成31年度								
	2号		3号		1号		2号		3号		1号		2号		3号		1号		2号		3号		1号		2号		3号						
	0歳	1-2歳	3人	12人	1か所	170人	75人	10人	30人	170人	75人	10人	30人	170人	75人	10人	30人	170人	75人	10人	30人	170人	75人	10人	30人	170人	75人	10人	30人				
①既存保育施設 の定員増	-	-	-	3人	12人	1か所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
②幼稚園の認 定こども園化	-	-	-	-	-	170人	75人	10人	30人	170人	75人	10人	30人	170人	75人	10人	30人	170人	75人	10人	30人	170人	75人	10人	30人	170人	75人	10人	30人	170人	75人	10人	30人
③認定こども 園等の新設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
④小規模保育 事業等の新設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

※2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望が強い者は幼稚園を利用し、当面、実際の不足は生じない。

④静岡東

■量の見込みと確保方策

(単位：人)

	平成27年度				平成28年度				平成29年度				平成30年度				平成31年度					
	1号	2号		3号	1号	2号		3号	1号	2号		3号	1号	2号		3号	1号	2号		3号		
		学校 教育 希望	左記 以外			学校 教育 希望	左記 以外			学校 教育 希望	左記 以外			学校 教育 希望	左記 以外			学校 教育 希望	左記 以外		学校 教育 希望	左記 以外
①量の 見込み	713		153	408	704		149	406	678		146	397	655		142	387	647		140	378		
静岡中央 への派出	0		△5	△16	0		△3	△12	0		△5	△16	0		△5	△15	0		△5	△15		
②確保 方策	70		71	252	290		81	282	510		96	317	510		99	327	510		99	327		
特定教育 ・保育施設 確認を受け ない幼稚園 特定地域型 保育事業	450		-	-	230		-	-	0		-	-	0		-	-	0		-	-		
②-①過不足	△193		△71	△128	△184		△59	△88	△168		36	△27	△28	△145		76	△20	△9	84	△18		

■確保の内容

	平成27年度				平成28年度				平成29年度				平成30年度				平成31年度			
	1号	2号		3号	1号	2号		3号	1号	2号		3号	1号	2号		3号	1号	2号		3号
		0歳	1-2歳			0歳	1-2歳			0歳	1-2歳			0歳	1-2歳			0歳	1-2歳	
①既存保育施 設の定員増	-		-	-	-		-	-	-		-	-	-		-	-	-		-	-
②幼稚園の認 定こども園化	220人		50人	10人	30人		-	-	-		-	-	-		-	-	-		-	-
③認定こども 園等の新設	-		-	-	-		48人	12人	30人		-	-	-		-	-	-		-	-
④小規模保育 事業等の新設	-		-	6人	12人		-	-	-		-	-	-		-	-	-		-	-

⑤静岡西北

■量の見込みと確保方策

(単位：人)

	平成27年度						平成28年度						平成29年度						平成30年度						平成31年度													
	2号		3号		1号	学校教 育利用 希望	2号		3号		1号	学校教 育利用 希望	2号		3号		1号	学校教 育利用 希望	2号		3号		1号	学校教 育利用 希望	2号		3号		1号	学校教 育利用 希望	2号		3号					
	1号	左記 以外	0歳	1-2歳			1号	左記 以外	0歳	1-2歳			1号	左記 以外	0歳	1-2歳			1号	左記 以外	0歳	1-2歳			1号	左記 以外	0歳	1-2歳			1号	左記 以外	0歳	1-2歳	1号	左記 以外	0歳	1-2歳
①量の 見込み	303	312	60	169	296	304	93	211	60	165	284	89	202	57	163	279	88	199	56	159	273	86	195	281	86	195	55	155	273	86	195	281	86	195	55	155		
静岡山間か らの流入	0	0	2	6	0	0	0	0	2	7	0	0	0	2	6	0	0	0	2	6	0	0	0	0	0	0	2	6	0	0	0	0	0	0	2	6		
②確保 方策	157	341	29	125	157	341	29	125	29	125	357	386	39	145	357	386	39	145	357	386	39	145	357	386	39	145	357	386	39	145	357	386	39	145	357	386	39	145
特定教育 ・保育施設 確認を受け ない幼稚園 特定地域型 保育事業	217	-	-	-	217	-	-	-	-	-	0	-	-	-	0	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
②-①過不足	71	29	△27	△38	78	37	△21	△23	73	95	△8	0	78	99	△1	16	84	105	0	20	84	105	0	20	84	105	0	20	84	105	0	20	84	105	0	20		

■確保の内容

	平成27年度						平成28年度						平成29年度						平成30年度						平成31年度												
	2号		3号		1号	学校教 育利用 希望	2号		3号		1号	学校教 育利用 希望	2号		3号		1号	学校教 育利用 希望	2号		3号		1号	学校教 育利用 希望	2号		3号		1号	学校教 育利用 希望	2号		3号				
	1号	左記 以外	0歳	1-2歳			1号	左記 以外	0歳	1-2歳			1号	左記 以外	0歳	1-2歳			1号	左記 以外	0歳	1-2歳			1号	左記 以外	0歳	1-2歳			1号	左記 以外	0歳	1-2歳	1号	左記 以外	0歳
①既存保育施 設の定員増	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
②幼稚園の認 定こども園化	-	-	-	-	90人	45人	10人	20人	1か所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
③認定こども 園等の新設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
④小規模保育 事業等の新設	-	-	6人	12人	-	-	-	-	6人	12人	1か所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

⑥静岡山間

■量の見込みと確保方策

(単位：人)

	平成27年度						平成28年度						平成29年度						平成30年度						平成31年度										
	2号		3号		1号	学校教 育利用 希望	2号		3号		1号	学校教 育利用 希望	2号		3号		1号	学校教 育利用 希望	2号		3号		1号	学校教 育利用 希望	2号		3号		1号	学校教 育利用 希望	2号		3号		
	1号	左記 以外	0歳	1-2歳			1号	左記 以外	0歳	1-2歳			1号	左記 以外	0歳	1-2歳			1号	左記 以外	0歳	1-2歳			1号	左記 以外	0歳	1-2歳			1号	左記 以外	0歳	1-2歳	1号
①量の見込み	23	7	16	3	10	20	20	6	14	20	20	20	6	14	20	20	6	14	20	20	6	14	20	20	6	14	20	20	6	14	20	20	6	14	
他区域の子ども※	0	0	0	△3	△10	0	0	0	0	△3	△12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
②確保方策	36		36	0	0	36	36		36	0	0	36	36		36	0	0	36	36		36	0	0	36	36		36	0	0	36	36		36	0	0
②-①過不足	13		13	0	0	16	16		16	0	0	19	19		19	0	0	19	19		19	0	0	18	17		17	0	0	17	16		16	0	0

■確保の内容

	平成27年度						平成28年度						平成29年度						平成30年度						平成31年度									
	2号		3号		1号	学校教 育利用 希望	2号		3号		1号	学校教 育利用 希望	2号		3号		1号	学校教 育利用 希望	2号		3号		1号	学校教 育利用 希望	2号		3号		1号	学校教 育利用 希望	2号		3号	
	1号	左記 以外	0歳	1-2歳			1号	左記 以外	0歳	1-2歳			1号	左記 以外	0歳	1-2歳			1号	左記 以外	0歳	1-2歳			1号	左記 以外	0歳	1-2歳			1号	左記 以外	0歳	1-2歳
①既存保育施設の定員増	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
②幼稚園の認定こども園化	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
③認定こども園等の新設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
④小規模保育事業等の新設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※量の見込みににおける他区域の子ども：静岡北、静岡西北への流出

⑦静岡東南

■量の見込みと確保方策

(単位：人)

	平成27年度					平成28年度					平成29年度					平成30年度					平成31年度				
	2号		3号			2号		3号			2号		3号			2号		3号			2号		3号		
	1号	学校教育 利用希望 左記以外	0歳	1-2歳	3号	1号	学校教育 利用希望 左記以外	0歳	1-2歳	3号	1号	学校教育 利用希望 左記以外	0歳	1-2歳	3号	1号	学校教育 利用希望 左記以外	0歳	1-2歳	3号	1号	学校教育 利用希望 左記以外	0歳	1-2歳	3号
①量の見込み	717	738	155	409	705	725	503	155	423	689	709	492	154	426	697	717	734	152	425	713	734	152	421	421	
静岡中央への流出	0	△32	△6	△17	0	△35	△10	△25	△6	△18	0	△10	△22	△6	△17	0	△10	△23	△6	△17	0	△10	△23	△6	△17
②確保方策	160	457	49	164	390	632	83	240	680	691	98	276	314	680	738	113	314	680	738	113	314	113	314	314	
②-①過不足	24	△249	△88	△202	△24	△58	△48	△127	△9	14	△22	△69	△17	54	△4	△33	37	5	0	0	38	90	0	0	

■確保の内容

	平成27年度					平成28年度					平成29年度					平成30年度					平成31年度				
	2号		3号			2号		3号			2号		3号			2号		3号			2号		3号		
	1号	2号	0歳	1-2歳	3号	1号	2号	0歳	1-2歳	3号	1号	2号	0歳	1-2歳	3号	1号	2号	0歳	1-2歳	3号	1号	2号	0歳	1-2歳	3号
①既存保育施設の定員増	-	-	-	-	-	-	9人	3人	8人	1か所	-	△3人	3人	10人	1か所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
②幼稚園の認定子ども園化	230人	75人	10人	20人	1か所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
③認定子ども園等の新設	-	100人	24人	56人	2か所	-	50人	12人	28人	1か所	-	50人	12人	28人	1か所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
④小規模保育事業等の新設	-	-	6人	12人	1か所	-	-	10人	26人	2か所	-	-	10人	26人	2か所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

⑧静岡西南

■量の見込みと確保方策

(単位：人)

	平成27年度					平成28年度					平成29年度					平成30年度					平成31年度				
	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		
	学校教育 利用希望	左記 以外	0歳	1-2歳		学校教育 利用希望	左記 以外	0歳	1-2歳		学校教育 利用希望	左記 以外	0歳	1-2歳		学校教育 利用希望	左記 以外	0歳	1-2歳		学校教育 利用希望	左記 以外	0歳	1-2歳	学校教育 利用希望
①量の 見込み	1,058	1,088	251	652	1,043	1,073	251	665	1,033	1,062	251	665	1,034	1,063	252	665	1,049	1,079	251	665	1,049	1,079	251	665	
量の 見込み	0	△48	△33	△9	△25	△53	△9	△27	0	△49	△9	△25	0	△51	△9	△26	0	△51	△9	△26	0	△51	△9	△26	
② 確保 方策	232	986	111	475	492	1,081	142	534	1,232	1,171	162	574	1,202	1,216	172	594	1,202	1,216	172	594	1,202	1,216	172	594	
特定教育 ・保育施設 確認を受け ない幼稚園 特定地域型 保育事業	1,126	-	-	-	-	-	-	-	806	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-
②-①過不足	300	△54	△122	△107	255	61	△85	△47	199	158	△59	3	168	204	△50	24	153	188	△49	24	153	188	△49	24	

■確保の内容

	平成27年度					平成28年度					平成29年度					平成30年度					平成31年度				
	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		
	1号	2号	0歳	1-2歳		1号	2号	0歳	1-2歳		1号	2号	0歳	1-2歳		1号	2号	0歳	1-2歳		1号	2号	0歳	1-2歳	1号
①既存保育施 設の定員増	-	-	9人	11人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
②幼稚園の認 定こども園化	260人	95人	22人	48人	260人	90人	20人	40人	130人	45人	10人	20人	20人	45人	10人	20人	20人	45人	10人	20人	20人	45人	10人	20人	
③認定こども 園等の新設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
④小規模保育 事業等の新設	-	-	6人	12人	-	-	6人	12人	-	-	6人	12人	-	-	6人	12人	-	-	6人	12人	-	-	6人	12人	
				1か所				1か所				1か所			1か所			1か所							

※2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望が強い者は幼稚園を利用し、当面、実際上の不足は生じない。

⑨静岡長田

■量の見込みと確保方策

(単位：人)

	平成27年度					平成28年度					平成29年度					平成30年度					平成31年度				
	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		
	学校教育利用希望	左記以外	0歳	1-2歳		学校教育利用希望	左記以外	0歳	1-2歳		学校教育利用希望	左記以外	0歳	1-2歳		学校教育利用希望	左記以外	0歳	1-2歳		学校教育利用希望	左記以外	0歳	1-2歳	
①量の見込み	819	258	584	156	443	812	256	579	151	425	759	239	541	145	410	721	227	514	141	395	694	219	495	139	381
特定教育・保育施設	100	693	88	299	280	748	103	324	1,080	838	123	364	1,040	900	139	401	1,040	900	139	401	1,040	900	139	401	
確認を 受けない 幼稚園	1,105	-	-	-	885	-	-	-	-	0	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	0	-	-	-	
特定地域型 保育事業	-	-	-	0	0	-	-	0	0	-	-	0	0	-	0	-	-	-	0	0	-	-	-	0	0
②-①過不足	386	△149	△68	△144	353	△87	△48	△101	321	58	△22	△46	319	159	△2	6	346	186	0	20	186	0	20		

■確保の内容

	平成27年度					平成28年度					平成29年度					平成30年度					平成31年度				
	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		
	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳		0歳	1-2歳	0歳	1-2歳		0歳	1-2歳	0歳	1-2歳		0歳	1-2歳	0歳	1-2歳		0歳	1-2歳			
①既存保育施設 の定員増	-	10人	5人	5人	1か所	-	-	-	-	-	17人	6人	17人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
②幼稚園の認 定子ども園化	180人	45人	10人	20人	360人	90人	20人	40人	180人	45人	10人	20人	2か所	1か所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
③認定子ども 園等の新設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
④小規模保育 事業等の新設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

※2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望が強い者は幼稚園を利用し、当面、実際の不足は生じない。

⑩清水羽衣

■量の見込みと確保方策

(単位：人)

	平成27年度					平成28年度					平成29年度					平成30年度					平成31年度				
	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		
	学校教 育利用 希望	左記 以外	0歳	1-2歳		学校教 育利用 希望	左記 以外	0歳	1-2歳		学校教 育利用 希望	左記 以外	0歳	1-2歳		学校教 育利用 希望	左記 以外	0歳	1-2歳		学校教 育利用 希望	左記 以外	0歳	1-2歳	学校教 育利用 希望
①量の見込み	733	231	523	126	361	682	215	487	123	352	660	208	470	121	340	620	195	442	117	333	694	219	495	113	325
754																									
714																									
②特定教育・保育施設 確認を受け ない幼稚園 特定地域型 保育事業	261		869	98	389	431		914	108	409	726		914	114	413	696		944	117	425	696		944	117	425
511																									
②-①過不足	39	115	△28	28	90	212	△15	57	66	236	△7	73	76	307	0	92	2	230	4	100					

■確保の内容

	平成27年度					平成28年度					平成29年度					平成30年度					平成31年度				
	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		
	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳		0歳	1-2歳	0歳	1-2歳		0歳	1-2歳	0歳	1-2歳		0歳	1-2歳	0歳	1-2歳		0歳	1-2歳	0歳	1-2歳	0歳
①既存保育施設 の定員増	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
②幼稚園の認 定こども園化	170人	45人	10人	20人	-	-	-	-	-	140人	30人	3人	12人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
③認定こども 園等の新設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
④小規模保育 事業等の新設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

⑪清水有度

■量の見込みと確保方策

(単位：人)

	平成27年度				平成28年度				平成29年度				平成30年度				平成31年度							
	2号		3号		2号		3号		2号		3号		2号		3号		2号		3号					
	1号	学校教 育利用 希望 左記 以外	0歳	1-2歳	1号	学校教 育利用 希望 左記 以外	0歳	1-2歳	1号	学校教 育利用 希望 左記 以外	0歳	1-2歳	1号	学校教 育利用 希望 左記 以外	0歳	1-2歳	1号	学校教 育利用 希望 左記 以外	0歳	1-2歳				
①量の見込み	821	250	586	173	480	845	172	465	812	256	579	170	464	796	251	568	169	461	778	245	555	167	456	
②確保方策	220	877	105	368	400	922	115	388	790	969	131	420	790	969	131	420	790	969	131	420	790	969	131	420
特定教育・保育施設 確認を受け ない幼稚園	733	-	-	-	493	-	-	-	0	-	-	-	-	0	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-
特定地域型 保育事業	-	-	12	24	-	-	24	48	-	-	-	30	60	-	-	-	30	60	-	-	-	-	30	60
②-①過不足	132	32	△56	△88	73	78	△33	△29	△22	134	△9	16	△6	150	△8	19	12	169	△6	24				

■確保の内容

	平成27年度				平成28年度				平成29年度				平成30年度				平成31年度							
	2号		3号		2号		3号		2号		3号		2号		3号		2号		3号					
	1号	0歳	1-2歳	1-2歳	1号	0歳	1-2歳	1-2歳	1号	0歳	1-2歳	1-2歳	1号	0歳	1-2歳	1-2歳	1号	0歳	1-2歳					
①既存保育施設 の定員増	-	-	-	-	-	2人	6人	12人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
②幼稚園の認 定こども園化	180人	45人	10人	20人	180人	45人	10人	20人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
③認定こども 園等の新設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
④小規模保育 事業等の新設	-	-	12人	24人	-	-	6人	12人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
				2か所				1か所																

⑫清水庵原

■量の見込みと確保方策

(単位：人)

	平成27年度				平成28年度				平成29年度				平成30年度				平成31年度								
	1号	2号		3号	1号	2号		3号	1号	2号		3号	1号	2号		3号	1号	2号		3号					
		学校教育利用希望	左記以外			学校教育利用希望	左記以外			学校教育利用希望	左記以外			学校教育利用希望	左記以外			学校教育利用希望	左記以外						
①量の見込み	771	243	550	151	415	741	234	529	148	416	722	228	515	146	407	697	220	497	144	401	694	219	495	141	396
清水山間からの流入	0	14	31	15	44	0	14	31	14	42	0	14	31	13	41	0	14	31	13	41	0	14	31	12	39
②確保方策	231	1,036	117	475	231	1,036	117	475	491	1,081	127	495	491	1,081	133	509	491	1,081	133	509	491	1,081	133	509	
特定教育・保育施設 確認を受け ない幼稚園 特定地域型 保育事業	393	-	-	-	-	393	-	-	-	130	-	-	-	130	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
②-①過不足	△147	198	△43	40	△117	228	△40	40	△101	293	△27	70	△76	319	△18	91	△73	322	△14	98	322	△14	98		

■確保の内容

	平成27年度				平成28年度				平成29年度				平成30年度				平成31年度								
	1号	2号		3号	1号	2号		3号	1号	2号		3号	1号	2号		3号	1号	2号		3号					
		0歳	1-2歳			0歳	1-2歳			0歳	1-2歳			0歳	1-2歳			0歳	1-2歳						
①既存保育施設の定員増	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
②幼稚園の認定こども園化	-	-	-	130人	45人	10人	20人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
③認定こども園等の新設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
④小規模保育事業等の新設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

⑬清水山間

■量の見込みと確保方策

(単位：人)

	平成27年度				平成28年度				平成29年度				平成30年度				平成31年度									
	2号		3号		2号		3号		2号		3号		2号		3号		2号		3号							
	1号	学校教 育利用 希望 左記 以外	0歳	1-2歳	1号	学校教 育利用 希望 左記 以外	0歳	1-2歳	1号	学校教 育利用 希望 左記 以外	0歳	1-2歳	1号	学校教 育利用 希望 左記 以外	0歳	1-2歳	1号	学校教 育利用 希望 左記 以外	0歳	1-2歳						
①量の見込み	80	25	57	82	44	82	26	58	84	15	43	85	27	61	14	42	77	24	55	13	41	75	24	54	12	39
清水庵原 への流出	0	△14	△31	△45	△44	0	△14	△31	△45	△15	△43	0	△14	△31	△14	△42	0	△14	△31	△13	△41	0	△14	△31	△12	△39
②特定教育 ・保育施設 確認を受け ない幼稚園 特定地域型 保育事業	104	45	0	104	0	104	45	0	104	0	0	104	45	0	0	0	104	45	0	0	0	104	45	0	0	0
②-①過不足	24	8	0	22	0	0	6	0	0	0	0	19	2	0	0	0	27	11	0	0	0	29	12	0	0	0

■確保の内容

	平成27年度				平成28年度				平成29年度				平成30年度				平成31年度									
	2号		3号		2号		3号		2号		3号		2号		3号		2号		3号							
	1号	0歳	1-2歳	1号	0歳	1-2歳	1号	0歳	1-2歳	1号	0歳	1-2歳	1号	0歳	1-2歳	1号	0歳	1-2歳	1号	0歳	1-2歳					
①既存保育施 設の定員増	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
②幼稚園の認 定こども園化	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
③認定こども 園等の新設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
④小規模保育 事業等の新設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

⑭由比浦原

■量の見込みと確保方策

(単位：人)

	平成27年度				平成28年度				平成29年度				平成30年度				平成31年度						
	2号		3号		2号		3号		2号		3号		2号		3号		2号		3号				
	1号	学校教育 利用 希望 左記 以外	0歳	1-2歳	1号	学校教育 利用 希望 左記 以外	0歳	1-2歳	1号	学校教育 利用 希望 左記 以外	0歳	1-2歳	1号	学校教育 利用 希望 左記 以外	0歳	1-2歳	1号	学校教育 利用 希望 左記 以外	0歳	1-2歳			
①量の見込み	147	151 46	25	78	145	149 46	103	68	132	135 41	94	21	62	118	121 37	84	19	57	103	106 32	74	17	52
②確保方策	120	250	20	100	120	250	20	100	200	280	23	112	200	280	23	112	200	280	280	280	23	112	112
特定教育・保育施設 確認を受け ない幼稚園	99	-	-	-	99	-	-	-	0	-	-	-	0	0	-	-	0	-	0	-	-	-	-
特定地域型 保育事業	-	-	0	0	-	-	0	0	-	-	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0
②-①過不足	72	99	△5	22	74	101	△2	32	68	145	2	50	82	159	4	55	97	174	174	6	6	60	60

■確保の内容

	平成27年度				平成28年度				平成29年度				平成30年度				平成31年度						
	2号		3号		2号		3号		2号		3号		2号		3号		2号		3号				
	1号	0歳	1-2歳	1号	0歳	1-2歳	1号	0歳	1-2歳	1号	0歳	1-2歳	1号	0歳	1-2歳	1号	0歳	1-2歳	1号	0歳	1-2歳		
①既存保育施設 の定員増	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
②幼稚園の認 定こども園化	-	-	-	30人	30人	3人	12人	1か所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
③認定こども 園等の新設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
④小規模保育 事業等の新設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

3 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

(1) 認定こども園の普及

① 基本的な考え方

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等に関わらず、柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、そのメリットを活かすことができるよう認定こども園の普及に取り組んでいきます。

特に、幼保連携型認定こども園については、「学校及び児童福祉施設」として単一の認可の仕組みとした制度改正の趣旨を踏まえ、その普及を推進していきます。

また、認定こども園への移行を希望する既存施設に対しては、事業者の意向や施設の状況などを十分に踏まえながら積極的に支援を行っていきます。

② 目標設置数・設置時期

目標設置数	設置時期
130 施設程度	平成 31 年度末まで

※平成 27 年 4 月から認定こども園としてスタートする市立認定こども園 56 園、私立認定こども園 16 園の計 72 園に加え、平成 26 年 7 月に実施した意向調査において、平成 28 年度以降の移行を検討していると回答した私立幼稚園・保育所 18 園のほか、今後状況をみて判断することが見込まれる私立園の半数程度（40 園程度）が移行するものと仮定して算出。

③ 幼稚園及び保育所が幼保連携型認定こども園に移行する場合の需給調整

既存の幼稚園及び保育所から認定こども園への移行を促進するため、全ての園が認定こども園に移行した場合であっても、全ての認定区分の利用定員が設定できるよう需給調整上の特例を設けます。

幼稚園及び保育所から幼保連携型認定こども園へ移行の認可等の申請があった場合は、2の(2)の量の見込みと確保方策において定める必要な教育・保育の供給量として確保する数に、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 26 年 7 月 2 日内閣府告示第 159 号）第三の四の 2(2)ウ」に規定する需給調整上の特例として定める数を加えた数に既に達しているか、又は認可によりこれを超えることになることを認めるときを除き、認可を行うこととします。

【需給調整上の特例として定める数の考え方】

次の数に園数を乗じて得た数とします。

- 1号認定（保育所からの移行）及び2号認定（幼稚園からの移行）

子どもにとって一定規模での教育・保育を確保することが望ましいことなどを踏まえ、1園あたり 30 人。

- 3号認定（幼稚園からの移行）

2号認定の子どもの数との整合性、基準上必要となる職員配置が0歳児3人につき1人、1・2歳児6人につき1人であることなどを踏まえ、1園あたり 15 人。

【需給調整上の特例として定める数】 (単位：人)

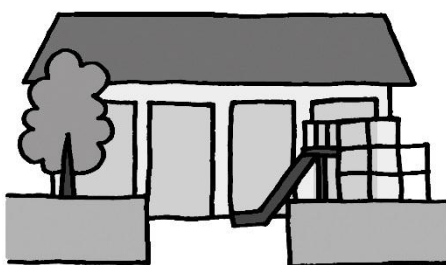
1号	2号	3号
2,970	540	435

個別の園の具体的な定数については、上記の数の範囲内で、各園の規模・利用状況、地域の需給状況等を踏まえて設定します。

(2) 教育・保育施設、地域型保育事業、小学校との連携の推進

幼児期の教育・保育の量の確保と質の充実を図るためには、認定こども園、幼稚園、保育所の教育・保育施設と3歳未満児の保育を行う小規模保育事業等の地域型保育事業が連携・補完することが必要です。このために、地域型保育事業については、満3歳以降、引き続き教育・保育が受けられるように連携施設を設けるとともに、利用者支援事業により受入施設の情報提供・コーディネートを行い、3歳以上児の教育・保育への円滑な接続を確保していきます。

また、認定こども園、幼稚園、保育所から小学校への円滑な接続を図るために、引き続き関係機関で構成する協議会において、幼保小の円滑な接続のあり方について、情報交換、協議を行うとともに、公開保育・公開授業等による相互理解を深め、連携体制の充実に取り組んでいきます。



第3節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策等

1 量の見込み

各年度における提供区域ごとの量の見込みは、居住する子ども及びその保護者の利用状況及び利用希望把握調査等により把握する利用希望を踏まえて設定します。具体的には、利用状況及び利用希望を分析し、かつ評価し、参酌標準及び本市の状況を踏まえながら各事業ごとに量の見込みを定めるものとします。

■地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（市全体）

事業名	単位 (年)	H25年度 実績	H26年度 実績見込み	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
(1)利用者支援事業	か所	—	6	26	26	26	26	26
(2)時間外保育事業 (延長保育)	人	3,935	3,935	2,605	2,571	2,521	2,471	2,440
(3)放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	人	3,606	3,575	6,127	6,109	6,084	6,150	6,080
(4)子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	人日	118	310	377	373	368	366	361
(5)乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	人	5,351	5,350	5,435	5,360	5,274	5,194	5,112
(6)養育支援訪問事業その他 要保護児童等支援に資する事業	世帯数	21	24	27	30	33	36	39
(7)地域子育て支援拠点事業	人回	94,266	94,077	320,532	316,752	312,180	307,668	302,940
(8)一時預かり事業	1号認定	198,385	194,000	91,065	89,738	87,439	85,456	84,458
	2号認定			291,136	286,902	279,549	273,211	270,007
	その他	50,317	55,758	62,605	61,656	60,959	60,095	59,186
(9)病児保育事業、子育て 援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業)	人日	855	1,037	14,658	14,469	14,182	13,920	13,746
(10)子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	就学児童	7,224	7,603	10,854	10,770	10,710	10,754	10,650
	未就学児童	7,093	7,162	21,283	21,009	20,593	20,213	19,958
(11)妊婦健診	人	5,534	5,559	5,540	5,464	5,377	5,294	5,212
	延べ健診	64,495	66,021	64,264	63,382	62,373	61,410	60,459

※単位の「人日」は延べ利用人数、「人回」は延べ利用回数。

2 提供体制の確保の内容及びその実施時期

事業ごとに設定した提供区域ごとに、「量の見込み」に対応するよう、提供体制の確保の内容及び実施時期（確保方策）を設定します。

(1) 利用者支援事業【3区域】

【事業概要】

認定こども園、幼稚園、保育所等の教育・保育施設、小規模保育等の地域型保育や、地域の子育て支援事業の情報を集約し、これらの利用に関する保護者等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を行う事業。

【現在の実施状況】※26年度から実施

〔保育コーディネーター〕

各区役所の保育児童課において、認定こども園、保育所等の利用申請等に関する相談、情報提供、調査などを実施。

〔子ども未来サポーター〕

地域の子育て支援センターにおいて、認定こども園、保育所等をはじめとする子ども・子育て支援の利用全般についての相談、情報提供などを実施。

（平成26年度の実施か所）

葵 区：静岡中央子育て支援センター

駿河区：子育て支援センター「わとと・あおぞら」

清水区：清水中央子育て支援センター

【量の見込みと確保の内容】※各提供区域の合計 単位：実施か所数／年

		26年度 実績見込み	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		6か所 (内訳)	26か所	26か所	26か所	26か所	26か所
②確保 の内容	保育コーディネーター	保育コーディネーター 3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
	子ども未来サポーター	子ども未来サポーター 3か所	5か所	10か所	15か所	19か所	23か所
	合計		8か所	13か所	18か所	22か所	26か所
不足			△18か所	△13か所	△8か所	△4か所	0か所

※妊娠前から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を行う利用者支援事業（母子保健型）については、平成27年度に1か所で開始することとし、その後の展開については、今後検討します。

【提供体制の考え方】

保育コーディネーターは、主に認定こども園、幼稚園、保育所等の教育・保育施設、小規模保育等の地域型保育の利用申請等に関する相談、情報提供を、関係機関と連携を図りながら実施する役割を担うことから、子育て支援に関する情報を集約・発信する中核的機能を持つ各区役所の行政窓口（計3か所）に配置します。

子ども未来サポーターは、子育て家庭に身近な場所で、幼児期の教育・保育をはじめとする子ども・子育て支援の利用全般に関する相談、情報提供を実施する役割を担うことから、地域の子育て家庭に密着した各子育て支援センターへの配置を進めます。計画の最終年度である平成31年度には、国が目安として示しているおおむね2中学校区に1か所を目安として配置できるよう、利用状況を踏まえつつ、市内すべての子育て支援センターへの配置を目指します。

〈各提供区域の確保方策〉※単位：実施か所数／年

①葵区

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		9か所	9か所	9か所	9か所	9か所
②確保の内容	保育コーディネーター	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	子ども未来サポーター	2か所	3か所	5か所	6か所	8か所
	合計	3か所	4か所	6か所	7か所	9か所
不足		△6か所	△5か所	△3か所	△2か所	0か所

②駿河区

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		7か所	7か所	7か所	7か所	7か所
②確保の内容	保育コーディネーター	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	子ども未来サポーター	1か所	3か所	5か所	6か所	6か所
	合計	2か所	4か所	6か所	7か所	7か所
不足		△5か所	△3か所	△1か所	0か所	0か所

③清水区

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		10か所	10か所	10か所	10か所	10か所
②確保の内容	保育コーディネーター	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	子ども未来サポーター	2か所	4か所	5か所	7か所	9か所
	合計	3か所	5か所	6か所	8か所	10か所
不足		△7か所	△5か所	△4か所	△2か所	0か所

(2) 時間外保育事業（延長保育）【14 区域】

【事業概要】

認定こども園、保育所等において、保育標準時間認定及び保育短時間認定の在園児に対し、通常の保育時間を超えて保育を実施する事業。

【現在の実施状況】

現在、各保育所（68 か所）において、おおむね午後7時までの延長保育を実施。

平成 25 年度は、実施園に在園している子ども 8,194 人のうち、3,935 人の子どもに実施。

【量の見込みと確保の内容】 ※各提供区域の合計 単位：人／年

	26 年度 実績見込み	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
①量の見込み	3,935 人	2,605 人	2,571 人	2,521 人	2,471 人	2,440 人
②確保の内容		4,000 人	4,000 人	4,000 人	4,000 人	4,000 人
不足		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

※「量の見込み」としては、「定期的利用」のみを推計対象としている一方、「実績」には、定期的利用のみならず、「不定期的利用」も含まれていることから、実績値を下回っているものと考えられます。このため実際の利用も「実績」の水準の利用が見込まれます。

【提供体制の考え方】

認定こども園、保育所において、在園している保育認定を受けた子どもに対し、必要に応じ通常の保育時間の前後に保育を行う事業であることから、幼児期の教育・保育の提供体制の確保の中で時間外保育（延長保育）のニーズにも対応できるよう提供体制を確保していきます。

〈各提供区域の確保方策〉 ※単位：人／年

①静岡中央

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
①量の見込み	204 人	207 人	206 人	205 人	205 人
②確保の内容	486 人	486 人	486 人	486 人	486 人
不足	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

②静岡北

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
①量の見込み	173 人	170 人	168 人	164 人	159 人
②確保の内容	213 人	213 人	213 人	213 人	213 人
不足	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

③静岡城北

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
①量の見込み	239 人	237 人	234 人	232 人	229 人
②確保の内容	445 人	445 人	445 人	445 人	445 人
不足	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

④静岡東

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	232人	230人	223人	216人	213人
②確保の内容	343人	343人	343人	343人	343人
不足	0人	0人	0人	0人	0人

⑤静岡西北

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	97人	95人	92人	90人	88人
②確保の内容	97人	97人	97人	97人	97人
不足	0人	0人	0人	0人	0人

⑥静岡山間

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	7人	6人	6人	6人	6人
②確保の内容	7人	7人	7人	7人	7人
不足	0人	0人	0人	0人	0人

⑦静岡東南

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	234人	234人	232人	233人	235人
②確保の内容	252人	252人	252人	252人	252人
不足	0人	0人	0人	0人	0人

⑧静岡西南

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	360人	360人	358人	358人	361人
②確保の内容	734人	734人	734人	734人	734人
不足	0人	0人	0人	0人	0人

⑨静岡長田

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	257人	252人	238人	228人	221人
②確保の内容	369人	369人	369人	369人	369人
不足	0人	0人	0人	0人	0人

⑩清水羽衣

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	220人	210人	203人	194人	189人
②確保の内容	276人	276人	276人	276人	276人
不足	0人	0人	0人	0人	0人

⑪清水有度

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	269人	266人	264人	260人	256人
②確保の内容	322人	322人	322人	322人	322人
不足	0人	0人	0人	0人	0人

⑫清水庵原

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	243人	237人	232人	226人	224人
②確保の内容	395人	395人	395人	395人	395人
不足	0人	0人	0人	0人	0人

⑬清水山間

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	25人	25人	26人	24人	23人
②確保の内容	26人	26人	26人	26人	26人
不足	0人	0人	0人	0人	0人

⑭由比蒲原

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	45人	42人	39人	35人	31人
②確保の内容	45人	45人	45人	45人	45人
不足	0人	0人	0人	0人	0人



(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）【14 区域】

【事業概要】

共働き家庭など保護者が昼間に仕事などで家庭にいない小学生を対象に、授業終了後に、校内や近隣の施設において、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業。

【現在の実施状況】

現在、76 か所 97 室で放課後児童クラブを実施しており、平成 26 年 5 月時点で、利用児童が 3,575 人、待機児童が 137 人（利用申請があった児童は合計 3,712 人）。

※現在の対象は、原則 1～3 年生。

【量の見込みと確保の内容】 ※各提供区域の合計

※各欄の単位 上段：人 / 年 下段：設置室数 / 年

	26 年度 実績見込み	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	【参考】 32 年度
①量の 見込み	3,575 人 (97 室)	6,127 人 (175 室)	6,109 人 (175 室)	6,084 人 (175 室)	6,150 人 (175 室)	6,080 人 (175 室)	6,080 人 (175 室)
②確保 の内容		3,775 人 (107 室)	4,258 人 (121 室)	4,686 人 (135 室)	5,181 人 (151 室)	5,805 人 (169 室)	6,064 人 (175 室)
不足		△2,352 人 (△68 室)	△1,851 人 (△54 室)	△1,398 人 (△40 室)	△969 人 (△24 室)	△275 人 (△6 室)	△53 人 (0 室)

※31 年度末までに量の見込みに対応する整備を行うことから、32 年度から確保量が量の見込みに見合うこととなります。

【提供体制の考え方】

今般の法律改正により放課後児童クラブの対象児童が従来のおおむね 10 歳未満の児童から小学校就学児全体にまで拡大されたことを踏まえ、また、「量の見込み」として推計した潜在的なニーズは平成 32 年度頃までに順次、顕在化するものと想定して、平成 32 年度当初において小学校 1 年生から 6 年生までの「量の見込み」に対応できるよう、計画期間 5 年の間（平成 31 年度末まで）に、順次、事業量を拡充していきます。その際、高学年の児童については、今後、新たに利用が進むこととなることから、実際の利用状況等を踏まえ、必要に応じて計画を見直すこととします。

具体的には、平成 31 年度のニーズ量が 10 人以上（おおむね児童数 50 人以上）の小学校区において、放課後児童クラブ事業を実施することとし、併せて支援の単位が最低基準に定められたおおむね 40 人以下の適正規模となるよう、児童クラブ室の増設等を進めます。

新たな整備にあたっては、現在待機児童が生じている特にニーズ量が多い地域における整備を優先して行い、その次の段階として、その他のニーズ量の多い地域の整備を行っていくこととします。

一方で、中山間地など、ニーズ量が 9 人以下（おおむね児童数 49 人以下）の小学校区では、放課後子ども教室、ファミリー・サポート・センター事業等の活用や、地域の協力を得た他の方策などにより地域のニーズに対応していきます。

放課後児童クラブの事業量の確保に当たっては、国の「放課後子ども総合プラン」を踏まえ、次代を担う人材の育成の観点から、放課後児童クラブと放課後子ども教室との一体型での実施

を推進するとともに、地域の民間の事業主体による事業と協働して事業量の確保を進めます。

また、児童の安全確保や施設の有効利用の観点から、学校施設（余裕教室等）の一層の活用を進めることとし、新たに開設する放課後児童クラブの約8割以上を余裕教室等の小学校内の施設で実施していきます。

さらに、対応が可能となったところから午後7時までの開所時間の延長を行うなど地域のニーズに応じたサービスの充実を図っていくとともに、兄弟姉妹の数や所得の状況に応じた利用者負担の軽減を図ります。

〈各提供区域の確保方策〉※各欄の単位 上段：人／年 下段（）：設置室数／年

①静岡中央

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	【参考】 32年度
①量の見込み	446人 (14室)	454人 (14室)	475人 (14室)	502人 (14室)	519人 (14室)	519人 (14室)
②確保の内容	262人 (8室)	348人 (10室)	348人 (10室)	348人 (10室)	519人 (14室)	519人 (14室)
不足	△184人 (△6室)	△106人 (△4室)	△127人 (△4室)	△154人 (△4室)	0人 (0室)	0人 (0室)

②静岡北

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	【参考】 32年度
①量の見込み	430人 (13室)	427人 (13室)	416人 (13室)	418人 (13室)	421人 (13室)	421人 (13室)
②確保の内容	219人 (6室)	248人 (7室)	277人 (8室)	333人 (10室)	361人 (11室)	417人 (13室)
不足	△211人 (△7室)	△179人 (△6室)	△139人 (△5室)	△85人 (△3室)	△60人 (△2室)	△4人 (0室)

③静岡城北

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	【参考】 32年度
①量の見込み	601人 (16室)	602人 (16室)	611人 (16室)	616人 (16室)	610人 (16室)	610人 (16室)
②確保の内容	334人 (8室)	474人 (12室)	508人 (13室)	542人 (14室)	576人 (15室)	610人 (16室)
不足	△267人 (△8室)	△128人 (△4室)	△103人 (△3室)	△74人 (△2室)	△34人 (△1室)	0人 (0室)

④静岡東

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	【参考】 32年度
①量の見込み	525人 (14室)	517人 (14室)	521人 (14室)	516人 (14室)	509人 (14室)	509人 (14室)
②確保の内容	296人 (10室)	348人 (11室)	399人 (12室)	399人 (12室)	501人 (14室)	501人 (14室)
不足	△229人 (△4室)	△169人 (△3室)	△122人 (△2室)	△117人 (△2室)	△8人 (0室)	△8人 (0室)

⑤静岡西北

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	【参考】 32年度
①量の見込み	229人 (8室)	230人 (8室)	231人 (8室)	230人 (8室)	225人 (8室)	225人 (8室)
②確保の内容	122人 (5室)	157人 (6室)	157人 (6室)	157人 (6室)	192人 (7室)	227人 (8室)
不足	△107人 (△3室)	△73人 (△2室)	△74人 (△2室)	△73人 (△2室)	△33人 (△1室)	0人 (0室)

⑥静岡山間

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	【参考】 32年度
①量の見込み	20人 (0室)	17人 (0室)	20人 (0室)	18人 (0室)	12人 (0室)	12人 (0室)
②確保の内容	0人 (0室)	0人 (0室)	0人 (0室)	0人 (0室)	0人 (0室)	0人 (0室)
不足	△20人 (0室)	△17人 (0室)	△20人 (0室)	△18人 (0室)	△12人 (0室)	△12人 (0室)

⑦静岡東南

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	【参考】 32年度
①量の見込み	487人 (14室)	500人 (14室)	522人 (14室)	526人 (14室)	529人 (14室)	529人 (14室)
②確保の内容	257人 (8室)	257人 (8室)	345人 (10室)	433人 (12室)	477人 (13室)	521人 (14室)
不足	△230人 (△6室)	△243人 (△6室)	△177人 (△4室)	△93人 (△2室)	△52人 (△1室)	△8人 (0室)

⑧静岡西南

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	【参考】 32年度
①量の見込み	768人 (21室)	764人 (21室)	748人 (21室)	750人 (21室)	735人 (21室)	735人 (21室)
②確保の内容	406人 (10室)	466人 (12室)	526人 (14室)	616人 (17室)	676人 (19室)	735人 (21室)
不足	△362人 (△11室)	△298人 (△9室)	△222人 (△7室)	△134人 (△4室)	△59人 (△2室)	0人 (0室)

⑨静岡長田

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	【参考】 32年度
①量の見込み	599人 (17室)	589人 (17室)	596人 (17室)	595人 (17室)	587人 (17室)	587人 (17室)
②確保の内容	323人 (8室)	323人 (8室)	323人 (8室)	500人 (14室)	500人 (14室)	587人 (17室)
不足	△276人 (△9室)	△266人 (△9室)	△273人 (△9室)	△95人 (△3室)	△87人 (△3室)	0人 (0室)

⑩清水羽衣

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	【参考】 32年度
①量の見込み	599人 (18室)	596人 (18室)	552人 (18室)	578人 (18室)	557人 (18室)	557人 (18室)
②確保の内容	419人 (13室)	419人 (13室)	450人 (14室)	480人 (15室)	510人 (16室)	570人 (18室)
不足	△180人 (△5室)	△177人 (△5室)	△102人 (△4室)	△98人 (△3室)	△47人 (△2室)	0人 (0室)

⑪清水有度

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	【参考】 32年度
①量の見込み	614人 (16室)	614人 (16室)	611人 (16室)	614人 (16室)	615人 (16室)	615人 (16室)
②確保の内容	399人 (8室)	480人 (11室)	534人 (13室)	534人 (13室)	615人 (16室)	615人 (16室)
不足	△215人 (△8室)	△134人 (△5室)	△77人 (△3室)	△80人 (△3室)	0人 (0室)	0人 (0室)

⑫清水庵原

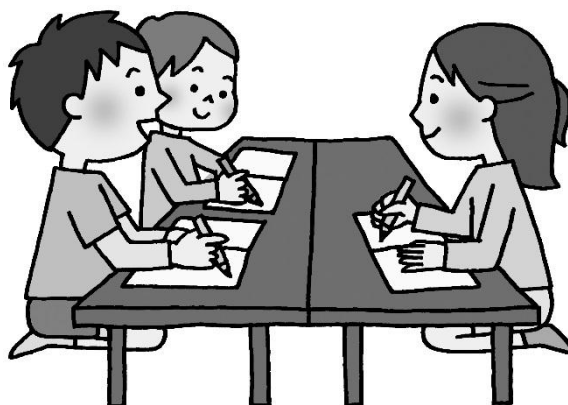
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	【参考】 32年度
①量の見込み	608人 (17室)	604人 (17室)	589人 (17室)	586人 (17室)	566人 (17室)	566人 (17室)
②確保の内容	431人 (9室)	431人 (9室)	491人 (12室)	511人 (13室)	550人 (15室)	588人 (17室)
不足	△177人 (△8室)	△173人 (△8室)	△98人 (△5室)	△75人 (△4室)	△16人 (△2室)	0人 (0室)

⑬清水山間

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	【参考】 32年度
①量の見込み	55人 (2室)	57人 (2室)	54人 (2室)	62人 (2室)	60人 (2室)	60人 (2室)
②確保の内容	18人 (1室)	18人 (1室)	18人 (1室)	18人 (1室)	18人 (1室)	43人 (2室)
不足	△37人 (△1室)	△39人 (△1室)	△36人 (△1室)	△44人 (△1室)	△42人 (△1室)	△17人 (0室)

⑭由比蒲原

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	【参考】 32年度
①量の見込み	146人 (5室)	138人 (5室)	138人 (5室)	139人 (5室)	135人 (5室)	135人 (5室)
②確保の内容	89人 (3室)	89人 (3室)	110人 (4室)	110人 (4室)	110人 (4室)	131人 (5室)
不足	△57人 (△2室)	△49人 (△2室)	△28人 (△1室)	△29人 (△1室)	△25人 (△1室)	△4人 (0室)



◆総合的な放課後子ども対策の推進について

(放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型又は連携型による実施)

ア. 放課後子ども教室の現状

【事業概要】

地域との連携・協働により、放課後に学校施設を活用し、児童が様々な学習活動や体験活動などに取り組むことで、安心・安全で充実した子どもの遊び及び体験学習の場とすることを目的とした事業。

【実施状況】

対象：参加を希望する全児童

実施時間：平日の授業終了時刻から学校で定めた下校時刻（おおむね午後 4 時 30 分まで）

実施校数：13 校（中山間地域の小学校）

イ. 放課後子ども教室の整備及び放課後児童クラブ・放課後子ども教室の一体的実施

【基本的考え方】

国の「放課後子ども総合プラン」を踏まえ、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、放課後児童クラブを利用する児童を含め全ての希望する就学児童が、放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる場を提供することが必要です。

そのため、原則として全ての小学校区において、放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体型又は連携型により実施することとします。

※「一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室」とは、全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小学校敷地内で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての希望する児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加できるものをいいます。

【整備の進め方】

整備計画としては、平成 31 年度までに、放課後子ども教室を全小学校で実施することを目標とし、順次、拡大を図っていきます。

また、放課後児童クラブを実施している小学校で放課後子ども教室を実施する場合には、学校敷地内に児童クラブがある所では一体型により、やむを得ない理由により学校敷地外に児童クラブがある所では連携型により、実施することを基本とします。

そのためまずは、平成 27 年度に 7 校程度をモデルとして一体型の事業を試し、地域の実情に応じた実施方法を検討していきます。

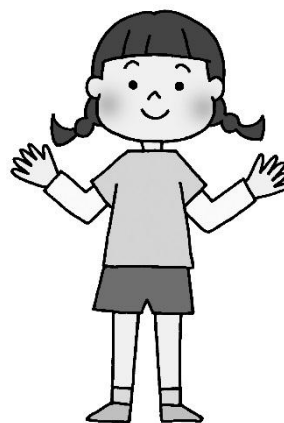
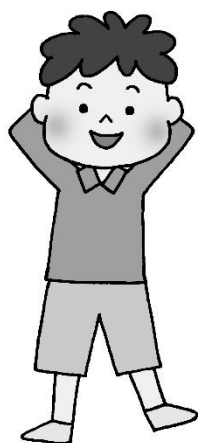
	26年度 実績 見込み	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	【参考】 32年度
放課後児童クラブ	66校	66校	66校	66校	66校	67校	69校
放課後子ども教室	13校	22校	36校	52校	69校	86校	86校
児童クラブと子ども 教室の一体的実施	—	7校	19校	34校	50校	67校	69校

※ 全小学校86校のうち、小規模校17校では放課後子ども教室のみの実施となるため、一体型又は連携型での実施対象外となります。

【連携の在り方】

一体型又は連携型の事業実施については、教育委員会と子ども未来局が引き続き緊密に連携し、すべての児童が同一の活動プログラムに参加できるよう、事業の実施体制、運営方法等について、検討を進める必要があります。そのために、国の「放課後子ども総合プラン」にあるように、教育委員会、子ども未来局及び両事業関係者等による運営委員会を設置し、具体的な実施方策等について検討を進めていきます。

また、各学校単位には、放課後子ども教室事業において行われているように、コーディネーター、支援員、学校関係者等による運営連絡会を設置し、関係者や地域と連携することで、一体型又は連携型での円滑な実施を図っていきます。



(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）【1区域】

【事業概要】

保護者が、疾病・疲労などの身体上・精神上・環境上の理由により子どもを養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設などの保護を適切に行うことができる施設において必要な保護を実施する事業。

【現在の実施状況】

現在、各区役所の保育児童課（家庭児童相談室）を申請窓口として、市内の乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設の計3か所において実施しています。

〔実施施設〕

静岡乳児院（葵区有永：3歳未満児対象）

児童養護施設 静岡ホーム（葵区井宮町：2～18歳の子どもを対象）

母子生活支援施設 千代田寮（葵区上足洗二丁目：子ども及び保護者を対象）

【量の見込みと確保の内容】 ※単位：人日=延べ利用人数／年 か所=実施か所数／年

	26年度 実績見込み	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	310人日	377人日 3か所	373人日 3か所	368人日 3か所	366人日 3か所	361人日 3か所
②確保の内容		3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
不足		0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

※各施設の受入実績、稼働率等を踏まえると、3施設で1日10人程度の受入が可能であり、年間で3,650人日の受入が可能と考えられます。

【提供体制の考え方】

現在、子育て短期支援事業を実施している各児童福祉施設の受入実績、稼働率等を踏まえると、現在の体制によりニーズ量への対応が可能と考えられるため、引き続き、必要な体制を確保していきます。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）【3区域】

【事業概要】

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、保護者の状況や養育環境等を踏まえ、養育についての相談に応じ、助言などの子育て支援を行う事業。

【現在の実施状況】

子どもが生まれた家庭に対し「出生連絡はがき」の提出をお願いしており、この連絡を受け、委託団体の助産師や、市の保健師（低体重児の場合など）が家庭を訪問しています。また、生後2～3か月で「出生連絡はがき」が提出されていない家庭には、住民基本台帳の情報を基に「赤ちゃん訪問依頼票（はがき）」の提出を依頼しており、この提出があった家庭を赤ちゃん訪問員（委嘱）が訪問しています。

さらに、上記のはがきが提出されない家庭には、電話等による勧奨を行うほか、連絡がつかない家庭には、市の保健師が家庭を訪問し、すべての乳児の家庭を訪問できるようにフォローしています。

【量の見込みと確保の内容】 ※各提供区域の合計 ※単位 量の見込み：人／年

	26年度 実績見込み	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	5,350人	5,435人	5,360人	5,274人	5,194人	5,112人
②確保の内容		【実施体制】 保健師：61人 赤ちゃん訪問員：9人 助産師(委託)：39人 【実施機関】 9保健福祉センター 【委託団体等(助産師)】 静岡市助産師会 清庵助産師会	同左	同左	同左	同左

【提供体制の考え方】

現在の実施体制により、今後もすべての乳児のいる家庭への訪問が可能であると見込まれます。このため、すべての乳児家庭を訪問できるよう、引き続き、実施体制を確保するとともに、訪問率が向上するよう取り組んでいきます。

〈各提供区域の確保方策〉 ※単位 量の見込み：人／年

①葵区

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	1,861人	1,836人	1,806人	1,779人	1,751人
②確保の内容	<p>【実施体制】 保健師：22人 赤ちゃん訪問員：7人 助産師(委託)：30人 ※赤ちゃん訪問員、助産師は、葵区・駿河区で共通。</p> <p>【実施機関】 4 保健福祉センター</p> <p>【委託団体等(助産師)】 静岡市助産師会</p>	同左	同左	同左	同左

②駿河区

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	1,865人	1,839人	1,810人	1,782人	1,754人
②確保の内容	<p>【実施体制】 保健師：16人 赤ちゃん訪問員：7人 助産師(委託)：30人 ※赤ちゃん訪問員、助産師は、葵区・駿河区で共通。</p> <p>【実施機関】 3 保健福祉センター</p> <p>【委託団体等(助産師)】 静岡市助産師会</p>	同左	同左	同左	同左

③清水区

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	1,709人	1,685人	1,658人	1,633人	1,607人
②確保の内容	<p>【実施体制】 保健師：23人 赤ちゃん訪問員：2人 助産師(委託)：9人</p> <p>【実施機関】 2 保健福祉センター</p> <p>【委託団体等(助産師)】 清庵助産師会</p>	同左	同左	同左	同左

(6) 養育支援訪問事業その他要保護児童等支援に資する事業【3区域】

【事業概要】

養育の支援が特に必要な家庭に保育士等の資格を持った訪問員を派遣して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援を実施する事業（養育支援訪問事業）など、特に保護や支援が必要な子どもや家庭への支援に資する事業。支援に当たっては、要保護児童対策地域協議会において、支援対象とすべき子どもや家庭について関係機関が情報共有し、支援を実施。

【現在の実施状況】

〔養育支援訪問事業〕

登録支援訪問員（保育士、看護師、教員等の資格を有する者などが登録。平成26年7月末現在、21人の訪問員が登録）が、各区の家庭児童相談室や保健福祉センター等を活動拠点として、支援対象の家庭を訪問し、養育について指導・助言を行っています。

支援の開始、継続、終了については、事業を統括する中核機関である子ども家庭課が進行政管理や関係機関との連絡調整を行い、また、各区の要保護児童対策地域協議会を諮問機関として位置づけ、同事業の対象世帯に対する支援のあり方等について意見聴取をしています。

〔要保護児童対策地域協議会を活用した支援〕

同事業をはじめとして、支援の対象とすべき要保護児童等について要保護児童対策地域協議会において関係機関が情報を共有し、支援の方針を協議することにより、関係機関が連携した支援を実施しています。

【量の見込みと確保の内容】 ※各提供区域の合計

	26年度 実績見込み	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	24世帯	27世帯	30世帯	33世帯	36世帯	39世帯
②確保の内容		訪問員 20人程度	訪問員 20人程度	訪問員 20人程度	訪問員 20人程度	訪問員 20人程度

【提供体制の考え方】

現在、21人の登録支援訪問員を確保しており、ニーズ量の見込みに対しては、現行の提供体制で対応が可能と考えられます。今後も、実施状況等を踏まえ、ニーズに対応できる必要な体制を維持・確保していきます。

また、同事業をはじめ、養育支援が必要な家庭への支援に当たっては、要保護児童対策地域協議会において関係機関で支援対象の家庭の情報を共有し、関係機関が連携した効果的な支援を実施できるよう、関係機関の研修の実施など同協議会の機能強化に取り組みます。

〈各提供区域の確保方策〉

①葵区

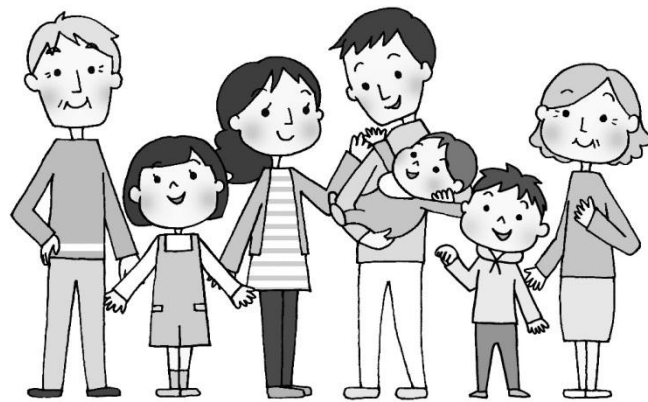
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	12世帯	13世帯	14世帯	15世帯	16世帯
②確保の内容	訪問員 8人程度	訪問員 8人程度	訪問員 8人程度	訪問員 8人程度	訪問員 8人程度

②駿河区

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	8世帯	9世帯	10世帯	11世帯	12世帯
②確保の内容	訪問員 6人程度	訪問員 6人程度	訪問員 6人程度	訪問員 6人程度	訪問員 6人程度

③清水区

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	7世帯	8世帯	9世帯	10世帯	11世帯
②確保の内容	訪問員 6人程度	訪問員 6人程度	訪問員 6人程度	訪問員 6人程度	訪問員 6人程度



(7) 地域子育て支援拠点事業【14区域】

【事業概要】

公共施設や保育所等の地域の身近な場所で乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業。

【現在の実施状況】

市内18か所の子育て支援センターにおいて、親子の交流、育児相談等を実施。
このうち、中央子育て支援センター（葵区、清水区の2か所）では、一時預かり事業も実施。

【量の見込みと確保の内容】 ※各提供区域の合計
※単位 人回=延べ利用回数/年 か所=実施か所数/年

	26年度 実績見込み	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	94,077人回 18か所	320,532 人回 23か所	316,752 人回 23か所	312,180 人回 23か所	307,668 人回 23か所	302,940 人回 23か所
②確保の内容		19か所	19か所	22か所	23か所	23か所
不足		△4か所	△4か所	△1か所	0か所	0か所

【提供体制の考え方】

二一ズ量の見込みを踏まえ、現在の体制では対応できない区域等（静岡東、静岡東南、静岡西南、静岡長田、清水羽衣の5区域）については、できる限り児童館等の既存施設を活用し、計画期間において、順次提供体制を整備していきます。このうち、静岡西南区域には、「駿河中央子育て支援センター」を開設することとし、既存の子育て支援センターから機能を移行するとともに体制の強化を図ります。

また、中山間地の区域（静岡山間、清水山間の2区域）については、隣接する区域などの子育て支援センターにより対応している現状を踏まえ、引き続き、隣接する区域で対応できるよう提供体制を確保していきます。

〈各提供区域の確保方策〉 ※各提供区域の合計
※単位 人回=延べ利用回数/年 か所=実施か所数/年

①静岡中央

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	24,552人回 1か所	24,552人回 1か所	24,456人回 1か所	24,336人回 1か所	24,132人回 1か所
②確保の内容	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
不足	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

②静岡北

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	21,540人回 2か所	20,748人回 2か所	20,256人回 2か所	19,776人回 2か所	19,320人回 2か所
②確保の内容	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
不足	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

③静岡城北

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	28,416人回 2か所	28,044人回 2か所	27,864人回 2か所	27,720人回 2か所	27,444人回 2か所
②確保の内容	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
不足	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

④静岡東

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	29,148人回 2か所	28,836人回 2か所	28,176人回 2か所	27,528人回 2か所	26,916人回 2か所
②確保の内容	0か所	0か所	2か所	2か所	2か所
不足	△2か所	△2か所	0か所	0か所	0か所

⑤静岡西北

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	11,868人回 1か所	11,628人回 1か所	11,400人回 1か所	11,160人回 1か所	10,836人回 1か所
②確保の内容	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
不足	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

⑥静岡山間

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	708人回 0か所	768人回 0か所	732人回 0か所	696人回 0か所	648人回 0か所
②確保の内容	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
不足	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

⑦静岡東南

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	29,388人回 2か所	30,000人回 2か所	30,144人回 2か所	29,928人回 2か所	29,748人回 2か所
②確保の内容	1か所	1か所	2か所	2か所	2か所
不足	△1か所	△1か所	0か所	0か所	0か所

⑧静岡西南

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	47,040人回 2か所	47,724人回 2か所	47,640人回 2か所	47,700人回 2か所	47,676人回 2か所
②確保の内容	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
不足	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

⑨静岡長田

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	31,056人回 2か所	29,880人回 2か所	28,752人回 2か所	27,780人回 2か所	27,012人回 2か所
②確保の内容	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
不足	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

⑩清水羽衣

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	25,224人回 3か所	24,612人回 3か所	23,904人回 3か所	23,328人回 3か所	22,716人回 3か所
②確保の内容	2か所	2か所	2か所	3か所	3か所
不足	△1か所	△1か所	△1か所	0か所	0か所

⑪清水有度

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	33,864人回 2か所	33,096人回 2か所	32,952人回 2か所	32,712人回 2か所	32,376人回 2か所
②確保の内容	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
不足	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

⑫清水庵原

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	29,364人回 2か所	29,232人回 2か所	28,692人回 2か所	28,284人回 2か所	27,864人回 2か所
②確保の内容	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
不足	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

⑬清水山間

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	3,072人回 0か所	2,976人回 0か所	2,916人回 0か所	2,796人回 0か所	2,640人回 0か所
②確保の内容	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
不足	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

⑭由比蒲原

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	5,292人回 2か所	4,656人回 2か所	4,296人回 2か所	3,924人回 2か所	3,612人回 2か所
②確保の内容	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
不足	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

(8) 一時預かり事業【14 区域】

【事業概要】

保護者の病気等により家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間に保育所その他の場所において、一時的な預かりを実施する事業。

【現在の実施状況】

〔幼稚園における預かり保育〕（幼稚園で実施）

○市内の私立幼稚園全園 53 か所で実施。

〔保育所型・地域密着型〕（保育所・子育て支援センターで実施）

○市内の公立・私立保育所 104 か所のうち 100 か所で実施。

（平成 25 年度延べ利用人数 28,452 人 ÷ 294 日 = 1 日平均利用者数 96.8 人）

○中央子育て支援センター 2 か所（葵区、清水区）で実施。土日夜間も開所。

・静岡中央子育て支援センター「ほっと」（葵区）

保育時間：月～土 7 時～23 時、日祝 8 時～20 時（1 月 1 日～3 日は休み）

・清水中央子育て支援センター「チャイルド」（清水区）

保育時間： 7 時～21 時半（12 月 29 日～1 月 3 日は休み）

（平成 25 年度延べ利用人数 14,078 人 ÷ 360 日 = 1 日平均利用者数 39 人）

※ファミリー・サポート・センター事業は、(10)子育て援助活動支援事業に掲載。

○待機児童園は、3 か所（葵区、駿河区、清水区）で実施。年度途中の育児休業明けの受入の多い 0 歳児については、一時預かり事業により対応。（年度当初に受入の多い 1-2 歳児は、小規模保育事業として実施。）

【量の見込みと確保の内容】 ※各提供区域の合計 単位：人日=延べ利用人数/年

幼稚園利用		26 年度実績見込み	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
込み①量の見	1号認定	194,000 人日	91,065 人日	89,738 人日	87,439 人日	85,456 人日	84,458 人日
	2号認定		291,136 人日	286,902 人日	279,549 人日	273,211 人日	270,007 人日
	合計		382,201 人日	376,640 人日	366,988 人日	358,667 人日	354,465 人日
②確保の内容			382,201 人日	376,640 人日	366,988 人日	358,667 人日	354,465 人日
不足			0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
その他 (保育所・地域密着型)		26 年度実績見込み	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
①量の見込み		55,758 人日	62,605 人日	61,656 人日	60,959 人日	60,095 人日	59,186 人日
②確保の内容	保育所	(内訳)	27,374 人日	27,374 人日	27,374 人日	27,374 人日	27,374 人日
	中央子育て支援センター	保育所	14,420 人日	14,420 人日	14,420 人日	14,420 人日	21,660 人日
	待機児童園	センター	27,636 人日	27,636 人日	27,636 人日	27,636 人日	21,756 人日
	合計	9,373 待機児童園	69,430 人日	69,430 人日	69,430 人日	69,430 人日	70,790 人日
不足		21,497	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

【提供体制の考え方】

〔幼稚園利用〕

認定こども園、幼稚園に在園している教育認定を受けた子どもに対する一時預かりであることから、幼児期の教育・保育の提供体制の確保の中で一時預かりのニーズにも対応できるように提供体制を確保していきます。主な受け皿である私立幼稚園の現在の預かり保育に要している職員配置、預かり実績等を勘案すると、在園児の2割程度の受入が可能であり、現行の提供体制により対応が可能と考えられることから、引き続き、ニーズに対応できる現行の提供体制を確保していきます。

なお、新制度施行後に私学助成の枠組みに残ることを希望する私立幼稚園は、従来どおり、県の「預かり保育」に係る私学助成を受けることが想定されます。また、幼稚園からの移行などにより認定こども園が普及すれば、幼稚園における1号認定＋一時預かりのニーズには、認定こども園における2号認定子どもへの教育・保育によって対応でき、本事業ではなく、施設型給付の対象となります。このため、今後の認定こども園の普及の状況や施行後の利用状況等を踏まえ、必要に応じて計画を見直し、必要な提供体制を確保していきます。

〔その他の利用〕

各区域のニーズには、地域に密着した認定こども園や保育所での一時預かりにより対応します。

また、土日祝日や早朝夜間のニーズをはじめとして各区域で対応できないニーズには、葵区と清水区の中央子育て支援センターでの一時預かりにより対応します。

特に不足数の多い⑦静岡東南、⑧静岡西南、⑨静岡長田を区域とする駿河区においては、新たに中央子育て支援センターを開設し、地域子育て支援拠点事業と併せて土日祝日・早朝夜間を含めた一時預かり事業を実施することとします。

さらに、保護者の育休からの職場復帰に伴い教育・保育施設等での保育が必要となる0歳児について、年度途中であるため教育・保育施設等に空きがなく、入所できない場合には、ひきつづき、待機児童園（一時預かり事業を活用）により対応します。

今後の一時預かり事業の提供体制の確保に当たっては、今後の事業の利用状況、認定こども園の普及状況、待機児童の状況等を踏まえて、必要に応じて計画を見直し、必要な提供体制を確保していきます。

〈各提供区域の確保方策〉 ※単位：人日=延べ利用人数／年

※「その他利用」に係る待機児童園及び中央子育て支援センターの確保数は、提供区域を限定した受入となっていないため、静岡市全体の合計に計上。

①静岡中央

幼稚園利用		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	1号認定	7,277人日	7,470人日	7,407人日	7,428人日	7,428人日
	2号認定	23,264人日	23,881人日	23,681人日	23,747人日	23,747人日
	合計	30,541人日	31,351人日	31,088人日	31,175人日	31,175人日
②確保の内容		30,541人日	31,351人日	31,088人日	31,175人日	31,175人日
不足		0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
その他 (保育所・地域密着型)		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		4,795人日	4,795人日	4,776人日	4,753人日	4,714人日
②確保の内容		1,478人日	1,478人日	1,478人日	1,478人日	1,478人日
不足		△3,317人日	△3,317人日	△3,298人日	△3,275人日	△3,236人日

②静岡北

幼稚園利用		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	1号認定	5,978人日	5,988人日	5,988人日	5,832人日	5,613人日
	2号認定	19,111人日	19,145人日	19,145人日	18,644人日	17,944人日
	合計	25,089人日	25,133人日	25,133人日	24,476人日	23,557人日
②確保の内容		25,089人日	25,133人日	25,133人日	24,476人日	23,557人日
不足		0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
その他 (保育所・地域密着型)		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		4,207人日	4,052人日	3,955人日	3,863人日	3,773人日
②確保の内容		2,519人日	2,519人日	2,519人日	2,519人日	2,519人日
不足		△1,688人日	△1,533人日	△1,436人日	△1,344人日	△1,254人日

③静岡城北

幼稚園利用		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	1号認定	8,643人日	8,607人日	8,393人日	8,325人日	8,221人日
	2号認定	27,633人日	27,516人日	26,832人日	26,616人日	26,282人日
	合計	36,276人日	36,123人日	35,225人日	34,941人日	34,503人日
②確保の内容		36,276人日	36,123人日	35,225人日	34,941人日	34,503人日
不足		0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
その他 (保育所・地域密着型)		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		5,550人日	5,476人日	5,442人日	5,415人日	5,360人日
②確保の内容		2,763人日	2,763人日	2,763人日	2,763人日	2,763人日
不足		△2,787人日	△2,713人日	△2,679人日	△2,652人日	△2,597人日

④静岡東

幼稚園利用		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	1号認定	7,976人日	7,876人日	7,584人日	7,323人日	7,235人日
	2号認定	25,498人日	25,181人日	24,248人日	23,414人日	23,130人日
	合計	33,474人日	33,057人日	31,832人日	30,737人日	30,365人日
②確保の内容		33,474人日	33,057人日	31,832人日	30,737人日	30,365人日
不足		0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
その他 (保育所・地域密着型)		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		5,694人日	5,631人日	5,504人日	5,376人日	5,256人日
②確保の内容		968人日	968人日	968人日	968人日	968人日
不足		△4,726人日	△4,663人日	△4,536人日	△4,408人日	△4,288人日

⑤静岡西北

幼稚園利用		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	1号認定	3,391人日	3,312人日	3,171人日	3,119人日	3,057人日
	2号認定	10,840人日	10,590人日	10,139人日	9,973人日	9,772人日
	合計	14,231人日	13,902人日	13,310人日	13,092人日	12,829人日
②確保の内容		14,231人日	13,902人日	13,310人日	13,092人日	12,829人日
不足		0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
その他 (保育所・地域密着型)		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		2,318人日	2,272人日	2,226人日	2,179人日	2,117人日
②確保の内容		508人日	508人日	508人日	508人日	508人日
不足		△1,810人日	△1,764人日	△1,718人日	△1,671人日	△1,609人日

⑥静岡山間

幼稚園利用		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	1号認定	256人日	219人日	193人日	198人日	214人日
	2号認定	817人日	700人日	617人日	634人日	684人日
	合計	1,073人日	919人日	810人日	832人日	898人日
②確保の内容		1,073人日	919人日	810人日	832人日	898人日
不足		0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
その他 (保育所・地域密着型)		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		139人日	128人日	135人日	143人日	151人日
②確保の内容		0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
不足		△139人日	△128人日	△135人日	△143人日	△151人日

⑦静岡東南

幼稚園利用		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	1号認定	8,022人日	7,887人日	7,709人日	7,798人日	7,976人日
	2号認定	25,648人日	25,215人日	24,648人日	24,931人日	25,498人日
	合計	33,670人日	33,102人日	32,357人日	32,729人日	33,474人日
②確保の内容		33,670人日	33,102人日	32,357人日	32,729人日	33,474人日
不足		0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
その他 (保育所・地域密着型)		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		5,740人日	5,860人日	5,887人日	5,845人日	5,809人日
②確保の内容		484人日	484人日	484人日	484人日	484人日
不足		△5,256人日	△5,376人日	△5,403人日	△5,361人日	△5,325人日

⑧静岡西南

幼稚園利用		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	1号認定	11,830人日	11,669人日	11,549人日	11,559人日	11,731人日
	2号認定	37,822人日	37,305人日	36,922人日	36,955人日	37,505人日
	合計	49,652人日	48,974人日	48,471人日	48,514人日	49,236人日
②確保の内容		49,652人日	48,974人日	48,471人日	48,514人日	49,236人日
不足		0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
その他 (保育所・地域密着型)		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		9,188人日	9,320人日	9,304人日	9,316人日	9,312人日
②確保の内容		4,702人日	4,702人日	4,702人日	4,702人日	4,702人日
不足		△4,486人日	△4,618人日	△4,602人日	△4,614人日	△4,610人日

⑨静岡長田

幼稚園利用		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	1号認定	9,154人日	9,081人日	8,487人日	8,059人日	7,756人日
	2号認定	29,267人日	29,034人日	27,133人日	25,765人日	24,798人日
	合計	38,421人日	38,115人日	35,620人日	33,824人日	32,554人日
②確保の内容		38,421人日	38,115人日	35,620人日	33,824人日	32,554人日
不足		0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
その他 (保育所・地域密着型)		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		6,065人日	5,836人日	5,616人日	5,426人日	5,275人日
②確保の内容		2,379人日	2,379人日	2,379人日	2,379人日	2,379人日
不足		△3,686人日	△3,457人日	△3,237人日	△3,047人日	△2,896人日

⑩清水羽衣

幼稚園利用		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	1号認定	8,200人日	7,631人日	7,376人日	6,937人日	6,771人日
	2号認定	26,215人日	24,398人日	23,580人日	22,180人日	21,646人日
	合計	34,415人日	32,029人日	30,956人日	29,117人日	28,417人日
②確保の内容		34,415人日	32,029人日	30,956人日	29,117人日	28,417人日
不足		0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
その他 (保育所・地域密着型)		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		4,927人日	4,807人日	4,667人日	4,555人日	4,435人日
②確保の内容		2,237人日	2,237人日	2,237人日	2,237人日	2,237人日
不足		△2,690人日	△2,570人日	△2,430人日	△2,318人日	△2,198人日

⑪清水有度

幼稚園利用		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	1号認定	9,186人日	9,175人日	9,081人日	8,899人日	8,701人日
	2号認定	29,367人日	29,334人日	29,034人日	28,450人日	27,816人日
	合計	38,553人日	38,509人日	38,115人日	37,349人日	36,517人日
②確保の内容		38,553人日	38,509人日	38,115人日	37,349人日	36,517人日
不足		0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
その他 (保育所・地域密着型)		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		6,614人日	6,281人日	6,436人日	6,390人日	6,324人日
②確保の内容		3,447人日	3,447人日	3,447人日	3,447人日	3,447人日
不足		△3,167人日	△2,834人日	△2,989人日	△2,943人日	△2,877人日

⑫清水庵原

幼稚園利用		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	1号認定	8,617人日	8,288人日	8,075人日	7,798人日	7,762人日
	2号認定	27,549人日	26,499人日	25,815人日	24,931人日	24,815人日
	合計	36,166人日	34,787人日	33,890人日	32,729人日	32,577人日
②確保の内容		36,166人日	34,787人日	33,890人日	32,729人日	32,577人日
不足		0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
その他 (保育所・地域密着型)		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		5,736人日	5,709人日	5,604人日	5,523人日	5,442人日
②確保の内容		5,788人日	5,788人日	5,788人日	5,788人日	5,788人日
不足		0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

⑬清水山間

幼稚園利用		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	1号認定	892人日	913人日	955人日	861人日	840人日
	2号認定	2,852人日	2,918人日	3,052人日	2,752人日	2,685人日
	合計	3,744人日	3,831人日	4,007人日	3,613人日	3,523人日
②確保の内容		3,744人日	3,831人日	4,007人日	3,613人日	3,525人日
不足		0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
その他 (保育所・地域密着型)		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		599人日	580人日	568人日	545人日	514人日
②確保の内容		0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
不足		△599人日	△580人日	△568人日	△545人日	△514人日

⑭由比蒲原

幼稚園利用		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	1号認定	1,643人日	1,622人日	1,471人日	1,320人日	1,153人日
	2号認定	5,253人日	5,186人日	4,703人日	4,219人日	3,685人日
	合計	6,896人日	6,808人日	6,174人日	5,539人日	4,838人日
②確保の内容		6,896人日	6,808人日	6,174人日	5,539人日	4,838人日
不足		0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
その他 (保育所・地域密着型)		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		1,033人日	909人日	839人日	766人日	704人日
②確保の内容		101人日	101人日	101人日	101人日	101人日
不足		△932人日	△808人日	△738人日	△665人日	△603人日

(9) 病児保育事業、子育て援助活動支援事業〔病児・緊急対応強化事業〕【3区域】

【事業概要】

〔病児保育事業〕

子どもが発熱等の急な病気になった場合、病院、保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育を実施する事業。

〔子育て援助活動支援事業〔病児・緊急対応強化事業〕〕

子どもが発熱等の病気になった場合などに、事前に登録している「援助を受けたい人（おねがい会員）」が「援助を行いたい人（まかせて会員）」に子どもを預けることにより、子育てを助けあう事業。

【現在の実施状況】

〔病児保育事業（施設型）〕

市内2か所の病児・病後児保育室（「輝き」（葵区）・「虹いろ」（清水区））で実施（定員7人）。（※「虹いろ」は平成25年10月から運営開始）

平成25年度の延べ利用者数は、321人、1日の平均利用者数は1.75人

〔緊急サポートセンター事業〕

市内1か所（葵区）の事務局を設け、おねがい会員とまかせて会員の利用調整、会員の登録業務等を実施。

おねがい会員：1,092人、まかせて会員：190人の合計1,282人が会員登録。

平成25年度の延べ利用件数は、534件。（うち病児・病後児の預かり522件、緊急度の高い預かり7件、保育所等への送迎5件）

【量の見込みと確保の内容】

※各提供区域の合計

※単位：人日=延べ利用人数/年 か所=実施か所数/年 会員=まかせて会員数

※緊急サポートセンター事業は、まかせて会員1人あたり月4回の対応を想定。

		26年度 実績見込み	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		1,037人日	14,658人日	14,469人日	14,182人日	13,920人日	13,746人日
②確保の内容	施設型	420人日 2か所	1,750人日 (2か所)	2,500人日 (3か所)	2,500人日 (3か所)	2,500人日 (3か所)	2,500人日 (3か所)
	緊急サポート	617人日 (緊急サポ)	9,120人日 (190会員)	9,744人日 (203会員)	10,368人日 (216会員)	10,992人日 (229会員)	11,616人日 (242会員)
	合計(人日)	190会員	10,870人日	12,244人日	12,868人日	13,492人日	14,116人日
不足			△3,788人日	△2,225人日	△1,314人日	△428人日	0人日

【提供体制の考え方】

子どもが急病になった際の保育ニーズに対しては、病児保育事業（施設型）と緊急サポートセンター事業の両事業によって、ニーズ量の見込みに対応する提供体制を確保していきます。

病児保育事業（施設型）については、現在、葵区と清水区の2区に設置していますが、駿河区でのニーズに対応するため、新たに駿河区でも開設し、必要な提供体制を確保していきます。

緊急サポートセンター事業については、今後のニーズ量に対応するために、支援の担い手となる「まかせて会員」の数を確保する必要があることから、事業の周知広報を強化するとともに、「まかせて会員」が必要な知識・技術を習得するための研修機会を増やすことにより、順次、提供体制を確保していきます。

〈各提供区域の確保方策〉

※単位：人日=延べ利用人数／年 か所=実施か所数／年 会員=まかせて会員数

①葵区

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		5,273人日	5,234人日	5,142人日	5,068人日	4,994人日
②確保の内容	施設型	1,000人日 (1か所)	1,000人日 (1か所)	1,000人日 (1か所)	1,000人日 (1か所)	1,000人日 (1か所)
	緊急サポート	3,283人日 (68会員)	3,475人日 (72会員)	3,667人日 (76会員)	3,859人日 (80会員)	4,051人日 (84会員)
	合計(人日)	4,283人日	4,475人日	4,667人日	4,859人日	5,051人日
不足		△990人日	△759人日	△475人日	△209人日	0人日

②駿河区

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		4,832人日	4,795人日	4,689人日	4,627人日	4,604人日
②確保の内容	施設型	0人日 (0か所)	750人日 (1か所)	750人日 (1か所)	750人日 (1か所)	750人日 (1か所)
	緊急サポート	2,827人日 (60会員)	3,115人日 (66会員)	3,403人日 (72会員)	3,691人日 (78会員)	3,979人日 (84会員)
	合計(人日)	2,827人日	3,865人日	4,153人日	4,441人日	4,729人日
不足		△2,005人日	△930人日	△536人日	△186人日	0人日

③清水区

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		4,553人日	4,440人日	4,351人日	4,225人日	4,148人日
②確保の内容	施設型	750人日 (1か所)	750人日 (1か所)	750人日 (1か所)	750人日 (1か所)	750人日 (1か所)
	緊急サポート	3,010人日 (62会員)	3,154人日 (65会員)	3,298人日 (68会員)	3,442人日 (71会員)	3,586人日 (74会員)
	合計(人日)	3,760人日	3,904人日	4,048人日	4,192人日	4,336人日
不足		△793人日	△536人日	△303人日	△33人日	0人日

(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）【3区域】

【事業概要】

子どもの一時的な預かりや移動支援などの援助を受けることを希望する者と、これらの援助を行うことを希望する者との連絡、調整や、援助を行うことを希望する者への講習の実施等の支援を行う事業。

【現在の実施状況】

葵区（本部）、清水区（支部）の2か所に、ファミリー・サポート・センター事務局を設置し、援助を受けることを希望する者と、援助を行うことを希望する者との連絡、調整を実施。また、援助を行うことを希望する会員向けの研修を実施。

平成25年度末の会員数は、合計3,843人。

「おねがい会員」（援助を受けたい人）：2,814人

「まかせて会員」（援助を行いたい人）：691人

「どっちも会員」（両方に登録する人）：338人

【量の見込みと確保の内容】

※各提供区域の合計

※単位：人日=延べ利用人数/年 会員数：「まかせて会員」及び「どっちも会員」

※会員1人あたり月2回の対応を想定。

就学児・未就学児合計	26年度実績見込み	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		32,137人日	31,779人日	31,303人日	30,967人日	30,608人日
②確保の内容	14,765人日 (1,000会員)	25,920人日 (1,080会員)	27,840人日 (1,160会員)	29,760人日 (1,240会員)	31,680人日 (1,320会員)	33,600人日 (1,400会員)
不足		△6,217人日	△3,939人日	△1,543人日	0人日	0人日

就学児	26年度実績見込み	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		10,854人日	10,770人日	10,710人日	10,754人日	10,650人日
②確保の内容	7,603人日 (330会員)	8,960人日 (374会員)	9,920人日 (414会員)	10,880人日 (454会員)	11,840人日 (494会員)	12,800人日 (534会員)
不足		△1,894人日	△850人日	0人日	0人日	0人日

未就学児	26年度実績見込み	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		21,283人日	21,009人日	20,593人日	20,213人日	19,958人日
②確保の内容	7,162人日 (670会員)	16,960人日 (706会員)	17,920人日 (746会員)	18,880人日 (786会員)	19,840人日 (826会員)	20,800人日 (866会員)
不足		△4,323人日	△3,089人日	△1,713人日	△373人日	0人日

【提供体制の考え方】

今後のニーズ量に対応するためには、支援の担い手となる「まかせて会員」・「どっちも会員」の数を継続して確保していく必要があることから、事業の周知広報を強化するとともに、「まかせて会員」が必要な知識・技術を習得するための研修機会を増やすことにより、順次、提供体制を確保していきます。

〈各提供区域の確保方策〉

※単位：人日=延べ利用人数／年 会員数：「まかせて会員」及び「どっちも会員」

①葵区

就学児	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	3,917人日	3,890人日	3,899人日	3,920人日	3,922人日
②確保の内容	3,160人日 (131会員)	3,520人日 (146会員)	3,880人日 (161会員)	4,240人日 (176会員)	4,600人日 (191会員)
不足	△757人日	△370人日	△19人日	0人日	0人日
未就学児	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	7,656人日	7,600人日	7,467人日	7,359人日	7,251人日
②確保の内容	6,060人日 (252会員)	6,420人日 (267会員)	6,780人日 (282会員)	7,140人日 (297会員)	7,500人日 (312会員)
不足	△1,596人日	△1,180人日	△687人日	△219人日	0人日

②駿河区

就学児	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	3,341人日	3,329人日	3,338人日	3,372人日	3,331人日
②確保の内容	2,760人日 (115会員)	3,120人日 (130会員)	3,480人日 (145会員)	3,840人日 (160会員)	4,200人日 (175会員)
不足	△581人日	△209人日	0人日	0人日	0人日
未就学児	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	7,016人日	6,963人日	6,808人日	6,719人日	6,684人日
②確保の内容	4,960人日 (206会員)	5,320人日 (221会員)	5,680人日 (236会員)	6,040人日 (251会員)	6,400人日 (266会員)
不足	△2,056人日	△1,643人日	△1,128人日	△679人日	△284人日

③清水区

就学児	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	3,596人日	3,551人日	3,473人日	3,462人日	3,397人日
②確保の内容	3,040人日 (128会員)	3,280人日 (138会員)	3,520人日 (148会員)	3,760人日 (158会員)	4,000人日 (168会員)
不足	△556人日	△271人日	0人日	0人日	0人日
未就学児	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	6,611人日	6,446人日	6,318人日	6,135人日	6,023人日
②確保の内容	5,940人日 (248会員)	6,180人日 (258会員)	6,420人日 (268会員)	6,660人日 (278会員)	6,900人日 (288会員)
不足	△671人日	△266人日	0人日	0人日	0人日

(11) 妊婦健診【1区域】

【事業概要】

安全・安心な分娩や出産のために、妊婦の健康診査に係る経済的負担を軽減することにより、医療機関等への受診を勧奨する事業。

【現在の実施状況】

妊婦から「妊娠届出書」の提出を受け、妊娠周期（週数）に応じた公費負担の受診券を交付することにより実施。（基本健診14回、超音波検査4回、血液検査1回）

- ① 静岡県内の産科医療機関で受診する場合 ※県下一元化事業
県内市町の産科医療機関からの請求により自治体が産科医療機関へ健診費用を支払い。
- ② 静岡県外の産科医療機関で受診する場合
里帰りの妊婦健診補助金として、受診者からの申請により、申請者へ直接支払い。

【量の見込みと確保の内容】

※単位 26年度実績及び量の見込み：上段：人／年 下段：延べ健診回数／年

	26年度 実績見込み	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		5,540人 64,264回	5,464人 63,382回	5,377人 62,373回	5,294人 61,410回	5,212人 60,459回
②確保の内容	5,559人 66,021回	<p>【実施場所】 静岡県の一元化事業として、県と県医師会の契約に賛同する県内の病院、診療所、助産所他</p> <p>【検査項目】 子宮底長、腹囲、血圧、浮腫、尿検査、身長、体重、子宮頸がん検診（細胞診）、血液型（ABO血液型・Rh血液型・不規則抗体）、血算、血糖、B型肝炎抗原検査、C型肝炎抗体検査、梅毒血清反応検査、風疹ウイルス抗体価検査、トキソプラズマ、HIV抗体、HTLV-1、クラミジア検査、超音波検査、B群溶血性レンサ球菌（GBS）</p> <p>【実施時期】 随時</p>	同左	同左	同左	同左

【提供体制の考え方】

本事業は、静岡県の一元化事業として実施しており、県と医師会の契約に賛同する県内の総合病院、診療所、助産所で受診することができるほか、県外の医療機関での受診にも対応しており、これらの現在の体制により対象となる全ての妊婦への対応が可能となっています。引き続き、ニーズ量に対応できる提供体制を確保していきます。

(12) 実費徴収に伴う補足給付事業

【事業概要】

世帯の経済状況等に応じ、特定教育・保育等を受けた場合に係る日用品や文房具等必要な物品の購入に要する費用等について助成する事業。

【実施の考え方】

国が0.7兆円の範囲で行う「質の改善」事項として実施する生活保護世帯に対する学用品費、通園費、給食費等の助成を実施します。

なお、国が、1兆円の範囲で行う「質の改善」として実施することを規定している市町村民税非課税世帯に対する学用品費、通園費、給食費等の助成については、今後の国の検討状況を踏まえ、当市での実施を検討します。

(13) 多様な主体の参入促進事業

【事業概要】

新規に認定こども園、保育所、小規模保育事業等に参入する事業者に対し、事業運営や事業実施に関する相談・助言等を行う事業。

【実施の考え方】

新規参入事業者に対し、次の支援を実施します。その具体的手法については、新規参入者の状況等を踏まえて検討します。

- ① 事業開始前における事業の運営や実施に関する相談・助言、各種手続きに関する支援
- ② 事業開始後、事業運営が軌道に乗るまでの間における、保護者や地域住民との関係構築や、利用する子どもへの対応等に関する実施支援、相談・助言等の支援
- ③ 小規模保育事業の連携施設のあっせんなど、事業実施にあたっての連携先の紹介等の支援

<地域子ども・子育て支援事業の確保方策等の概要>

事業名		26年度実績見込み (現在の受入目安)	31年度末の確保量	確保方策の概要
(1)利用者支援事業	保育コーディネーター	3か所	3か所	引き続き、現行の体制を維持。
	子ども未来サポーター	3か所	23か所	新たに20か所(全ての子育て支援センター)に設置。
(2)時間外保育事業(延長保育)		3,935人	4,000人	現行の体制で可能であり、教育・保育の体制整備の中で対応。
(3)放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)		3,575人	6,064人	新たに78室を整備。また、開所時間の延長、利用者負担の軽減等も実施。
		97室	175室	
◇放課後子ども教室		13校	86校	新たに73校で実施。
◇放課後児童クラブと放課後子ども教室との一体的実施		—	69校	児童クラブのある全ての小学校区において一体的に実施。
(4)子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)		310人日 3か所 (3,650人日)	3か所 (3,650人日)	現行の体制で対応可能。
(5)乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)		5,350人	5,112人	現行の体制で対応可能。
(6)養育支援訪問事業その他要 保護児童等支援に資する事業		24世帯 (40世帯)	39世帯	現行の体制で対応可能。
(7)地域子育て支援拠点事業		18か所	23か所	5区域で体制整備。 静岡東(2か所)、静岡東南、静岡長田、清水羽衣区域に新設。 静岡西南区域では、駿河中央子育て支援センターを設置。既存の子育て支援センターから機能を移行するとともに体制を強化。
(8)一時預かり事業	幼稚園利用	194,000人日 (382,201人日)	354,465人日	現行の体制で対応可能であり、教育・保育の体制整備の中で対応。 新たに1か所(駿河中央子育て支援センター)設置。
	その他利用	55,758人日	70,790人日	
(9)病児保育事業、子育て 援助活動支援事業(病児・緊急 対応強化事業)	施設型	2か所	3か所	新たに1か所設置(駿河区)。
	緊急サポート	190会員	242会員	会員数を52人増やすために、周知広報の強化、研修機会の増を図る。
(10)子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)		1,000会員	1,400会員	会員数を400人増やすために、周知広報の強化、研修機会の増を図る。
(11)妊婦健診		5,559人	5,212人	現行の体制で対応可能。
		66,021延べ健診	60,459延べ健診	
(12)実費徴収に伴う補足給付事業		—		認定こども園等を利用する生活保護世帯に対する学用品費、通園費、給食費等を助成。
(13)多様な主体の参入促進事業		—		新規参入事業者に対し、相談支援等を実施。

※ 単位の「人日」は延べ利用人数。

第4節 幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保と資質向上のための取組

幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業などの子ども・子育て支援を提供するに当たって基本となるのは人材であり、従事する人材の確保と質の向上が重要です。

本市では、幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業等の提供体制を確保できるよう、保育士等の人材確保を推進するとともに、保育士等の処遇改善に取り組む事業者への支援を行うほか、認定こども園を普及するために、幼稚園教諭免許又は保育士資格のどちらかを有する教育・保育従事者の方に対し、もう片方の免許・資格を取得できるよう支援を行います。

また、質の高い幼児期の教育・保育や、地域子ども・子育て支援事業のサービスを提供できるよう、保育教諭や放課後児童支援員などの子ども・子育て支援の担い手の資質向上のために必要な研修機会を確保していきます。とりわけ、特に配慮を必要とする子どもについて一人ひとりの状況に応じた適切な教育・保育を提供できるよう、専門機関と連携した研修を開催するなど、現場のニーズに応じた職員の資質向上を図っていきます。



第6章 計画の推進（PDCAサイクルの確保）

1 推進体制

（1）静岡市健康福祉審議会児童福祉専門分科会（静岡市子ども・子育て会議）

児童福祉法第8条第2項に基づき児童福祉に関する事項の調査審議等を行う機関として、また、子ども・子育て支援法第77条第1項に基づき子ども・子育て支援に関する事項の調査審議等を行う機関として、静岡市健康福祉審議会児童福祉専門分科会（静岡市子ども・子育て会議）を設置しています。学識経験者、子育て当事者、教育・保育関係者、労使関係者、福祉関係者等を構成員としており、子ども・子育て支援施策の推進について様々な角度から意見をいただきながら、毎年度、計画の進捗状況を点検・評価するなど計画の進行管理や見直し等を行います。

（2）静岡市次世代育成支援対策推進会議

静岡市における次世代育成支援対策の推進に係る諸施策の総合的な企画、関係部局や関係機関の総合調整を行い、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するため、静岡市次世代育成支援対策推進会議を設置しています。市長を会長とし、局長級職員を構成員とする「推進会議」の下に、関係部署が相互に連携し調査研究を行うために課長級職員を構成員とする「幹事会」、資料の収集、整理、提供その他の作業を行うため、課長が指名した職員を構成員とする「担当者会議」を設けています。

2 計画の点検・評価

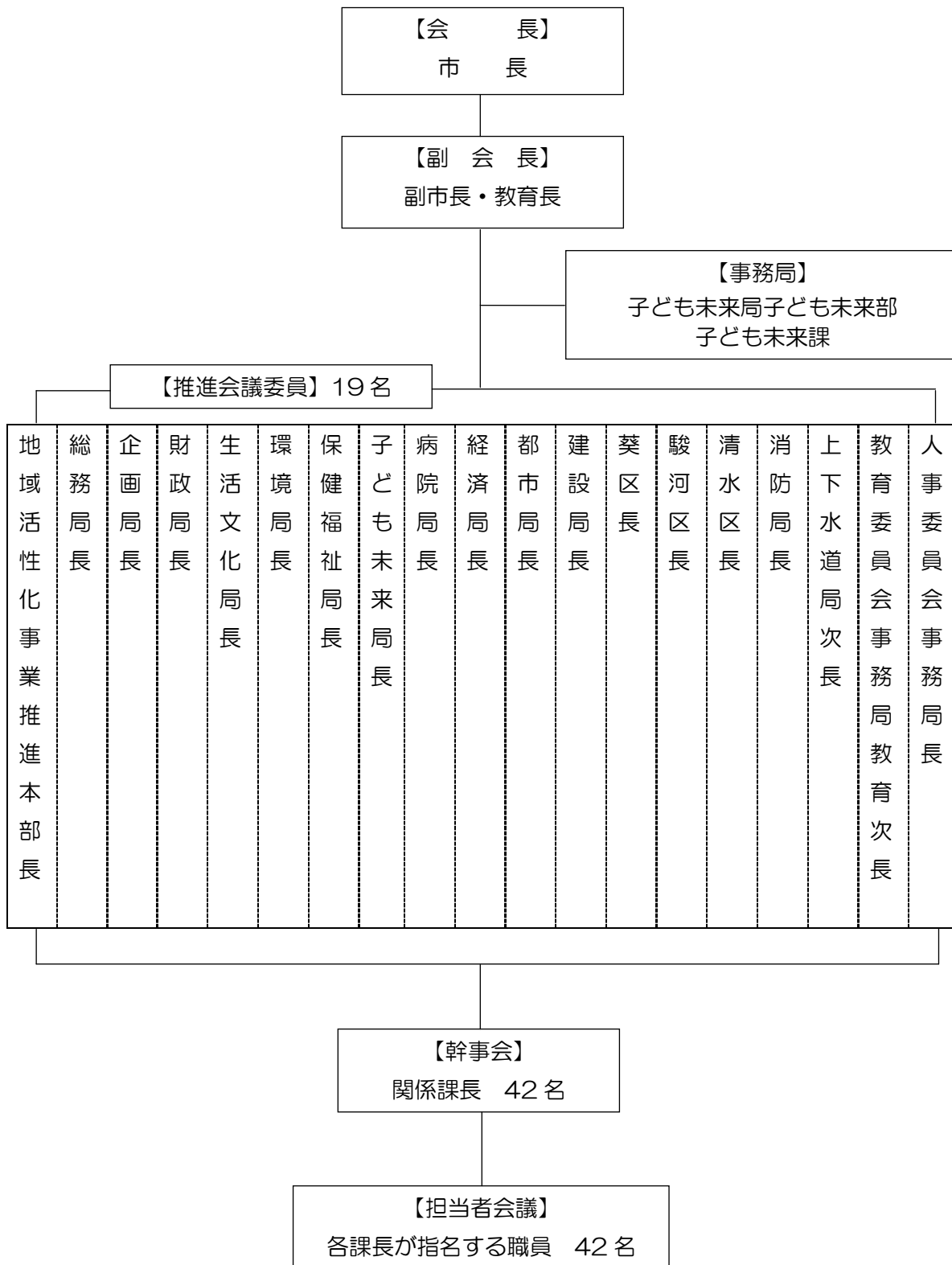
PDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）の考え方に沿って、1の推進体制により、毎年度、計画の実施状況や事業効果などについて客観的に点検・評価を行い、必要な改善を実施していきます。また、その結果については、市民に分かりやすい形で公表します。

3 計画、制度等の周知

本計画及び子ども・子育て支援新制度を始めとする子育て支援施策については、市広報、市ホームページ、静岡市子育て応援総合サイト「ちゃむ」、パンフレット等の配布物など、様々な手段・媒体を通じて積極的に周知を図っていきます。

参考資料

平成 26 年度静岡市次世代育成支援対策推進会議組織図



平成 26 年度静岡市健康福祉審議会児童福祉専門分科会委員一覧
 (静岡市子ども・子育て会議)

(敬称略、50 音順)

No	委員名・所属		専門分野等
1	浅井 哲朗	静岡市保育園協会 会長	児童福祉 (保育)
2	岩崎 真孝	小系製作所労働組合 中央副執行委員長	労働者代表
3	上田 直弘	静岡瓦斯株式会社 執行役員 コーポレートサービス部長	雇用者代表
4	馬居 政幸	静岡大学 教授	教育社会学
5	大川 美佐子	静岡市民生委員児童委員協議会	地域の児童福祉活動
6	太田嶋 信之	静岡市私立保育園連合会	児童福祉 (保育)
7	大橋 敬子	静岡市心身障害児福祉センター 「いこいの家」所長	児童福祉 (障害)
8	垣見 文子	静岡市母子寡婦福祉会 理事長	ひとり親家庭支援
9	京井 麻由	市民代表 (公募)	市民代表 (公募)
10	新谷 昭江	静岡市校長会	教育 (学校教育)
11	杉山 静子	東海大学短期大学部 准教授	児童福祉 (乳児保育)
12	田中 知子	市民代表 (公募)	市民代表 (公募)
13	月川 涼子	市民代表 (公募)	市民代表 (公募)
⑭	津 富 宏	静岡県立大学 教授、 NPO 法人青少年就労支援ネットワーク 静岡 代表	青少年問題
15	富樫 早苗	静岡県弁護士会 弁護士	児童の権利擁護
16	内藤 真紀子	静岡労働局雇用均等室 室長	仕事と子育ての両立支援
17	長谷川 弘道	静岡県私立幼稚園振興協会	教育 (幼児教育)
18	宮下 ちづ子	静岡市私立幼稚園連合会 会長	教育 (幼児教育)
19	宮本 登	社会福祉法人静岡福祉事業協会 理事 兼千代田寮長	児童福祉 (社会的養護)
20	山岸 陽子	静岡中央子育て支援センター 所長	地域の子育て支援活動

※○印は、会長

計画の策定経過（平成25～26年度）

静岡市次世代育成支援対策推進会議

開催日	会議名	主な審議事項
平成25年5月10日	第1回推進会議	推進体制、計画策定スケジュール
平成25年5月14日	第1回幹事会・担当国会議	計画策定の着手事項、電算システムの開発
平成26年2月4日	第2回幹事会・担当国会議	事業計画骨子、教育・保育提供区域
平成26年3月17日	第2回推進会議	事業計画骨子、教育・保育提供区域
平成26年5月9日	第3回推進会議	事業計画策定、新制度施行に伴う条例整備
平成26年5月12日	第3回幹事会・担当国会議	事業計画策定、新制度施行に伴う条例整備
平成26年10月9日	第4回推進会議	量の見込み・確保方策仮確定、放課後子ども対策、子どもの貧困対策
平成26年11月14日	第4回幹事会・担当国会議	事業計画策定
平成26年12月10日	第5回推進会議	事業計画策定（パブリックコメント案審議）
平成27年2月20日	第6回推進会議	事業計画確定（最終審議）

※上記開催の他、計画策定に関連の深い関係課による個別会議や文書での意見聴取等を随時実施。

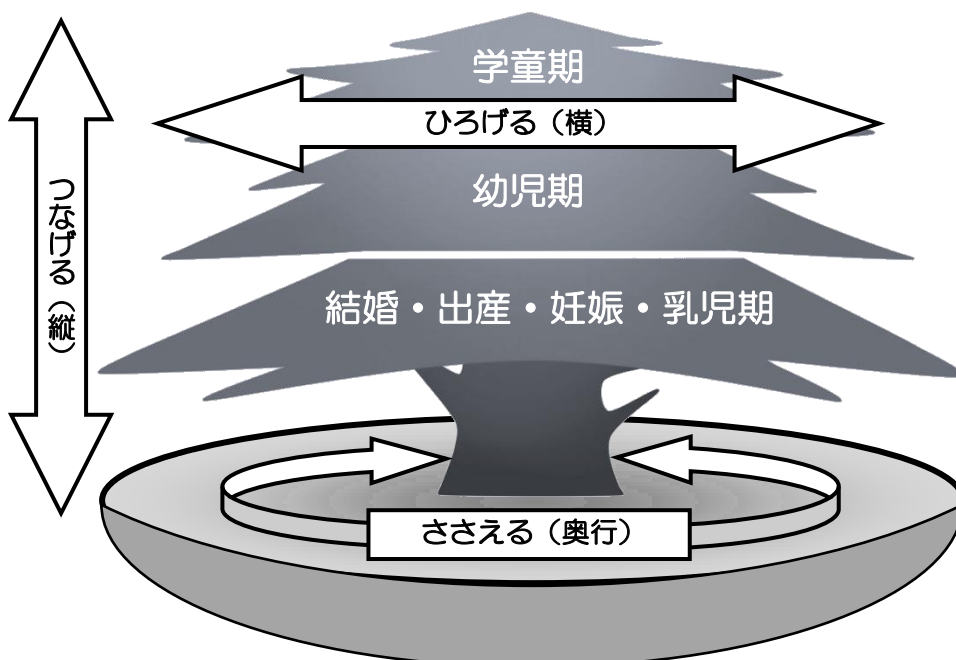
静岡市健康福祉審議会児童福祉専門分科会（静岡市子ども・子育て会議）

開催数	開催日	主な審議事項
第1回	平成25年5月30日	計画の位置づけ、ニーズ調査案
第2回	平成25年7月22日	ニーズ調査案
第3回	平成25年12月16日	事業計画骨子、教育・保育提供区域、公立園移行等施策方針
第4回	平成26年1月27日	事業計画骨子、教育・保育提供区域、量の見込み
第5回	平成26年3月13日	事業計画骨子、量の見込み
第6回	平成26年5月19日	事業計画骨子、幼保連携型認定こども園等基準条例、広報計画
第7回	平成26年7月1日	事業計画策定、量の見込み、教育・保育利用者負担、保育の必要性の基準、放課後子ども対策
第8回	平成26年8月26日	量の見込み・確保方策、教育・保育利用者負担、利用申請手続
第9回	平成26年10月6日	量の見込み・確保方策仮確定、放課後子ども対策、子どもの貧困対策
第10回	平成26年11月4日	事業計画策定
第11回	平成26年11月25日	事業計画策定（パブリックコメント案審議）
第12回	平成27年2月9日	事業計画策定（最終審議）、教育・保育施設等の利用定員の設定・設置認可

静岡市子ども・子育て支援プラン 3つのポイント ～子ども本位の視点から～

- ★『ひろげる』（ニーズに応じた支援を拡げていきます。）
認定こども園の普及をはじめとして、認定こども園、幼稚園、保育所などにおける幼児期の教育・保育を推進していきます。
- ★『つなげる』（子どもの育ちに沿って支援をつなげていきます。）
放課後子ども教室と放課後児童クラブの一体的実施など、総合的な放課後子ども対策を推進していきます。
- ★『ささえる』（すべての子どもの育ちを支えていきます。）
子どもの貧困への対応を進め、困難な状況に置かれた子どもとその家庭への支援を推進していきます。

～すべての子どもたちが将来に夢や希望をもって成長できるように～



静岡市子ども・子育て支援プラン

発行日：平成 27 年 3 月

発 行：静岡市

編 集：静岡市 子ども未来局 子ども未来部 子ども未来課

〒420-8602 静岡市葵区追手町 5 番 1 号

TEL：054-221-1169 FAX：054-221-1176

HP：[静岡市子ども子育て支援プラン](#) [検索](#)